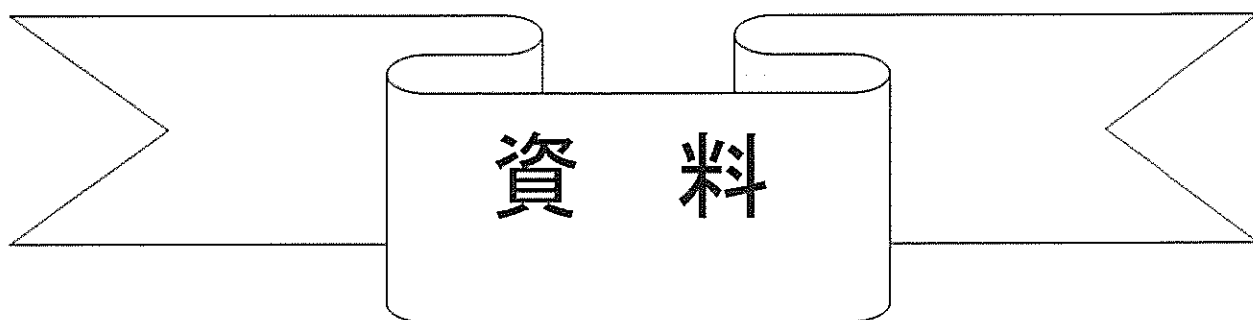




資料編





資料



# 資料索引

## 第2部 環境の状況と施策

### 第1 快適

#### 第1章 都市環境の保全

##### 第1節 大気環境

	資料
資料1-1-1 測定局別環境基準適合状況	1
資料1-1-2 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 濃度経年変化	2
資料1-1-3 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) の年間測定結果及び環境基準対比	3
資料1-1-4 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果	4
資料1-1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化	5
資料1-1-6 浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果及び環境基準対比	6
資料1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及びハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度	7
資料1-1-8 光化学オキシダント (O <sub>x</sub> ) 測定結果及び環境基準対比	8
資料1-1-9 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比	8
資料1-1-10 光化学オキシダント (スモッグ) 緊急時発令基準と発令時の周知事項	9
資料1-1-11 光化学オキシダント (スモッグ) 緊急時発令地域 (大阪市関係) 及び測定点	10
資料1-1-12 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況	11
資料1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況	11
資料1-1-14 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 濃度経年変化	12
資料1-1-15 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) の年間測定結果及び環境基準対比	13
資料1-1-16 一酸化炭素 (CO) 濃度経年変化	14
資料1-1-17 一酸化炭素 (CO) の年間測定結果及び環境基準対比	14
資料1-1-18 移動測定局による二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )、一酸化窒素 (NO) の測定結果	15
資料1-1-19 移動測定局による浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) の測定結果	15
資料1-1-20 固定発生源窒素酸化物排出量の推移	15
資料1-1-21 燃料使用量 (区別)	16
資料1-1-22 特定粉じん (石綿) 排出等作業に係る届出件数	16
資料1-1-23 アスベスト環境濃度測定実施作業件数	17
資料1-1-24 アスベスト現場立入検査件数	17
資料1-1-25 一般環境大気中のアスベスト濃度調査結果	17
資料1-1-26 アスベストに関する住民からの相談件数 (環境関係)	17
資料1-1-27 アスベストに関する住民からの相談件数 (健康関係)	17
資料1-1-28 立入指導等の状況 (大気)	18
資料1-1-29 6月の環境月間に係る立入検査結果	18
資料1-1-30 季節大気汚染防止対策に係る立入検査結果	18
資料1-1-31 悪臭に係る検査件数	18
資料1-1-32 環境に関する検査件数	18
資料1-1-33 区別届出対象工場・事業場数	19
資料1-1-34 粉じん発生施設数	19
資料1-1-35 届出工場・事業場数	20
資料1-1-36 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例 (大気) に基づく届出件数	20
資料1-1-37 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数	20

##### 第2節 自動車交通環境対策

資料1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率	21
資料1-2-2 重量別車両保有台数の推移	21
資料1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移	21
資料1-2-4 自動車騒音・道路交通振動測定地点	22
資料1-2-5 自動車騒音・道路交通振動測定結果	22
資料1-2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化	24
資料1-2-7 自動車排出ガス規制の法体系	24
資料1-2-8 自動車排出ガス規制の推移 (新車)	25
資料1-2-9 使用過程車規制	29
資料1-2-10 自動車排出ガス規制強化の推移 (窒素酸化物)	30

資料1-2-11	二輪車の自動車排出ガス規制	32
資料1-2-12	ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制	32
資料1-2-13	自動車の燃料に関する許容限度	32
資料1-2-14	軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移	32
資料1-2-15	自動車単体騒音規制の推移	33
資料1-2-16	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO <sub>x</sub> ・PM法）	34
資料1-2-17	自動車の燃費基準について	35
資料1-2-18	道路交通騒音に関する法体系	37
資料1-2-19	道路交通振動に関する法体系	37
資料1-2-20	大阪市公用車への低公害車等の導入状況	38
資料1-2-21	大阪市域幹線道路における低騒音舗装の敷設状況	39
資料1-2-22	大阪市域幹線道路における遮音壁の設置状況	39
資料1-2-23	自動車騒音の障害防止対策（民家防音工事助成）	39
資料1-2-24	大阪市モーダルシフト補助制度 認定事業の成果一覧	40

### 第3節 水環境

資料1-3-1	大阪市内公共用水域におけるBODの経年変化	41
資料1-3-2	大阪港湾水域におけるCODの経年変化	42
資料1-3-3	大阪市内公共用水域における水質調査結果	42
資料1-3-4	大阪市内河川底質調査結果	44
資料1-3-5	大阪港港湾区域内底質調査地点図	44
資料1-3-6	大阪港港湾区域内底質調査結果	45
資料1-3-7	市内河川魚類生息状況調査結果	46
資料1-3-8	市内河川の魚類の分布	47
資料1-3-9	下水処理区と下水処理場	48
資料1-3-10	水域別・行政区別・法律条例適用事業場数	48
資料1-3-11	立入指導等の状況（公共用水域へ排出水を排出する工場・事業場）	48
資料1-3-12	水質関係 法律・条例届出受理件数	49
資料1-3-13	特定事業場・除害施設必要事業場数	49
資料1-3-14	立入指導等の状況（公共下水道へ排出水を排出する工場・事業場）	49

### 第4節 地盤環境

資料1-4-1	各区の主要地点年間変動量	50
資料1-4-2	地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果	51
資料1-4-3	地下水汚染調査地点図	52
資料1-4-4	地下水概況調査結果	52
資料1-4-5	地下水汚染井戸周辺地区調査結果	53
資料1-4-6	地下水定期モニタリング調査結果	53

### 第5節 化学物質

資料1-5-1	ダイオキシン類環境調査結果	54
資料1-5-2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数	56
資料1-5-3	有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果	56
資料1-5-4	「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量	57

### 第6節 騒音・振動

資料1-6-1	特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）	58
資料1-6-2	騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく特定（届出）施設の年度別届出件数	58
資料1-6-3	工場・事業場騒音苦情件数内訳（発生原因別）	59
資料1-6-4	特定建設作業届出件数（騒音）	59
資料1-6-5	新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果	60
資料1-6-6	大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）	60
資料1-6-7	近隣騒音の苦情件数	61
資料1-6-8	環境騒音（一般地域等）の環境基準適合状況	62
資料1-6-9	環境騒音（一般地域等）の騒音レベル別頻度	62
資料1-6-10	用途地域別環境騒音レベル	62
資料1-6-11	立入指導等の状況（騒音）	63

資料 1-6-12	新幹線鉄道騒音・振動にかかる発生源対策の状況	63
資料 1-6-13	新幹線鉄道騒音・振動にかかる障害防止対策の状況	63
資料 1-6-14	航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）	63
資料 1-6-15	振動関係苦情件数の内訳	64
資料 1-6-16	特定（届出）工場・事業場数（振動関係）	64
資料 1-6-17	振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく 特定（届出）施設の年度別届出件数	64
資料 1-6-18	特定建設作業届出件数（振動）	65
資料 1-6-19	立入指導等の状況（振動）	65

## 第8節 公害苦情の処理

資料 1-8-1	公害苦情の種類別の経年変化	66
資料 1-8-2	行政区別苦情件数集計表	66

## 第9節 環境保全設備資金融資

資料 1-9-1	公害別融資状況	67
資料 1-9-2	利子助成状況	67

## 第10節 公害健康被害の補償と健康被害予防事業

資料 1-10-1	行政区別認定数	68
資料 1-10-2	認定疾病別内訳	68
資料 1-10-3	障害等級別内訳	69
資料 1-10-4	補償給付	69
資料 1-10-5	大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	70
資料 1-10-6	環境改善事業実施状況	71

# 第2 地球環境

## 第1章 地球環境の保全

資料 3-1-1	「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図	72
----------	-----------------------	----

# 第3 循環

## 第2章 資源利用

資料 6-1-1	グリーン調達実績	73
----------	----------	----

## 第3章 廃棄物対策

資料 7-1-1	廃棄物の種類と定義	74
資料 7-1-2	ごみ組成の推移	75
資料 7-1-3	ごみの三成分及び発熱量の変化	75
資料 7-4-1	産業廃棄物処理業許可状況	76

# 第4 協働

## 第1章 環境コミュニケーションの推進

資料 8-1-1	大阪市立環境学習センターの概要と事業実績	77
資料 8-2-1	環境月間行事実施内容	78

## 第2章 すべての主体の環境保全行動の展開

資料 9-2-1	大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の概要	79
資料 9-2-2	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要	80
資料 9-2-3	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の行動目標達成状況	81

### 第3章 環境配慮の推進

資料10-1-1	大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の 対象事業等一覧表	82
資料10-2-1	大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表	83
資料10-3-1	大規模建築物等の事前協議件数	86
◆	市域の概況	86
◆	環境行政の推移	92



資料1-1-1 測定局別環境基準適合状況

(平成18年度)

測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	
一般環境 大気 測定局	北区旧濟美小学校	○	○	×	○	○	---	
	此花区此花区役所	○	○	×	○	○	×	
	大正区平尾小学校	○	○	×	○	○	---	
	西淀川区淀中学校	○	○	×	○	○	×	
	淀川区淀川区役所	○	○	×	○	○	×	
	生野区勝山中学校	○	○	×	○	○	×	
	旭区大宮中学校	○	○	×	○	○	×	
	城東区聖賢小学校	○	○	×	○	○	×	
	住之江区清江小学校	○	○	×	○	○	×	
	平野区摂陽中学校	○	○	×	○	○	×	
	西成区今宮中学校	○	○	×	○	○	×	
	西区堀江小学校	○	○	×	○	○	×	
	鶴見区茨田北小学校	---	○	×	○	○	×	
	浪速区難波中学校	---	---		---		×	
住之江区南港中央公園	○	○	×	○	○	×		
測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		一酸化炭素 (CO)	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価
自動車 排出 ガス 測定局	北区梅田新道	○	○	×	---		○	○
	西淀川区出来島小学校	×	○	×	○	○	○	○
	住之江区北粉浜小学校	○	○	×	---		○	○
	東住吉区杭全町交差点	×	○	×	---		---	
	旭区新森小路小学校	×	×	×	---		○	○
	福島区海老江西小学校	○	○	×	○	○	---	
	東成区今里交差点	×	○	×	---		○	○
	東淀川区上新庄交差点	○	---		---		---	
	住之江区住之江交差点	○	---		---		---	
	鶴見区茨田中学校	○	○	×	---		---	
住吉区我孫子中学校	○	○	×	---		---		

(注) ○は環境基準適合を、×は環境基準不適合を示します。

資料1-1-2 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）濃度経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度										
		平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
一般環境 大気測定局	北区旧濟美小学校	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	
	此花区此花区役所	0.035	0.034	0.033	0.035	0.034	0.031	0.030	0.026	0.025	0.025	
	大正区大平尾小学校	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	
	西淀川区淀川中学校	0.037	0.036	0.035	0.035	0.034	0.032	0.030	0.028	0.027	0.029	
	淀川区淀川区役所	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
	生野区勝山中学校	0.034	0.034	0.031	0.034	0.031	0.030	0.030	0.026	0.027	0.028	
	旭区大宮中学校	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
	大城区聖賢小学校	0.034	0.033	0.026	0.028	0.025	0.026	0.026	0.026	0.024	0.025	
	住之江区清江小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	平野区撰陽中学校	0.035	0.033	0.032	0.033	0.033	0.030	0.029	0.029	0.027	0.026	
	西成区今宮中学校	0.033	0.032	0.031	0.031	0.030	0.028	0.026	0.025	0.025	0.026	
	西堀区堀江小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	住之江区南港中央公園	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030	0.028	0.028	0.027	0.026	0.026	
	住之江区南港中央公園	0.033	0.032	0.031	0.032	0.030	0.029	0.028	0.027	0.024	0.025	
	市内平均	0.035	0.034	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029	0.027	0.027	0.027	
	自動車排出ガス測定局	北梅田新区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆
		西淀川区出来島小学校	0.046	0.044	0.043	0.045	0.043	0.042	0.043	0.040	0.035	0.034
		住之江区北粉浜小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		東住吉区杭全町交差点	0.046	0.044	0.046	0.048	0.047	0.045	0.038	0.038	0.036	0.036
旭区新森小路小学校		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
福島区海老江西小学校		0.046	0.045	0.044	0.041	0.040	0.038	0.037	0.034	0.031	0.032	
東成区今里交差点		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
東淀川区上新庄交差点		0.052	0.050	0.050	0.050	0.046	0.044	0.044	0.042	0.042	0.040	
住之江区住之江交差点		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
鶴見区茨田中学校		0.044	0.043	0.043	0.045	0.044	0.038	0.036	0.035	0.034	0.034	
住之江区我孫子中学校		0.047	0.043	0.038	0.040	0.039	0.037	0.037	0.037	0.036	0.036	
市内平均		0.046	0.044	0.043	0.043	0.041	0.039	0.037	0.036	0.035	0.034	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. ☆印は化学発光法、その他は吸光光度法による測定です。  
 3. \*印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。  
 4. 出来島小学校測定局は、平成15年4月1日から平成15年5月12日まで測定機の動作不良により欠測です。平成9年7月1日に北区天満中学校から北区旧濟美小学校に継続局として移転しました。  
 平成10年4月1日に住吉区長居小学校から住吉区我孫子中学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日から住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-3 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の年間測定結果及び環境基準対比

（平成18年度）

測定局名	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
		(ppm)	(日)	(%)	(日)			(%)
一般環境大気測定局	北区旧済美小学校	0.025	0	0.0	33	9.0	0.048	0
	此花区此花区役所	0.029	2	0.5	55	15.1	0.052	0
	大正区平尾小学校	0.028	2	0.5	55	15.1	0.056	0
	西淀川区淀中学校	0.025	0	0.0	36	9.9	0.050	0
	淀川区淀川区役所	0.026	1	0.3	37	10.6	0.049	0
	生野区勝山中学校	0.026	0	0.0	43	11.8	0.053	0
	旭区大宮中学校	0.026	0	0.0	41	11.2	0.050	0
	城東区聖賢小学校	0.025	0	0.0	35	9.6	0.052	0
	住之江区清江小学校	0.028	1	0.3	39	10.9	0.052	0
	平野区摂陽中学校	0.026	0	0.0	35	9.7	0.052	0
	西成区今宮中学校	0.029	2	0.7	38	12.9	0.054	0
	西区堀江小学校	0.027	1	0.3	49	13.6	0.048	0
	住之江区南港中央公園	0.030	4	1.1	74	20.3	0.058	0
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	0.034	7	1.9	86	23.6	0.060	0
	西淀川区出来島小学校	0.036	13	3.6	123	33.8	0.064	6
	住之江区北粉浜小学校	0.032	6	1.6	75	20.5	0.057	0
	東住吉区杭全町交差点	0.037	9	2.5	142	38.9	0.062	2
	旭区新森小路小学校	0.039	16	4.4	156	42.9	0.064	9
	福島区海老江西小学校	0.030	2	0.5	66	18.1	0.055	0
	東成区今里交差点	0.040	21	5.8	156	43.3	0.066	14
	東淀川区上新庄交差点	0.032	2	0.5	90	24.7	0.056	0
	住之江区住之江交差点	0.036	7	1.9	119	33.0	0.060	0
	鶴見区茨田中学校	0.034	4	1.1	110	30.1	0.057	0
住吉区我孫子中学校	0.030	0	0.0	43	11.8	0.050	0	

（注）【98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあり、かつ0.06ppmを超えた日数です。

資料 1-1-4 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果

(平成18年度)

測定局名	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )				
	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 NO <sub>2</sub> (NO+NO <sub>2</sub> )	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)	
一般環境 大気 測定局	北区旧済美小学校	0.009	0.182	0.050	0.034	0.265	0.096	72.7
	此花区此花区役所	0.019	0.275	0.075	0.048	0.338	0.123	59.8
	大正区平尾小学校	0.013	0.346	0.065	0.041	0.456	0.106	67.5
	西淀川区淀中学校	0.013	0.185	0.053	0.038	0.272	0.096	66.4
	淀川区淀川区役所	0.012	0.207	0.055	0.038	0.269	0.096	68.2
	生野区勝山中学校	0.011	0.191	0.052	0.037	0.283	0.098	70.8
	旭区大宮中学校	0.013	0.198	0.062	0.039	0.259	0.109	67.0
	城東区聖賢小学校	0.011	0.203	0.056	0.036	0.282	0.099	69.3
	住之江区清江小学校	0.013	0.233	0.065	0.041	0.310	0.110	68.0
	平野区摂陽中学校	0.013	0.226	0.068	0.039	0.276	0.106	67.1
	西成区今宮中学校	0.011	0.226	0.044	0.040	0.297	0.089	72.8
	西区堀江小学校	0.014	0.270	0.066	0.041	0.341	0.110	66.8
	住之江区南港中央公園	0.018	0.409	0.085	0.047	0.503	0.130	62.8
市内平均	0.013	—	—	0.040	—	—	—	
自動車 排出 方 不 測定局	北区梅田新道	0.026	0.268	0.076	0.060	0.320	0.119	56.6
	西淀川区出来島小学校	0.030	0.316	0.095	0.066	0.410	0.141	54.1
	住之江区北粉浜小学校	0.034	0.449	0.082	0.066	0.644	0.132	49.0
	東住吉区杭全町交差点	0.048	0.375	0.134	0.085	0.461	0.187	43.3
	旭区新森小路小学校	0.063	0.784	0.145	0.102	1.021	0.201	38.2
	福島区海老江西小学校	0.026	0.253	0.082	0.056	0.345	0.131	53.2
	東成区今里交差点	0.045	0.325	0.105	0.085	0.409	0.155	46.7
	東淀川区上新庄交差点	0.033	0.323	0.105	0.065	0.400	0.155	49.8
	住之江区住之江交差点	0.036	0.324	0.099	0.072	0.405	0.147	49.7
	鶴見区茨田中学校	0.037	0.467	0.114	0.070	0.545	0.159	47.8
住吉区我孫子中学校	0.024	0.224	0.079	0.053	0.282	0.119	55.4	
市内平均	0.037	—	—	0.071	—	—	—	

(注) 【日平均値の年間98%値】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値です。

資料1-1-5 浮遊粒子状物質（SPM）濃度経年変化

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

年度		平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
一般環境 大気測定局	北区旧濟美小学校	0.033	0.031	0.025	0.029	*	0.026	0.026	0.034	0.034	0.034	0.033	
	此花区此花区役所	0.040	0.041	0.035	0.040	0.038	0.036	0.032	0.029	0.030	0.031	0.031	
	大正区大平尾小学校	*	*	*	0.043	0.041	0.037	0.037	0.037	0.040	0.041	0.041	
	西淀川区淀川中学校	*	*	0.033	0.037	0.035	0.032	0.030	0.027	0.029	0.028	0.028	
	淀川区淀川区役所	0.031	0.033	0.029	0.034	0.031	0.029	0.024	0.022	0.028	0.027	0.027	
	生野区生野区勝山中学校	0.045	0.043	0.038	0.042	0.039	0.036	0.034	0.033	0.034	0.034	0.035	
	旭区旭区大宮中学校	0.042	0.040	0.035	0.039	0.038	0.036	0.034	0.026	0.026	0.027	0.027	
	城東区城東区聖賢小学校	0.044	0.040	0.036	0.039	0.039	0.036	0.033	0.027	0.028	0.028	0.028	
	住之江区住之江区清江小学校	0.043	0.042	0.039	0.039	0.037	0.036	0.033	0.034	0.035	0.034	0.034	
	平野区平野区摂陽中学校	0.046	0.036	0.029	0.036	0.031	0.029	0.026	0.026	0.026	0.028	0.028	
	西成区西成区今宮中学校	0.046	0.044	0.038	0.041	0.038	0.037	0.035	0.034	0.035	0.034	0.034	
	西堀区西堀区堀江小学校	0.033	0.031	0.029	0.035	0.033	0.031	0.034	0.031	0.033	0.033	0.033	
	鶴見区鶴見区茨田北小学校	0.040	0.038	0.033	0.035	0.038	0.036	0.036	0.034	0.033	0.031	0.031	
	住之江区住之江区南港中央公園	—	—	0.026	0.034	0.033	0.031	0.036	0.035	0.037	0.037	0.037	
	市内平均	0.041	0.039	0.033	0.037	0.036	0.033	0.033	0.031	0.032	0.032	0.032	
	自動車排出方 測定局	北梅田新区北梅田新区	0.054	0.049	0.043	0.044	0.043	0.040	0.041	0.037	0.035	0.034	0.034
		西淀川区西淀川区出来島小学校	0.054	0.052	0.045	0.050	0.046	0.042	0.039	0.030	0.032	0.031	0.031
		住之江区住之江区北粉浜小学校	0.055	0.050	0.046	0.050	0.047	0.040	0.038	0.036	0.037	0.037	0.037
		東住吉区東住吉区杭全町交差点	0.058	0.056	0.042	0.047	0.041	0.038	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030
		旭区旭区新森小路小学校	0.060	0.059	0.053	0.056	0.051	0.047	0.045	0.042	0.040	0.040	0.040
福島区福島区海老江西小学校		0.051	0.054	0.049	0.048	0.037	0.032	0.028	0.028	0.029	0.028	0.028	
東成区東成区今里交差点		0.048	0.049	0.043	0.045	0.042	0.047	0.045	0.043	0.042	0.042	0.042	
鶴見区鶴見区茨田中学校		—	—	—	—	—	—	0.037	0.035	0.034	0.035	0.035	
住之江区住之江区我孫子中学校		—	—	—	—	—	—	—	0.036	0.038	0.038	0.038	
市内平均		0.054	0.053	0.046	0.049	0.044	0.041	0.038	0.035	0.035	0.035	0.035	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. \*印は環境基準値（長期的評価）を超えた局です。  
 平成9年7月1日に北区天満中学校から北区旧濟美小学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料 1-1-6 浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果及び環境基準対比

(平成18年度)

測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均 値の2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均 値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	
		(時間)	(%)	(日)	(%)					
一般環境 大気 測定局	北 区旧済美小学校	0.033	13	0.2	3	0.8	0.421	0.069	○	0
	此花区此花区役所	0.031	9	0.1	2	0.6	0.342	0.066	○	0
	大正区平尾小学校	0.041	29	0.4	3	0.9	0.399	0.085	○	0
	西淀川区淀 中 学 校	0.028	10	0.1	2	0.6	0.337	0.062	○	0
	淀川区淀川区役所	0.027	9	0.1	2	0.6	0.347	0.060	○	0
	生野区勝山中学校	0.035	20	0.2	4	1.1	0.365	0.074	○	0
	旭 区大宮中学校	0.027	11	0.1	2	0.6	0.372	0.060	○	0
	城東区聖賢小学校	0.028	13	0.2	2	0.6	0.317	0.059	○	0
	住之江区清江小学校	0.034	12	0.1	3	0.8	0.380	0.070	○	0
	平野区摂陽中学校	0.028	10	0.1	2	0.6	0.390	0.063	○	0
	西成区今宮中学校	0.034	10	0.1	3	0.8	0.376	0.071	○	0
	西 区堀江小学校	0.033	11	0.1	1	0.3	0.379	0.064	○	0
	鶴見区茨田北小学校	0.031	11	0.1	3	0.8	0.450	0.067	○	0
住之江区南港中央公園	0.037	20	0.2	4	1.2	0.480	0.072	○	0	
自動車 排出 ガス 測定局	北 区梅 田 新 道	0.034	12	0.1	3	0.8	0.421	0.072	○	0
	西淀川区出来島小学校	0.031	12	0.1	2	0.6	0.372	0.066	○	0
	住之江区北粉浜小学校	0.037	16	0.2	3	0.8	0.407	0.076	○	0
	東住吉区杭全町交差点	0.030	9	0.1	2	0.6	0.370	0.064	○	0
	旭 区新森小路小学校	0.040	39	0.5	6	1.7	0.518	0.095	×	2
	福島区海老江西小学校	0.028	13	0.2	3	0.8	0.442	0.062	○	0
	東成区今里交差点	0.042	14	0.2	4	1.1	0.459	0.079	○	0
	鶴見区茨田中学校	0.035	16	0.2	2	0.6	0.381	0.077	○	0
住吉区我孫子中学校	0.038	11	0.1	3	0.8	0.363	0.071	○	0	

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び  
ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度

(平成18年度)

濃 度		浮遊粒子状物質 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	浮遊粉じん ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
測 定 地 点			
一般環境大気 測定地点	大 正 区 平尾小学校	—	48
	城 東 区 聖賢小学校	31	42
	平 野 区 摂陽中学校	26	42
	北 区 菅北小学校	—	40
	天 王 寺 区 環境科学研究所	27	43
	市 内 平 均	28	43
	自動車排出 ガス測定局	西淀川区 出来島小学校	29

(注)1.  $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$

2. 浮遊粒子状物質、浮遊粉じんの測定は、各々各地点で24回、12回行った。
3. 市内平均は、一般環境大気測定地点の年平均値の平均である。

資料 1-1-8 光化学オキシダント (Ox) 測定結果及び環境基準対比

測定局名		昼間の年平均値 (単位: ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数※ (平成18年度)		
		平成14	15	16	17	18	日数	時間数	超過率: %
此花区	此花区役所	*0.027	*0.026	*0.028	*0.029	*0.027	89	383	7.05
西淀川区	淀中学校	*0.029	*0.028	*0.023	*0.030	*0.029	84	372	6.86
淀川区	淀川区役所	*0.027	*0.025	*0.022	*0.027	*0.029	79	353	6.78
生野区	勝山中学校	0.030	*0.030	*0.030	*0.030	*0.031	96	471	8.87
旭区	大宮中学校	*0.032	*0.031	*0.032	*0.031	*0.031	98	466	8.57
城東区	聖賢小学校	*0.029	*0.029	*0.031	*0.032	*0.031	95	457	8.41
住之江区	清江小学校	0.027	*0.029	*0.029	*0.030	*0.030	99	477	8.77
平野区	摂陽中学校	*0.029	*0.030	*0.031	*0.032	*0.033	90	446	10.28
西成区	今宮中学校	0.026	0.025	*0.027	*0.027	*0.026	73	321	5.91
西区	堀江小学校	*0.026	*0.026	*0.027	*0.028	*0.027	74	358	6.61
鶴見区	茨田北小学校	0.031	0.029	0.031	*0.033	*0.031	119	597	10.98
浪速区	難波中学校	*0.026	*0.025	*0.028	*0.028	*0.028	80	348	6.40
住之江区	南港中央公園	0.023	*0.022	*0.023	*0.022	*0.024	68	230	4.25
市内平均		0.028	0.027	0.028	0.029	0.029	—	—	—

- (注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータです。  
 2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppmを超える時間数が0であることです。  
 3. \*印は紫外線吸収法、その他は吸光光度法による測定です。

資料 1-1-9 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比

(平成18年度)

測定局名		6~9時 における 年平均値	6~9時 3時間平均値		6~9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6~9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
			最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)				
一般環境 大気測定局	此花区 此花区役所	0.33	1.25	0.06	261	72.1	167	46.1
	淀川区 淀川区役所	0.41	1.19	0.09	234	91.4	173	67.6
	平野区 摂陽中学校	0.41	1.55	0.01	222	77.9	165	57.9
自動車排出	西淀川区 出来島小学校	0.50	1.21	0.14	300	95.5	246	78.3
ガス測定局	住之江区 北粉浜小学校	0.31	1.13	0.04	259	72.3	141	39.4

- (注) 1. 環境保全目標は6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であることです。  
 2. ppmCは、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準としたppm値です。



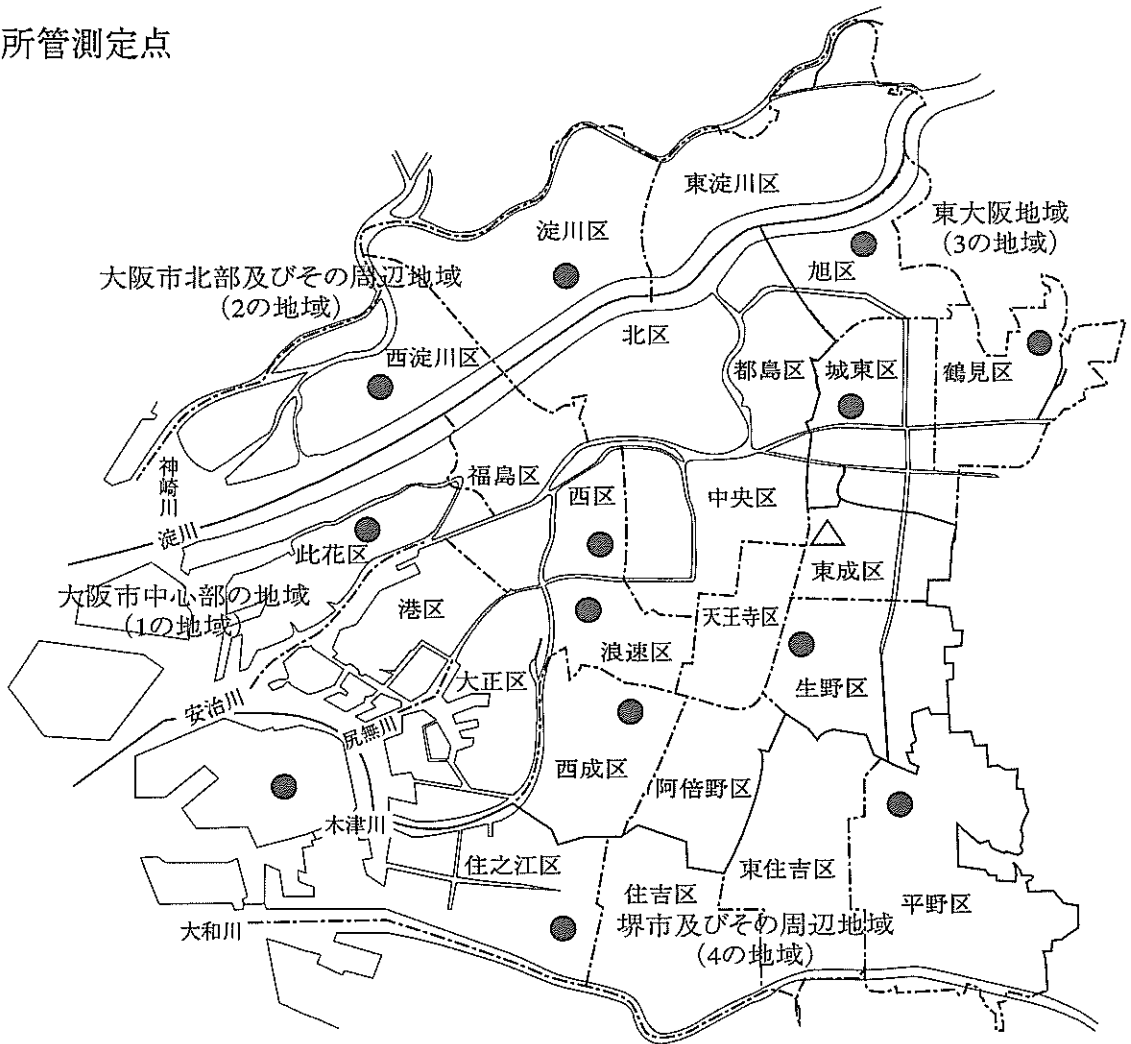
資料 1-1-10 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

発令区分	光化学スモッグ情報の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。</li> <li>2. 屋外での特に過激な運動はさけること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外に出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>

(出典：大阪市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目)

資料1-1-11 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令地域（大阪市関係）及び測定点

- 測定点
- △ 大阪府所管測定点



地域区分	測定点名（市内のみ）	地域区分	測定点名（市内のみ）
1 大阪市中心部の地域	東成区 国設大阪	3 東大阪地域	旭区 大宮中学校
	西区 堀江小学校		城東区 聖賢小学校
	生野区 勝山中学校		鶴見区 茨田北小学校
	西成区 今宮中学校	4 堺市及びその周辺地域	住之江区 清江小学校
	此花区 此花区役所		平野区 撰陽中学校
浪速区 難波中学校		住之江区 南港中央公園	
2 大阪市北部及びその周辺地域	西淀川区 淀中学校		
	淀川区 淀川区役所		

(注) 住之江区南港ポートタウンは南港中央公園に名称変更しました。

資料 1-1-12 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況

(単位：回数)

地域	地域名	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大阪市中心部	0	0	10	4	2	1	10	5	5	2	7	2	3	2	6	1	4	2	7	3
2	大阪市北部とその周辺	1	0	9	4	3	1	5	3	3	2	6	2	2	1	1	0	2	1	6	2
3	東大阪	6	3	21	17	5	3	16	10	18	9	11	7	15	7	9	3	10	7	14	11
4	堺とその周辺	3	1	23	17	10	6	21	18	24	11	10	8	16	8	7	6	10	5	14	14
5	北大阪	0	0	12	10	5	4	15	5	7	4	4	2	7	2	9	4	6	3	10	4
6	南河内	3	1	13	8	7	4	19	10	24	14	10	4	16	9	9	4	12	7	16	13
7	泉南	0	0	9	5	6	4	9	8	5	2	4	2	3	0	4	1	2	1	6	4
市内発令回数		7	3	26	22	12	8	23	20	26	15	15	11	20	11	11	7	11	8	17	16
府域発令回数		7	3	29	25	13	11	30	23	26	20	15	11	21	14	17	10	12	10	18	17

(注) 1. 警報の発令回数は0回です。

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数を指します。

資料 1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
1	大阪市中心部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	東大阪	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	1	1	3	161	2	29	0	0	0	0	0	0	0	0	4	21	0	0
5	北大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	南河内	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0	0	0	1	20	0	0
7	泉南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府域合計		0	0	2	2	3	161	3	55	1	2	2	4	0	0	0	0	5	41	0	0

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害を含みます。

資料1-1-14 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）濃度経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度										
		平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
一般環境大気測定局	北区旧濟美小学校	0.006	0.005	0.004	*	*	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004
	此花区此花区役所	0.006	0.005	0.005	*	*	0.007	0.007	0.005	0.005	0.006	0.005
	大正区大平尾小学校	0.007	0.006	0.006	0.008	*	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	西淀川区西淀中学校	0.006	0.005	0.005	*	*	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006
	淀川区淀川区役所	0.005	0.004	0.004	*	*	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004	0.005
	生野区勝山中中学校	0.006	0.005	0.005	0.006	*	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006
	旭区大宮中学校	0.005	0.005	0.004	0.005	*	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006
	城東区聖賢小学校	0.005	0.005	0.004	*	*	0.006	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006
	住之江区清江小学校	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
	平野区摂陽中学校	0.005	0.005	0.005	0.005	*	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	西成区今宮中学校	0.006	0.006	0.006	0.006	*	0.006	0.005	0.006	0.005	0.006	0.006
	西堀江区堀江小学校	0.005	0.005	0.004	*	0.005	0.006	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005
	鶴見区茨田北小学校	0.005	0.005	0.004	*	*	0.006	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005
	住之江区南港中央公園	—	—	0.007	0.008	*	0.009	0.008	0.006	0.006	0.007	0.008
	市内平均	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006
	自動車排出ガス測定局	西淀川区出来島小学校	0.007	0.006	0.006	0.008	*	0.007	0.005	0.006	0.006	0.006
住之江区北粉浜小学校		0.007	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島区海老江西小学校		0.010	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
鶴見区茨田中学校		0.006	0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市内平均		0.008	0.006	0.007	0.009	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.007

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

2. \*印は環境基準値（短期的評価）を超えた局です。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区旧濟美小学校に継続局として移転しました。

生野区勝山中中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。

住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料 1 - 1 - 15 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の年間測定結果及び環境基準対比

(平成18年度)

測定局名	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)			(%)	(ppm)	
一般環境大気測定局	北 区 旧済美小学校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.024	0.011	○	0
	此花区此花区役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.034	0.012	○	0
	大正区平尾小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.041	0.014	○	0
	西淀川区淀中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.038	0.014	○	0
	淀川区淀川区役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.028	0.011	○	0
	生野区勝山中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.028	0.014	○	0
	旭 区大宮中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.029	0.013	○	0
	城東区聖賢小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.029	0.014	○	0
	住之江区清江小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	○	0
	平野区摂陽中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.028	0.012	○	0
	西成区今宮中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.037	0.017	○	0
	西 区堀江小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.011	○	0
	鶴見区茨田北小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.013	○	0
住之江区南港中央公園	0.008	0	0.0	0	0.0	0.049	0.019	○	0	
自動車排出ガス測定局	西淀川区 出来島小学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.100	0.013	○	0
	福島区 海老江西小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.028	0.013	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にあたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料1-1-16 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

(単位：ppm)

測定局	年度									
	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
北 区 梅 田 新 道	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.9
東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	1.3	1.4	—	—	—	—	—	—	—	—
旭 区 新 森 小 路 小 学 校	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.3	1.3	1.4	1.3	1.1
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	1.3	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—
東 成 区 今 里 交 差 点	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.2	1.2	1.4	1.1	1.0
市 内 平 均	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

資料1-1-17 一酸化炭素（CO）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成18年度)

測定局名	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
		(回)	(%)	(日)	(%)				
北 区 梅 田 新 道	0.9	0	0.0	0	0.0	8.1	1.6	○	0
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.6	0	0.0	0	0.0	3.3	1.1	○	0
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.9	0	0.0	0	0.0	6.4	1.4	○	0
旭 区 新 森 小 路 小 学 校	1.1	0	0.0	0	0.0	14.7	2.0	○	0
東 成 区 今 里 交 差 点	1.0	0	0.0	0	0.0	3.9	1.7	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。  
2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値を指します。

資料 1-1-18 移動測定局による二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、一酸化窒素（NO）の測定結果

測定局名			測定年月	二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）			一酸化窒素（NO）
				期 間 平均値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数	期 間 平均値
自動車排出ガス移動測定局	大正区	トモノス大正*	平成18年5月	0.046	6	5	0.047
	此花区	此花郵便局	平成18年6月	0.044	1	21	0.028
	港区	市岡中学校	平成18年11月	0.047	1	22	0.101
	大正区	南恩加島小学校	平成19年2月	0.037	1	6	0.052
	平野区	平野区民センター	平成19年3月	0.033	0	7	0.035

（注）\*印は測定時の名称で記載。現在の名称は「大正子ども・子育てプラザ」です。

資料 1-1-19 移動測定局による浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の測定結果

測定局名			測定年月	浮遊粒子状物質（SPM）			二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）		
				期 間 平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時 間数	日平均値 が0.10mg/ m <sup>3</sup> を超え た日数	期 間 平均値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数
自動車排出ガス移動測定局	大正区	トモノス大正*	平成18年5月	0.039	0	0	0.007	0	0
	此花区	此花郵便局	平成18年6月	0.043	0	0	0.007	0	0
	港区	市岡中学校	平成18年11月	0.035	0	0	0.006	0	0
	大正区	南恩加島小学校	平成19年2月	0.040	0	1	0.007	0	0
	平野区	平野区民センター	平成19年3月	0.034	0	0	0.006	0	0

（注）\*印は測定時の名称で記載。現在の名称は「大正子ども・子育てプラザ」です。

資料 1-1-20 固定発生源窒素酸化物排出量の推移

（単位：トン）

年 度	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
窒 素 酸 化 物 排 出 量	5,353	5,245	4,970	4,732	4,707	4,603	4,389	3,698	3,465	3,362	3,379

資料 1-1-21 燃料使用量 (区別)

(平成 17 年度)

区名 \ 項目	重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (千m <sup>3</sup> N)
北	4,964	1,517			90,959
都島	868	776			5,084
福島	661	159			21,733
此花	1,744	578			180,010
中央	2,133	2,119			47,632
西	1,254	2,746			11,964
港	715	774		14	17,801
大正	756	6,942		8,436	112,787
天王寺	708	293			212,902
浪速	1,259	167		4	6,275
西淀川	1,929	3,042		2,084	86,703
淀川	2,209	3,646			73,837
東淀川	1,361	2,198			52,958
東成	924	39			3,089
生野	1,517	479			1,129
旭	877	115			4,513
城東	1,420	3,190			14,295
鶴見	1,693	1,917			7,385
阿倍野	464	1,264			8,879
住之江	709	1,005		6,133	1,275,808
住吉	884	223			2,552
東住吉	815	150			3,211
平野	1,465	2,306			3,876
西成	1,201	345	9,212	40	5,630
合計	32,530	35,990	9,212	16,711	2,251,012

(注) 都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料 1-1-22 特定粉じん(石綿)排出等作業に係る届出件数

年度	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
特定粉じん排出等作業 実施届出件数(法)	25	29	31	29	44	44	37	41	233	498
石綿排出等作業実施 届出件数(府条例)									42	52
全届出件数	25	29	31	29	44	44	37	41	275	550



資料 1-1-23 アスベスト環境濃度測定実施作業件数

	環境濃度測定実施作業件数	敷地境界基準超過
平成18年度	354	1

資料 1-1-24 アスベスト現場立入検査件数

	環境局アスベスト対策担当	24区保健福祉センター
平成18年度	543	178

資料 1-1-25 一般環境大気中のアスベスト濃度調査結果 (平成18年度)

(単位: 本/L)

調査地点名	各調査結果		平均値
	8月1日	8月2日	
1 平尾小学校局 (大正区)	0.31	0.52	0.40
2 淀中学校局 (西淀川区)	0.31	0.42	0.36
3 勝山中学校局 (生野区)	0.28	0.10	0.17
4 大宮中学校局 (旭区)	0.24	0.31	0.27
5 摂陽中学校局 (平野区)	0.35	0.21	0.27
6 都島区役所 (都島区)	0.28	0.28	0.28
7 福島区役所 (福島区)	0.42	0.42	0.42
8 中央区役所 (中央区)	0.21	0.52	0.33
9 港区役所 (港区)	0.45	0.59	0.52
10 天王寺区保健福祉センター (分館) (天王寺区)	0.24	0.24	0.24
11 東淀川区役所 (東淀川区)	0.28	0.52	0.38
12 東成区役所 (東成区)	0.21	0.52	0.33
13 阿倍野区役所 (阿倍野区) *1	0.17	0.070	0.11
14 住吉区民ホール (住吉区) *2	0.31	0.035	0.10
15 東住吉区役所 (東住吉区) *3	0.17	0.35	0.24
大阪市内平均値	0.27	0.27	0.27

(注) 分析機関: 大阪市立環境科学研究所

\*1=8月23日, 24日

\*2・3=8月22日, 23日

資料 1-1-26 アスベストに関する住民からの相談件数 (環境関係)

	平成17年度	平成18年度
件数	2,211	456

資料 1-1-27 アスベストに関する住民からの相談件数 (健康関係)

	平成17年度	平成18年度
件数	1,170	126

資料 1-1-28 立入指導等の状況（大気）

（平成18年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測定検査件数
		環境局 大気騒音担当	24区 保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法 律		565	193	( 3 )	2
条 例		182	289	( 3 )	53
そ の 他		45	344	( 2 )	1
計		792	826	(8)	56

（注）（ ）内は環境局大気騒音担当及び24区保健福祉センター立入指導件数の内数

資料 1-1-29 6月の環境月間に係る立入検査結果

（平成18年度）

立入工場 ・ 事業場数	NOx・SOx総量 規制対象	その他工場 事業場	検査施設数	規制基準	
				適	否
187	74	113	805	805	0

資料 1-1-30 季節大気汚染防止対策に係る立入検査結果

（平成18年度）

立入工場 ・ 事業場数	NOx・SOx総量 規制対象	その他工場 事業場	検査施設数	規制基準	
				適	否
129	54	75	651	651	0

資料 1-1-31 悪臭に係る検査件数

（平成18年度）

検査件数
嗅覚測定
203

資料 1-1-32 環境に関する検査件数

（平成18年度）

	対象物別延検査項目数				合 計
	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	
検 体 数	55	12	1	0	68
検査項目数	272	48	5	0	325

資料 1-1-33 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

（平成19年3月末）

区名	項目	ばい煙		粉じん		計
		工場	事業場	一般	特定	
北		15	311	1		327
都	島	10	31			41
福	島	11	30	1		42
此	花	14	53	15		82
中	央	6	441			447
	西	2	125	1		128
	港	6	33	10		49
大	正	16	27	8		51
天	王	2	50			52
浪	速	1	64			65
西	淀	69	28	18		115
淀	川	44	99			143
東	淀	25	42	2		69
東	成	11	27			38
生	野	22	16	2		40
	旭	8	20			28
城	東	22	51	1		74
鶴	見	22	34			56
阿	倍	2	40			42
住	之	18	69	5		92
住	江	3	23			26
東	吉	4	20			24
平	吉	25	32	4		61
西	野	21	27	4		52
	成					
総	計	379	1693	72	0	2,144
		2,072		72		

- (注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。  
2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料 1-1-34 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成19年3月末）

区名	項目	一般粉じん					施設数合計	特定粉じん 施設数
		コークス炉	堆積場	ベルト・ バスケット コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい		
北				2			2	
都	島						0	
福	島		1				1	
此	花		24	22		3	49	
中	央						0	
	西			2			2	
	港		1	28	3		32	
大	正	2	10	78	2	4	96	
天	王						0	
浪	速						0	
西	淀		11	41	11		63	
淀	川						0	
東	淀		1	5			6	
東	成						0	
生	野			6			6	
	旭						0	
城	東			1			1	
鶴	見						0	
阿	倍						0	
住	之		4	15	2	1	22	
住	江						0	
東	吉						0	
平	吉		1	23	3	1	28	
西	野		4	16	1	1	22	
	成							
計		2	57	239	22	10	330	0

- (注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料 1-1-35 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）  
（平成19年3月末）

区名	項目 工場・事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん
北	42	3	16	24	7	2
都島	17	3	4	8	8	3
福島	22	1	2	13	6	
此花	47	5	8	24	13	
中央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	2	13	18	
大正	65	12	27	21	37	14
天王寺	23		9	15	1	2
浪速	27	6	9	13	5	
西淀川	117	18	41	36	46	3
淀川	132	22	43	54	61	7
東淀川	62	3	13	36	27	
東成	102	5	69	33	48	21
生野	75	4	50	29	33	15
旭	22	1	6	12	6	
城東	61	20	13	46	16	3
鶴見	42	3	7	26	12	1
阿倍野	15		2	11	2	1
住之江	86	10	42	33	53	11
住吉	12		2	11		1
東住吉	45	2	22	24	19	5
平野	101	13	49	55	44	12
西成	80	22	42	23	31	12
計	1,284	163	486	603	501	113

（注）工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えしたものを含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料 1-1-36 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく届出件数  
（平成18年度）

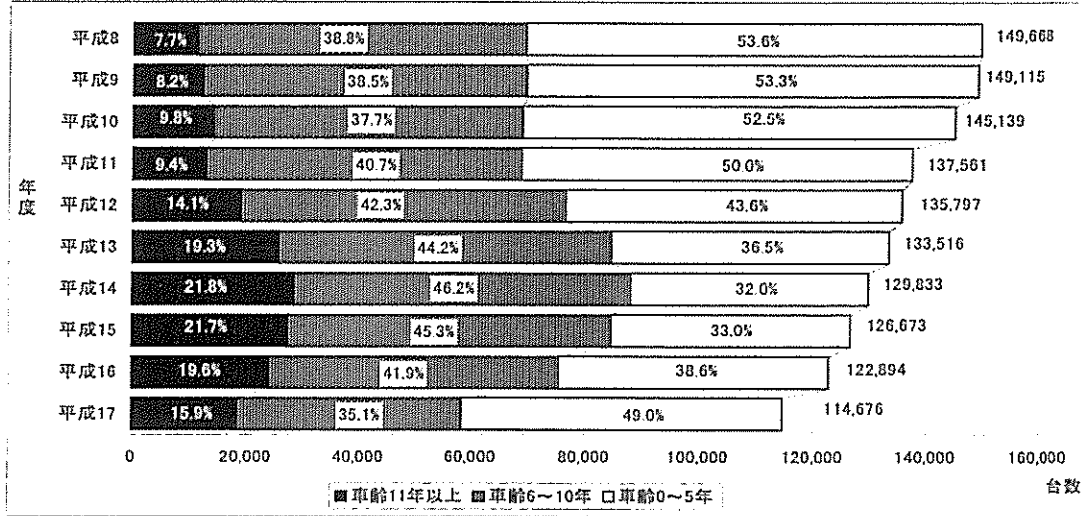
種類	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名等変更届	承継届	法第27条第3項通知関係	合計
大気汚染防止法	65	7	13	83	212	130	273	783
大阪府生活環境の保全等に関する条例	40	1	5	21	6	5	0	78
合計	105	8	18	104	218	135	273	861

（注）平成11年度までは1施設につき、1件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても1件の設置届とした。

資料 1-1-37 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数  
（平成18年度）

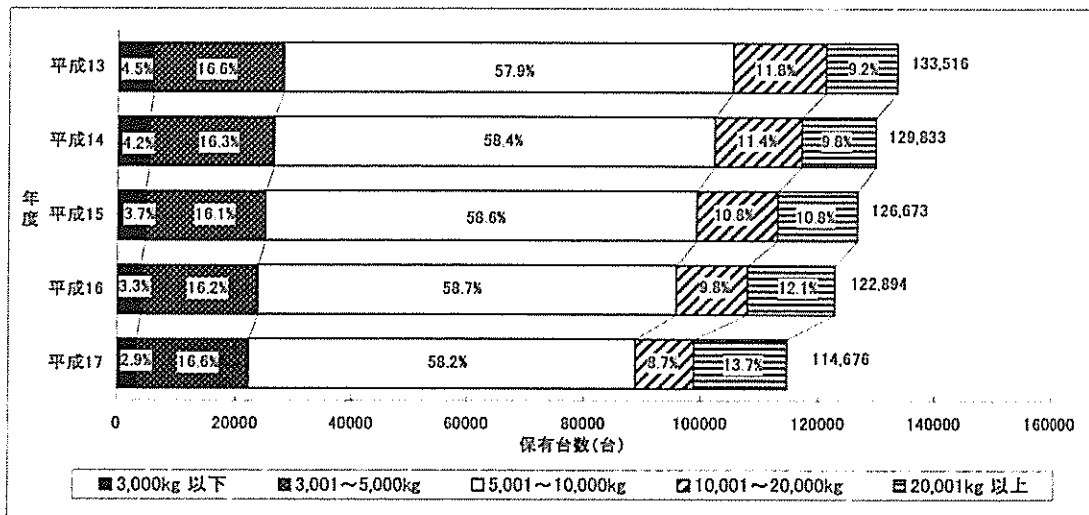
種類	選任届	解任届	死亡届	合計
公害防止統括者及び代理者	36	35	0	71
公害防止管理者及び代理者	41	34	0	75
公害防止主任管理者及び代理者	2	2	0	4
合計	79	71	0	150

資料 1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率（大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

資料 1-2-2 重量別車両保有台数の推移（普通貨物車：大阪府域、各年度末現在）

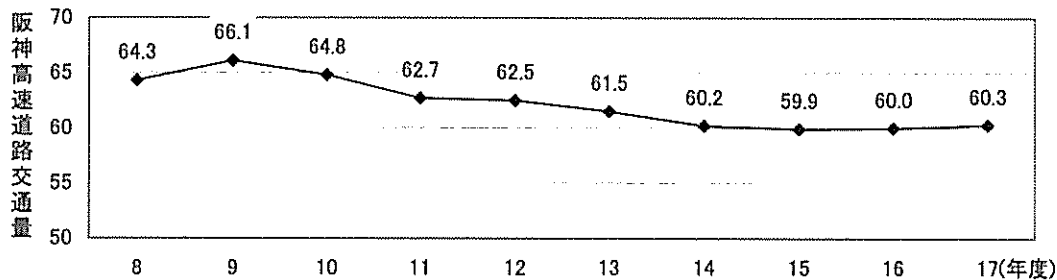


(近畿運輸局調べ)

資料 1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

①阪神高速道路交通量(大阪府域の年度末データ)

(万台/日)



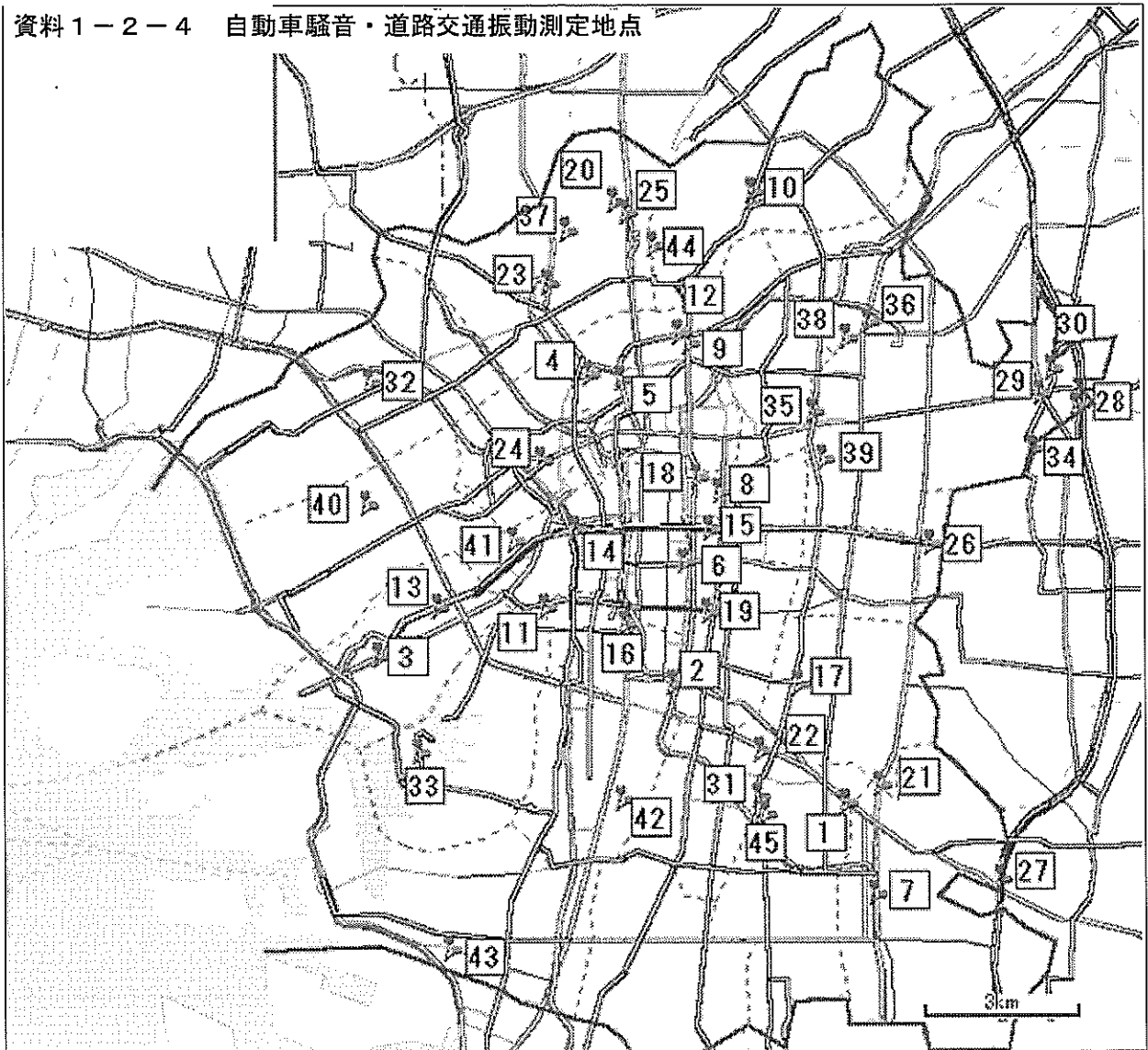
(阪神高速道路株式会社調べ)

②大阪市内の一般道路における1日平均渋滞時間(市内115ヶ所合計)

	単位	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	5年間平均
1日平均渋滞時間 (1箇所あたり平均)	時間	93	85	90	80	67	87
	分	(49)	(44)	(47)	(42)	(35)	(45)

(大阪府警察本部調べ)

資料 1-2-4 自動車騒音・道路交通振動測定地点



資料 1-2-5 自動車騒音・道路交通振動測定結果  
(平成18年度)

地点 番号	対象道路	測定地点	用地 用途	測定結果			
				騒音 (Leq)		振動 (L <sub>10</sub> )	
				昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)	昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)
1	国道 25号線	東住吉区杭全8	準工業	68	64	44	40
2	国道 25号線	浪速区恵美須東1	商業	70	69	45	43
3	国道 172号線	港区田中3	商業	64	60	42	35
4	国道 176号線	北区大淀中1	準工業	72	69	49	40
5	国道 176号線	北区芝田1	商業	69	67	40	35
6	国道 国道308号	中央区南船場1	商業	69	66	48	44
7	国道 国道479号	平野区流町2	準住居	72	68	42	40
8	府道 大阪和泉南線	中央区谷町1	商業	71	68	39	36
9	府道 大阪高槻京都線	北区天神橋7	商業	70	68	43	40
10	府道 大阪高槻京都線	東淀川区菅原7	準工業	68	64	44	33
11	市道 難波境川線	浪速区木津川1	商業	71	66	41	33
12	市道 中津太子橋線	北区本庄東3	商業	69	66	53	46
13	市道 築港深江線	港区弁天2	商業	68	64	46	43

地点番号	対象道路	測定地点	用途地	測定結果			
				騒音 (Leq)		振動 (L <sub>10</sub> )	
				昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)	昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)
14	市道 築港深江線	西区立売堀4	商業	71	69	50	48
15	市道 築港深江線	中央区農人橋1	商業	71	68	44	38
16	市道 南北線	浪速区元町1	商業	66	64	44	42
17	市道 上新庄生野線	生野区勝山南3	第2種住居	67	62	40	34
18	府道 石切大阪線	中央区北浜東3	商業	70	69	46	43
19	府道 大阪枚岡奈良線	天王寺区上汐3	商業	67	64	46	43
20	府道 熊野大阪線	淀川区宮原5	商業	68	61	44	37
21	府道 平野守口線	生野区巽南5	工業	63	58	46	37
22	国道 国道25号	阿倍野区天王寺町南3	準住居	68	64	43	38
23	国道 国道176号	淀川区十三本町3	準工業	66	62	40	33
24	市道 福島桜島線	福島区玉川2	商業	66	62	43	40
25	国道 国道423号	淀川区宮原4	商業	70	67	44	39
26	国道 国道308号	城東区深江北3	商業	74	71	49	45
27	府道 大阪中央環状線	平野区加美南4	準工業	71	68	52	46
28	府道 大阪中央環状線	鶴見区安田2	準工業	72	70	51	47
29	府道 大阪中央環状線	鶴見区諸口5	準工業	68	62	46	34
30	府道 八尾茨木線	鶴見区浜3	第2種中高層住居専用	60	51	32	30以下
31	府道 大阪狭山線	東住吉区北田辺3	第1種住居	57	49	35	30
32	府道 大和田千船線	西淀川区大和田4	第1種住居	65	59	44	34
33	府道 大阪八尾線	大正区鶴町3	第2種住居	60	53	48	35
34	府道 八尾茨木線	鶴見区今津北5	第1種住居	61	60	38	35
35	市道 上新庄生野線	都島区東野田町5	第1種住居	66	63	33	30以下
36	府道 深野南寺方大阪線	旭区高殿7	準工業	61	59	45	38
37	市道 歌島豊里線	淀川区三国本町1	第2種住居	68	65	44	38
38	市道 片町野江森小路線	旭区高殿4	近隣商業	70	68	41	39
39	市道 片町徳庵線	城東区嶋野西1	第2種住居	68	64	44	35
40	市道 正連寺川北岸線	此花区西島2	第1種住居	70	65	52	38
41	市道 松島安治川線	西区本田3	商業	67	61	45	35
42	市道 木津川平野線	阿倍野区阪南町1	商業	66	62	41	35
43	市道 住之江区第8905号線	住之江区新北島7	準工業	73	68	50	37
44	市道 西淡路南方線	東淀川区東中島3	商業	66	60	37	33
45	市道 木津川平野線	東住吉区北田辺4	第2種住居	67	62	35	30以下

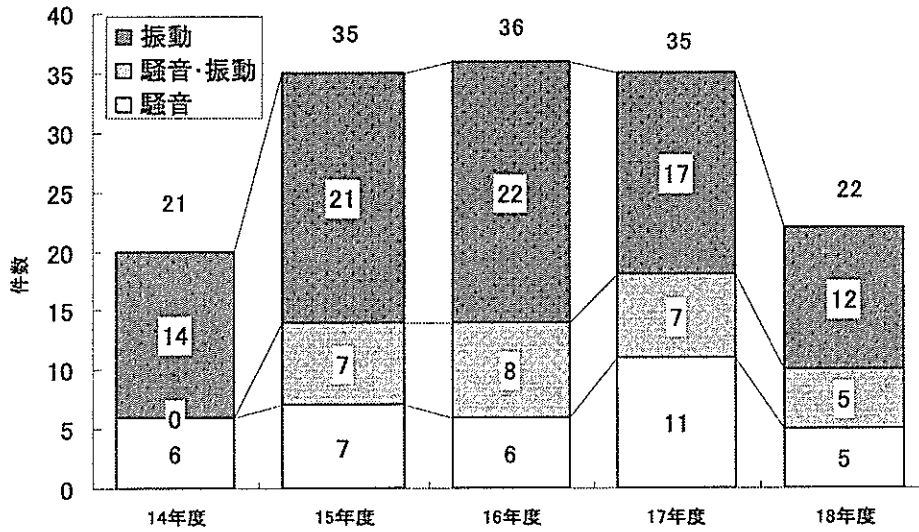
※環境基準（騒音）

地点番号17以外（幹線道路に近接する空間）：昼間（6時～22時） 70デシベル  
 夜間（22時～翌朝6時） 65デシベル  
 地点番号17番：昼間（6時～22時） 65デシベル  
 夜間（22時～翌朝6時） 60デシベル

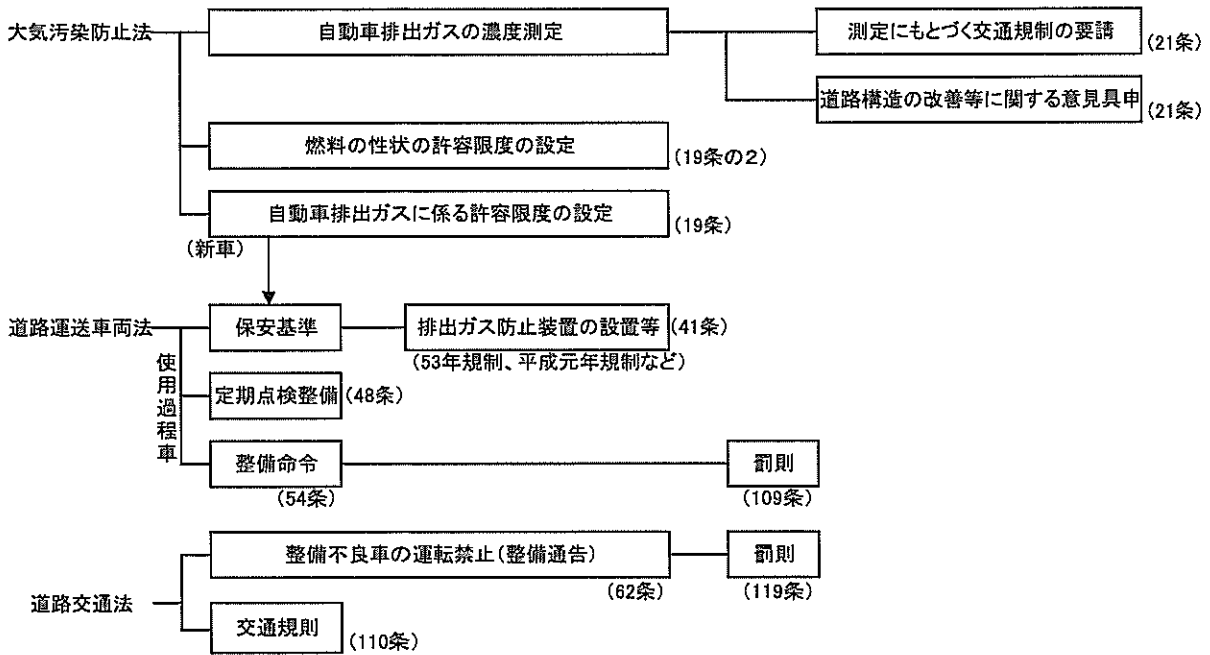
※振動については環境基準がないため参考値である。

資料 1-2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(自動車騒音・道路交通振動関係 平成14~18年度)



資料 1-2-7 自動車排出ガス規制の法体系





資料 1-2-8 自動車排出ガス規制の推移 (新車)

(1) 10・15モード、ディーゼル13モード等

① NOx

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	従来車 <sup>※1)</sup>	48年度 <sup>※2)</sup>	50年度 <sup>※2)</sup>	53年度 <sup>※2)</sup>	56年度 <sup>※2)</sup>	61年度 <sup>※2)</sup>	63年度 <sup>※2)</sup>	2年度 <sup>※2)</sup>	
				の排出量	規	規	規	規	規	規	規	
窒素酸化物 NOx	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	1.60(1.20)	0.48(0.25)				
				LPG	3.13	[29]	[61]	[92]				
			軽貨物車	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)			0.74(0.50)
				LPG	3.13	[29]	[41]	[61]	[71]			[84]
			軽量車	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.40(1.00)	0.84(0.60)		0.48(0.25)	
				LPG	3.17	[29]	[41]	[67]	[81]		[92]	
		中量車 <sup>※3)</sup>	ガソリン	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)		0.98(0.70)		
			LPG	3.17	[29]	[41]	[61]	[71]		[77]		
		貨物車・バス	「軽自動車の貨物車」	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)			0.74(0.50)
				LPG	3.13	[29]	[41]	[61]	[71]			[84]
			「車両総重量1.7t以下」	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.40(1.00)	0.84(0.60)		0.48(0.25)	
				LPG	3.17	[29]	[41]	[67]	[81]		[92]	
「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン		3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)		0.98(0.70)			
	LPG		3.17	[29]	[41]	[61]	[71]		[77]			
「車両総重量3.5t超」	ガソリン	2626	2200(1833)	1850(1550)	1390(1109)	990(750)		850(650)				
LPG	2626	[30]	[41]	[58]	[71]	[75]		[75]				
窒素酸化物 NOx	ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	「車両重量1.265t以下」	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)	0.98(0.70)		0.72(0.50)
				「車両重量1.265t超」	562.5	[20]	[32]	[40]	[48]	[71]		[79]
			中量車	「車両総重量1.7t超2.5t以下」	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)		500(380)	
				「車両総重量2.5t超3.5t以下」	962.5	[20]	[32]	[44]	[51]		[60]	
			重量車1 <sup>※4)</sup>	「車両総重量3.5t超12t以下」	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)		520(400)	
				「車両総重量12t超」	962.5	[20]	[32]	[44]	[51]		[58]	
		貨物車・バス	「軽量車」	「車両総重量1.7t以下」	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)		1.26(0.90)	
				「車両総重量1.7t超2.5t以下」	562.5	[20]	[32]	[40]	[48]		[64]	
			中量車	「車両総重量1.7t超2.5t以下」	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)		350(260)	
				「車両総重量1.7t超2.5t以下」	562.5	[20]	[32]	[40]	[48]		[53]	
			重量車1 <sup>※4)</sup>	「車両総重量2.5t超3.5t以下」	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)		350(260)	
				「車両総重量3.5t超12t以下」	562.5	[20]	[32]	[40]	[48]		[53]	
重量車2 <sup>※4)</sup>	「車両総重量3.5t超12t以下」	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)		350(260)				
重量車3 <sup>※4)</sup>	「車両総重量12t超」	562.5	[20]	[32]	[40]	[48]		[53]				

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。  
 ※2 51年度規制は、ガソリン乗用車について等価慣性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、1t超で1.20g/km(0.85g/km)。  
 ※3 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。  
 ※4 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。  
 ※5 単位はg/kmである。  
 ※6 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

4年規	5年規	6年規	7年規	8年規	9年規	10年規	11年規	12年規	13年規	14年規	15年規	16年規	17年規	18年規	19年規
						アイドル規制 【GF】		0.17(0.08) 【GH】					0.08(0.05) 【98】		
						アイドル規制 0.48(0.25) 【92】				0.25(0.13) 【96】					0.08(0.05) 【98】
						アイドル規制 【GG】		0.17(0.08) 【97】					0.08(0.05) 【98】		
		0.63(0.40) 【87】				アイドル規制 【GC】			0.25(0.13) 【96】				0.10(0.07) 【98】		
7.2(5.5) 【80】			5.9(4.50) 【83】			アイドル規制 【GE】			2.03(1.40) 【95】				0.9(0.7) 【98】		
		PM規制 【KD】		0.55(0.40) 【84】						0.43(0.28) 【89】			0.19(0.14)		
0.84(0.60) 【74】			PM規制 【KD】		0.55(0.40) 【84】					0.45(0.30) 【88】			0.20(0.15)		
	1.82(1.30) 【74】			0.97(0.70) 【86】	0.97(0.70) 【86】						0.68(0.49) 【90】		0.33(0.25) <sup>※50</sup> 【95】		
				5.80(4.50) 【74】							4.22(3.38) 【80】				
		7.8(6.0) 【65】			5.80(4.50) 【74】								2.7(2.0) 【88】		
						5.80(4.50) 【74】						4.22(3.38) 【80】			
	0.84(0.60) 【76】			0.55(0.40) 【84】						0.43(0.28) 【89】			0.19(0.14) 【95】		
	1.82(1.30) 【53】			0.97(0.70) 【75】	0.97(0.70) 【75】						0.68(0.49) 【83】		0.33(0.25) <sup>※50</sup> 【91】		
				5.80(4.50) 【59】							4.22(3.38) 【69】				
		6.8(5.0) 【53】			5.80(4.50) 【59】								2.7(2.0) 【82】		
						5.80(4.50) 【59】						4.22(3.38) 【69】			

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。  
注2 規制値の[ ]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。  
(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である。)  
注3 【 】は自動車排出ガス規制の識別記号を示す。

② CO, HC

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 <sup>※1)</sup> の	48	50	61	4	10	12	
					排出量(平均値)	年	年	年	年	年	年	
CO	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン4サイクル	20.5	26.0(18.4)	2.7(2.1)				1.27(0.67)	
				LPG	11.6	18.0(10.4)	2.7(2.1)			1.27(0.67)		
ガソリン(2サイクル <sup>※7)</sup> )				20.4	26.0(18.3)	2.7(2.1)			1.27(0.67)			
貨物車・バス		軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	ガソリン4サイクル	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)		8.42(6.50)				
			LPG	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)		8.42(6.50)				
			ガソリン(2サイクル <sup>※7)</sup> )	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)						
		軽量車 「車両総重量1.7t以下」	ガソリン4サイクル	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)		1.27(0.67)			
			LPG	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)		1.27(0.67)			
		中量車 <sup>※2)</sup> 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン2サイクル	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)	2.7(2.1)		1.27(0.67)			
			LPG	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)		8.42(6.50)				
重量車 <sup>※2)</sup> 「車両総重量3.5t超」	ガソリン	1.34	1.8(1.2)			136(102)	68.0(51.0)					
	LPG	0.93	1.1(0.8)			105(76)	68.0(51.0)					
CO <sub>2</sub>	ディーゼル車	乗用車		「乗車定員10人以下」	g/km			2.7(2.1)				
		貨物車・バス	軽量車 「車両総重量1.7t以下」	g/km	832	980(790)		2.7(2.1)				
			中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/kWh				2.7(2.1)				
			重量車1 <sup>※3)</sup> 「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh				9.2(7.4)				
		重量車2 <sup>※3)</sup> 「車両総重量3.5t超12t以下」	g/kWh									
		重量車3 <sup>※3)</sup> 「車両総重量12t超」	g/kWh									
HC <sup>※6)</sup>	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン4サイクル	3.74	3.8(2.94)	0.39(0.25)				0.17(0.08)	
				LPG	2.94	3.2(2.3)	0.39(0.25)			0.17(0.08)		
				ガソリン(2サイクル <sup>※7)</sup> )	18.9	22.5(16.6)	0.39(0.25)			0.17(0.08)		
		軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	ガソリン4サイクル	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)		0.39(0.25)				
			LPG	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)		0.39(0.25)				
			ガソリン(2サイクル <sup>※7)</sup> )	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)						
		軽量車 「車両総重量1.7t以下」	ガソリン4サイクル	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)	0.39(0.25)		0.17(0.08)			
			LPG	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)	0.39(0.25)		0.17(0.08)			
			ガソリン2サイクル	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)			0.17(0.08)			
	中量車 <sup>※2)</sup> 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)	0.39(0.25)		0.17(0.08)				
		LPG	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)	0.39(0.25)		0.17(0.08)				
		ガソリン	514	520(416)		7.9(6.2)	2.29(1.80)					
	重量車 <sup>※2)</sup> 「車両総重量3.5t超」	LPG	485	440(352)		6.8(5.4)	2.29(1.80)					
		ガソリン										
		LPG										
	CO <sub>2</sub>	ディーゼル車	乗用車		「乗車定員10人以下」	g/km			0.62(0.4)			
			貨物車・バス	軽量車 「車両総重量1.7t以下」	g/km			0.62(0.4)				
				中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/kWh	567	670(510)		0.62(0.4)			
重量車1 <sup>※3)</sup> 「車両総重量2.5t超3.5t以下」				g/kWh								
重量車2 <sup>※3)</sup> 「車両総重量3.5t超12t以下」			g/kWh				3.8(2.9)					
重量車3 <sup>※3)</sup> 「車両総重量12t超」			g/kWh									

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。  
 ※2 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。  
 ※3 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。  
 ※4 単位は、g/kmである。  
 ※5 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの許容限度」  
 ※6 17年及び19年については非メタン炭化水素(NMHC)の値である。  
 ※7 2サイクル車は現在生産されていない。

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。  
 注2 規制値の{ }内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

13 規	14 年 制	15 年 制	16 年 制	17 年 ※ 6) 規	19 年 ※ 6) 規
				1.92(1.15)	
				1.92(1.15)	
	5.11(3.30) [84]				6.67(4.02)
	5.11(3.30) [72]				6.67(4.02)
				1.92(1.15)	
				1.92(1.15)	
3.36(2.10) [90]				4.08(2.55)	
3.36(2.10) [82]				4.08(2.55)	
26.0(16.0)				21.3(16.0)	
26.0(16.0)				21.3(16.0)	
	0.98(0.63)			0.84(0.63)	
	0.98(0.63)			0.84(0.63)	
		0.98(0.63)		0.84(0.63)※4)	
		3.46(2.22)		2.95(2.22)	
			3.46(2.22)		
				0.08(0.05)	
				0.08(0.05)	
	0.25(0.13) [97]				0.08(0.05)
	0.25(0.13) [96]				0.08(0.05)
				0.08(0.05)	
				0.08(0.05)	
0.17(0.08) [98]				0.08(0.05)	
0.17(0.08) [97]				0.08(0.05)	
0.99(0.58)				0.31(0.23)	
0.99(0.58)				0.31(0.23)	
	0.24(0.12)			0.032(0.024)	
	0.24(0.12)			0.032(0.024)	
		0.24(0.12)		0.032(0.024)※4)	
		1.47(0.87)		0.23(0.17)	
			1.47(0.87)		

③ PM

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	5年	6年	9年	10年	11年	14年	15年	16年	17年 <sup>※1</sup>		
				規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制		
粒子状物質 PM	ディーゼル車	乗用車 「車両総重量 1.265t以下」 「乗員定員 10人以下」 1.265t超	g/km		0.34(0.2)	0.14(0.08)				0.11(0.052)			0.017(0.013)	
						0.14(0.08)		0.11(0.056)		0.019(0.014)				
		軽貨車 「車両総重量 1.7t以下」	g/km	0.34(0.2)		0.14(0.08)			0.11(0.052)			0.017(0.013)		
					0.43(0.25)		(MT) 0.18(0.09)	(AT) 0.18(0.09)		0.12(0.06)		0.020(0.015) <sup>※2</sup>		
		重量車1 <sup>※3</sup> 「車両総重量 2.5t超 3.5t以下」	g/kWh				0.49(0.25)				0.35(0.18)		0.020(0.015)	
		重量車2 「車両総重量 3.5t超 12t以下」	g/kWh		0.98(0.7)			0.49(0.25)			0.35(0.18)			0.036(0.027)
		重量車3 「車両総重量 12t超」						0.49(0.25)			0.35(0.18)			

※1 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。

※2 単位が g/km に変更となるため、削減率の算出ができない。

※3 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[ ]内の数値は、最初の規制値(5年又は6年規制)からの削減率である。

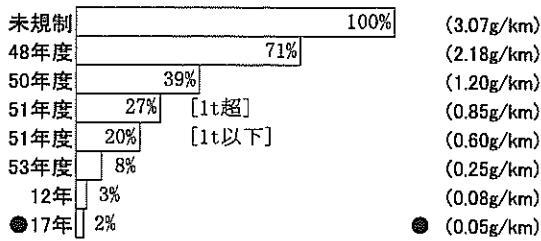
資料1-2-9 使用過程車規制

排出ガスの種類	自動車の種類	認定方法	実施時期													
			45年 8月1日	47年 10月1日	48年 5月1日	48年 10月1日	50年 1月1日	50年 6月1日	平成5年 10月1日	6年 10月1日	9年 10月1日	10年 10月1日	11年 10月1日	15年 10月1日		
一酸化炭素(CO)	ガソリン・LPG車	アイ	55%	(軽自動車除く) 4.5%	48年度規制以前の車・排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け	(軽自動車のみ) 4.5%							(4サイクルのみ) 軽自動車 2.0%			
														その他 1.0%		
炭化水素(HC)	ガソリン・LPG車	ドリ					(乗用車のみ) 1,200ppm	(乗用車以外) 1,200ppm						軽自動車 500ppm		
			4サイクル											その他 300ppm		
水素	特殊エンジン	時					3,300ppm	3,300ppm								
			2サイクル					7,800ppm	7,800ppm							
ディーゼル黒鉛	ディーゼル車	無負荷急加速時					50%		軽・中量車 40%	乗用車・重量車 40%	車両総重量3.5t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t以下の乗用車	車両総重量3.5t超12t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t超の乗用車	車両総重量12t超の貨物車・バス	軽油を燃料とする特殊自動車		

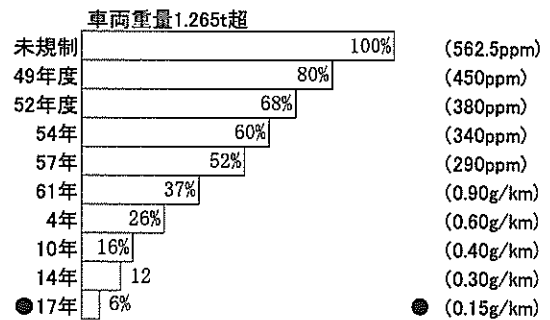
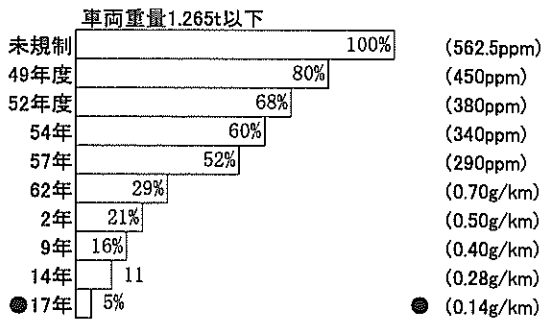
資料 1-2-10 自動車排出ガスの規制強化の推移(窒素酸化物(N0x))

①乗用車

(ア)ガソリン・LPG車

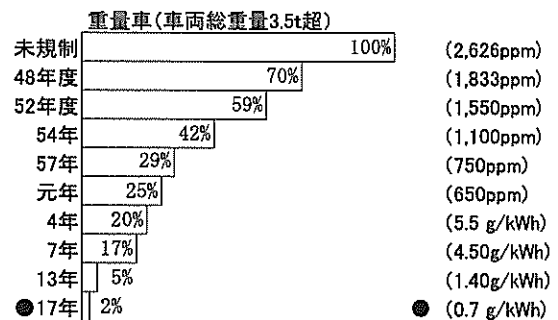
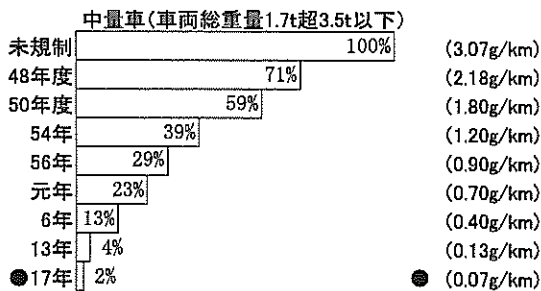
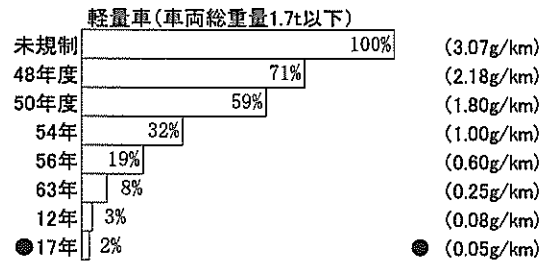
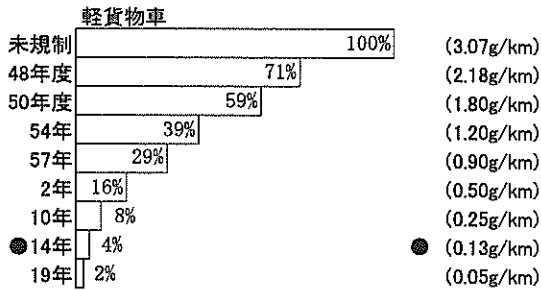


(イ)ディーゼル車

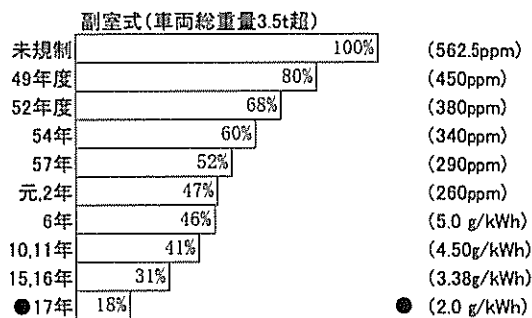
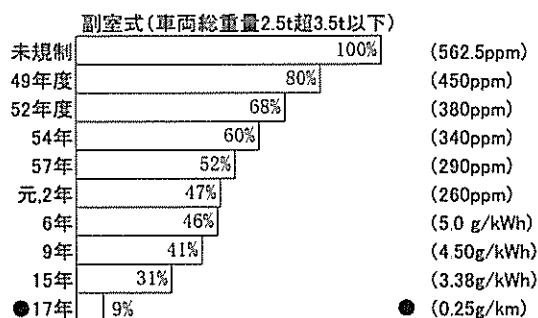
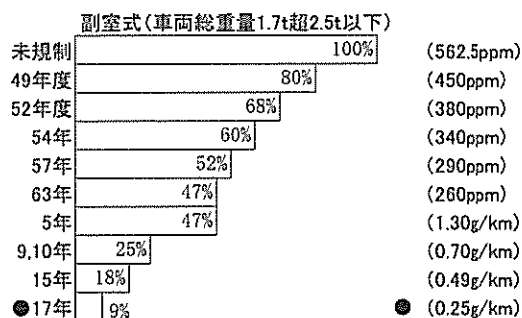
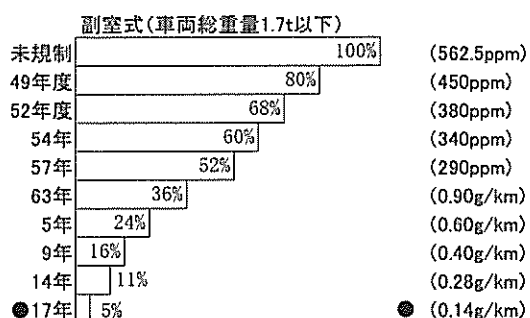
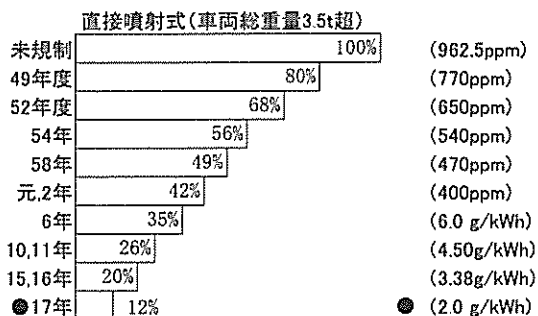
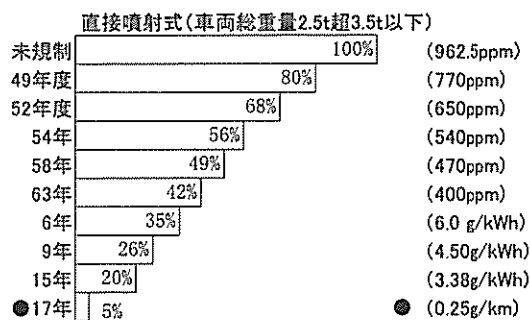
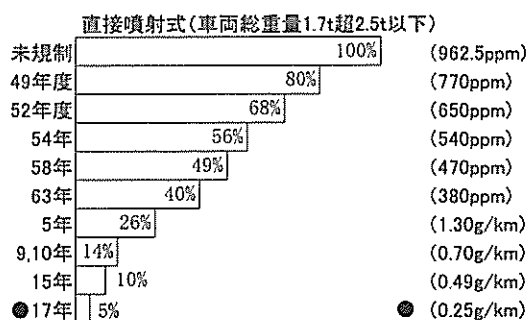


②貨物車・バス

(ア)ガソリン・LPG車



(イ)ディーゼル車



注1 ●印は、現時点での最新規制を示す。

注2 ( )内は、規制値(平均値)を示す。

注3 ②貨物車・バスの(ア)ガソリン・LPG車における車両総重量の区分は、平成13年より前の規制において、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超である。

資料 1-2-11 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位:g/km)

車種	燃料	新車			使用過程車			
		試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	窒素酸化物(NOx)	試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	4.5%	2,000ppm
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14			

車種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料 1-2-12 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制

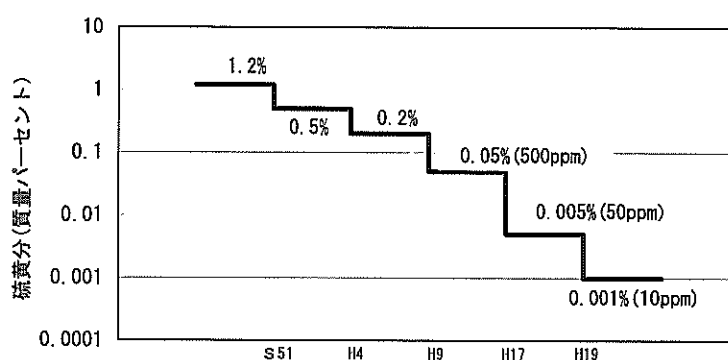
自動車の種類 定格出力		単位	排出ガスの種類				
			窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	粒子状物質	黒煙
特殊自動車	19kW以上37kW未満	g/kWh	10.40(8.0)	6.50(5.0)	1.95(1.5)	1.04(0.8)	40%
	37kW以上75kW未満		9.10(7.0)	6.50(5.0)	1.69(1.3)	0.52(0.4)	
	75kW以上130kW未満		7.80(6.0)	6.50(5.0)	1.30(1.0)	0.39(0.3)	
	130kW以上560kW未満		7.80(6.0)	4.55(3.5)	1.30(1.0)	0.26(0.2)	

※ 規制値の( )内の数値は平均値

資料 1-2-13 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または 燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.005質量%以下
	ベンゼン	1体積%以下
	MTBE (メチルターシャリブチルエーテル)	7体積%以下
	酸素分	1.3質量%以下
軽油	硫黄	0.005質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

資料 1-2-14 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移





資料 1-2-15 自動車単体騒音規制の推移

(単位: デシベル)

自動車の種別	規制内容	定常走行騒音		排気騒音	近接排気騒音		加速走行騒音			
		昭和26年・46年規制	平成10年～13年規制		60年～63年規制	平成10年～13年規制	46年規制	51・52年・54年規制	57年～62年規制	平成10年～13年規制
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車	83(13年)			99(13年)		83(61年)	82(13年)	
		トラック	(84)80		80	107(63年)		86	81(13年)	
		バス	82(10年)			99(10年)		83(59年)	81(10年)	
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	全輪駆動車	80(13年)			98(13年)			81(13年)	
		トラック	(82)78		78	105(63年)		87	83(58年)	80(13年)
		バス	79(13年)			98(12年)		86	80(12年)	
小型車	車両総重量が1.7トンを超えるもの	軽自動車以外	74(12年)			97(12年)			76(12年)	
		車両総重量が1.7トン以下のもの	74(11年)		85	103(63年)		83	76(11年)	
		ポルネット型のもの	74(11年)		74	103(63年)		85	78(59年)	
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	ポルネット型(ポルネット型キャブオーバーバー型(ポルネット型以外)のもの)	74(12年)			97(11年)			76(11年)	
		乗車定員6人を超えるもの	(74)70		70	103(63年)		82	78(57年)	76(11年)
		乗車定員6人以下のもの	72(11年)			96(11年)		81	76(10年)	
二輪自動車	総排気量0.250リットルを超えるもの	小型二輪自動車	70	(78.1)	74	99(60年)		83	75(62年)	73(13年)
		軽二輪自動車	(75.1)			94(13年)		78	75(60年)	73(10年)
		第二種原動機付自転車	70	(71.1)	70	95(60年)		79	72(61年)	71(13年)
原動機付自転車	総排気量0.050リットルを超える、0.125リットル以下のもの	第一種原動機付自転車	(69.6)			84(10年)		75	72(59年)	71(10年)
		第二種原動機付自転車	65(10年)							
使用過程車	全車	85	85	85	新車と同一	85	85	新車と同一	新車と同一	

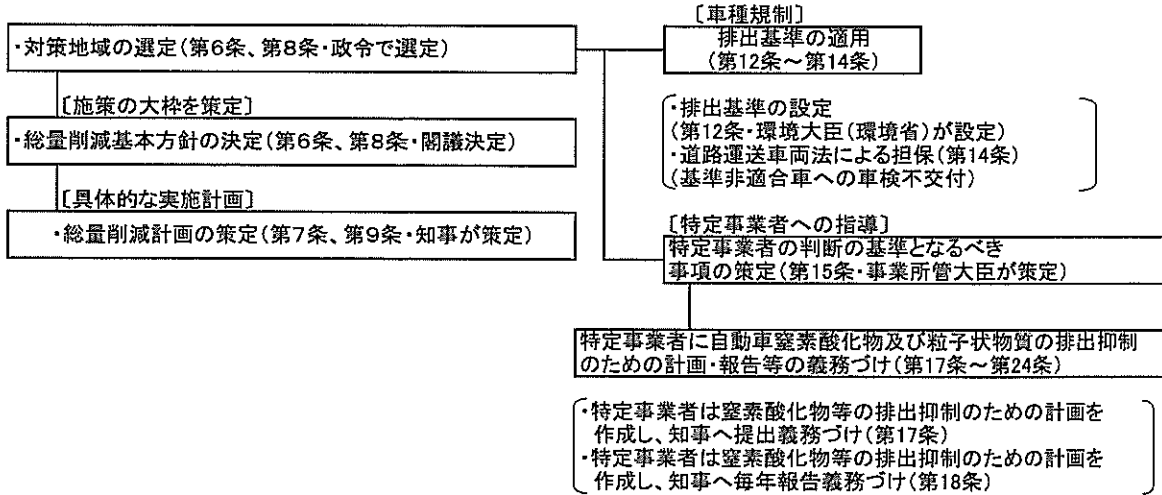
1. 定常走行騒音の現行の欄中( )内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。

2. 近接排気騒音の欄中( )内の数値は、リアエンジン車の許容限度を示す。

3. 規制年については、道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準」において定められる。

資料 1 - 2 - 1 6 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の  
特定地域における総量の削減等に関する特別措置法  
(自動車NOx・PM法)

①法体系



②窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

貨物自動車・バス・特種自動車等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車両総重量	1.7t以下	窒素酸化物:0.48g/km(昭和63年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.055g/km(注1)
	1.7t超2.5t以下	窒素酸化物:0.63g/km(平成6年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.06g/km(注1)
	2.5t超3.5t以下	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成7年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.175g/kWh(注1)
	3.5t超	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並) 粒子状物質:0.49g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
ディーゼル乗用車(注2)		窒素酸化物:0.48g/km(昭和53年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.055g/km(注1)

(注1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制(平成14年から実施)の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第4次答申平成12年11月)を踏まえたもので、この答申において、新長期規制(平成17年から実施予定)については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。

資料 1-2-17 自動車の燃費基準について

(f)軽量車、中量車

対象車種と目標年度及び目標基準値

【ガソリン乗用自動車】

目標年度:2010年度

区分 (車両総重量:kg)	~702	703 ~827	828 ~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
目標基準値(km/l)	21.1	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

【ディーゼル乗用自動車】

目標年度:2005年度

区分 (車両総重量:kg)	~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
目標基準値(km/l)	18.9	16.2	13.2	11.9	10.8	9.8	8.7

【車両総重量2.5t以下のガソリン貨物自動車】

目標年度:2010年度

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物				軽量貨物			中量貨物			
	~702		703~827		828~	~1015	1016~	~1265		1266 ~1515	1516~
	構造A	構造B	構造A	構造B				構造A	構造B		
AT目標基準値(km/l)	18.9	16.2	16.5	15.5	14.9	14.9	13.8	12.5	11.2	10.3	
MT目標基準値(km/l)	20.2	17	18	16.7	15.5	17.8	15.7	14.5	12.3	10.7	9.3

【車両総重量2.5t以下のディーゼル貨物自動車】

目標年度:2005年度

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物	中量貨物					
		~1265		1266 ~1515	1516 ~1765	1766~	
		構造A	構造B				
AT目標基準値(km/l)	15.1	14.5	12.6	12.3	10.8	9.9	
MT目標基準値(km/l)	17.7	17.4	14.6	14.1	12.5		

(2)重量車

目標年度:2015年度

対象車種と目標年度及び目標基準値

【貨物自動車(トラクタ以外のトラック)】

区分 (車両総重量)	3.5t超 ~7.5t以下	3.5t超 ~7.5t以下	3.5t超 ~7.5t以下	3.5t超 ~7.5t以下	7.5t超 ~8t以下	8t超 ~10t以下	10t超 ~12t以下	12t超 ~14t以下	14t超 ~16t以下	16t超 ~20t以下	20t超
最大積載量(t)	1.5t以下	1.5t超2t以下	2t超3t以下	3t超							
目標基準値(km/l)	10.83	10.35	9.51	8.12	7.24	6.52	6.00	5.69	4.97	4.15	4.04

【貨物自動車(トラクタ)】

区分 (車両総重量)	20t以下	20t超
目標基準値(km/l)	3.09	2.01

【乗用自動車(路線バス、乗車定員11人以上)】

区分 (車両総重量)	6t超 ~8t以下	8t超 ~10t以下	10t超 ~12t以下	12t超 ~14t以下	14t超
目標基準値(km/l)	6.97	6.30	5.77	5.14	4.23

【乗用自動車(一般バス、乗車定員11人以上)】

区分 (車両総重量)	3.5t超 ~6t以下	6t超 ~8t以下	8t超 ~10t以下	10t超 ~12t以下	12t超 ~14t以下	14t超 ~16t以下	16t超
目標基準値(km/l)	9.04	6.52	6.37	5.70	5.21	4.06	3.57

(注) 軽貨物 :軽貨物自動車

軽量貨物 :車両総重量1.7t以下の貨物自動車

中量貨物 :車両総重量1.7を超え2.5t以下の貨物自動車

構造A :①、②、③のいずれにも該当する構造のものをいう

① 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの

② 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているもの

③ 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る)

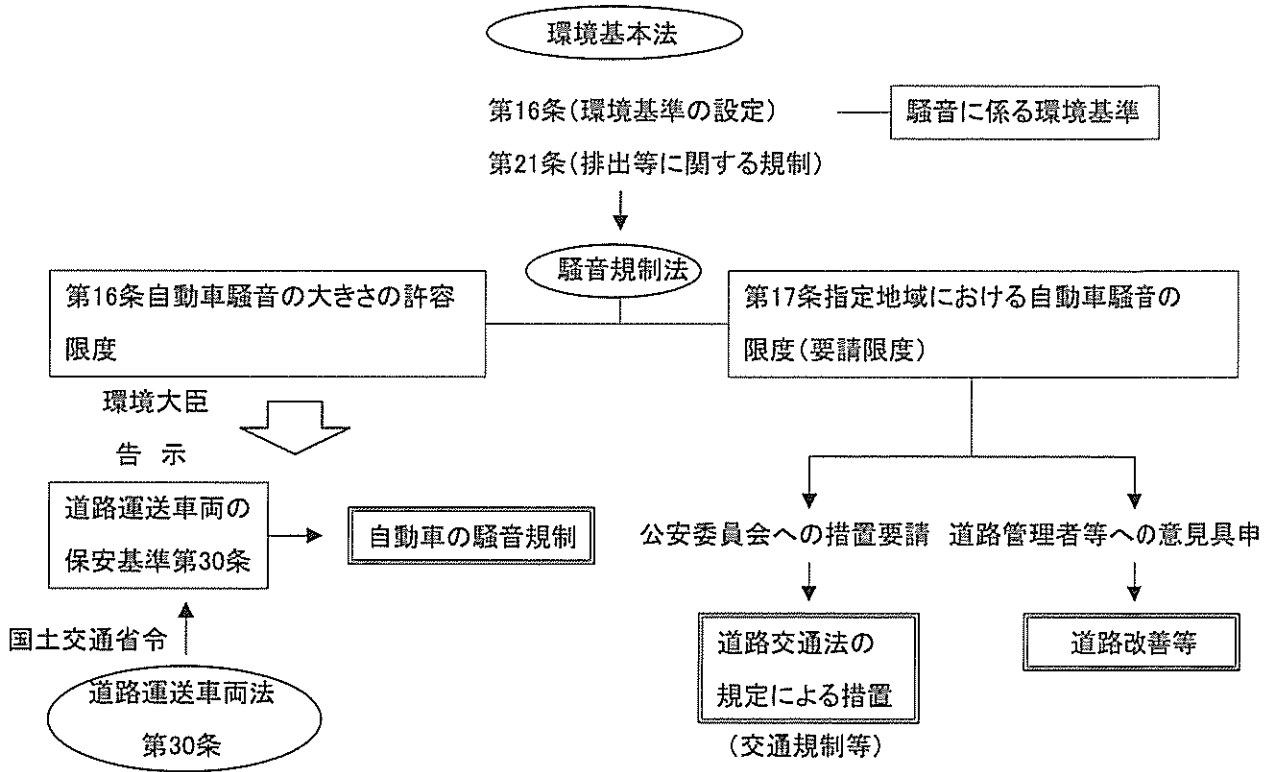
構造B :構造A以外のものをいう

対象となる自動車は、その型式について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第1項の型式指定を受けたものである

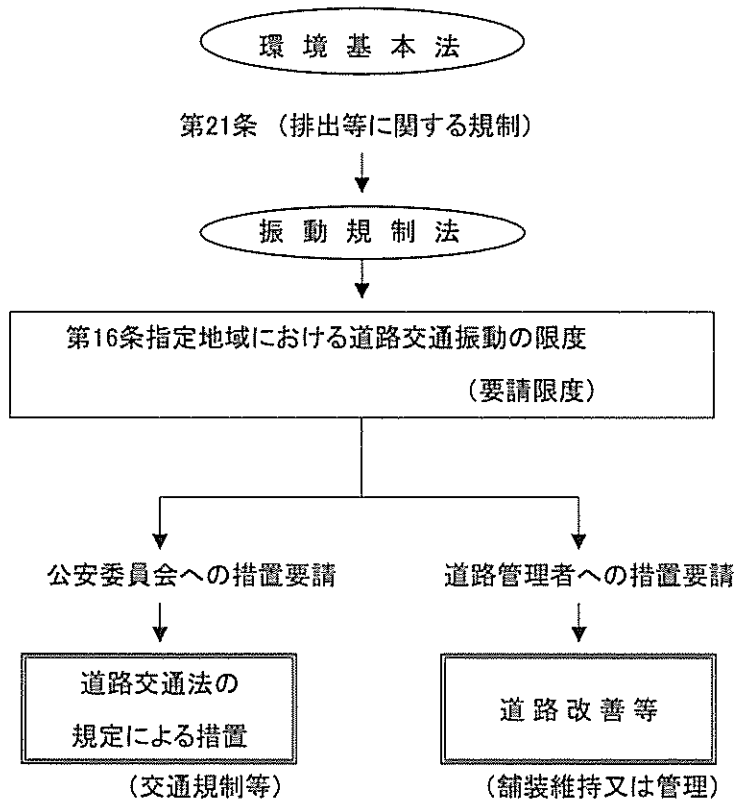
※ 燃費は10・15モード燃費

(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

資料 1-2-18 道路交通騒音に関する法体系



資料 1-2-19 道路交通振動に関する法体系



資料1-2-20 大阪市公用車への低公害車等の導入状況

(平成19年3月現在)

車種	局名	用途	台数
天然ガス自動車	健康福祉局	体力測定車等	11
		軽貨物	11
	教育委員会事務局	自動車文庫	1
	ゆとりとみどり振興局	小型貨物	1
	環境事業局	塵芥車(小型2tクラス)	259
		普通貨物車(ダンプ車)	9
		大型塵芥車	4
	建設局	道路作業車	24
	都市環境局	軽貨物	36
		小型貨物	1
		公害パトロール車(軽貨物)	21
		道路作業車	26
	水道局	軽貨物	23
交通局	市バス	142	
	小計	569	
電気自動車	健康福祉局	軽貨物	2
	都市環境局	公害パトロール車(小型乗用)	1
		小計	3
ハイブリッド自動車	健康福祉局	普通乗用	1
	環境事業局	小型乗用	1
	都市環境局	公害パトロール車(普通乗用)	6
	港湾局	普通乗用	1
	交通局	市バス(*)	19
	市会事務局	小型乗用	2
	市長室	普通乗用	3
		小計	33
低公害車 計			605
ULEV (超低排出ガス車)	乗用車	32	
	貨物・乗合・特種	355	
LEV-7 (京阪神七府県市指定低排出ガス車)	乗用車	60	
	貨物・乗合・特種	1,674	
ULEV,LEV-7 計			2,121
合計			2,726

(\*)ハイブリッドバスのうちアイドリングストップ機能付き車は18台

資料 1-2-2 1 大阪市域幹線道路における低騒音舗装の敷設状況

(単位：km)

道路種別	区間延長	低騒音舗装敷設延長
高速自動車国道	4.8	0
都市高速道路	83.2	44
一般国道	103.4	56.5
府道	165.5	40.4
4車線以上の市道	153.3	22.3

※大阪市環境局調べ（18年度末現在）

資料 1-2-2 2 大阪市域幹線道路における遮音壁の設置状況

(単位：km)

道路種別	遮音壁設置延長
高速自動車国道	4.8
都市高速道路	78.5
一般国道	11.7
府道	2.5
4車線以上の市道	2.6

※大阪市環境局調べ（18年度末現在）

資料 1-2-2 3 自動車騒音の障害防止対策（民家防音工事助成）

項目	根拠法令等	防音工事対象住宅	家族世帯数 (市内分)	家族世帯数累計 (市内分)
自動車騒音 (阪神高速道路)	「高速自動車国道等の周辺における自動車交通騒音にかかる障害防止について」 昭和51年 建設省(現国土交通省)都市局長、道路局長通達	夜間 65デシベル以上 (等価騒音レベル)	41世帯 (平成18年度)	12,107世帯 (昭和51～平成18年度)

(阪神高速道路株式会社調べ)

資料 1-2-24 大阪市モーダルシフト補助制度 認定事業の成果一覧

内航船等を活用したモーダルシフトシステムの構築に対する補助事業 平成18年度

分類	事業名称	申請者	補助金額 (万円)	CO2削減量 (t-CO2/年) 【年間算】	貨物量 (t/年) 【年間算】	内容
新規に海上輸送する貨物	「新門司～大阪南港」間フェリーを利用したモーダルシフトによる輸送効率向上事業	名門大洋フェリー、フェリックス物流、味の素物流	645.0	336	3,072	食品の生産拠点が山形県村山市から山口県下関市に変更したことに伴い、新門司港から大阪南港までの当該製品の輸送を、新規にフェリーで海上輸送する。(当該輸送に必要なシャーシの整備)
新規に海上輸送する貨物	リサイクルプラスチックの「大阪南港～新門司港」間フェリーを利用したモーダルシフトによる輸送効率向上事業	名門大洋フェリー、フェリックス物流、ヤマゼン	400.0	268	1,968	三重県伊賀市から福岡県田川市へのリサイクルプラスチックの輸送を、大阪南港から新門司港までの間、新規にフェリーで海上輸送する。(当該輸送に必要なシャーシの整備)
陸上輸送から海上輸送への転換	福山通運・一般小口貨物の「大阪南港～新門司港」間フェリーを利用したモーダルシフトによる輸送効率向上事業	名門大洋フェリー、フェリックス物流、福山通運	645.0	640	7,152	10トントラックにて兵庫県加西市から福岡県福岡市へ陸送している一般小口貨物について、大阪南港から新門司港までの間をフェリー輸送に転換する。(当該輸送に必要なシャーシの整備)
陸上輸送から海上輸送への転換	専用特殊セミトレーラーを用いたフェリー利用無人車航送による関西⇄九州間ラウンドモーダルシフト事業	シー・ロードエクスプレス、エイジー物流	607.3	257	1,188	10トントラックにて関西から九州へ陸送しているガラス製品について、大阪南港から九州までの間をフェリー輸送に転換する。(当該輸送に必要なシャーシの整備)
陸上輸送から海上輸送への転換	内航船を活用した加古川・神戸港～大阪南港間のモーダルシフト事業	三興倉庫、神鋼物流	596.2	19	21,264	神戸港から奈良へ陸送している鋼材製品について、神戸港から大阪南港までの間を海上輸送に転換する。加えて加古川・神戸港から尼崎港までの海上輸送後、東大阪市まで陸送している鋼材製品についても、尼崎港から大阪南港までの間を海上輸送に転換する。(当該輸送に必要な荷役機械及び荷捌き地の整備等)



資料 1-3-1 大阪市内公共用水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	水域	河川名	類型	平成 9 年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
1	小松橋	神 崎 川	神崎川	B	3.6	1.5	2.7	3.4	2.8	3.0	1.7	1.6	2.3	2.0	
2	吹田橋		"	B	5.4	5.2	5.4	5.4	5.3	*4.4	*2.9	2.3	*3.6	2.5	
3	新三国橋		"	B	3.0	2.4	3.4	3.1	3.8	*2.8	*3.0	1.7	1.9	2.4	
4	神崎橋		"	B	3.7	1.8	2.0	2.9	3.5	2.8	*2.8	1.4	2.4	1.8	
5	千船橋		"	B	2.4	1.7	2.0	2.4	2.0	2.4	2.1	2.0	2.6	2.4	
6	辰巳橋		" (左門殿川)	B	2.3	1.4	2.0	2.3	2.6	*2.5	2.1	1.6	2.2	2.1	
7	新京阪橋		安威川	C	3.6	4.0	4.2	3.9	4.2	3.5	3.3	1.6	2.2	2.0	
8	JR 赤川鉄橋	淀 川	淀川	B	1.4	1.9	1.5	1.6	1.7	1.8	1.4	1.3	1.6	1.2	
9	伝法大橋		"	C	3.0	2.8	3.1	3.5	2.7	4.7	2.8	1.8	3.1	2.7	
10	今津橋	寝 屋 川	寝屋川	D	6.3	7.3	7.3	9.4	*9.8	*9.5	*9.1	*6.7	*10	*11	
11	新喜多大橋		"	D	*9.7	7.2	6.4	7.9	*9.1	*9.6	*9.7	*8.1	*9.8	*11	
12	京橋		"	D	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2	4.9	4.9	4.4	6.4	*6.8	
13	徳栄橋		古川	D	*8.7	*9.4	8.0	7.8	*8.5	*8.3	6.6	6.0	*8.8	*9.6	
14	阪東小橋		第二寝屋川	D	*10	6.9	*8.3	*9.1	*8.5	*8.1	*8.1	6.3	*8.3	*11	
15	下城見橋		"	D	*10	*9.2	7.4	7.2	6.0	7.8	*9.0	*8.3	*9.0	*8.9	
16	中竹渚橋		平野川	D	*23	*17	*18	*18	*19	*15	*15	*15	*13	*11	
17	安泰橋		"	D	*22	*14	*16	*14	*16	*13	*12	*11	*12	*8.9	
18	陸橋		"	D	*12	*11	*9.1	9.1	8.5	8.5	*10	*6.9	7.5	*7.3	
19	南弁天橋		"	D	*14	6.9	8.4	8.2	7.7	6.4	*9.5	7.8	7.5	*6.2	
20	城見橋		"	D	*11	8.9	7.3	7.2	6.1	6.6	7.7	*7.0	*8.4	*7.8	
21	片一橋		平野川分水路	D	7.8	5.8	6.9	6.6	4.7	5.9	*7.1	*7.4	7.2	*8.1	
22	天王田大橋		"	D	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6	6.8	*6.4	*8.4	*8.1	7.3	
23	赤川橋		城北川	B	1.7	1.9	2.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.3	1.3	
24	毛馬橋		大 阪 市 内 河 川	大川	B	1.9	1.7	1.8	1.8	1.3	1.6	1.2	1.2	1.3	1.4
25	桜宮橋	"		B	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3	1.4	1.2	1.2	2.3	1.4	
26	天神橋(右)	堂島川		B	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9	2.4	*2.3	1.9	*3.2	*3.1	
27	天神橋(左)	土佐堀川		C	*5.1	4.0	*3.8	3.7	3.1	3.5	3.7	3.5	*5.4	*4.4	
28	天保山渡	安治川		B	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2	1.4	1.3	1.2	1.5	1.3	
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川		C	2.7	2.5	2.7	3.3	3.0	3.0	2.0	2.1	2.6	1.8	
30	春日出橋	六軒家川		B	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7	1.8	1.6	1.2	1.9	1.5	
31	本町橋	東横堀川		C	3.6	3.6	3.5	3.8	3.3	3.0	2.6	2.3	3.3	1.9	
32	大黒橋	道頓堀川		B	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3	2.9	2.0	1.7	2.3	1.6	
33	甚兵衛渡	尻無川		C	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8	2.1	1.5	1.7	2.5	1.8	
34	千本松渡	木津川		C	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8	2.1	2.1	2.0	3.0	1.8	
35	船町渡	木津川運河		C	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8	1.9	1.8	1.9	2.8	1.9	
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川		C	*5.6	*7.3	*6.1	3.9	2.8	3.6	3.4	2.6	3.9	2.8	
37	浅香新取水口	大 和 川		大和川	C	*10	*9.4	*8.7	*6.2	*5.7	*4.9	*4.6	4.0	3.9	3.4
38	遠里小野橋			"	D	*8.6	4.1	5.0	4.5	5.4	6.4	5.4	4.5	5.3	4.1

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
2. \*印は環境基準不適合を表している。  
環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
3. 神崎川は平成13年3月にE類型からB類型に変更。  
4. 安威川は平成14年6月にE類型からC類型に変更。  
5. 淀川下流(伝法大橋)は平成15年3月にD類型からC類型に変更。  
6. 寝屋川水域は平成15年5月にE類型からD類型に変更。城北川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。  
7. 大川・堂島川・安治川・六軒家川・道頓堀川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。  
8. 東横堀川は平成15年5月にC類型に指定。

資料 1-3-2 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	類型	平成 9 年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
39	神崎川河口中央	C	4.9	5.4	5.4	6.2	7.3	6.7	4.9	4.1	4.7	4.5
40	中島川河口	C	5.6	5.7	5.5	5.7	6.4	6.1	5.9	5.6	—	—
41	淀川河口中央	C	5.1	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	4.2	3.5	3.8	4.6
42	正蓮寺川河口	C	4.9	5.1	4.6	5.3	5.4	5.8	4.9	5.3	—	—
43	木津川河口中央	C	4.8	5.5	5.3	5.6	5.7	6.4	4.9	4.2	4.2	5.3
44	No.5 ブイ跡	C	4.0	4.5	4.7	4.6	4.5	4.9	3.8	3.2	3.4	4.6
45	第一号岸壁	C	4.2	4.2	3.8	3.9	3.8	4.2	4.0	4.5	—	—
46	No.25 ドルフィン	C	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1	4.4	4.4	4.9	3.9	4.4
47	北港沖1,000m	C	4.6	4.2	4.6	3.5	3.8	4.0	3.8	4.5	3.4	4.0
48	大阪港関門外	C	3.7	3.8	4.7	4.9	5.7	4.9	3.6	3.2	3.3	4.0
49	南港	C	4.0	5.0	4.4	4.9	5.1	5.3	4.1	3.1	3.4	4.2
50	大阪湾C-3	C	3.4	3.6	3.5	3.4	3.0	3.8	3.8	4.1	3.9	3.3

(注) 数値は年平均値である。

資料 1-3-3 大阪市内公共用水域における水質調査結果 (平成18年度)

① 河川 (38地点)

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	6.9~7.6	9.5	2.0 (2.3)	4.1	7
2	吹田橋	"	B	7.1~7.5	8.2	2.5 (2.3)	5.4	9
3	新三国橋	"	B	7.2~8.3	7.2	2.4 (2.4)	5.1	9
4	神崎橋	"	B	7.2~8.2	7.9	1.8 (2.0)	5.2	5
5	千船橋	"	B	7.3~8.1	7.8	2.4 (2.8)	6.2	6
6	辰巳橋	" (左門殿川)	B	6.9~8.0	7.1	2.1 (2.2)	4.7	6
7	新京阪橋	安威川	C	7.1~8.5	8.2	2.0 (2.4)	5.0	10
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.4~7.9	9.4	1.2 (1.3)	3.7	5
9	伝法大橋	"	C	7.4~8.8	10	2.7 (4.1)	4.7	7
10	今津橋	寝屋川	D	6.9~7.4	5.0	11 (13)	9.6	9
11	新喜多大橋	"	D	6.8~7.3	5.3	11 (16)	9.5	10
12	京橋	"	D	7.0~7.6	6.0	6.8 (8.3)	7.4	8
13	徳栄橋	古川	D	6.9~7.4	4.7	9.6 (12)	8.5	11
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	6.7~7.3	6.2	11 (10)	11	11
15	下城見橋	"	D	6.8~7.4	5.2	8.9 (11)	9.0	7
16	中竹渚橋	平野川	D	7.1~7.6	4.5	11 (14)	13	13
17	安泰橋	"	D	7.2~7.6	7.1	8.9 (13)	13	9
18	睦橋	"	D	7.1~7.4	6.8	7.3 (9.5)	11	8
19	南弁天橋	"	D	6.9~7.4	4.2	6.2 (8.2)	10	9
20	城見橋	"	D	6.8~7.4	4.2	7.8 (8.4)	9.9	9

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
21	片一橋	平野川 分水路	D	6.8~7.4	6.1	8.1 (9.3)	9.4	5
22	天王田大橋	〃	D	6.7~7.4	5.9	7.3 (7.4)	8.9	5
23	赤川橋	城北川	B	7.2~7.6	9.3	1.3 (1.3)	3.6	11
24	毛馬橋	大川	B	7.2~7.6	9.8	1.4 (1.5)	3.4	6
25	桜宮橋	〃	B	6.9~7.7	9.7	1.4 (1.5)	3.4	8
26	天神橋(右)	堂島川	B	7.1~7.6	8.1	3.1 (3.1)	4.4	8
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	7.1~7.6	7.0	4.4 (5.6)	5.5	8
28	天保山渡	安治川	B	7.6~8.4	7.4	1.3 (1.4)	4.6	4
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	7.2~8.3	5.6	1.8 (2.1)	5.8	3
30	春日出橋	六軒家川	B	7.3~8.4	7.7	1.5 (1.6)	4.7	4
31	本町橋	東横堀川	C	6.9~7.6	7.1	1.9 (2.0)	5.1	7
32	大黒橋	道頓堀川	B	6.9~7.5	6.7	1.6 (2.0)	4.8	7
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.0~8.0	5.8	1.8 (1.9)	5.7	6
34	千本松渡	木津川	C	7.2~8.0	6.4	1.8 (2.0)	5.8	5
35	船町渡	木津川運河	C	7.2~8.4	7.6	1.9 (2.1)	5.3	5
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	7.1~8.0	6.2	2.8 (3.0)	8.4	4
37	浅香新取水口	大和川	C	7.6~8.4	9.7	3.4 (3.7)	7.1	10
38	遠里小野橋	〃	D	7.6~8.1	9.4	4.1 (5.3)	7.3	10

(注) 数値は年平均値である。ただし( )内の数値は日間平均値の75%値を示す。

② 海 域 (12地点)

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	油分 (mg/L)
39	神崎川河口中央	C	7.4~8.5	6.3	4.5 (5.7)	1.6	2.4	0.20	—
40	中島川河口	C	—	—	—	—	—	—	—
41	淀川河口中央	C	7.5~8.7	7.9	4.6 (5.7)	2.2	1.3	0.14	—
42	正蓮寺川河口	C	—	—	—	—	—	—	—
43	木津川河口中央	C	7.2~8.1	5.9	5.3 (6.0)	1.6	3.2	0.18	—
44	No.5 ブイ跡	C	7.7~8.6	7.0	4.6 (5.1)	2.1	2.1	0.15	—
45	第一号岸壁	C	—	—	—	—	—	—	—
46	No.25 ドルフィン	C	7.8~8.7	8.0	4.4 (4.8)	2.3	1.4	0.098	—
47	北港沖1,000m	C	7.8~8.8	8.0	4.0 (4.7)	2.1	1.0	0.088	—
48	大阪港関門外	C	7.7~8.6	7.5	4.0 (4.1)	2.0	0.94	0.082	—
49	南 港	C	7.9~9.0	6.8	4.2 (4.5)	1.9	1.6	0.11	—
50	大阪湾C-3	C	7.8~8.8	8.4	3.3 (3.6)	—	0.79	0.070	N. D.

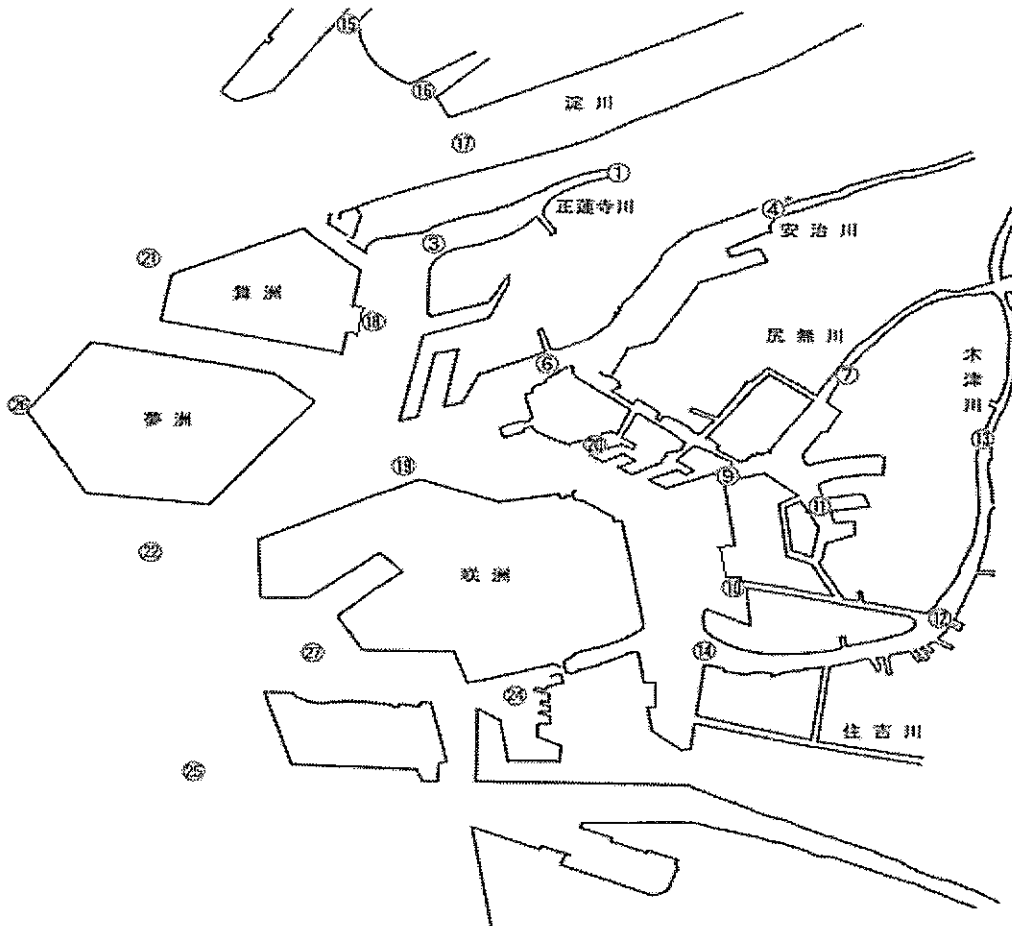
資料1-3-4 大阪市内河川底質調査結果（平成18年度）

（乾燥重量値）

調査地点	河川名	含水率 (%)	pH	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
千船橋	神崎川	47	8.0	2.1	<0.01	2.5
大黒橋	道頓堀川	58	7.2	1.7	<0.01	1.8
天保山渡	安治川	72	7.7	0.59	<0.01	0.38
甚兵衛渡	尻無川	49	7.8	0.92	<0.01	1.1
千本松渡	木津川	59	8.0	2.4	<0.01	1.9

（試料採取：平成18年8月15日）

資料1-3-5 大阪港港湾区域内底質調査地点図



地点	地点名称	地点	地点名称	地点	地点名称
1	正蓮寺川上	12	木津川中	20	第1号岸壁
3	正蓮寺川下	13	木津川上	21	舞洲西沖
4	安治川上	14	木津川下	22	夢洲南沖
6	安治川下	15	中島川河口	24	南港内港
7	尻無川上	16	神崎川河口	25	南埠頭沖
9	尻無川下	17	淀川河口	26	夢洲西沖
10	木津川運河	18	舞洲東沖	27	中埠頭沖
11	大正内港	19	咲洲北沖		

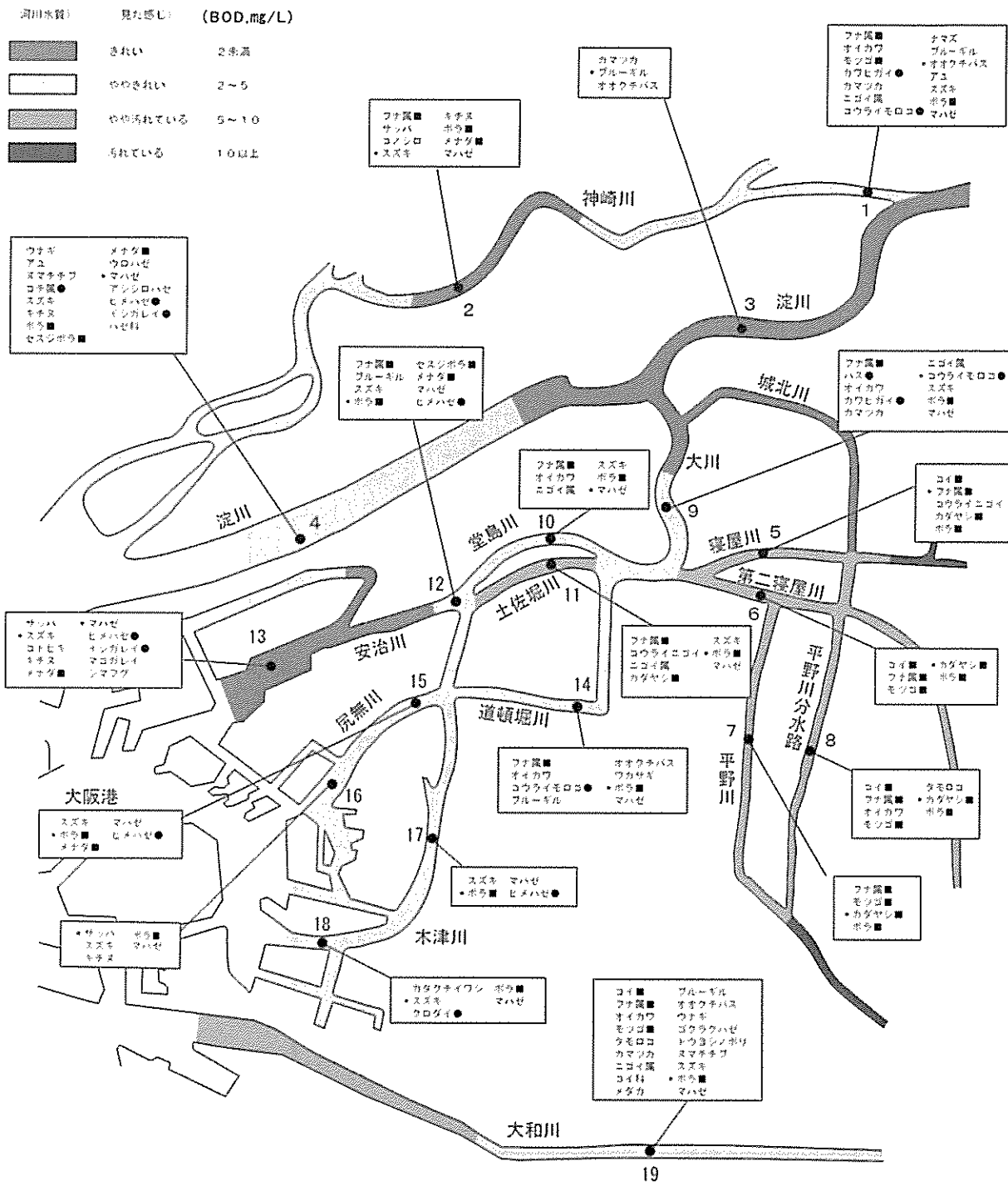
資料1-3-6 大阪湾港湾区域内底質調査結果(平成18年度)

項目 地点名	含水率 (%)	pH	CODsed (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	カドミウム又は その化合物 (mg/kg)	シアン化合物 (mg/kg)	鉛又はその 化合物 (mg/kg)	六価クロム 化合物 (mg/kg)	ひ素又はそ の化合物 (mg/kg)	水銀又はそ の化合物 (mg/kg)	7ルキル水銀 化合物 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
1 正蓮寺川上	42.2	8.3	21000	12.1	3500	3.7	<1	110	<2	3.2	1.40	<0.01	-
3 正蓮寺川下	52.6	8.3	14000	9.4	2000	2.3	<1	83	<2	1.4	1.00	<0.01	-
4 安治川上	51.8	7.7	22000	11.7	3000	2.4	<1	82	<2	1.2	0.39	<0.01	0.37
6 安治川下	56.5	8.0	14000	11.3	1900	2.4	<1	76	<2	1.3	0.80	<0.01	0.27
7 尻無川上	49.5	8.1	22000	11.4	1900	8.4	<1	290	<2	3.5	0.81	<0.01	3.3
9 尻無川下	55.4	8.2	17000	10.8	1700	5.6	<1	230	<2	2.2	1.00	<0.01	1.3
10 木津川運河	56.5	8.2	17000	10.4	1800	3.0	<1	100	<2	1.6	1.20	<0.01	-
11 大正内港	36.8	7.2	8900	6.2	1100	2.3	<1	93	<2	1.5	0.53	<0.01	-
12 木津川中	50.7	8.2	22000	13.8	1800	9.4	<1	300	<2	2.8	0.83	<0.01	-
13 木津川上	61.8	7.4	34000	19.0	2500	3.7	<1	130	<2	2.0	0.23	<0.01	0.65
14 木津川下	53.9	8.3	18000	10.2	1600	4.1	<1	110	<2	3.0	1.00	<0.01	-
15 中島川河口	52.4	7.8	23000	12.6	1800	3.0	<1	87	<2	1.8	0.60	<0.01	-
16 神崎川河口	49.0	7.9	23000	11.1	1400	1.5	<1	46.0	<2	1.3	0.35	<0.01	-
17 淀川河口	45.5	7.7	19000	10.4	1000	1.2	<1	35.0	<2	1.4	0.27	<0.01	-
18 舞洲東沖	54.6	8.1	14000	9.3	1000	1.6	<1	63	<2	1.5	0.79	<0.01	-
19 咲洲北沖	49.0	8.0	11000	7.7	310	1.1	<1	46.0	<2	1.5	0.56	<0.01	-
20 第1号岸壁	55.9	8.2	16000	10.6	1700	2.7	<1	140	<2	1.8	1.00	<0.01	-
21 舞洲西沖	46.3	8.2	18000	8.9	730	1.3	<1	43	<2	1.1	0.52	<0.01	0.16
22 夢洲南沖	54.0	8.0	13000	9.6	500	1.5	<1	57	<2	1.3	0.76	<0.01	-
24 南港内港	48.0	8.1	11000	8.6	540	1.4	<1	43	<2	1.3	0.50	<0.01	-
25 南埠頭沖	50.4	8.1	14000	8.4	390	1.2	<1	46	<2	1.2	0.50	<0.01	0.06
26 夢洲西沖	51.2	8.1	11000	8.6	580	1.2	<1	54.0	<2	1.2	0.55	<0.01	-
27 中埠頭沖	50.2	8.1	10000	8.9	380	1.4	<1	50.0	<2	1.4	0.60	<0.01	-

資料 1-3-7 市内河川魚類生息状況調査結果（平成18年度）

項目	調査結果
① 調査時期	春季調査 平成18年5月（5日間） 夏季調査 平成18年8月（5日間） 秋季調査 平成18年11月（5日間） 冬季調査 平成19年2月（6日間） ※冬季調査は天候不良の影響により、予定より1日延長しました。
② 調査場所	大阪市内河川水域 19地点
③ 調査結果	ア. 今回の調査で生息が確認された魚種は、18科39種3,660個体でした。（魚類の分布は資料1-3-8） イ. 今回の調査で多くの種類が確認された地点は、大和川（17種）、神崎川上流（14種）、淀川下流（14種）でした。 ウ. 前回の調査（H13年度）で初めて魚類の生息が確認された寝屋川や第二寝屋川では、引き続き魚類の生息が確認されました。 エ. 今回新たに調査地点に加えた平野川や平野川分水路では、魚の生息が確認されました。 オ. これまでの調査では、ボラ類やスズキなどの遊泳魚のみが採取されていた河口域で底生魚であるハゼ類が新たに確認されました。 カ. 四季別では、これまでの調査結果と同様に、春季及び夏季の採集個体数、魚種数は多く、秋季及び冬季の採集個体数、魚種数は少なくなる傾向を示しました。
④ 魚類の生息状況の変化	ア. 《河川ごとの魚種数の特徴》 魚類の確認種数が多い地点は、大和川（17種）、神崎川（14種）、淀川下流（14種）でした。一方確認種数が少ない地点としては、平野川（4種）、木津川上流（4種）、淀川上流（3種）でした。 イ. 《河川ごとの魚種の増減傾向》 前回（H13年度）と比較して確認種数が増加した地点は、安治川上流（5→8種）、安治川河口（9→10種）、尻無川河口（4→5種）など汽水域（淡水と海水が混じりあった薄い海水域）の地点で主に底生魚が新たに確認されました。 ウ. 《指標種の変化》 きれいな水質の指標種であるコウライモロコは前回（H13年度）と比べると4地点から3地点に、ハスは6地点から1地点へと減少しました。これらの地点では、特にDO（溶存酸素量）やBOD、その他の物理環境の悪化はみられないことから、水質環境の悪化を示すものではないと推測されます。
⑤ 河川ごとの特徴	ア. 《神崎川》 上流域では、前回の調査（H13年度）ではオイカワ、コウライモロコなど小型淡水性在来魚が多く確認されてましたが、今回の調査では、オオクチバスやブルーギルの外来魚が多く確認されました。 下流域では、ボラ、スズキなどの汽水性海水魚がみられました。 イ. 《淀川》 上流域では、前回の調査（H13年度）ではオイカワ、コウライモロコなど小型淡水性在来魚が多く確認されてましたが、今回の調査では、オオクチバスやブルーギルの外来魚が多く確認されました。 下流域では、マハゼ、ボラ、スズキなどの汽水性海水魚がみられました。 ウ. 《寝屋川・第二寝屋川》 前回の調査（H13年度）では、モツゴ、カダヤシなど比較的汚濁に強い淡水魚が確認されましたが、今回も引き続き確認されました。 エ. 《平野川・平野川分水路》 カダヤシ、モツゴ、フナ属など比較的汚濁に強い魚類の生息が確認されました。平野川分水路では、これらの比較的汚濁に強い種に加え、これらよりもやや水質が良くなければ生息しないオイカワが採取されました。 オ. 《大阪市内河川》 道頓堀川でもオオクチバスとブルーギルの外来魚が確認されました。しかし、きれいな水質にすむコウライモロコは4季を通じて確認されたことから、水質は比較的良好的なまま維持されていると考えられます。 また大川では、きれいな水質にすむコウライモロコ、オイカワが多く採取されたことから水質は良好と考えられます。 安治川、尻無川、木津川など汽水域では、スズキ、ボラなど汽水海水魚が多く確認されました。また今まで確認できなかった底生魚が確認されました。 カ. 《大和川》 前回調査と同様コイ、モツゴ、オイカワなど豊かな魚類相が確認されました。

資料 1 - 3 - 8 市内河川の魚類の分布

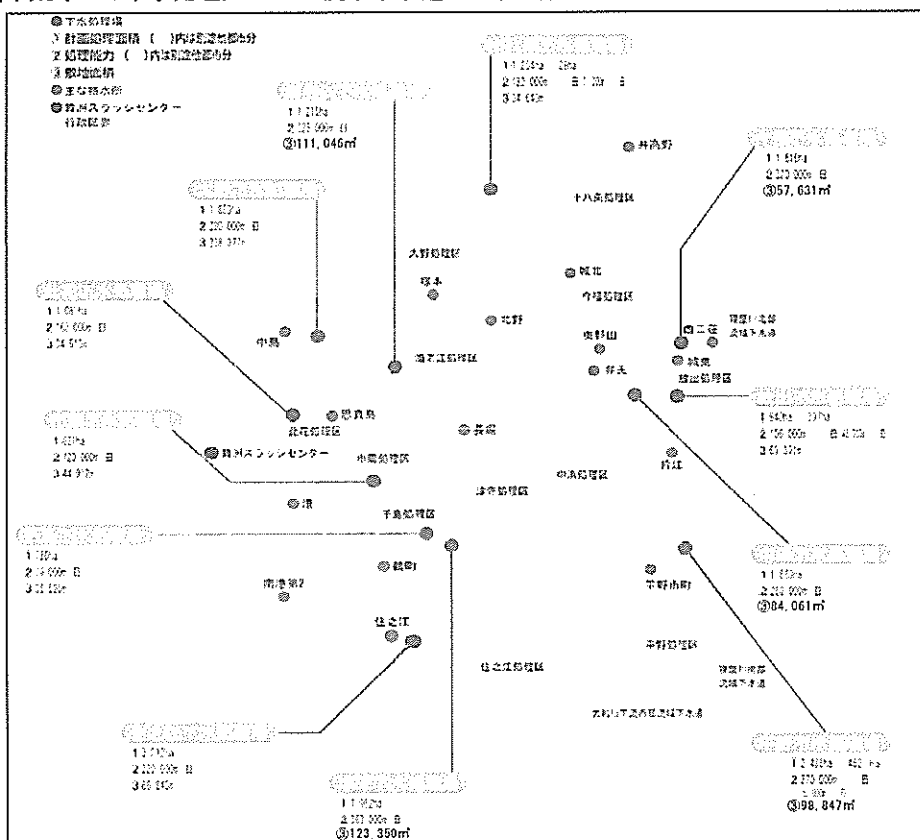


備考 河川のBODは平成17年度の値を使用した。  
大阪市内公共用水域水質測定結果：平成17年度

- 注) 1 \*は各地点において最も個体数の多かった種を表します。  
 2 ●は清浄な水質を代表する種、■は汚濁した水質でも生きられる種を表します。  
 3 淀川下流でのハゼ科、大和川でのコイ科は稚魚であるため種の同定が困難であることを示します。  
 そのため種数には計上していません。

資料1-3-9 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料1-3-10 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数(平成19年3月末)

	行政区	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	計
神崎川	西淀川	2	20		22
	淀川	1	1		2
	東淀川		2		2
大阪市内河川	北		2		2
	福島		1		1
	此花	1	21		22
	港		1		1
	大正	5	7		12
	東淀川	1			1
	住之江	1	2		3
西成	1	1		2	
寝屋川	旭	1			1
	城東	2	3		5
	鶴見	1			1
	中央		1		1
大和川	平野		7		7
計	16	70		86	

(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づきます。  
2. 大阪市内12下水処理場を含みます。

資料1-3-11 立入指導等の状況(公共用水域へ排出水を排出する工場・事業場)

(平成18年度)

	立入工場件数	基準超過事業場数	排水の一時停止命令	改善命令	改善勧告	その他指示
法律対象	104	1	0	0	0	1
条例対象	2	0	0	0	0	0
合計	106	1	0	0	0	1

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。



資料 1-3-12 水質関係 法律・条例届出受理件数(平成18年度)

行政区	法律・条例	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北			2	
福島			2	
此花	1		20	
中央			1	
港			1	
大正	9		1	
西淀川	2		8	
淀川	2		1	
東淀川				
旭				
城東			3	
鶴見				
住之江			1	
平野			1	
西成			1	1
合計		14	42	1

資料 1-3-13 特定事業場・除害施設必要事業場数(平成19年3月末)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	274	218
都島	116	74
福島	110	79
此花	122	117
中央	212	182
西	120	81
港	117	76
大正	128	84
天王寺	99	70
浪速	96	50
西淀川	200	213
淀川	293	200
東淀川	172	109
東成	229	166
生野	340	166
旭	104	56
城東	224	149
鶴見	130	103
阿倍野	141	43
住之江	184	164
住吉	125	60
東住吉	198	85
平野	281	197
西成	208	97
合計	4,223	2,839

資料 1-3-14 立入指導等の状況：公共下水道へ排出水を排出する工場・事業場(平成18年度)

工場立入件数	6,993
基準超過工場数	211
排水の一時停止命令	0
改善命令	0
改善勧告	6
その他指示	205

資料1-4-1 各区の主要地点年間変動量

(単位:cm)

区名	所在地〔水準点番号〕	測定開始年	年間変動量					平成17年までの累積変動量
			H10年	H11年	H13年	H15年	H17年	
北	茶屋町1-40〔中-7〕	昭和9年	(+0.49)	-	(-0.28)	-0.25	-0.92	-164.51
都島	東野田町4-15〔東-8〕	昭和10年	-0.25	-0.38	0.43	-0.13	-0.87	-59.99
福島	玉川4-1〔中-16〕	昭和10年	(+1.21)	-	(-0.02)	0.06	-1.07	-145.25
此花	西島1-2〔西-4〕	昭和10年	-0.36	-0.74	0.06	-0.37	-1.79	-292.33
中央	大阪城3〔中-28〕	昭和10年	-0.03	-0.48	0.32	0.22	-0.01	-15.69
西	九条2-19〔西-45〕	昭和13年	-0.67	-0.38	0.15	-0.19	-1.45	-140.70
港	海岸通4-2〔西-19(Ⅱ)〕	昭和34年	-0.38	-0.21	-0.05	-0.35	-1.65	-81.00
大正	泉尾1-39〔西-30〕	昭和10年	(+0.85)	-	(-0.03)	0.07	-1.22	-115.34
天王寺	生玉町13〔国-234(Ⅲ)〕	昭和41年	-0.04	-0.62	0.51	0.03	-0.27	-4.20
浪速	恵美須西1-2〔国-235〕	昭和9年	-0.11	-0.54	0.68	0.16	-0.45	-22.23
西淀川	百島1-3〔北-26〕	昭和10年	-0.47	-0.53	0.19	-0.02	-1.28	-245.38
淀川	西中島7-8〔北-13〕	昭和9年	-0.21	-0.52	0.36	-0.74	-0.51	-112.45
東淀川	上新庄2-20〔北-3〕	昭和10年	-0.30	-0.19	0.67	0.01	-0.32	-53.51
東成	中道4-8〔東-13〕	昭和10年	0.05	0.16	0.48	-0.11	-0.37	-77.39
生野	巽東3-3〔東-34〕	昭和38年	0.10	-0.10	0.44	0.35	-0.44	-67.04
旭	大宮3-1〔東-2〕	昭和10年	-0.09	-0.01	-0.46	-0.33	-0.56	-31.08
城東	永田4-4〔東-10〕	昭和10年	0.41	0.26	0.87	0.14	-0.36	-30.49
鶴見	鶴見3-11〔東-7〕	昭和10年	0.50	0.14	0.35	0.05	-0.58	-87.08
阿倍野	王子町4-1〔南-18(Ⅱ)〕	昭和38年	(-0.08)	-	(+0.43)	0.59	-0.45	-16.77
住之江	安立2-11〔国-245〕	昭和9年	0.04	-0.16	0.51	0.08	-0.52	-12.46
住吉	東粉浜1-5〔国-244〕	昭和9年	0.06	-0.07	0.68	0.33	-0.43	-16.94
東住吉	湯里1-15〔南-15〕	昭和10年	0.00	-0.11	0.53	0.66	-0.30	-24.85
平野	加美南1-9〔南-39〕	昭和38年	-0.05	-0.11	0.15	0.75	0.33	-42.71
西成	天下茶屋2-2〔国-243〕	昭和9年	-0.15	-0.29	0.62	0.20	-0.36	-11.05

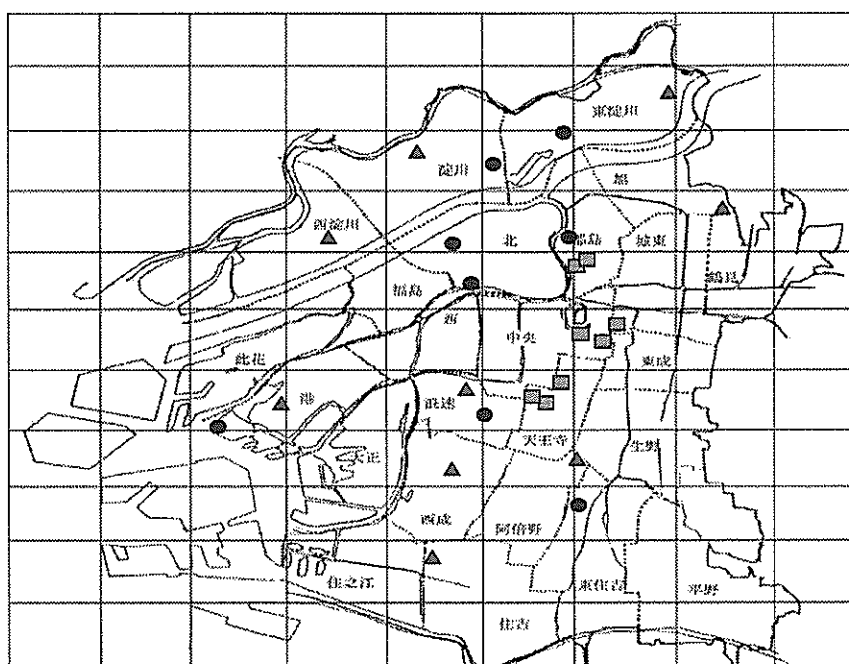
- (注)1. 測量不動点は、昭和10～38年:毛馬原標、昭和39～51年:基21号、昭和52～57年:基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降:262号に替え泉南原標としました。  
 2. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定しました。  
 3. 表中の-は未観測を示します。  
 4.( )内は、前回観測から観測年までの変動量です。  
 5. 平成13年度以降の変動量は、原則、観測から2年間の変動量です(一部3年間)。

資料 1-4-2 地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果 (平成9年～平成18年)

年 観測井名	所在地	ストレーナ 位置 (m)	観測開始時期	観測開始 当初	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
天保山B	港区築港4丁目	96～100.5	昭和36年3月	27.63 管頭下 (m) O. P (m)	4.41 -0.83	3.70 -0.13	3.55 0.02	3.47 ☆	3.56 0.01	3.58 ☆	3.54 0.03	3.57 ☆	3.90 -0.34	4.42 ☆
鶴町B	大正区鶴町2丁目	25～30	昭和28年1月	9.17 管頭下 (m) O. P (m)	3.67 0.03	3.02 0.66	2.88 0.80	2.57 ☆	2.43 1.24	2.63 ☆	2.43 1.24	2.78 ☆	3.11 0.55	3.17 ☆
此花	此花区島屋5丁目	23～28	【昭和28年7月】 平成4年7月	15.26 管頭下 (m) O. P (m)	1.62 -0.26	1.56 -0.20	1.87 -0.52	0.74 ☆	0.74 0.62	0.82 ☆	0.92 0.45	4.65 ☆	6.13 -4.77	3.63 ☆
姫島	西淀川区姫島4丁目	63～68	昭和28年7月	21.76 管頭下 (m) O. P (m)	2.37 -0.88	1.88 -0.40	1.91 -0.43	1.42 ☆	1.36 0.13	1.35 ☆	1.42 0.06	1.56 ☆	1.86 -0.39	2.21 ☆
十三	淀川区十三元今里1丁目	96.6～100	昭和35年7月	35.70 管頭下 (m) O. P (m)	6.32 -1.96	5.69 -1.33	5.56 -1.21	5.39 ☆	5.33 -0.97	5.37 ☆	5.38 -1.03	5.60 ☆	6.01 -1.66	6.27 ☆
中之島A	北区中之島1丁目	91～96	昭和38年7月	32.47 管頭下 (m) O. P (m)	5.79 -1.74	5.19 -1.15	5.06 -1.02	4.89 ☆	4.87 -0.82	4.86 ☆	4.86 -0.81	5.22 ☆	5.77 -1.73	6.01 ☆
中之島B	"	178～183	昭和35年7月	31.94 管頭下 (m) O. P (m)	6.56 -2.53	5.96 -1.95	5.87 -1.85	5.69 ☆	5.68 -1.66	5.86 ☆	6.03 -2.01	6.23 ☆	6.53 -2.52	7.11 ☆
蒲生	城東区中央3丁目	91～96	昭和35年7月	19.32 管頭下 (m) O. P (m)	10.37 -7.92	9.88 -7.43	9.34 -6.89	8.75 ☆	8.31 -5.86	8.01 ☆	7.75 -5.30	7.73 ☆	7.72 -5.27	7.74 ☆
港 (II) A	港区田中3丁目	348～353	【昭和39年4月】 昭和61年6月	25.63 管頭下 (m) O. P (m)	3.61 -1.10	2.87 -0.36	2.71 -0.21	2.61 ☆	2.65 -0.14	2.65 ☆	2.61 -0.10	2.70 ☆	3.06 -0.57	3.34 ☆
港 (II) B	"	441～446	【昭和39年4月】 昭和61年6月	19.28 管頭下 (m) O. P (m)	13.18 -10.67	12.91 -10.40	12.91 -10.41	12.94 ☆	12.59 -10.08	11.90 ☆	11.58 -9.07	11.26 ☆	11.04 -8.55	10.96 ☆
港 (II) C	"	183～188	【昭和39年4月】 昭和61年6月	26.08 管頭下 (m) O. P (m)	5.33 -2.29	4.64 -2.13	4.53 -2.02	4.42 ☆	4.73 -2.22	4.92 ☆	5.15 -2.64	5.43 ☆	5.87 -3.38	6.13 ☆
生野A	生野区箕原4丁目	13.5～16.5	昭和42年4月	2.37 管頭下 (m) O. P (m)	5.24 0.67	5.09 0.81	4.98 0.93	5.11 ☆	5.51 0.40	5.50 ☆	5.34 0.57	5.42 ☆	5.28 0.62	5.11 ☆
生野B	"	170～180	昭和42年4月	30.96 管頭下 (m) O. P (m)	13.52 -9.95	13.31 -7.31	12.71 -6.71	12.84 ☆	12.61 -6.60	12.36 ☆	12.17 -6.16	12.16 ☆	11.65 -5.64	11.42 ☆
柴島	東淀川区柴島1丁目	170～175	昭和43年4月	16.15 管頭下 (m) O. P (m)	7.66 -2.80	7.31 -2.46	7.23 -2.38	7.09 ☆	7.01 -2.15	6.97 ☆	6.89 -2.04	6.84 ☆	6.88 -2.04	7.03 ☆
馬場町 (II)	中央区大手前4丁目	136.7～ 142.2	【昭和44年4月】 平成9年8月	41.98 管頭下 (m) O. P (m)	(33.36) -8.23	33.08 -7.95	32.77 -7.64	32.47 ☆	32.13 -7.00	31.76 ☆	31.37 -6.24	31.07 ☆	30.93 -5.80	31.13 ☆

(注) 1. 観測開始時期欄の【】は、観測所設置当初の開始時期であり、同欄下段の時期は、移設後の観測開始時期を示します。  
 例えは、馬場町観測所は、昭和44年4月から観測を開始し、平成9年8月に移設を行い、馬場町 (II) 観測所へ観測を引き継ぎました。  
 2. 表中「-」は、不明を示します。  
 3. 12年以降の☆印は、水準測量が隔年実施となったため、測定値はありません。  
 4. 地下水位は、年平均水位で示します。  
 5. 馬場町 (II) の平成9年の ( ) 内は、8月～12月までの平均水位です。  
 6. 平成16年度此花観測所における水位の大幅な変化は、阪神高速淀川左岸線の工事により、大量の地下水が湧出したためと考えられます。

資料1-4-3 地下水汚染調査地点図(平成18年度)



- 地下水概況調査井戸 (結果は資料1-4-4参照)
- 地下水汚染井戸周辺地区調査井戸 (結果は資料1-4-5参照)
- ▲ 地下水定期モニタリング調査井戸 (結果は資料1-4-6参照)

資料1-4-4 地下水概況調査結果(平成18年度)

測定項目	環境基準値 (mg/L)	東淀川区 東淡路	都島区 中野町	浪速区 敷津西	東住吉区 北田辺	淀川区 西中島	北区 大淀中	北区 堂島浜	港区 海岸通
採水日	—	2月5日	1月25日	2月6日	1月17日	1月16日	1月25日	1月25日	1月17日
色相	—	淡灰黄色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	微淡黄色	無色
臭気	—	硫化水素臭	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	塩素臭	無臭	無臭
pH	—	7.0	7.2	7.1	6.3	7.4	7.4	7.4	7.3
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.017*	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.009	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	(指針値) 0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふっ素	0.8	0.12	0.19	0.18	<0.08	0.20	0.15	0.27	0.41
ほう素	1	0.03	0.08	0.06	0.05	0.12	0.13	0.28	0.25
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.05	<0.04	5.0	6.0	<0.04	1.0	<0.04	<0.04

注 1) 表中の\*は環境基準を超過したことを示します。

資料1-4-5 地下水汚染井戸周辺地区調査結果(平成18年度)

測定項目	環境基準値 (mg/L)	都島区 網島町	都島区 中野町	中央区 馬場町	城東区 森之宮	中央区 五造	天王寺区 上本町	天王寺区 上本町	天王寺区 上沙
採水日	—	1月25日	1月17日	1月15日	2月5日	1月15日	1月15日	1月15日	
色相	—	微灰黄色	淡黄色	無色	無色	無色	淡灰黄色	無色	
臭気	—	硫化水素臭	塩素臭	硫化水素臭	硫化水素臭	無臭	塩素臭	無臭	
pH	—	7.5	6.8	7.2	7.4	7.0	6.7	6.5	
砒素	0.01	0.012 *	<0.005	—	—	—	—	—	
ジクロロメタン	0.02	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	0.002	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	0.004	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	0.02	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	0.022	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	1	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	0.03	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.024	
テトラクロロエチレン	0.01	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0053	
1,3-ジクロロプロペン	0.002	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン	0.01	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	(指針値) 0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	

注 1) 表中の\*は環境基準を超過したことを示します。  
注 2) 表中の—は測定していないことを示します。

資料1-4-6 地下水定期モニタリング調査結果(平成18年度)

測定項目	環境基準値 (mg/L)	旭区新森	阿倍野区 天王寺町北	西淀川区 姫里	東淀川区 大桐	浪速区 元町	淀川区 三津屋南	港区 田中	住吉区 東粉浜	西成区 鶴見橋
採水日	—	2月5日	1月17日	1月16日	2月5日	2月6日	1月16日	1月16日	1月17日	2月6日
色相	—	茶褐色	無色	微灰黄色	無色	微淡黄色	無色	淡灰黄色	無色	無色
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	6.7	6.6	6.9	7.6	7.2	7.1	7.7	6.6	7.5
鉛	0.01	—	—	—	—	—	0.005	<0.005	<0.005	—
砒素	0.01	—	—	0.014 *	—	0.016 *	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	—	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.016	0.21 *	<0.004	<0.004	—	—	—	—	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	0.008	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	<0.001
ふっ素	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	0.73
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	—	<0.004
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	—	—	23 *	—	—	—	7.8	4.5

注 1) 表中の\*は環境基準を超過したことを示します。  
注 2) 表中の—は測定していないことを示します。

資料 1-5-1 ダイオキシン類環境調査結果

1 大気環境調査結果

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点					18年度	17年度
	春	夏	秋	冬	年平均値	年平均値
菅北小学校 (北区)	0.054	0.092	0.056	0.050	0.063	0.061
平尾小学校 (大正区)	0.19	0.23	0.12	0.13	0.17	0.11
淀中学校 (西淀川区)	0.20	0.17	0.098	0.12	0.15	0.15
茨田北小学校 (鶴見区)	0.061	0.095	0.069	0.071	0.074	0.076
摂陽中学校 (平野区)	0.14	0.31	0.097	0.087	0.16	0.10
住吉区民ホール (住吉区)	0.16	0.36	0.059	0.076	0.16	0.088
東淀川区役所 (東淀川区)	0.056	0.087	0.046	0.051	0.060	0.051
此花区役所 (此花区)	0.060	0.054	0.076	0.077	0.067	0.092
堀江小学校 (西区)	0.082	0.053*	0.054	0.045	0.059	0.064
南港中央公園 (住之江区)	0.062	0.032	0.050	0.12	0.066	0.062
勝山中学校 (生野区)	0.12	0.22	0.096	0.072	0.13	0.090
聖賢小学校 (城東区)	0.081	0.12	0.075	0.072	0.087	0.075
市内平均値	0.11	0.15	0.075	0.081	0.10	0.085

(注) ・環境基準値: 年平均値で0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

・試料採取日: 春: 平成18年5月 25日~ 6月 1日、夏: 平成18年 7月20日~ 7月 27日

秋: 平成18年10月19日~10月 26日、冬: 平成19年 1月18日~ 1月 25日

\* サンプラー故障のため、資料採取期間は7月28日~8月4日

2 水質・底質環境調査結果(河川・海域)

(単位: pg-TEQ/L (水質)、pg-TEQ/g (底質))

調査地点		調査結果		調査地点		調査結果	
		水質	底質			水質	底質
河川	小松橋*2 (江口橋) (神崎川)	2.7	0.66	河川	城見橋*1 (平野川)	0.81	97
	千船橋*1 (神崎川)	0.37	61		南弁天橋 (平野川)	0.93	53
	桜宮橋 (大川)	0.45	17		天王田大橋 (左専道大橋) (平野川分水路)	0.41	26
	天神橋(右)*1 (堂島川)	0.58	3.3		徳栄橋*2 (中茶屋橋) (古川)	1.3	150
	天神橋(左)*1 (土佐堀川)	0.45	1.1		今津橋*2 (寝屋川)	0.87	7.5
	本町橋*1 (東横堀川)	0.75	7		京橋*1 (寝屋川橋) (寝屋川)	0.80	28
	大黒橋*2 (道頓堀川)	0.82	120		下城見橋 (第二寝屋川)	0.61	11
	春日出橋*1 (六軒家川)	0.18	180		大阪港関門外	0.087	18
	北港大橋 下流700m (正連寺川)	0.080	72		南港	0.14	22
	天保山渡 (安治川)	0.097	51		神崎川河口中央*1	0.48	84
	碁兵衛渡 (尻無川)	0.39	110		淀川河口中央	0.12	5.8
	千本松渡 (木津川)	0.27	130		木津川河口中央	0.17	68
	船町渡 (木津川運河)	0.34	120		N o. 5 ブイ跡	0.11	15
	住之江大橋 下流1100m*1 (住吉川)	0.19	140				

(注) ・環境基準値・・・水質: 年平均値で1pg-TEQ/L以下

底質: 150pg-TEQ/g以下

・試料採取・・・水質: 年1~4回実施 平成18年5月~12月 (\*1の地点は年2回、\*2は4回、その他は1回)

底質: 年1回実施 (平成18年9月25日~9月28日)

(参考) 水質・底質環境調査結果 (近畿地方整備局実施分)

淀川、大和川 (近畿地方整備局実施分) (単位: pg-TEQ/L)

調査地点		調査結果	
		水質	底質
河川	柴島 (淀川)	0.12	0.73
	遠里小野橋 (大和川)	0.30	0.49
海域	大和川河口部	0.32	0.31

### 3 地下水環境調査結果

(単位: pg-TEQ/L)

調査地区	調査結果
港区海岸通	0.058
北区大淀中	0.053

(注) ・環境基準値: 1 pg-TEQ/L以下  
 ・試料採取: 平成18年12月1日

### 4 土壌環境調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
都島公園 (都島区)	3.2	東陽中学校 (東成区)	0.77
四貫島小学校 (此花区)	0.58	大宮西小学校 (旭区)	0.24
堀江中学校 (西区)	0.22	今津中学校 (鶴見区)	0.11
大正東中学校 (大正区)	0.12	北加賀屋公園 (住之江区)	1.1
元町中公園 (浪速区)	2.9	枯木町公園 (東住吉区)	6.1
北中島公園 (淀川区)	5.1	南津守中央公園 (西成区)	0.78

(注) ・環境基準値: 1, 000 pg-TEQ/g以下 (調査指標値: 250 pg-TEQ/g以上)  
 ・試料採取: 平成18年10月17日~平成18年10月20日

資料 1-5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成18年度)

種 類 区 分	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名変更届	承継届	合計
大気基準適用施設	0	0	1	1	8	0	10
水質基準対象施設	0	0	0	0	5	0	5

資料 1-5-3 有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果 (平成18年度)

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	菅北小学校	摂陽小学校	平尾小学校	聖賢小学校	梅田新道	出来島小学校	市内平均
アクリロニトリル	0.27	0.21	0.23	0.25	-	-	0.24
アセトアルデヒド	4.3	4.6	4.7	4.2	5.8	4.5	4.7
塩化ビニルモノマー	0.27	0.056	0.10	0.25	-	-	0.17
クロロホルム	0.40	0.88	3.0	0.41	-	-	1.2
酸化エチレン	0.11	0.14	0.14	0.12	-	-	0.13
1,2-ジクロロエタン	0.12	0.13	0.12	0.12	-	-	0.12
ジクロロメタン	6.0	11	11	6.6	-	-	8.7
水銀及びその化合物	0.0030	0.0025	0.0026	0.0026	-	-	0.0027
テトラクロロエチレン	1.4	1.2	1.2	1.2	-	-	1.3
トリクロロエチレン	2.0	5.8	3.1	3.0	-	-	3.5
ニッケル化合物	0.012	0.0087	0.011	0.0093	-	-	0.010
砒素及びその化合物	0.0024	0.0016	-	-	-	-	0.0020
1,3-ブタジエン	0.33	0.32	0.31	0.33	0.62	0.53	0.41
ベリリウム及びその化合物	0.000085	0.000085	-	-	-	-	0.000085
ベンゼン	1.8	2.0	1.9	2.0	2.8	2.5	2.2
ベンゾ[a]ピレン	0.00027	0.00054	0.00043	0.00038	-	0.00049	0.00042
ホルムアルデヒド	4.9	4.7	4.7	5.6	6.1	4.9	5.2
マンガン及びその化合物	0.041	0.042	0.061	0.049	-	-	0.048
クロム及びその化合物	0.012	0.014	0.018	0.015	-	-	0.015

(注) 上記19物質のうち、環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が次のとおり設定されています。

環境基準

ベンゼン	: 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	: 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	: 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
ジクロロメタン	: 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

指針値

アクリロニトリル	: 年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
塩化ビニルモノマー	: 年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
水銀	: 年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること
ニッケル化合物	: 年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること
クロロホルム	: 年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
1,2-ジクロロエタン	: 年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
1,3-ブタジエン	: 年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること



資料 1-5-4 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量

平成17年度

番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
1	亜鉛及びその化合物	12,704	11,041
2	アクリルアミド	3,852	0
3	アクリル酸	84	0
4	アクリル酸エステル類	1,030	0
5	アクリロニトリル	33	0
6	アセトアルデヒド	67	0
7	アセトン	1,450	1,537
8	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1	0
9	アニリン	129	0
10	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
11	アミノピリジン	0	0
12	アリルアルコール	0	0
13	アントラセン	390	0
14	アンモニア	1,114	0
15	エタノールアミン	144	0
16	エチレングリコール	310	0
17	エチレングリコールモノエチルエーテル	56	0
18	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	26	0
19	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,046	37
20	エチレングリコールモノメチルエーテル	11	8
21	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	2	0
22	エチレンジアミン	44	0
23	塩化アリル	0	0
24	塩化アンモニウム	190	1
25	塩化水素	4,979	5
26	塩化パラフィン	73	0
27	塩化ベンジル	70	0
28	塩化メチル	1	0
29	塩化メチレン	3,377	227
30	2-オクタノール	19	0
31	カルバミン酸エチル	0	0
32	キシレン	9,196	215
33	蟻酸	4,264	5,299
34	クレゾール	553	0
35	クロトンアルデヒド	0	0
36	クロム及びクロム化合物(六価クロム化合物を除く)	464	181
37	クロロアニリン	3	0
38	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	26	0
39	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
40	クロロホルム	20	11
41	五塩化リン	324	0
42	酢酸	1,235	0
43	酸酸エステル類	4,899	192
44	酢酸ビニル	505	0
45	三塩化リン	0	0
46	酸化エチレン	1,296	0
47	酸化プロピレン	296	0
48	シアン化水素及びシアン化物	256	146
49	四塩化炭素	0	0
50	シクロヘキサノン	804	9
51	シクロヘキサン	121	0
52	o-ジアニシジン	0	0
53	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
54	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0	0
55	ジアミノトルエン	1	0
56	ジエチレントリアミン	3	0
57	1,4-ジオキサン	193	0
58	1,2-ジクロロエタン	17	0
59	1,1-ジクロロエチレン	0	0
60	1,2-ジクロロプロパン	45	0
61	1,3-ジクロロプロペン	0	0
62	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
63	ジクロロベンゼン	172	0
64	ジニトロトルエン	0	0
65	ジニトロナフタレン	0	0

番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
66	2,4-ジニトロフェノール	0	0
67	ジフェニルアミン	1	0
68	2,4-ジメチルアニリン	0	0
69	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
70	N,N-ジメチルホルムアミド	660	0
71	スチレン	1,948	0
72	セレン及びその化合物	4	0
73	チオセミカルバジド	0	0
74	窒素酸化物(硝酸を含む)	1,831	16
75	テトラクロロエチレン	51	0
76	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	167	0
77	トリエタノールアミン	188	2
78	1,1,1-トリクロロエタン	0	0
79	トリクロロエチレン	64	0
80	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	104	0
81	トリレンジイソシアネート	3	0
82	トルイジン	3	0
83	トルエン	12,302	195
84	ナフタレン	33	0
85	α-ナフチルアミン	0	0
86	ニッケル	446	12
87	ニトロアニリン	1	0
88	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
89	ニトロトルエン	0	0
90	ニトロベンゼン	16	0
91	二硫化炭素	0	0
92	2-ヒドロキシナフタレン	0	0
93	ビリジン	3	0
94	フェニレンジアミン	20	0
95	フェノール	1,531	3
96	フタル酸エステル類	642	27
97	フッ化水素	5,621	7
98	フッ素	0	0
99	フルフリルアルコール	3,767	0
100	1,3-ブタジエン	0	0
101	1-ブタノール	1,753	30
102	2-ブタノン	1,356	0
103	2-プロパノール	4,423	965
104	ヘキササン	334	48
105	ベンゾトリクロライド	1	0
106	ほう素及びその化合物	561	7
107	メタクリル酸	23	0
108	メタクリル酸エステル	1,237	0
109	メチルアルコール	7,591	53
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,549	8
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	0	0
115	モノクロロベンゼン	427	0
116	硫化水素	44	0
117	硫酸	49,702	76,260
118	硫酸ジエチル	119	0
119	硫酸ジメチル	6	0
120	リン酸、リン酸化合物及び水素化物	22,499	15,073
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	4	0
123	リン酸トリブチル	0	0

(届出件数: 138件)

資料1-6-1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成19年3月末現在）

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	581	516	東淀川	174	206
都島	152	207	東成	299	319
福島	174	294	生野	337	315
此花	128	198	旭	86	316
中央	807	782	城東	342	288
西	318	308	鶴見	183	148
港	106	185	阿倍野	114	240
大正	55	230	住之江	117	312
天王寺	217	230	住吉	48	114
浪速	209	281	東住吉	131	144
西淀川	313	329	平野	383	259
淀川	411	392	西成	208	231

（合計） 特定工場・事業場数（法）： 5,893  
届出工場・事業場数（条例）： 6,844

資料1-6-2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づき特定（届出）施設の年度別届出件数

種別	平成14		15		16		17		18	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	56	76	82	67	82	44	49	46	86	72
使用届	2	6	3	1	0	0	1	1	0	0
数の変更届	0	11	39	16	14	2	7	9	9	6
騒音防止の方法変更届	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
氏名等変更届	115	36	122	43	278	52	108	47	128	63
全廃届	19	6	16	7	13	102(89)※	18	58(53)※	19	9
承継届	18	9	28	5	13	5	21	7	20	7
計	210	144	291	139	400	205	205	168	262	157

※ カッコ内は、確認廃止件数

資料 1-6-3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（発生原因別）

（平成18年度）

		業 種 別	
工場・事業場騒音苦情件数  299 件	製造業	金属製品製造	88
		食品製造	4
		機械器具製造	14
		出版印刷	18
		プラスチック製品製造業	5
		その他製造業	46
	サービス業・事務所など	商・飲食店の営業による騒音	58
		娯楽、遊戯、スポーツ施設等	4
		クリーニング所、理美容所、浴場等	12
		その他	38
	そ の 他		12

資料 1-6-4 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成14	15	16	17	18
1. くい打機等を使用する作業（アースカー併用を除く）	80	63	57	56	39
2. びょう打機を使用する作業	1	2	0	0	1
3. さく岩機を使用する作業	1,515	1,417	1,422	1,061	1,103
4. 空気圧縮機を使用する作業	38	51	47	50	49
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業	5	1	0	3	1
6. バックホウを使用する作業	239	403	118	9	2
7. トラクターショベルを使用する作業	10	2	0	0	0
8. ブルドーザーを使用する作業	23	28	6	2	2
9. 6.7.8.以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	2,420	2,182	2,448	3,049	3,474
10. コンクリートカッターを使用する作業	239	201	185	193	236
11. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
計	4,570	4,350	4,283	4,423	4,907

資料 1-6-5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの調査結果（平成18年度：本市調査分）

○東淀川区(東海道新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果			環境基準(騒音)
				騒音	振動	車両速度	
瑞光2丁目	5/29(月)	晴れ	上り側	65デシベル	56デシベル	147km/h	70デシベル
北江口4丁目	5/25(木)	晴れ	上り側	73デシベル	57デシベル	172km/h	70デシベル

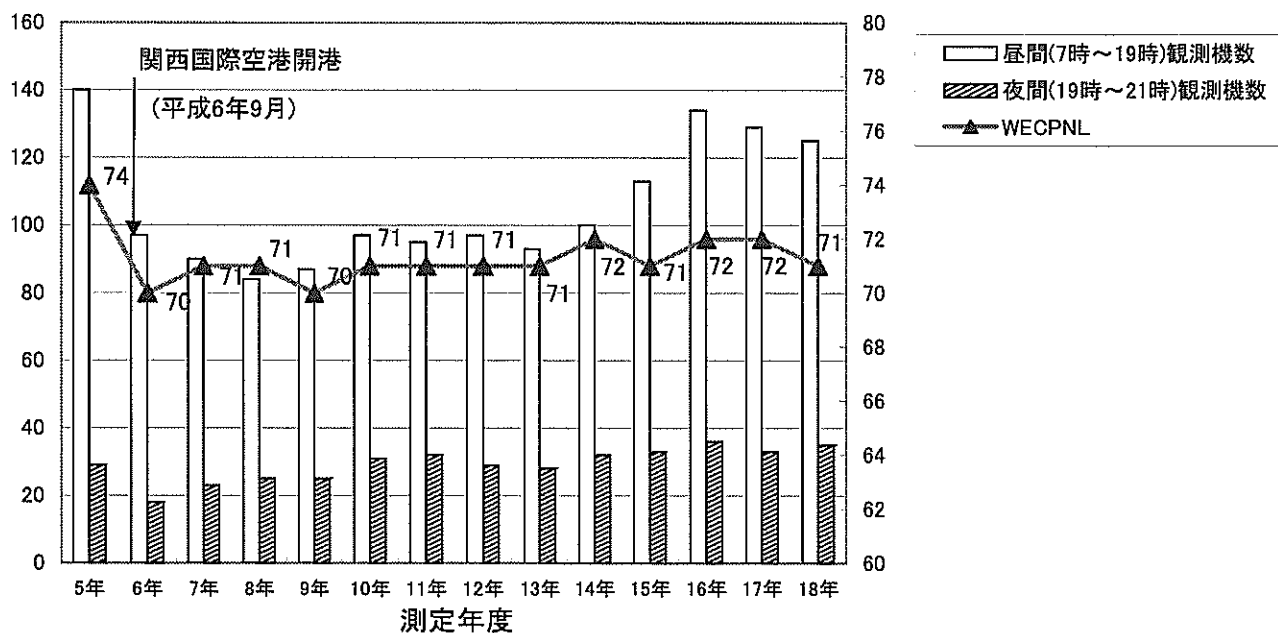
○淀川区(山陽新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果			環境基準(騒音)
				騒音	振動	車両速度	
加島4丁目	5/31(水)	晴れ	上り側	67デシベル	50デシベル	142km/h	70デシベル
加島1丁目	5/30(火)	晴れ	上り側	68デシベル	48デシベル	110km/h	70デシベル

資料 1-6-6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）

観測機数

WECPNL



※平成18年度調査結果

10月24日~26日 WECPNL 71 観測機数 160機（昼間125機、夜間35機）

資料 1-6-7 近隣騒音の苦情件数

年度 項目		平成14	15	16	17	18
		生活騒音	電気機器	9	5	10
楽器・音響機器	12		15	9	1	4
人声・足音・給排水管	12		17	6	1	5
ペット	6		3	0	5	5
アイドリング・空ふかし音	6		9	5	4	0
その他	10		12	12	5	11
計	55		61	42	20	26
拡声機騒音	商業宣伝目的	9	11	5	11	12
	航空機	1	1	0	1	0
	自動車	6	4	0	0	0
	商店等	12	6	5	10	12
	その他の目的		9	0	6	5
	計	23	20	5	17	17

資料1-6-8 環境騒音（一般地域等）の環境基準適合状況（平成16年度）

	地域類型	調査地点数	昼夜間とも適合		昼間のみ適合		夜間のみ適合		昼夜間とも不適合	
			当該地点数	調査地点数に対する割合(%)	当該地点数	調査地点数に対する割合(%)	当該地点数	調査地点数に対する割合(%)	当該地点数	調査地点数に対する割合(%)
一般地域	A地域	5	2	40.0	2	40.0	0	0.0	1	20.0
	B地域	17	5	29.4	6	35.3	1	5.9	5	29.4
	C地域	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	計	23	7	30.4	9	39.1	1	4.3	6	26.1
一般地域に該当しない地域(*)	A地域	3	2	66.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0
	B地域	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	C地域	20	19	95.0	0	0.0	0	0.0	1	5.0
	計	27	25	92.6	1	3.7	0	0.0	1	3.7
市内全体		50	32	64.0	10	20.0	1	2.0	7	14.0
参考(平成13年度)		50	28	56.0	7	14.0	2	4.0	13	26.0

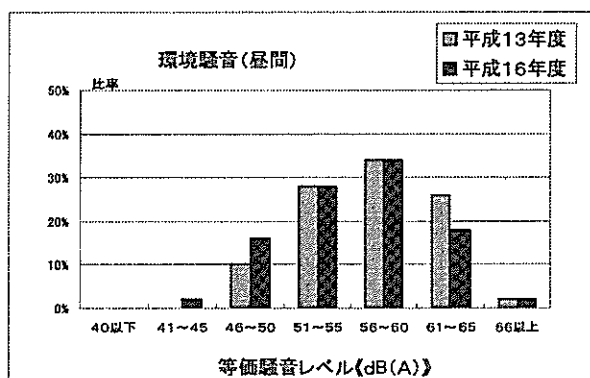
(注1) \* 騒音について環境基準に係る評価を行う場合、下記の調査地点は「道路に面する地域」としての環境基準が適用される。

- ・ A地域及びB地域では2車線以上の車線を有する道路に面する場所
- ・ C地域では車線を有する道路に面する場所

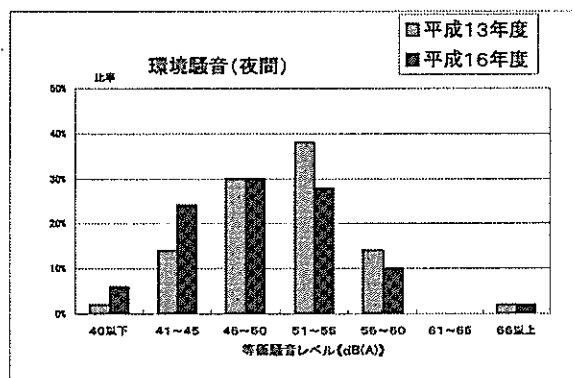
(注2) Leqによる評価

資料1-6-9 環境騒音（一般地域等）の騒音レベル別頻度

昼間調査結果



夜間調査結果



資料1-6-10 用途地域別環境騒音レベル(Leq)

[単位：dB(A)]

地域類型	用途地域	調査地点数	昼間調査結果			夜間調査結果		
			H16	H13	増減	H16	H13	増減
A地域	第1種中高層住居専用地域	2	51	55	-4	43	45	-2
	第2種中高層住居専用地域	6	56	60	-4	54	54	0
B地域	第1種住居地域	17	58	58	0	51	53	-2
	第2種住居地域	4	59	58	1	52	53	-1
C地域	近隣商業地域	2	56	61	-5	48	53	-5
	商業地域	5	63	65	-2	62	61	1
	準工業地域	12	57	56	1	49	49	0
	工業地域	2	60	59	1	51	52	-1
全地点		50	58	59	-1	54	55	-1

資料1-6-11 立入指導等の状況（騒音）

（平成18年度）

種別	立入指導件数			測定件数
	大気騒音担当	24保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法律	21	336	(2) <sup>*1</sup>	384(361) <sup>*2</sup>
条例	176	788	(6) <sup>*1</sup>	579(552) <sup>*2</sup>
その他	0	392	(2) <sup>*1</sup>	267(267) <sup>*2</sup>
計	197	1,516	(10) <sup>*1</sup>	1,230(1,180) <sup>*2</sup>

（注） ・建設作業を含む

\*1: ( )内は大気騒音担当及び保健福祉センター立入指導件数の内数

\*2: ( )内は保健福祉センター測定件数

資料1-6-12 新幹線鉄道騒音・振動にかかる発生源対策の状況

（平成18年度末現在、本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
バラストマットの敷設	12,812m
有道床弾性マクラギ	360m
高架橋端部補強	12カ所
レールの削正(*)	11,728m

（JR東海・西日本調べ）

（\*）レールの削正については、平成18年度の市内延べ施工延長。

資料1-6-13 新幹線鉄道騒音・振動にかかる障害防止対策の状況（民家防音・防振工事）

種別	根拠法令等	対象地域	実施件数累計(市内分)
防音工事 (騒音対策)	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 閣議了解	75デシベルを 超過する地域	2,503戸 (昭和54年度 ～平成18年度)
防振工事 (振動対策)	「環境保全上緊急を要する 新幹線振動について(勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	70デシベルを 超過する地域	75戸 (昭和55年度 ～平成18年度)

（JR東海・西日本調べ）

資料1-6-14 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和47年 法律第110号)

○対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省(現国土交通省)告示により指定された区域

工事種別	平成18年度実施件数 (市内分)	実施件数累計 (市内分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	20件	20,846件 (昭和49～平成18年度)
機能回復工事	324件	14,037件 (平成元～平成18年度)
再更新工事	852件	3,105件 (平成11～平成18年度)

（(独)空港周辺整備機構調べ）

資料 1-6-15 振動関係苦情件数の内訳（平成18年度）

	工場・事業場			建設作業	交通		その他
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	
苦情件数 98件	5(5)	9(9)	1(1)	54(55)	17(17)	2(2)	10(10)

(注) ( )内は%

資料 1-6-16 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

(平成19年3月末)

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例		事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	
北	293	46		東淀川	119	22	
都島	115	31		東成	314	42	
福島	147	29		生野	384	28	
此花	112	47		旭	104	24	
中央	219	19		城東	296	30	
西	202	16		鶴見	153	31	
港	100	48		阿倍野	83	50	
大正	61	126		住之江	72	151	
天王寺	142	27		住吉	29	8	
浪速	131	33		東住吉	88	1	
西淀川	287	89		平野	326	60	
淀川	307	75		西成	186	44	

(合計) 特定工場・事業場数 (法) : 4,270  
届出工場・事業場数 (条例) : 1,077

資料 1-6-17 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく  
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 種別	平成14		15		16		17		18	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	44	6	45	7	48	4	28	4	46	9
使用届	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0
数の変更届	0	69	25	3	32	3	19	6	14	6
振動防止の方法変更届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名等変更届	68	13	70	7	117	7	51	7	69	17
全廃届	17	3	21	2	12	16(15)*	9	44(44)*	14	1
承継届	7	2	12	1	8	1	4	3	8	3
計	137	93	175	20	217	31	112	65	151	36

\* カッコ内は、確認廃止件数



資料 1-6-18 特定建設作業届出件数 (振動)

年 度	平成14	15	16	17	18
特定建設作業の種類					
1. くい打機等を使用する作業(アースオーガー併用を除く)	80	63	57	56	39
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	1	5	6	2	8
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	602	588	523	645	750
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	2,692	2,615	2,448	3,049	3,474
計	3,375	3,271	3,034	3,752	4,271

資料 1-6-19 立入指導等の状況 (振動)

(平成18年度)

種 別	立入指導件数			測定件数
	環境局 大気騒音担当	24保健福祉 センター	市民の声等	
法 律	15	115	(0)* <sup>1</sup>	95(81)* <sup>2</sup>
条 例	164	159	(0)* <sup>1</sup>	121(108)* <sup>2</sup>
そ の 他	2	63	(0)* <sup>1</sup>	21(21)* <sup>2</sup>
計	181	337	(0)* <sup>1</sup>	237(210)* <sup>2</sup>

(注)・建設作業を含む

- ・\*1:( )内は大気騒音担当及び保健福祉センター立入指導件数の内数
- ・\*2:( )内は保健福祉センター測定件数

資料 1-8-1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
8	565	78	175	295	27	108	1,248
9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483
14	649	89	277	367	16	113	1,511
15	659	99	260	290	18	107	1,433
16	693	102	202	299	6	83	1,385
17	617	113	480	268	4	61	1,543
18	720	98	345	274	6	49	1,492

資料 1-8-2 行政区別苦情件数集計表

(平成18年度)

区 名	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
北	52	4	19	11	0	0	86
都島	14	2	7	4	0	0	27
福島	35	4	12	12	0	4	67
此花	11	4	7	7	0	0	29
中央	64	6	20	13	0	2	105
西	46	8	21	7	0	1	83
港	12	2	4	4	0	1	23
大正	21	1	17	8	1	0	48
天王寺	25	2	11	15	0	4	57
浪速	26	5	16	12	0	3	62
西淀川	31	9	26	16	0	4	86
淀川	35	5	20	20	0	1	81
東淀川	30	2	11	13	0	4	60
東成	21	7	7	13	0	0	48
生野	41	7	17	20	0	1	86
旭	13	2	10	2	0	0	27
城東	25	8	9	10	0	3	55
鶴見	30	2	10	23	2	3	70
阿倍野	16	2	12	6	0	0	36
住之江	31	6	23	14	1	9	84
住吉	38	3	17	12	0	3	73
東住吉	29	1	23	13	0	1	67
平野	50	4	20	12	1	4	91
西成	24	2	6	7	1	1	41
合計	720	98	345	274	6	49	1,492

## 資料 1-9-1 公害別融資状況

(金額単位：千円)

種別		騒音振動	汚水	悪臭	ばい煙	粉じん	低公害 自動車	合計
年度								
昭42 ~平10	件数	665	907	204	350	299	148	2,573
	金額	7,570,030	6,814,720	1,803,800	3,296,200	1,590,970	1,034,600	22,110,320
11	件数	2	2	0	1	1	2	8
	金額	72,000	12,400	0	20,000	35,000	20,000	159,400
12	件数	0	3	0	0	0	1	4
	金額	0	35,300	0	0	0	3,000	38,300
13	件数	2	1	0	0	0	0	3
	金額	46,640	10,000	0	0	0	0	56,640
14	件数	1	1	0	0	0	0	2
	金額	4,000	7,800	0	0	0	0	11,800
15	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
16	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
17	件数	0	0	1	0	0	2	3
	金額	0	0	35,000	0	0	9,000	44,000
18	件数	0	0	1	0	0	1	2
	金額	0	0	4,000	0	0	4,670	8,670
累計	件数	670	914	206	351	300	154	2,595
	金額	7,692,670	6,880,220	1,842,800	3,316,200	1,625,970	1,071,270	22,429,130

## 資料 1-9-2 利子助成状況

年度	件数	金額(千円)
昭42~平10	15,037	4,200,995
平11	158	29,373
平12	130	18,987
平13	108	14,513
平14	66	6,363
平15	77	3,908
平16	49	2,394
平17	35	1,592
平18	28	1,020
累計	15,688	4,279,145

資料 1-10-1 行政区別認定数

(平成19年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治中等	死亡	他都市 転出				治中等	死亡	他都市 転出	
北	577	241	170	21	145	東淀川	1,024	467	285	44	228
都島	807	323	246	21	217	東成	657	196	284	23	154
福島	885	278	416	18	173	生野	2,532	870	1,085	94	483
此花	3,302	1,583	1,061	52	606	旭	945	370	319	41	215
中央	428	139	157	11	121	城東	3,345	1,343	1,005	96	901
西	758	434	172	15	137	鶴見	1,223	470	300	41	412
港	1,840	844	632	26	338	阿倍野	621	196	232	24	169
大正	2,209	1,087	628	47	447	住之江	1,574	648	493	45	388
天王寺	352	154	99	16	83	住吉	1,180	470	409	39	262
浪速	823	292	354	24	153	東住吉	1,244	466	464	32	282
西淀川	7,028	3,454	2,311	126	1,137	平野	1,570	651	473	49	397
淀川	1,820	796	560	61	403	西成	2,930	809	1,441	62	618
						総計	39,674	16,581	13,596	1,028	8,469

資料 1-10-2 認定疾病別内訳

(平成19年3月末現在)

病名 年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
15歳以上	1,760	6,563	0	146	8,469
15歳未満	0	0	0	0	0
計	1,760	6,563	0	146	8,469

資料 1-10-3 障害等級別内訳

(平成19年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	1	10	661	5,404	2,292	101	8,469
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
計	1	10	661	5,404	2,292	101	8,469

- (注) 特 級 労働不能、常時介護を要する状態  
 1 級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2 級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3 級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級 外 3級に該当しない状態  
 (15歳未満の児童については、労働能力は適用外)  
 その他 等級未決定者

資料 1-10-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾患について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,000円(通院日数4日以上14日以内)～35,900円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 153,800円 ～ 359,600円 女子 132,500円 ～ 213,400円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算(46,500円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 80,600円 ～ 314,700円 女子 80,600円 ～ 186,700円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 333,000円 ～ 666,000円

(注) 表中の支給金額は、平成19年4月1日現在

資料 1-10-5 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

① 行政区別患者数

(平成19年3月末現在)

事項 区名	決定数 (累計)	取消数			現在助 成者数	事項 区名	決定数 (累計)	取消数			現在助 成者数
		治ゆ等	転出	その他				治ゆ等	転出	その他	
北	1,685	1,337	55	1	292	東淀川	4,577	3,832	195	41	509
都島	2,420	2,064	51	7	298	東成	3,749	3,046	96	4	603
福島	1,549	1,220	38	5	286	生野	5,091	4,241	83	1	766
此花	3,722	3,027	82	23	590	旭	2,652	2,100	69	12	471
中央	1,593	1,272	42	1	278	城東	5,181	4,274	137	12	758
西	2,062	1,615	52	8	387	鶴見	3,972	3,080	148	13	731
港	2,720	2,235	58	6	421	阿倍野	2,622	1,941	64	1	616
大正	3,508	2,893	96	11	508	住之江	5,732	4,615	174	7	936
天王寺	1,921	1,427	43	0	451	住吉	4,913	3,906	129	61	817
浪速	966	803	30	6	127	東住吉	3,934	3,059	98	11	766
西淀川	3,438	2,835	121	4	478	平野	6,892	5,406	117	17	1,352
淀川	5,792	4,732	194	30	836	西成	2,120	1,758	24	8	330
						総計	82,811	66,718	2,196	290	13,607

② 助成疾病別内訳

(平成19年3月末現在)

病名	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢性 気管支炎	肺気しゅ	計
患者数	12,339	1,258	10	0	13,607

(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

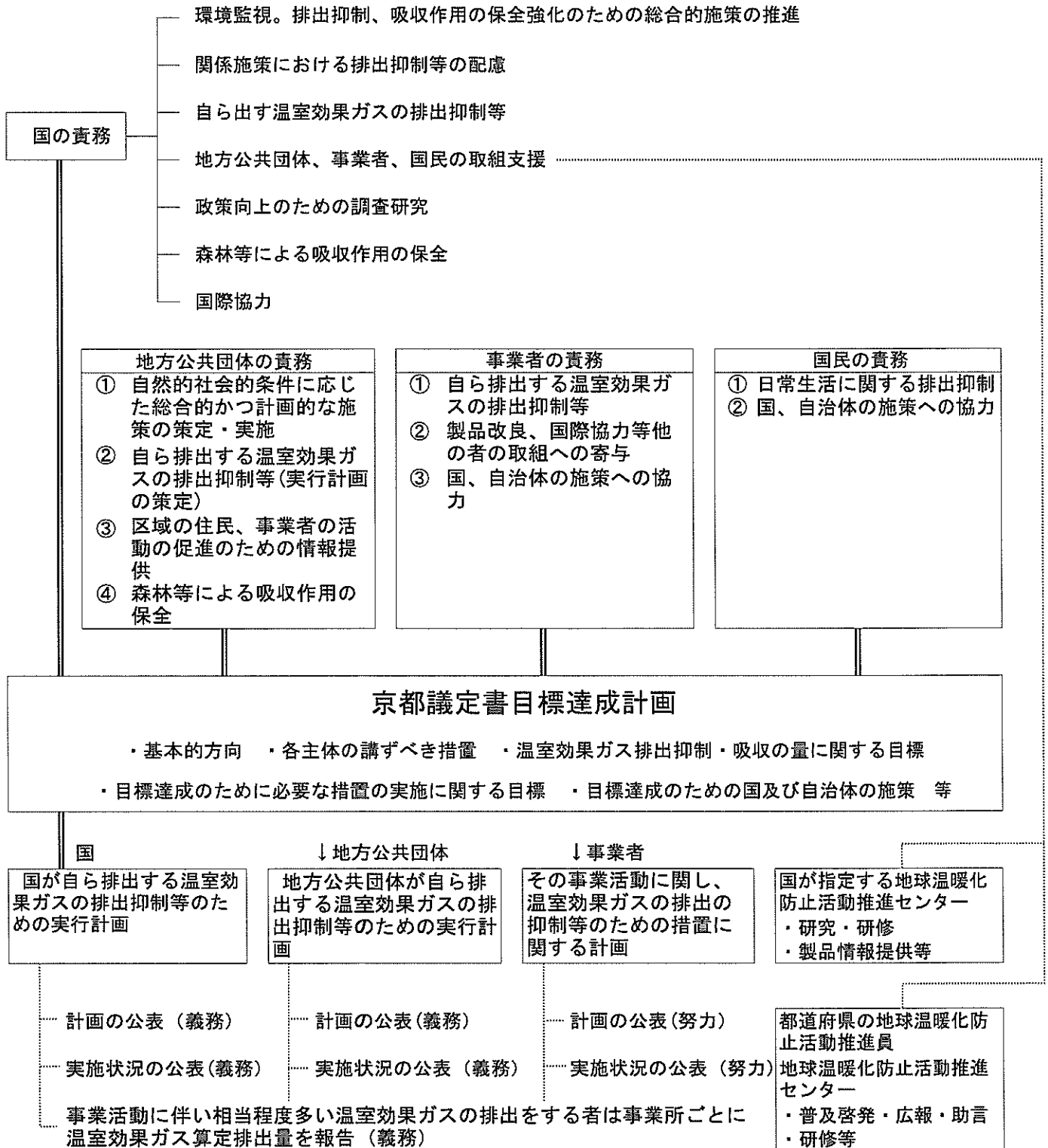
資料 1-10-6 環境改善事業実施状況

(単位:円)

事業名		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計画作成事業								
	低公害車普及事業 (16年度にて事業 休止)	内容 天然ガス車 6台 事業費 4,992,000	天然ガス車 5台 3,160,000	天然ガス車 20台 11,640,000	天然ガス車65台 54,774,000	天然ガス車5台 2,910,000	0	0
施設等整備事業	最新規制適合車 代替促進事業	内容 61台 事業費 3,786,000	60台 3,813,000	44台 2,639,000	48台 2,616,000	35台 2,085,000	76台 9,591,000	33台 373,751,000
	大気浄化植樹事業 (15年度にて事業 休止)	内容 77㎡ 事業費 800,800	50㎡ 520,000	3,044㎡ 31,656,000	1,350㎡ 7,020,000	0	0	0
施設等整備 助成事業	低公害車普及 助成事業 (16年度にて事業 休止)	内容 電気スクーター 3台 天然ガス車 35台 助成額 16,912,000	電気スクーター 4台 天然ガス車 47台 17,866,000	天然ガス車 40台 9,460,000	天然ガス車40台 6,903,000	天然ガス車17台 2,482,000	0	0
	最新規制適合車 代替促進助成事業	内容 6台 助成額 295,000	7台 231,000	9台 785,000	14台 865,000	17台 644,000	0台 0	0台 0
	大気浄化植樹助成 事業(15年度にて 事業休止)	内容 100㎡ 助成額 520,000	531㎡ 2,761,000	0㎡ 0	0㎡ 0	0	0	0

資料 3-1-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。





資料 6-1-1 グリーン調達実績（平成 18 年度）

本市では、平成 14 年度から「大阪市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の調達を推進しています。平成 18 年度のグリーン調達の状況は、調達基準を設定した 9 分野 81 品目のうち 75 品目が 80%以上の調達率を示し、このうち 72 品目が 90%以上の調達率を示しています。

なお、フォーム用紙や制服など一部の品目では、規格に合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着しています。分野別のグリーン調達状況は次のとおりです。

(紙類)

- ・コピー用紙の調達率は 99.9%、印刷用紙は 75.2%となっており、衛生用紙は 100%を達成している。しかし、フォーム用紙は規格等の面から調達率は 45.4%にとどまっている。

(文具類)

- ・筆記用具ははじめ 51 品目中 50 品目が 90%以上の高い調達率を達成している。

(機器類)

- ・調達実績があった 7 品目は 90%以上の高い調達率を達成している。

(OA機器)

- ・すべての品目で 90%以上の高い調達率を達成している。

(家電製品)

- ・調達実績があったすべての品目で 80%以上の調達率となり、内 4 品目は 90%以上の高い調達率を達成している。

(自動車)

- ・90%に近い調達率となっている。

(服・手袋)

- ・作業服の調達率は 90.7%であった。制服については必要な品質・規格を満たすグリーン商品が見当たらないなどの理由で 32.2%となっている。また、作業用手袋については耐熱性等の面から品質・規格が合わないなどの理由で 65.6%となっているが、昨年度 (12.4%) と比べ達成率は高くなっている。

(役務)

- ・役務については納入印刷物の仕様を調達品目としており、90%以上の高い調達率を達成している。

分野	調達品目	調達数量	適 (数量)	調達率
1 紙類	コピー用紙	1,103,904 kg	1,102,938 kg	99.9%
	フォーム用紙	70,786 kg	32,116 kg	45.4%
	印刷用紙	200,229 kg	150,660 kg	75.2%
2 文具類	衛生用紙 (トイレトペーパー)	71,793 kg	71,793 kg	100%
	シャープペンシル	1,617 箱	1,616 箱	99.9%
	替芯	1,056 箱	1,056 箱	100%
	ボールペン	7,473 箱	7,417 箱	99.3%
	マーキングペン	3,755 箱	3,749 箱	99.8%
	鉛筆	2,085 打	2,079 打	99.7%
	サインペン・フェルトペン	1,664 箱	1,448 箱	87.0%
	ホワイトボード用マーカー	3,367 本	3,347 本	99.4%
	油性マーカー	12,306 本	12,232 本	99.4%
	クラフトテープ	2,288 包	2,287 包	99.9%
	布テープ	3,225 包	3,166 包	98.2%
	テープカッター	69 個	68 個	98.6%
	セロテープ	2,350 箱	2,325 箱	98.9%
	のり	2,229 箱	2,214 箱	99.3%
	チューブファイル	6,059 箱	6,047 箱	99.8%
	フラットファイル	39,190 包	39,190 包	100%
	リングファイル	6,331 冊	6,131 冊	96.8%
	レバーファイル	2,075 箱	2,074 箱	99.9%
	OAバインダー	9,649 冊	9,649 冊	100%
クリヤーブック	1,496 箱	1,486 箱	99.3%	
レターケース	1,250 個	1,245 個	99.6%	
クリヤーホルダー	113,508 包	111,285 包	98.0%	
工事用アルバム	21 冊	21 冊	100%	
工事用アルバム替え台紙	362 個	362 個	100%	
ファイルボックス	3,896 個	3,836 個	98.5%	
フォルダー類	1,774 束	1,772 束	99.9%	
文書保存箱	7,222 箱	7,222 箱	100%	
文書編集用紙	5,780 束	5,780 束	100%	
綴りひも	1,852 束	1,827 束	98.7%	
事務用封筒	255,755 束	255,492 束	99.9%	
紙袋	2,282 束	2,162 束	94.7%	
片面費紙・起案用紙	6,360 冊	6,360 冊	100%	
ノート	2,830 包	2,825 包	99.8%	
ルーズリーフ	85 個	85 個	100%	
インデックス	3,956 箱	3,952 箱	99.9%	
付箋紙	35,772 個	35,691 個	99.8%	
クロス表紙類	1,996 組	1,996 組	100%	

分野	調達品目	調達数量	適 (数量)	調達率	
2 文具類	はさみ	1,195 丁	1,177 丁	98.5%	
	カッターナイフ	1,053 個	1,027 個	97.6%	
	マグネット	2,087 個	2,019 個	96.7%	
	パンチ	246 個	240 個	97.6%	
	OHPフィルム	23 個	23 個	100%	
	ごみ箱	242 個	232 個	95.9%	
	名札	1,308 個	1,308 個	100%	
	スタンプ台	1,664 個	1,664 個	100%	
	朱肉	2,444 個	2,436 個	99.7%	
	定規	655 箱	633 箱	96.6%	
	消しゴム	867 箱	867 箱	100%	
	ステープラー	984 台	971 台	98.7%	
	連射式クリップ	1,662 個	1,542 個	92.8%	
	事務用修正具	7,156 個	7,154 個	100%	
	除針器	185 個	182 個	98.4%	
	3 機器類	いす	994 脚	984 脚	99.0%
		机	380 台	368 台	96.8%
扇		558 速	557 速	99.8%	
収納用什器		293 台	296 台	99.3%	
ローバーテーション		82 個	75 個	91.5%	
掲示板		21 個	21 個	100%	
黒板		0 個	0 個	-	
ホワイトボード		79 個	77 個	97.5%	
コピー機		15 台	15 台	100%	
電子計算機		1,425 台	1,402 台	98.4%	
4 OA機器	プリンタ	108 台	108 台	100%	
	プリンタ・ファクシミリ兼用機	13 台	13 台	100%	
	ファクシミリ	21 台	21 台	100%	
	スキャナ	10 台	9 台	90%	
	磁気ディスク装置	184 台	184 台	100%	
	5 家電製品	冷蔵庫	15 台	14 台	93.3%
冷凍庫		0 台	0 台	-	
冷凍冷蔵庫		7 台	6 台	85.7%	
エアコンディショナー		13 台	12 台	92.3%	
テレビジョン受信機		63 台	61 台	96.8%	
ビデオテープレコーダー	39 台	39 台	100%		
6 車	自動車	192 台	170 台	88.5%	
	7 服	制服	9,233 着	2,977 着	32.2%
	作業服	70,881 着	64,285 着	90.7%	
8 手袋	作業用手袋	157,888 双	103,530 双	65.6%	
	9 役務	納入印刷物の仕様	1,283 件	1,201 件	93.6%

資料 7-1-1 廃棄物の種類と定義

種 類	定 義
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1.PCBを使用する部品 2.ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上(焼却施設は 200kg/h 以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上))から生じたばいじん 3.廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの 4.上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの
一般廃棄物	環境省令で定めるダイオキシン類の含有量 ① ばいじん、燃え殻又は汚泥:試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム ② 廃酸及び廃アルカリ:試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ③ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリである場合):試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ④ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリ以外である場合):試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム 5.感染性一般廃棄物
内 訳	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1.燃え殻 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類 7.紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。) 8.木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。) 9.繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。) 10.食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 11.と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 2 条第 2 項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物 12.ゴムくず 13.金属くず 14.ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 15.鋤さい 16.工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 17.動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。) 18.動物の死体(畜産農業に係るものに限る。) 19.大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の排出ガス規制の対象となる特定施設(ダイオキシン法施行令別表第 1 に掲げる施設)又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの 20.燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの
	輸入廃棄物(1~20 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。)
特別管理 産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1.廃油(揮発油類、灯油類、軽油類) 2.廃酸(PH2. 0以下) 3.廃アルカリ(PH12. 5以上) 4.感染性産業廃棄物 5.特定有害産業廃棄物

資料 7-1-2 ごみ組成の推移

数字は重量百分比(%)

区分	年度			区分	年度									
	昭 40	50	60		平成 10	11	12	13	14	15	16	17	18	
厨 芥	14.5	12.1	11.5	可燃物	台所ごみ	6.4	6.2	5.5	5.4	4.6	4.5	4.3	4.7	4.7
紙 類	39.6	36.8	28.8		紙 類	46.5	45.9	42.9	41.3	46.8	44.7	41.4	46.8	41.7
繊維・木草類	7.1	9.3	10.9		繊維類	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8	8.8	9.8	6.6	8.9
プラスチック類	3.3	11.0	14.3		木草類	5.9	6.2	7.1	9.4	8.1	10.0	9.1	8.0	9.5
から落ち葉・糞・皮・コム・燃料(げ)	4.9	2.6	1.9		プラスチック類	15.6	14.9	14.9	15.0	13.7	14.5	14.9	15.0	15.7
計	69.4	71.8	67.4		雑 物	5.8	5.2	4.7	4.5	3.6	4.2	4.7	3.9	5.3
					計	86.2	86.3	84.4	86.2	85.6	86.7	84.2	85.0	85.8
ガラス・陶器・石	15.5	12.0	14.8	不燃物	ガ ラ ス	5.4	5.8	6.1	5.0	5.5	4.3	4.8	5.3	4.6
金 属	3.1	6.1	6.8		石・陶器	2.4	2.0	2.5	2.7	1.9	2.5	2.5	3.1	3.0
貝殻・卵殻類・土砂・雑物	12.0	10.1	11.0		鉄	4.3	4.1	4.8	4.7	5.2	4.8	6.8	4.0	4.9
計	30.6	28.2	32.6		非鉄金属	1.7	1.8	2.2	1.4	1.8	1.7	1.7	2.6	1.7
					計	13.8	13.7	15.6	13.8	14.4	13.3	15.8	15.0	14.2

(注) 1. 昭和 63 年よりごみ組成分析区分を変更

2. 昭和 63 年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

資料 7-1-3 ごみの三成分及び発熱量の変化

区分	年度												
	昭 40	50	60	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
水 分 (%)	50.4	51.5	40.4	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6	31.3	27.7	33.3	32.5
灰 分 (%)	18.7	15.6	21.5	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0	15.8	18.1	16.3	16.4
可燃分 (%)	30.9	32.9	38.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4	52.9	54.2	50.4	51.1
生ごみの低位発熱量 (kJ/kg)	4,885	5,897	7,757	9,156	9,664	9,799	9,605	9,681	9,878	10,156	10,366	9,358	9,849
[ ]カッコ内数字は kcal/kg	[1,163]	[1,404]	[1,847]	[2,180]	[2,301]	[2,333]	[2,287]	[2,305]	[2,352]	[2,418]	[2,468]	[2,228]	[2,345]

資料 7-4-1 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成 19 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,601	1. 燃え殻	196
収集運搬(積替え・保管を含む)	70	2. 汚泥	1,344
中間処理	95	3. 廃油	883
埋立処分	0	4. 廃酸	515
中間処理・海洋投入処分	1	5. 廃アルカリ	521
		6. 廃プラスチック類	4,054
		7. 紙くず	2,873
		8. 木くず	3,276
		9. 繊維くず	2,732
		10. 動植物性残渣	565
		11. 動物性固形不要物	2
		12. ゴムくず	3,097
		13. 金属くず	3,887
		14. ガラスくず	4,202
		15. 鉱さい	163
		16. がれき類	4,202
		17. 動物のふん尿	3
		18. 動物の死体	3
		19. ばいじん	113
		20. 処分するために処理したもの	322
許可業者数合計	4,767	合計	32,953

(注)平成 18 年度の許可件数 435 件(新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成 19 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	484	1. 廃油	260
収集運搬(積替え・保管を含む)	13	2. 廃酸	281
中間処理	23	3. 廃アルカリ	255
埋立処分	0	4. 感染性産業廃棄物	128
		5. 廃 PCB 等	13
		6. PCB 汚染物	14
		7. PCB 処理物	1
		8. 指定下水道汚泥	0
		9. 鉱さい	10
		10. 廃石綿等	68
		11. ばいじん	43
		12. 燃え殻	26
		13. 汚泥	148
		14. 処分するために処理したもの	0
許可業者数合計	520	合計	1,247

(注)平成 18 年度の許可件数 54 件(新規許可)

資料 8-1-1 大阪市立環境学習センターの概要と事業実績 (平成18年度)

環境学習センターの概要と利用状況	・所在地	大阪市鶴見区緑地公園2番135号(花博記念公園鶴見緑地内)		
	・施設規模	延床面積	3,668㎡ (内訳)	本館 2,400㎡ 別館 946㎡ その他(通路等) 322㎡
	・入館者数	255,119人/年	・自然体験観察園推定入園者数	約40万人/年
	・講演会、イベント、観察会、講座、リーダー養成等参加者数			13,643人/年
	・アウトリーチ活動、来館団体への講義、説明等参加者数			777人/年

事業内容	事業メニュー	参加者数等
環境学習情報及び環境学習機会の提供	展示物を用いた普及啓発	・入館者数 255,119人/年 ・団体利用数 387団体/年 24,715人/年 ・アスモターシップ搭乗者数 30,747人/年 ・ビデオライブラリー 利用数 5,556回/年 ・図書、ビデオ貸出 412件/年
	講演会、シンポジウム等(5回)	・事業参加者 521人/年
	啓発イベント(8回)	・事業参加者 6,533人/年
	自然体験観察園(92回)	・事業参加者 4,222人/年
	自然観察会及びウォーキング(12回)	・事業参加者 397人/年
	環境講座、教室(87回)	・事業参加者 1,957人/年
	情報紙の発行 環境情報提供システム	情報紙「なちゆるる」の発行(1回/月・No. 156~168)
相談指導	環境学習講師の派遣と講義(21団体)	・来館講義受講者 490人/年 ・派遣講演受講者 251人/年 ・国際協力 36人/年
	相談・指導、パネルの貸出など	1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 125件 2パネル及び昆虫貸出件数 12件
活動支援	人材の育成(21回)	・事業参加者 218人/年
	学習教材の作成	-
	団体支援	地球館パートナーシップクラブ 会員数 76名 年間取組 45回

資料8-2-1 環境月間行事実施内容(平成18年度)

行事名	概要	参加人数	期日	
STOP温暖化・ヒートアイランド おおさかキャンペーン 「STOP!地球と都市の温暖化」	・サマーエコスタイル キャンペーン	大阪市では、夏のオフィスの冷房設定温度を28°Cにすることを広くよびかけ、その一環として、職員の「夏の軽装」を推進し、特に、「ノーネクタイ」の取組みを強化した。	全所属	6/1～ 9/30
	・ライトダウン キャンペーン	市民の地球温暖化防止行動を喚起することを目的として、ライトダウンを実施した。	20施設	6/18
	・省エネラベル キャンペーン	家電製品の省エネ性能が一目でわかる「省エネラベル」を協力家電販売店で家電製品に貼付してもらおうキャンペーンを実施した。	—	6/1～ 8/31
	・環境土曜講座 ～地球環境問題は今～	「環境土曜講座～地球温暖化防止のための内外の取り組み～」、「環境土曜講座～エネルギーの有効利用」の講座を開催した。	41人	6/3 6/24
	・ヒートアイランド モニタリング調査	「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」の推進による効果を検証するため、ヒートアイランド観測網を整備し、運動場芝生化モデル校に気温測定等の支援を行った。	—	6月～ 9月
	・ヒートアイランド対策 モデル事業	モデル事業として、市民、企業、行政等が協力して植栽や保水性舗装、打ち水などのヒートアイランド対策を複合的に実施した。	—	6月～ 8月
ECO緑日2006—遊ぶ、創る、楽しむ—	アンデス音楽演奏会、クラフトコーナー、野遊び・伝承遊びコーナー、各種団体・NGOなどの参加による環境情報・展示コーナー、アニメーション上映会、自然体験観察会など参加体験型のイベントを多数行った。	6,166人	6/17 6/18	
水辺の教室	小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を実施した。	65人	6/6 6/7	
自然体験観察園行事	自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「大麦刈りと大麦の脱穀ファミリー体験」と「田植え体験」、「こども自然教室」、「野遊び教室」、「小さな自然観察会」を実施した。	455人	6月中	
ホテルのタベ	環境を守る下水道の役割をより深く理解していただくために、平野せせらぎの里にあるホテル会で飼育しているホテルの鑑賞会を実施した。	4,627人	6/10 6/11	
市民環境調査隊の募集	大阪市環境基本計画の着実な進行管理を行うため、建設的な市民意見の集約を目的として、その参加者を募集した。	25人	5/26～ 6/19	
なにわエコライフの参加者募集と説明会の開催	環境家計簿を活用して電気、ガスの節減など環境にやさしい取り組みを行う「なにわエコライフ」の参加者を募集した。	説明会参加者 510人	6/1～ 9/29	
大阪市立大学理学部附属植物園 園内案内	時々に応じて園内の見どころを1時間程度で案内。	36人	6月中	
春季「花と緑の講座」	「湿潤熱帯の植物多様性2—ボルネオを中心に—」「アカネ科の性表現」をテーマに講座を開催した。	51人	6/3 6/10	
大阪市立自然史博物館 大和川シリーズ「平石峠」	平石峠周辺を巡り、山から盆地にかけての様子や川や用水路の生き物を観察。	19人	6/4	
大和川シリーズ「曾我川」	吉野川分水による灌漑の様子や川や用水路の生き物を観察。	23人	6/17	
テーマ別自然観察会「公園や農耕地で繁殖する鳥」	山田池周辺の林や農耕地で繁殖する鳥の観察。	16人	6/18	
環境月間特別フォーラム	「循環型社会構築にむけて企業および市民はなにをすべきか」をテーマにフォーラムを開催した。	70人	6/28	
親子環境工作教室「きみも環境エジソンになれる」	自然の面白さや不思議さを身近な材料を使った工作を通して体験。	210人	6/11	
ケース展示「リサイクルを考える」	リサイクル品やリサイクルに関するパネル展示。	—	6/1～ 6/29	
自動車排出ガス街頭検査	走行中のディーゼル自動車を対象とし、排出ガス中のディーゼル黒煙の検査を行い、整備不良車には、整備命令等を行うことにより、排出ガス対策を実施。また、検査を受けたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	90台	6/1～ 6/29 5回実施	
大阪自動車公害対策推進会議	「官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた本年度の推進事項を決定した。	33団体	6/16	
常時監視システムを利用した環境教室	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	24人	6月中	
環境保全総点検	工場・事業場に対して立入調査を強化するとともに企業による環境保全自主点検運動を呼びかけた。	立入り施設数 延べ537	6月中	
特定建設作業講習会	特定建設作業に係る苦情の未然防止並びに届出の円滑化を図るために実施した。	158人	6/1	
ポスター等による啓発	市関係庁舎、市広報紙、地下鉄駅構内等に環境月間の周知用ポスター等を掲出した。	—	6月中	

資料9-2-1 大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の概要

【全体の概要】	① 場 所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル 11M棟11階西側
	② 面 積	4,500㎡
	③ 設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社（ATC）、大阪市
【施設の特徴】	① ・エコビジネス支援ゾーン ・海外エコビジネスゾーン ・産学官連携ビジネスゾーン	・中堅・ベンチャー企業を中心に、環境ビジネスをめぐる今日的課題に取り組んでいる実際例の展示・紹介 ・外国の環境ビジネスへの取り組みや企業の具体的な商品の紹介 ・大学や企業・行政が交流、連携、協働を図れるように環境問題に取り組む各大学・企業・団体を紹介
	② エネルギーゾーン	・風力、太陽光発電など新エネルギーに関する設備などの展示、紹介
	③ 循環型社会形成ビジネスゾーン・3R促進啓発事例展示コーナー	・循環型社会形成に向けた3R(Reduce, Reuse, Recycle) 促進のためのさまざまな環境技術を展示・提案
	④ 環境・CSR報告書ゾーン・エコマークゾーン	・環境・CSR報告書を展示し企業の自主環境管理導入に必要な情報を紹介 ・(財)日本環境協会の協力によりエコマーク認定商品を幅広く展示、あわせてエコマークの商品類型や認定基準等を紹介
	⑤ 環境・CSR経営ゾーン	・CSR経営に関する企業の取り組みを紹介
	⑥ コミュニケーションゾーン	・企業展やセミナーの開催
【事業概要】 (平成18年度)	・入場者数	201,383人（うち団体見学者 349団体 9,860人）
	・出展者状況	ブース出展 71社、91ブース、エコマークゾーン45社
	・環境セミナー等の実施状況	① 各種説明会、イベント等 「各種スタンプラリー」、「クリスマス実験教室」、「親子環境工作教室」等 計10件 参加者 5,560人  ② 環境セミナー 「エコビジネスセミナー」「エコデザインセミナー」「環境経営体験講座シリーズ」等 計37回 参加者 2,936人

資料9-2-2 大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要

1 計画の趣旨

(1) 背景

- ・「環境基本条例」（平成7年3月制定）の基本理念
- ・「環境基本計画」（平成8年8月策定）の基本方針(協働)
- ・「地球環境を守る身近な行動指針（0-ｶｯﾌﾟ ﾈﾝｶﾞ 21 おおさか）」(平成7年5月策定)

(2) 目的

大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成9年度～平成20年度

（平成9年5月策定：平成9年度～12年度  
平成13年5月策定：平成13年度～17年度  
平成18年5月策定：平成18年度～20年度）

2 計画の内容

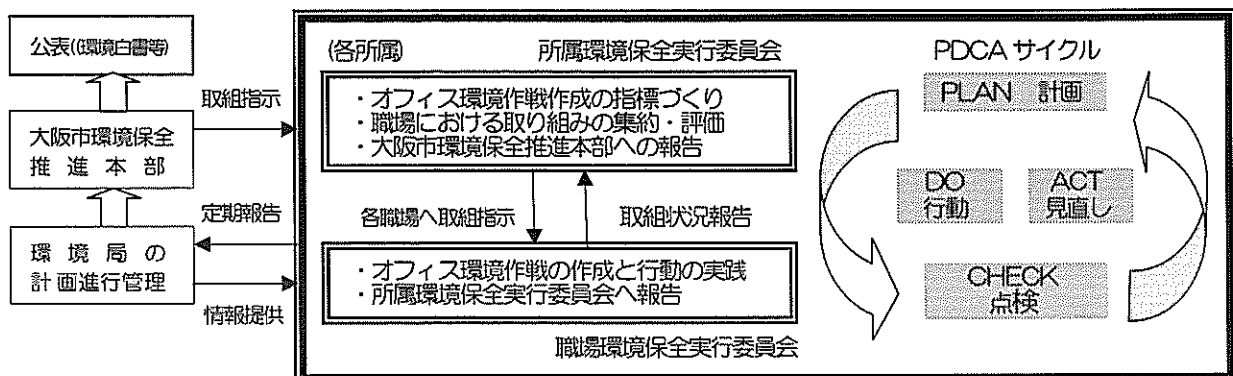
市民・企業に率先して市内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの

◇ 主な行動指針と目標

<p>○温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒電気、都市ガス、ガソリン、その他燃料のエネルギー使用量合計で平成16年度の使用量を基準に維持継続する。</p> <p>⇒昼休み時間の事務所等の不要な証明の消灯を徹底し、消灯実行率100%をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出抑制</p>	<p>○環境配慮商品の利用と購入の促進(グリーン購入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品等のグリーン購入の促進</li> </ul> <p>⇒「大阪市グリーン調達方針の判断基準にそって対象品目のグリーン調達を推進する。</p>
<p>○省資源の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の使用量の抑制</li> </ul> <p>⇒コピー用紙使用量(購入量)を平成20年度までに平成16年度の使用量(購入量)を基準に3%削減する。</p> <p>⇒コピー機カウンタ数をもとに両面コピー実行率の点検を行い、両面コピー実行率50%(区役所は30%)達成をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等の長期使用</li> <li>・上水使用量の抑制</li> </ul> <p>⇒上水使用量を平成16年度の使用量を基準に維持継続する。</p>	<p>○環境負荷の少ない自動車の導入等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない自動車を公用車に率先導入</li> </ul> <p>⇒環境負荷の少ない自動車の計画的導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン配送の促進</li> </ul> <p>⇒本市への物品の納入に環境負荷の少ない自動車の使用を義務付けた配送を推進する。</p>
<p>○廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量</li> </ul> <p>⇒廃棄物量を平成16年度の排出量を基準に維持継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別リサイクルの推進</li> </ul> <p>⇒廃棄物中の再生可能な紙ごみの分別リサイクル率を平成20年度までに50%以上とする。</p>	<p>○環境保全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の実施</li> </ul> <p>⇒職員の環境全意識の向上を図るため、平成20年度までに全職員を対象とした環境保全に関する学習を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の提供</li> </ul> <p>⇒あらゆる機会を通じて環境保全に関する情報提供に努める。</p>

3 計画の推進

- ① 各所属において所属環境保全実行委員会の設置
- ② 各所属における環境に配慮した職場の取組をまとめた職場単位の実行計画の作成及びその実践並びに点検、評価
- ③ 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表





資料 9-2-3 大阪市市内環境保全行動計画(エコオフィス21)行動目標達成状況

取組項目	基準値 (平成16年度実績)	目標 (平成20年度までに)	実績値 (平成18年度実績)	削減量	削減率
エネルギー使用量(MJ)	522,135,636	522,135,636 (基準値を維持継続)	482,136,864	39,998,772	7.7
コピー用紙使用量(千枚)	151,190	146,655 (基準値の3%減)	158,511	-7,321	△4.8
上水使用量(m <sup>3</sup> )	261,598	261,598 (基準値を維持継続)	251,914	9,684	3.7
廃棄物排出量(t)	1,185	1,185 (基準値を維持継続)	833	352	29.8

注 上記の使用量は事業所の値を含まない。また、上水使用量及び廃棄物排出量についてテナントビルで実績数値の把握が不可能な所属は除く。

大阪府環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例の対象事業等一覽表

事業の種類	内容	大阪府環境影響評価条例の対象事業	大阪府環境影響評価条例の対象事業	環境影響評価法第一種事業	環境影響評価法第二種事業
道路	高速道路の新設・改築(再線増)	全事業(阪神高速・自動車専用道路を含む)	同 左	同 左	全事業(道路幅員が4車線以上/自動車専用道路は別表外)
鉄道又は軌道	一般道路の新設・改築(再線増)	4車線以上かつ3km以上	同 左	同 左	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
飛行機	鉄道等の建設・改良	区間の長さ3km以上	同 左	同 左	新幹線(規格新線含む)：全事業 普通鉄道・軌道(普通鉄道相当)：10km以上
発電所	飛行機などの設置・変更	全事業	同 左	同 左	7.5km以上10km未満 1.875m以上2.500m未満
廃棄物処理施設	電気工作物の設置・増設	水力 火力(地熱利用を除く) 火力(地熱利用)	同 左	同 左	22,500kW以上30,000kW未満 112,500kW以上150,000kW未満 7,500kW以上10,000kW未満
下水処理場	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設 汚泥・廃酸・廃アルカリを処理する産業廃棄物焼却施設は、パーナ一定格能力の重油換算量4kl/日以上	ごみ焼却施設 ごみ処理施設(焼却以外) し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設	ごみ焼却施設 ごみ処理施設(焼却以外) し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設	原子力 全事業
工場又は事業場	終末処理場の新設・増設	ごみ処理施設 し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設 汚泥・廃酸・廃アルカリを処理する産業廃棄物焼却施設は、パーナ一定格能力の重油換算量4kl/日以上	ごみ焼却施設 ごみ処理施設(焼却以外) し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設	ごみ焼却施設 ごみ処理施設(焼却以外) し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設	最終処分場 30ha以上
大規模建築物	工場又は事業場の新設・増設	最終処分場 計画人口 5万人以上	最終処分場 計画人口 10万人以上	最終処分場 計画人口 10万人以上	最終処分場 25ha以上30ha未満
駐車場など	建設物の新築	延べ面積10万㎡以上かつ高さ150m以上	同 左	同 左	同 左
リクリエーション施設	駐車場、自動車カミカの建設・増設	同時駐車能力 1,000台以上	同 左	同 左	同 左
地下利用施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上	同 左	同 左	同 左
公有水面の埋立て	地下利用に係る施設の新設・増設	地表面下20m以深の部分の容積50万m <sup>3</sup> 以上	同 左	同 左	同 左
土地区画整理事業	埋立て及び干拓	施行区域面積 15ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 40ha以上50ha以下
流通業務団地造成	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同 左	同 左	施行区域面積 100ha以上
開発行為	前号以外の開発行為	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採取面積 20ha以上	同 左	同 左	同 左
工業団地造成	工業団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上
港湾計画	港湾計画の決定・変更	埋立・総面積 100ha以上	同 左	同 左	埋立・埋込み面積 300ha以上
ダム・堰	ダム・堰の新築・改築	同 左	同 左	同 左	埋立・埋込み面積 300ha以上
湖沼水位調整施設・放水路	湖沼水位調整施設・放水路の新築	同 左	同 左	同 左	埋立・埋込み面積 300ha以上
発生土の処分事業	発生土の処分・発生土による土地造成	同 左	同 左	同 左	埋立・埋込み面積 300ha以上

(新住宅市街地開発事業/新都市基盤整備事業/宅地の造成事業[環境事業団/都市基盤整備公園]/地域振興整備公団)

資料10-2-1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力：出力180万kW)	59.4.18	59.9.7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力600ト/日)	59.9.7	60.1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物量12,000ト/日	60.5.29	60.9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ5.7km)	60.12.27	61.5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ5.6km)	61.2.24	61.5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積67.1ha)	62.2.23	62.6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ3.6km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ11.1km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力600ト/日)	2.4.23	2.11.6	府要綱 (市長意見 2.11.6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ5.6km)	2.11.6	3.3.7	都市計画 (知事決定)
	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積130ha)	4.6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
4	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ4.3km)	4.10.26	6.7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積156ha)	6.6.13	6.10.4	都市計画 (知事決定)
	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力1,200ト/日)	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
7	舞洲工場建設計画	工場	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
	舞洲スラッシュセンター建設計画	(最大排出がけ量55,000m <sup>3</sup> N/時)	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	8.4.24	8.8.6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設計画(仮称)	発電所 (火力：出力14.9万kW)	9.4.23	9.7.15	市要綱

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
10	大阪外環状線（都島～久宝寺） 鉄道建設事業	鉄道 （区間の長さ 14.9km）	10.4.30	10.7.16	市要綱 一部都市計画(知事決定)
	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン （USJ）建設事業	クリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	10.4.30	10.7.16	市要綱
	大阪都市計画ごみ焼却場 平野ごみ焼却場	廃棄物処理施設 （ごみ焼却場：処理能力 900ト/日）	10.4.30	10.7.16	都市計画 （市決定）
	関西国際空港2期事業	飛行場 （滑走路1本 4,000m）	10.4.30	10.8.27	府要綱 （市長意見 10.9.9）
	西島エネルギーセンター 電力卸供給事業	発電所 （火力：出力 14.99万kW）	10.7.16	10.10.13	市要綱
	大阪都市計画都市高速鉄道 第8号線（井高野～今里）	軌道 （区間の長さ 12km）	11.1.18	11.2.19	都市計画 （知事決定）
	（仮称）難波再開発A-1地区 建設事業	駐車場 （同時駐車能力 1,350台）	11.1.18	11.4.23	市要綱
	大阪港新島地区埋立事業及び 大阪沖埋立処分場建設事業	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 埋立面積 205ha うち廃棄物処分場 95ha	11.1.18	11.5.28	市要綱
	南港東地区（木材整理場） 埋立事業	公有水面の埋立て （埋立面積 25ha）	11.1.18	11.5.28	市要綱
	中之島3丁目共同開発（仮称）	大規模建築物 高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000㎡	11.2.19	11.7.2	市要綱・市条例
11	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ） 建設事業（残土搬出関連）	クリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	（仮称）NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 （陸上ヘリポート）	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	北港テクノポート線建設事業	鉄道 （区間の長さ 7.3km）	11.12.28	12.3.3	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 （計画処理人口約84,000人）	12.3.3	12.4.7	市条例 （都市計画：市決定） 〔環境影響評価方法書〕
	（仮称）NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 （陸上ヘリポート）	12.8.10	12.10.2	市条例 〔環境影響評価準備書〕
12	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 （区間の長さ 7.3km）	12.8.10	12.10.27	市条例 （都市計画：市決定） 〔環境影響評価準備書〕
	大阪外環状線（新大阪～都島） 鉄道建設事業	鉄道 （区間の長さ 約5.4km）	13.1.19	13.2.22	府条例 （市長意見 13.3.5） 〔環境影響評価方法書〕

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
13	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場 (仮称) 廃プラスチック	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人) 廃棄物処理施設	13.8.22	13.11.9	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	再商品化事業	(処理量:最大 148.8ト/日)	14.1.21	14.2.28	市条例 [環境影響評価方法書] 14.11.26 事業廃止届
	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ 3.4km)	14.1.21	14.2.28	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価方法書]
	大阪外環状線(新大阪~都島)	鉄道	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見 14.6.14) [環境影響評価準備書]
	鉄道建設事業	(区間の長さ 約5.4km)			
	大阪都市計画都市高速鉄道	鉄道	14.8.6	14.10.2	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
14	西大阪延伸線	(区間の長さ 3.4km)			
	阿倍野地区第二種市街地再開発事業 A 2 棟建設事業 (仮称) ダイヤモンドシティ鶴見	駐車場 (同時駐車能力 1,900台)	14.12.5	14.12.26	市条例 [環境影響評価方法書]
	ショッピングセンター建設事業 (仮称) ホームセンタームサシ	駐車場 (同時駐車能力 約3,000台)	16.9.9	16.10.28	市条例 [環境影響評価方法書]
16	鶴浜店建設事業	(同時駐車能力 約3,300台)	16.9.9	16.10.28	市条例 [環境影響評価方法書]
	大阪府警察本部ヘリポート(仮称)	飛行場	16.10.28	16.12.27	市条例 [環境影響評価方法書]
	設置事業 (仮称) 中山エコメルトリサイクル事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 850トン/日)	16.10.28	16.12.27	市条例 [環境影響評価方法書]
	梅田阪急ビル建替事業	大規模建築物 高さ 約187m 延べ面積 約254,400㎡	16.12.27	17.2.10	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称) ダイヤモンドシティ鶴見	駐車場 (同時駐車能力 約2,180台)	17.6.23	17.8.31	市条例 [環境影響評価準備書]
	ショッピングセンター建設事業 大阪府警察本部ヘリポート(仮称)	飛行場	17.6.23	17.8.31	市条例 [環境影響評価準備書]
17	設置事業 (陸上ヘリポート)				
	梅田阪急ビル建替事業	大規模建築物 高さ 約187m 延べ面積 約254,400㎡	17.8.31	17.11.17	市条例 [環境影響評価準備書]
18	(仮称) 中山エコメルトリサイクル事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 320トン/日)	18.9.4	18.11.30	市条例 [環境影響評価準備書]
	※(仮称) IKEA 鶴浜建設事業	駐車場 (同時駐車能力 約2,200台)	18.9.4	18.11.30	市条例 [環境影響評価準備書]

※(仮称) IKEA鶴浜建設事業は、(仮称) ホームセンタームサシ鶴浜店建設事業から引き継がれ、規模等を変更して実施

資料10-3-1 大規模建築物等の事前協議件数

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
大規模建築物に係る事前協議件数	124	81	104	110	113
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	40	34	38	42	28
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	2	2	1	0	1
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	2	4	12	18	12
合 計	168	121	155	170	154

環境局調

(注1) 建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2) 建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3) 地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率の緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

## 市域の概況

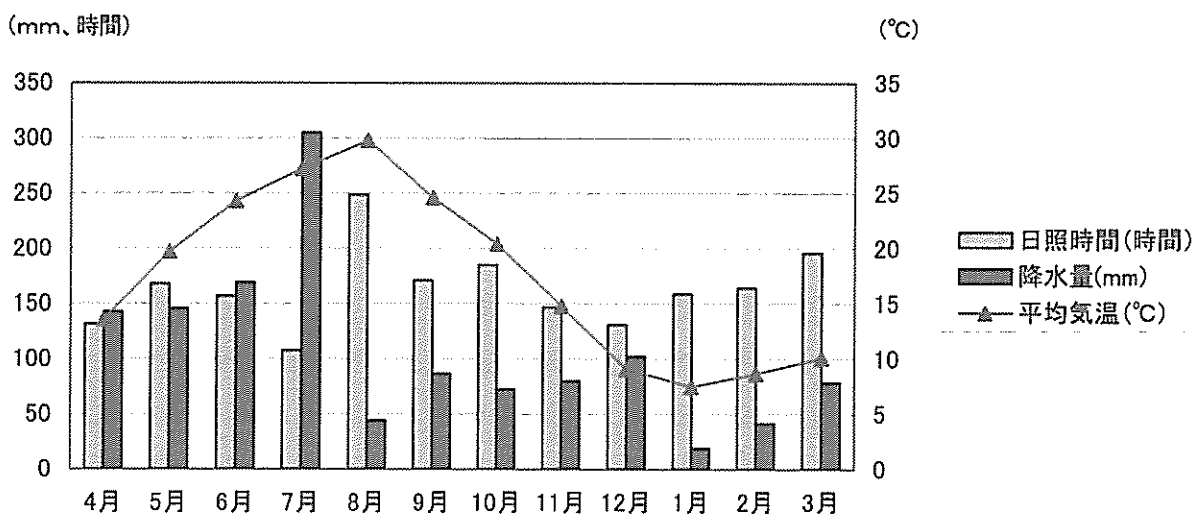
大阪市は、東西20.8km、南北20.2kmで面積は222.11km<sup>2</sup>あり、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置します。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接しており、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしています。

市の中央部から東よりに、南北に縦貫する上町台地は、南北9km東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしているため、東部は概して高く、西に行くにしたがって次第に低くなり、やがて海に連なっています。市街はおおむね海拔3m前後の土地が大部分を占めています。

また、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流していますが、その根源をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して水量がきわめて豊かです。

# 1. 大阪の気象の概況（平成18年度）

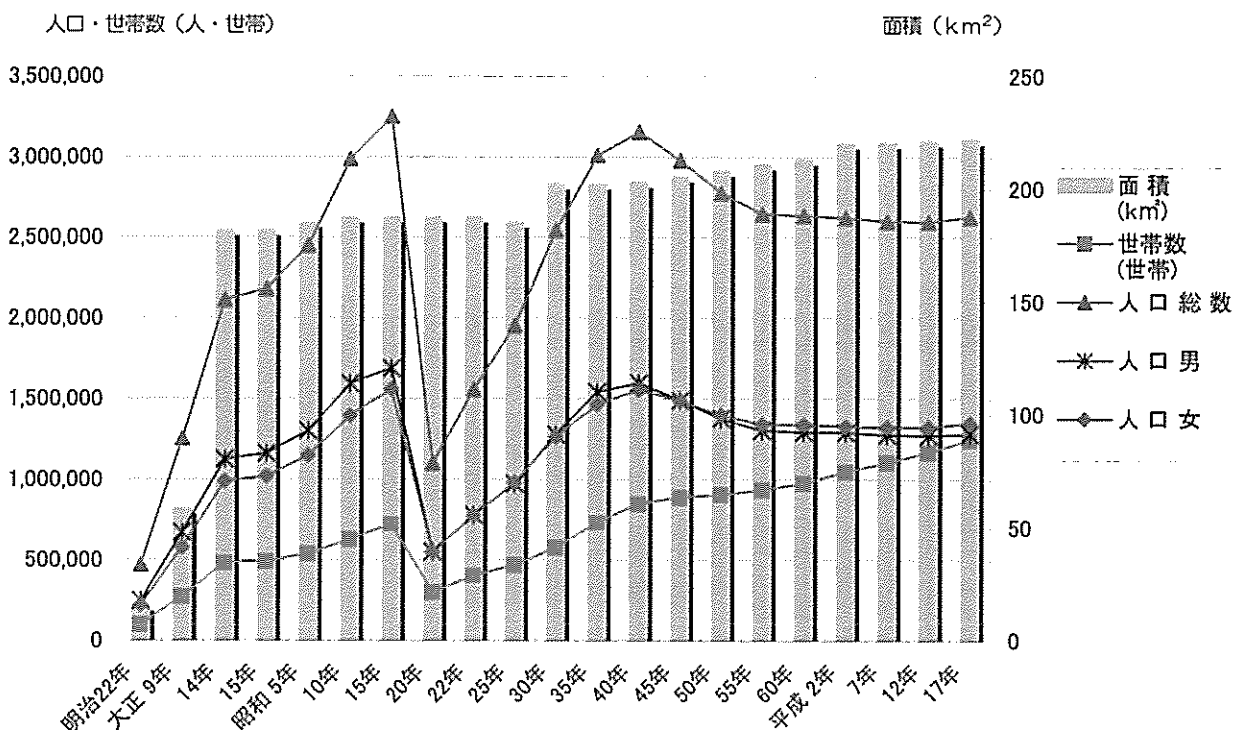


(注) 大阪管区气象台調べ

(平成18年度)	
年平均気温	17.5°C
年間降水量	1291.5mm
年間日照時間	1967.5時間

# 2. 大阪市の人口

・ 人口、世帯数の推移



(注) ・ 昭和25年度以降は常住人口、それ以外は現在人口である。  
 (ただし、明治22年は4月1日市制実施公簿調査結果、昭和20年は11月1日人口調査結果)  
 ・ 面積は国土交通省国土地理院発表の数値である。

・ 昼間流動人口の推移 (国勢調査結果)

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
常住人口	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,645,419	2,633,687	2,603,789	2,596,486	2,595,394	2,594,686
	就業者	1,439,158	1,601,253	1,510,895	1,351,396	1,298,054	1,310,666	1,345,405	1,336,176	1,231,235	1,159,848
	通学者	143,316	215,872	528,484	508,910	518,850	479,342	412,940	361,248	323,133	293,851
流入人口	総数	590,126	882,227	1,079,684	1,216,440	1,246,746	1,339,987	1,481,750	1,496,230	1,333,131	1,239,051
	就業者	547,392	805,294	991,427	1,126,294	1,144,024	1,218,548	1,330,279	1,363,043	1,231,282	1,143,792
	通学者	42,734	76,933	88,257	90,146	102,722	121,439	151,471	133,187	101,849	95,259
流出人口	総数	106,119	176,076	205,702	221,093	241,521	259,430	285,078	289,513	264,111	252,062
	就業者	78,931	116,805	144,718	154,973	176,003	197,353	220,350	227,511	210,749	206,422
	通学者	27,188	59,271	60,984	66,120	65,518	62,077	64,728	62,002	53,362	45,640
昼間人口	総数	3,495,570	3,862,373	3,854,469	3,774,334	3,650,644	3,714,244	3,800,461	3,803,203	3,664,414	3,581,675
	就業者	1,907,619	2,289,742	2,357,604	2,322,717	2,266,075	2,331,861	2,455,334	2,471,708	2,251,768	2,097,218
	通学者	158,862	233,534	555,757	532,936	556,054	538,704	499,683	432,433	371,620	343,470
昼間人口比率		116.1	122.4	129.3	135.8	138.0	141.0	146.0	146.5	141.2	138.0

(参考)

人口総数	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774	2,628,811
------	----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

- (注) 1. 昭和35年、40年の通学者は、15歳未満を含まない。  
 2. 昼夜間人口比率は、常住人口100人当たりの昼間人口である。  
 3. 昭和55年以降の「常住人口」は、年齢不詳を除いた人口である。

3. 区別面積

(単位: km<sup>2</sup>)

区名	面積	区名	面積	区名	面積
北	10.33	天王寺	4.80	城東	8.42
都島	6.05	浪速	4.37	鶴見	8.16
福島	4.67	西淀川	14.23	阿倍野	5.99
此花	16.04	淀川	12.64	住之江	20.77
中央	8.88	東淀川	13.26	住吉	9.34
西	5.20	東成	4.55	東住吉	9.75
港	7.90	生野	8.38	平野	15.30
大正	9.43	旭	6.30	西成	7.35

合計面積: 222.11km<sup>2</sup>

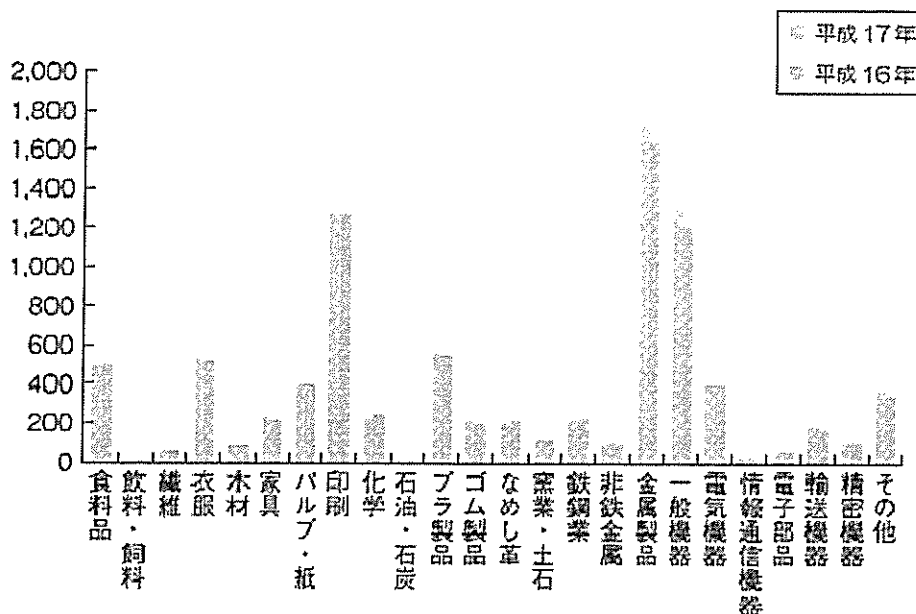
(注) 面積は、平成18年10月1日現在(国土交通省国土地理院発表)。ただし、淀川区の面積は豊中市との合計値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。



4. 産業の動向 工業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

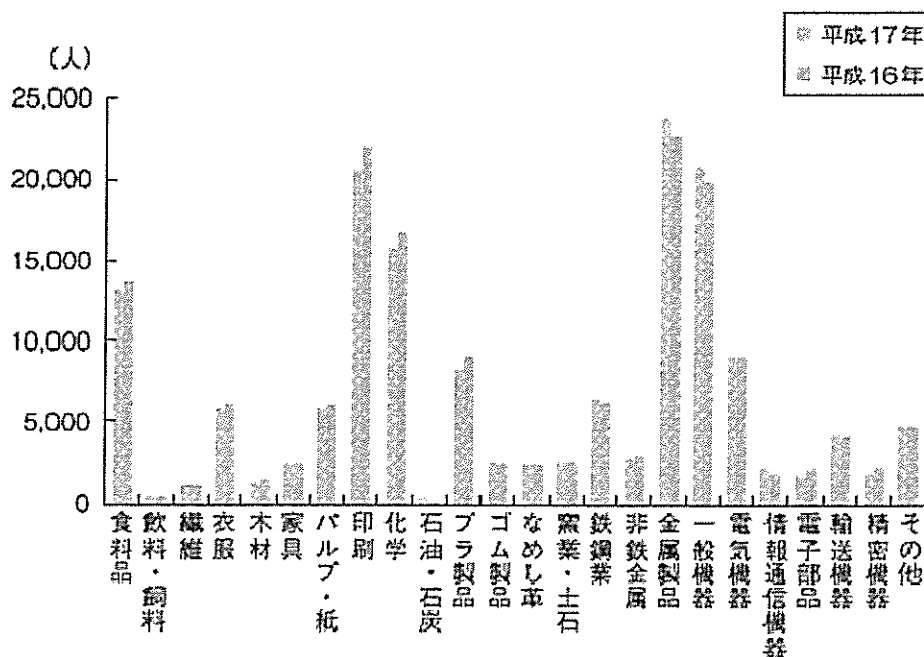
・ 産業分類別事業所数（4人以上）

金属製品が1727事業所で全体の19.2%を占め最も多く、次いで一般機器が1304事業所（構成比14.5%）、印刷が1284事業所（同14.3%）、となっています。この3業種で全体の約半数（48.0%）を占めています。



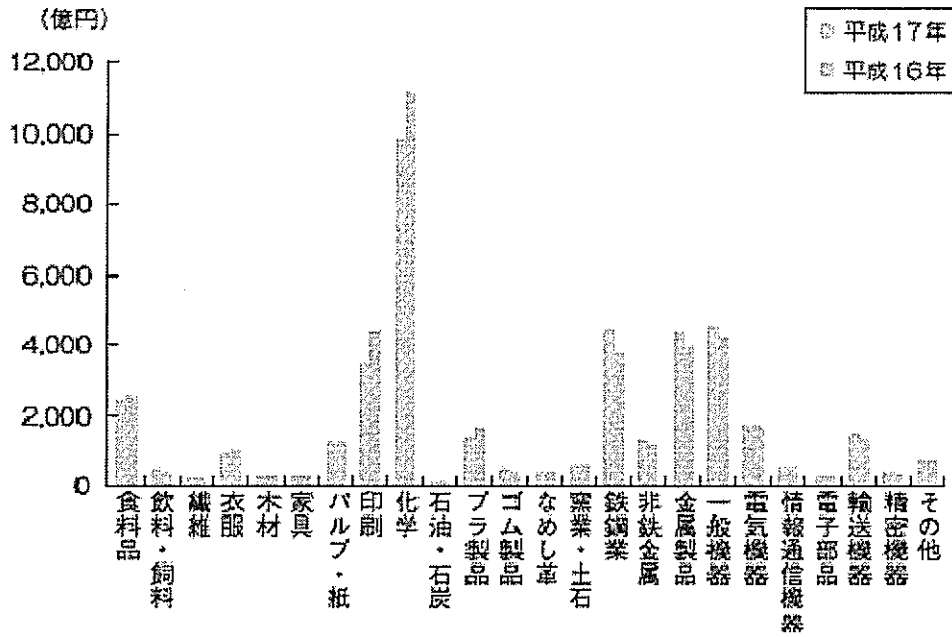
・ 産業分類別従業者数（4人以上）

金属製品が2万2097人で全体の14.9%を占め最も多く、次いで一般機器1万9266人（構成比13.0%）、印刷が1万9019人（同12.8%）となっています。



・ 産業分類別製造品出荷額等（4人以上）

化学が9712億円で全体の24.0%を占め最も多く、次いで一般機器が4456億円（構成比11.0%）、鉄鋼業が4400億円（同10.9%）となっており、この3業種で全体の約半数（同45.9%）を占めています。



・ 商業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

業種別	商業事業所数（事業所）			従業員数（人）			年間販売額（億円）		
	平成14年	平成16年	増減	平成14年	平成16年	増減	平成14年	平成16年	増減
卸売業計	26,251	25,228	△1,023	355,338	318,395	△36,943	440,948	411,100	△29,848
小売業計	36,558	34,707	△1,851	215,433	204,338	△11,095	45,243	45,420	177
合計	62,809	59,935	△2,874	570,771	522,733	△48,038	486,191	456,521	△29,670

## 5. 河川・道路

・大阪市内河川（平成18年4月1日現在）

	河川数	延長 (km)
一級河川	25	139.1
二級河川	0	0
準用河川	4	5.0
普通河川	4	2.3
合計	33	146.4

(注) 河川には、港湾法に基づく運河等は含まれていない。  
 <大阪市建設局調>

・大阪市内道路（平成18年4月1日現在）

	路線数	延長 (km)	面積 (㎡)
国道 (指定区間外)	6	63	1,869
府道	28	183	4,006
市道	11,802	3,592	30,949
合計	11,836	3,838	36,824

(注) 1. 阪神高速道路及び近畿自動車道を含まない。  
 <大阪市建設局調>

(単位：1000kWh)

## 6. 資源消費

・電力供給状況

	総数	電灯	電力
平成13年	39,095,262	22,707,185	16,388,077
平成14年	25,627,878	16,056,731	9,571,147
平成15年	25,155,254	15,723,897	9,431,357
平成16年	21,070,573	13,836,918	7,233,655
平成17年	23,112,016	6,825,601	16,286,415

(注) 資料：大都市比較統計年表（XIV 電気、ガス及び上・下水道 1 販売電力量）から抜粋

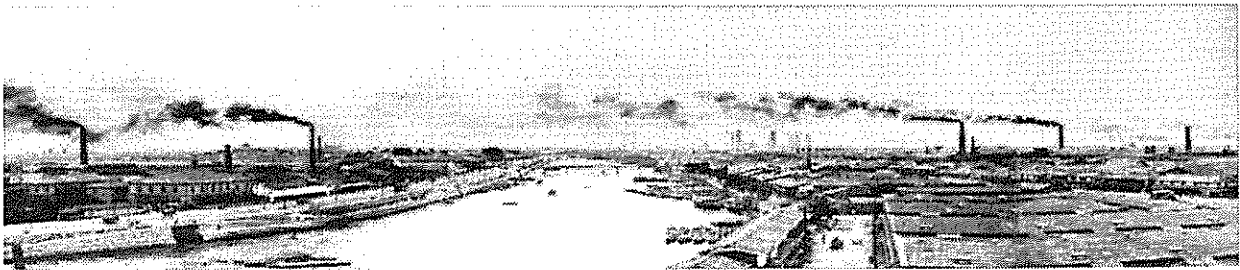
1. 平成13年、17年の電力量は「特定規模需要」を含む。
2. 平成14年～16年の電力量は、「特定規模需要」を除く。

・ガス供給状況

年度	供給戸数	需要量 (単位：1,000m <sup>3</sup> )		
		総数	家庭用	業務用
平成13年	1,235,659	1,474,004	405,779	1,068,225
平成14年	1,243,039	1,560,391	415,757	1,144,634
平成15年	1,249,955	1,570,849	415,715	1,155,134
平成16年	1,256,581	1,606,778	404,196	1,202,581
平成17年	1,266,818	1,639,842	420,276	1,219,566

(注) 資料：大阪ガス㈱

1. 供給戸数は年度末の調定件数、需要量は年度中の使用量である。
2. 新熱量計算に基づき平成10年度から遡及した。



## ◆ 環境行政の推移

### 1. 本市の公害行政（戦前・戦後から昭和50年代まで）

本市における公害問題は、紡績工場のばい煙問題にさかのぼり、その対策として明治29年に制定された「製造場取締規則」（府令）において、わが国で初めて公害という用語が使われました。市域拡張以後、工業化が進んだ結果、昭和2年に「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施し、昭和7年、わが国で最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布されました。

第2次世界大戦後、産業活動が活発化するのに伴い、昭和25年には「大阪府事業場公害防止条例」が施行され、さらに、昭和33年には「煤煙防止月間」を設け、スモッグ対策を大阪府、堺市等の隣接都市と協調しながら進めてきました。この頃、交通騒音を主眼とした「町を静かに」のキャンペーン活動が市民運動にまで展開され、大きな成果を収めました。また、昭和34年には本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し、地下水採取規制に努めてきました。一方、昭和35年には「大阪市ばい煙防止会連合会」（現・大阪市都市環境協議会連合会）が設立され、事業者の自主的なばい煙防止活動の推進が図られることとなりました。

昭和37年には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」（現・大阪市環境審議会）を発足させました。同審議会は昭和40年に、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関して、わが国初の環境管理基準を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たしていくこととなります。

一方、昭和20年代後半から昭和30年代にかけて、水俣病などに代表される深刻な公害被害が続出し、昭和42年に「公害対策基本法」の制定を始めとして、昭和45年のいわゆる「公害国会」を経て、わが国の公害関係諸法の整備拡充が図られていきました。この間、本市では、大気環境を常時監視するため昭和40年に大気モニタリングステーションを設置し、昭和45年6月に大気汚染対策を中心とした西淀川区緊急対策・公害特別機動隊を発足させるなど、監視及び規制指導体制の強化を図ってきました。こうした組織・機構の整備とあわせ、昭和46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン'71）」を策定し、さらに昭和48年11月には自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」に改定整備しました。

また、自動車排出ガス問題については、昭和43年に大阪府、大阪府警察本部、大阪陸運局（現・近畿陸運局）、関係民間団体とともに「大阪自動車排出ガス対策推進会議」（現・大阪自動車環境対策推進会議）を発足させました。今日では、当推進会議は、自動車環境問題の全般にわたり活動を行っています。

一方、水質汚濁防止対策では、昭和48年3月に、下水道整備と河川の浄化及び環境改善を目標とした「水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）」を策定し、昭和49年6月、庁内に「大阪市河川浄化

対策本部」を設置し、河川浄化対策を強力に推進してきました。

その他、昭和 42 年から公害防止設備資金融資制度を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、昭和 44 年から公害防止事業団事業等を活用して、公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、その跡地を公園等の公共の用に供するなど、公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきました。

昭和 50 年代に入ると、都市化・産業化が年々進展していく中で、人々の生活様式の向上に伴い、公害問題はさらに複雑かつ多様化していきました。本市は、工場・事業場等に対する徹底した規制・指導と、自動車交通公害に関する諸問題を中心に取組を進め、昭和 59 年 1 月、これまでの対策を継承しつつ、長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けた「大阪市大気環境保全基本計画（ニュークリーンエアプラン）」を策定しました。

また、河川浄化対策については、ほぼ初期の目標を達成するまでになりましたが、寝屋川水系の上流域を含めてなお対策を強化する必要があり、昭和 58 年 5 月「大阪市水域環境保全基本計画（クリーンウォータープラン83）」を策定しました。

## 2. 公害行政から環境行政へ（昭和 60 年以降）

昭和 50 年代には、大阪市を含む大都市で二酸化窒素による大気汚染が依然として環境基準未達成の状況であったことから、国は、昭和 60 年 12 月に「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」を発表しました。本市では、ニュークリーンエアプランに基づき、昭和 60 年 4 月に固定発生源に係る窒素酸化物対策として「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定する一方で移動発生源対策を強化するため、平成元年 2 月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定しました。

さらに、これまでの計画を包括する一方で、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に合わせ、従来の規制型の公害行政から未然防止・予防型の環境行政へ、さらには良好、快適な環境を創造していくために、中長期的視野にたって、地域の望ましい環境のあり方及びその実現にむけた環境分野の総合的な計画として、平成 3 年 7 月に「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定しました。EPOC21 では、平成元年に大阪市公害対策審議会から答申された「浮遊粒子状物質対策のあり方について」を受け、浮遊粒子状物質の目標値を設定するなど種々の発生源対策を推進してきました。

また、移動発生源対策では、幹線道路沿道の環境を保全するため、低公害車の普及拡大を目的として、平成 3 年 8 月に設立した「大阪低公害自動車コミュニティシステム事業推進協議会」を中心に、天然ガス自動車、電気自動車等の普及に努めるとともに、平成 2 年 4 月から毎月 20 日をノーマイカーデーとしました。さらに、二酸化窒素による大気汚染状況の顕著な改善がみられないことから、二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬季に重点をおいた季節大気汚染対策を実施することとし、昭和 63 年から、特に濃度が高くなる 12 月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低めの設定、自動車公害対策として自動車運行の自粛などの呼びかけ等を国・府と連携して実施することとしました。

また、悪臭対策としては、昭和 48 年 8 月の悪臭防止法の施行以降、特定悪臭物質について、本市の規制基準を設定し、工場等の規制指導を実施してきましたが、特定悪臭物質の規制のみでは解決されない問題に対応するため、昭和 61 年 4 月「大阪市悪臭防止指導要綱」を施行し、人の嗅覚を利用した官能試験

法を導入しました。このほか、昭和 62 年 3 月に、今後の総合的な環境施策の推進を支援するため「環境データ処理システム」を導入しました。

### 3. 環境行政の展開

本市では、平成 2 年 3 月に「大阪市環境保全基金」を創設する一方、環境教育を総合的・体系的に推進していくため、平成 3 年 7 月に「大阪市環境教育基本方針」を策定しました。平成 4 年 10 月には、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな相談や支援を行なうための施設として、「大阪市市民環境学習ルーム」を開設。また、平成 9 年 4 月には、「大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）」を鶴見緑地公園内に開設し、環境学習の拠点施設として活動を開始しました。さらに、平成 10 年 6 月に同センターの隣接地に自然体験観察園を開園するとともに、平成 11 年 2 月以降、同センターより環境学習のための情報提供を継続して行っており、加えて、平成 18 年 4 月には、同センターの展示内容をリニューアルするなど、内容の充実を図っています。

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を変革するため、廃棄物やリサイクルに関する一連の法律が整備されており、平成 12 年 6 月には、こうした循環型社会の形成に寄与する環境ビジネスの育成・振興の拠点として大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエコプラザ）を開設しました。

国際環境技術協力では、国際協力事業団（JICA、現・国際協力機構）に協力し、平成元年度から大気汚染対策コース等を実施し、研修員の受け入れを行っています。また、平成 6 年 4 月には、「国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター」が鶴見緑地公園内に開設されました。このセンターを支援することを目的として、平成 4 年 1 月、大阪府、経済界とともに「(財)地球環境センター（GEC）」を設立し、開発途上国への適正な環境技術の移転等について、国際協力を推進しています。

平成 5 年 11 月、国では、従来の公害対策基本法に代えて環境基本法が制定されました。また、平成 6 年 12 月には同法に基づく「環境基本計画」が閣議決定されるなど、地球環境時代にふさわしい、わが国の環境政策について長期的かつ包括的な指針が示されました。本市においても、平成 6 年 8 月に大阪市環境審議会に対して「環境基本条例のあり方について」諮問を行い、平成 7 年 3 月に環境行政の礎となる「大阪市環境基本条例」が制定されました。この環境基本条例の理念を実現するためには、市民・企業・行政が一体となって環境保全行動を進め、地球環境保全を積極的に推進することが求められており、同年 5 月にその行動指針・行動目標を定めた「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ 21 おおさか）」を策定しました。

その後、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 1 月に「大阪府役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制の取組みを進めるとともに、市民・事業者・行政が協働して市域の温暖化対策を推進するため、平成 14 年 8 月に「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。また、平成 14 年度より家庭から排出される二酸化炭素の排出抑制を目的として、各家庭において環境家計簿を記入して電気・ガスの省エネルギー活動に取り組んでいただく「なにわエコライフ認定事業」を実施しています。さらに、市民、環境 NPO・NGO、事業者、学識経験者、行政が協働して地球温暖化防止活動を推進していく体制として、平成 16 年 6 月に「なにわエコ会議」を設立し、家庭での省エネ運動や環境教育の普及啓発、中小企業向

けの簡易な環境マネジメントシステムの普及など、様々な実践行動を推進しています。

平成 7 年 7 月には、「大阪市環境影響評価要綱」を策定し、大規模な事業の実施にあたり、環境に及ぼす影響について事前の調査、予測、評価等を行うための手続き等を定めましたが、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が制定されことに伴い、大阪市環境影響評価要綱と環境影響評価法の手続きとの整合を図るため、平成 11 年 6 月に「大阪市環境影響評価条例」を施行しました。また、平成 7 年 7 月には「大阪市自動車公害防止計画」を改定し、自動車による窒素酸化物対策のより一層の具体化と粒子状物質対策の推進、騒音・振動対策等総合的な対策を実施してきました。さらに、低公害車・低排出ガス車の大量普及や大型ディーゼル車対策などの重点施策を強力に推進するため、平成 14 年 1 月に新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定しました。

平成 8 年 8 月には、大阪市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の基本方針を定めた「大阪市環境基本計画」を策定、また、水環境の保全を図るため、平成 11 年 5 月には、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくために「大阪市水環境計画」を策定し、環境施策を推進してきました。しかし、新たな課題であるヒートアイランド現象や土壤汚染等、今日の多様化する環境問題に的確に対応するため、平成 15 年 2 月に「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」を策定し、環境施策を総合的・計画的に推進してきており、平成 19 年 3 月には、向う 5 年間の重点的取組を盛り込んだ後期計画を策定しています。

市内の取組みとしては、平成 9 年 5 月に行政自らが率先して環境保全行動を推進するため「大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス 21）」を策定し、職員一人ひとりが具体的な環境保全行動に取り組むとともに、市役所本庁舎をはじめとする本市施設において順次環境マネジメントシステムの構築を図り、ISO14001 規格の認証取得を進めています。また、環境への負荷の少ない物品等の調達を通じて、循環型社会の形成に寄与するために、平成 14 年 4 月に「大阪市グリーン調達方針」を定め、グリーン調達を推進しています。

物の燃焼過程で非意図的に生成されるダイオキシン類対策については、平成 10 年 8 月に「大阪市ダイオキシン類対策方針」を、同年 10 月に「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」を策定しました。また、平成 12 年 1 月のダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、本市方針・指針を見直し、排出基準の遵守や適正な維持管理等さらなる発生源対策を推進しています。

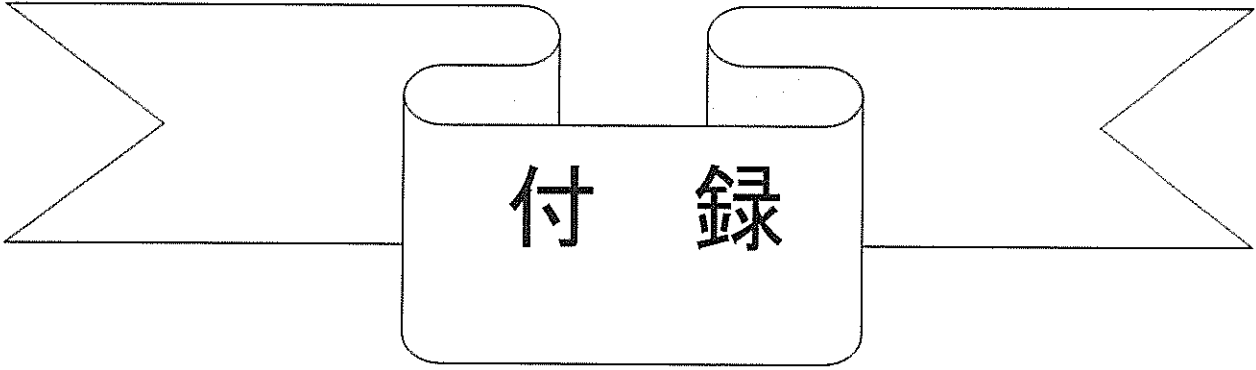
また、工場跡地の再開発等に伴い判明する土壤汚染に対応するため、平成 15 年 2 月に「土壤汚染対策法」が施行されたことを受け、本市においても同法に基づく規制・指導を実施するとともに、土壤汚染関連情報の整備など各種の取り組みを進めています。

本市におけるヒートアイランド対策は、平成 14 年度に大阪市の関係局が連携して「大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会」を設置し、取り組んできています。また、平成 17 年 3 月に「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示しました。本計画では、屋上緑化や保水性舗装などの施策に加えて、省エネルギー運動の推進など、市民や事業者との協働による対策も包含しています。これらを総合的に実施するモデル事業として、西区南堀江地域において、「大阪市ヒートアイランド対策モデル事業」を平成 17 年度から開始しており、市民や企業等と協力して、植栽や保水性舗装などの整備や打ち水の普及啓発などを通してその効果を検証していきます。

平成 17 年 6 月の健康被害報道を契機として、アスベストが大きな社会問題となったことから、アスベスト対策の強化が求められ、平成 18 年 1 月には、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が改正され、解体等工事における事前の届出やアスベストの使用の有無についての事前の調査などの規制強化が図られました。また、国では「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられ、平成 18 年 2 月に、アスベスト対策関連 4 法令（大気汚染防止法・地方財政法・建築基準法・廃棄物処理法）の改正及び被害者の救済を目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

また、大阪市域における大気汚染は大幅に改善されましたが、一部の交差点では、二酸化窒素などの環境基準に不適合となっています。また、幹線道路沿道では、自動車騒音に係る達成基準の低い区間が残されていることや、さらに、地球温暖化対策に寄与する自動車からの二酸化炭素の削減に向けた取組みが求められています。こうした状況の中、平成 19 年 2 月に「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりを進めています。







(付 録 目 次)

1. 大阪市環境基本条例	97
2. 大阪市自動車交通環境計画	99
3. 大阪市水環境計画の概要	101
4. 大阪市ヒートアイランド対策推進計画の概要	102
5. 大阪市緑の基本計画の概要	103
6. 大阪市景観計画の概要	104
7. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	104
8. 環境基準及び規制基準等	105
1. 大気汚染に係る環境基準	105
2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準	107
3. 規制対象となるVOC排出施設及び排出基準	107
4. 大阪市アスベスト対策基本方針	108
5. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	110
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	110
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	110
(3) 底質の暫定除去基準	112
(4) 法令による排水規制基準	113
(5) 下水道法等の排水規制	113
(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み	114
6. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	115
7. 騒音に係る環境基準	115
8. 自動車騒音の限度(要請限度)	116
9. 航空機騒音に係る環境基準	117
10. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	117
11. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	117
12. 道路交通振動の限度(要請限度)	117
13. 騒音・振動に係る規制基準等	117
(1) 工場・事業場に係る規制基準	117
(2) 特定建設作業に係る規制基準	118
(3) 深夜における音響機器の使用時間制限	119
(4) 深夜における営業等の制限	119
(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準	119
14. 悪臭に係る規制基準	119
15. 土壌汚染対策法の対象物質と基準	121
16. 土壌汚染対策法の概要	121
17. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	122
18. ダイオキシン類対策特別措置法の概要	122
19. 化学物質の排出量の把握などの措置(PRTR)の実施の手順	123
20. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領(抄)	124
21. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準(抄)	124
9. 大阪市環境審議会	125
10. 大阪市組織図	128
11. 環境関係協議会等一覧表	128
12. 年 表	132



# 1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日  
大阪府条例第24号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第24条）

第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条—第26条）

### 附則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます深刻、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪府は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への良荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事象に係る環境の保全であって、

人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水質の腐敗が悪化するを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることを含む。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に即した基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の領域その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の削減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

### (施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合かつ計画的に行われなければならない。

### (1) 公害の防止

(2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

(4) 本市の区域の自然的社会的条件に即した緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全

(5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造

(6) 廃棄物の燃焼並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的・持続可能な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用

(7) 地球環境保全に資する施策の推進  
 2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)  
 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。

3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるような必要な措置を講ずるものとする。

4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴くものとする。

5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るような必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるような必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるような必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な措置又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を奨励するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動を促進されるよう、施設の整備及び充実に資する活動に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるような必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供し、必要に応じて講ずるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他の環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 2. 大阪市自動車交通環境計画

### 1 策定の経緯

本市では、平成14年1月に策定した「大阪市自動車公害防止計画」に基づき自動車排出ガス対策や自動車騒音対策など各種の施策を進めてきた。その結果、大阪市内における大気環境については改善傾向にあるが、一部の幹線道路沿道では局地的な大気汚染が懸念されており、また、自動車騒音についても、幹線道路沿道の9割近くが騒音の環境基準を達成しているものの、いまだ達成率の低い区間が懸念されている。また、平成17年2月には京都議定書が発効し、大阪市内における二酸化炭素排出量の約15%を占める自動車等運輸部門に対してその削減に向けた取組が求められている。

このような状況から、平成18年12月に大阪市環境審議会から「今後の自動車交通環境対策のあり方について」答申を受け、これを踏まえて、自動車排出ガス対策、自動車騒音対策、自動車に係る地球温暖化対策を3つの柱とした「大阪市自動車交通環境計画」を策定した。

### 2 計画の基本的事項

#### (1) 計画の目的

環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりに向けて、地域の実情に応じた道路交通対策等を計画的に推進し、沿道地域における大気汚染や騒音の改善を図るとともに、新たに自動車からの二酸化炭素排出量の削減に取り組み、

#### (2) 計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

#### (3) 目標

【大気環境】 大気環境については、幹線道路沿道において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成測定局を経年的に増加させ、平成22年度までに、市全域において環境基準の達成を図る。

【騒音振動】 ・夜間騒音73デシベルを超過する住居が存在する区間の縮小を図る。また、道路に近接して存在する住居の1階部分において夜間騒音70デシベルを超過する区間を縮小させ、幹線道路沿道住居における環境基準達成率の上昇を図る。

・道路交通振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であることとする。

【地球温暖化】 市内における平成22年度の温室効果ガス総排出量を平成2年度から7%削減することを目標とする「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の目標達成に向け、自動車からの二酸化炭素排出量の抑制を図る。

### 3 自動車交通環境対策

#### (1) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガス測定局において二酸化窒素等に係る環境基準を達成するため、次に示す施策を重点的に実施していく。特に高濃度汚染地域の局地的な施策を推進する。

#### ① 局地的施策

・交通量・交通流対策

標号機の高度化、路上駐車対策の推進、交差点改良等による交通渋滞の解消

当該年度の事業計画を取りまとめ公表することで、関係機関や市民等と情報を共有し、連携・協働を推進していく。

〔対策別指標〕

- エコカー普及目標  
大阪市の公用車は全車エコカーを導入する。また、平成 22 年度までに市域におけるエコカーの普及率 70%を目標に普及を促進する。
- エコドライブ・グリーン配送等の実践  
教習会等の開催を通じて、エコドライブ・グリーン配送等を実践する企業の参加数を増加させる。
- 道路構造対策・沿道対策の進捗状況  
・交差点改良  
→平成 22 年度までに今里交差点等の改良を進める。  
・低騒音舗装  
→優先順位の高い区間から低騒音舗装の敷設を進める。
- 自動車交通状況  
交通量、交通状況、最新規制適合車の割合、他都市からの流入車の混入率を把握する。

(2) 新たな対策の推進

局地的対策としての特定路線・区間における大型ディーゼル車対策や、広域的対策として国や自動車メーカー等へ発生源対策の一層の強化を働きかけるとともに、微小粒子状物質への対応などに取り組み、

4 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

ア. 計画の推進体制

- ・関係機関や市民・事業者・NPO との連携  
道路管理者、交通管理者等の関係機関や市民、事業者・NPO との連携による対策の推進体制を検討し確立する。

イ. 計画の進捗状況の把握

- ・環境監視  
大気環境、自動車騒音に係る環境監視を進め、対策の進捗状況を把握する。
- ・自動車交通状況  
自動車交通量、交通渋滞状況に加えて、排出ガス規制年別構成割合や自動車 NOx・PM 法の対策地域外から流入する車両の割合を調査し、対策の進捗状況を把握する。

ウ. 対策別指標の設定及び公表

計画の目標を達成するために、対策別の指標を定めるとともに、前年度事業の進捗状況の把握や

- ・道路構造・沿道対策
- ② 広域的施策
- ・エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進
- ・エコドライブ、グリーン配送の推進
- ・排出ガス規制の強化、エコカーの技術開発・普及支援等に係る国への要望

(2) 自動車騒音振動対策

現在実用化されている技術や手法とともに、今後進展が期待される技術を見極めつつ、沿道地域における騒音の状況や住居等の立地状況に拠じた対策を効果的に実施していく。

- ・走行速度の抑制、大型車の中央寄り車線走行
- ・低騒音舗装の敷設、遮音壁の設置、裏面吸音板の設置、高架道路のジョイントの改善、路面の整備
- ・環境施設帯・緑地の整備、住居の防音化
- ・騒音規制の強化等に係る国へ要請

(3) 自動車に係る地球温暖化対策

自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図るため、市民・事業者との連携のもとに、次に示す対策を進めていく。

- ・エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進、低燃費車の指定及び普及
- ・エコドライブ、グリーン配送の推進

(4). 市民・事業者との協働

- ・環境にやさしい自動車利用の推進  
市民・事業者等と連携して、エコドライブやグリーン配送の推進などの環境にやさしい自動車利用を推進する。
- ・荷主と運送事業者との連携した取組  
自家用トラックから営業用トラックへの転換、共同輸配送の推進、物流の情報化の推進等による輸送効率の向上、営業用乗用車の効率的な配車・運行など、自動車使用の効率化・合理化を促進する。



3. 「大阪市水環境計画」(平成11年5月策定)の概要

◎計画の構成とその概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪水環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水分野の実施計画である。

(2) 目的

大阪市内全域と近畿圏を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。

(3) 計画の期間は2010年度までとする。

2 水環境の目標像

(1) 快適な水辺の保全と創造

人と川・海、生物が様々な形で触れ合える水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の海岸等を創造する。

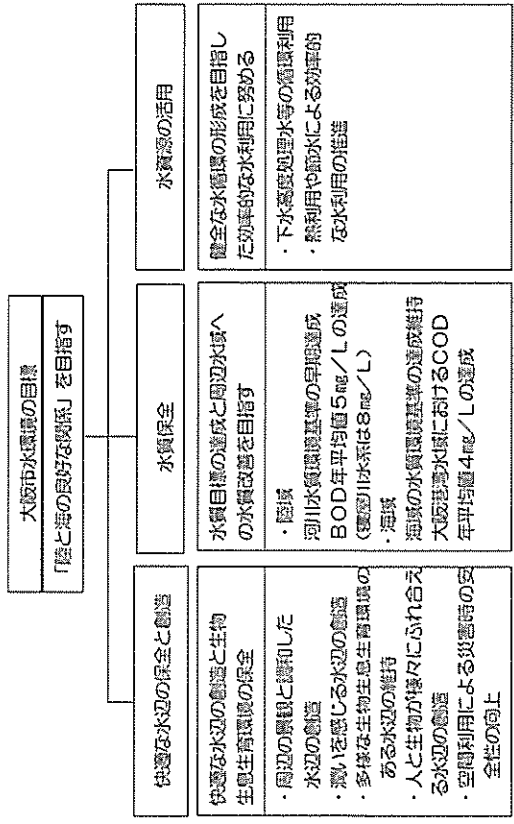
(2) 水質の保全

- ① 大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標(大阪水環境基本計画)の達成
- ② 大阪湾の水質目標(環境基準)の達成

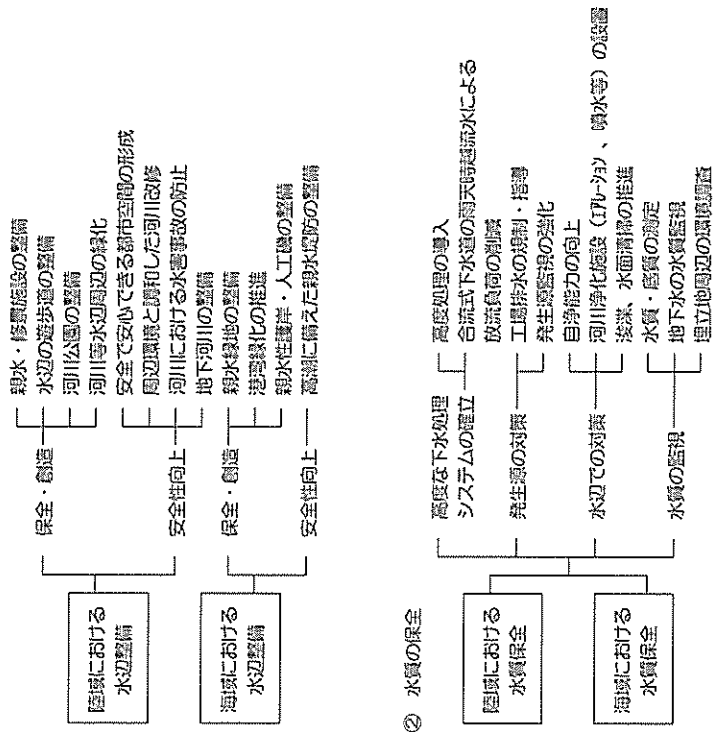
(3) 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める

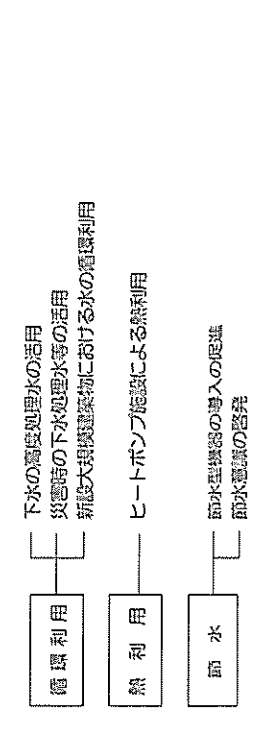
□計画の目標



3. 目標達成のための施策展開  
(1) 施策体系  
水環境の目標達成のため、次の5分野について総合的に施策を推進する。  
① 快適な水辺空間の保全と創造



② 水質の保全



③ 水資源の活用



4. 「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」(平成17年3月策定)の概要

近年、大阪地域では地球温暖化だけではなく、ヒートアイランド現象によって夏の暑さが増幅され、市民の生活環境が著しく損なわれています。  
 大阪市では、今後取組むヒートアイランド対策の目標を設定するとともに、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を平成17年3月に策定しました。

1. 推進計画の基本的な考え方と対策

(1) 計画の基本的な考え方

- ① 施策を検証、改善しながら推進して行きます。
- ② この計画では気候の変動に配慮して10年間の移動平均値(気温、熱帯夜日数等)を検証の単位とします。
- ③ 概ね5年をめぐりに目標及び施策の見直しを実施します。

(2) 計画の目標

平成32年度(2020年度)までの15年間に、年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加を食い止めることとする。

(3) 対策の基本的な考え方

- ① 大阪市の関連施策(「大阪環境基本計画」、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」、「大阪市緑の基本計画」等)との連携を図ります。
- ② 効果を体感しやすい数百m規模の「街区レベル」を中心に各種対策を推進します。
- ③ 4つの基本方針

- ア 人工排熱の削減
  - イ 人工被覆の改善
  - ウ ライフスタイルの改善
  - エ 市民、事業者、環境NPO・NGOとの協働
- を進める効果的な取り組み方法(重点地区)の推進

- ④ 今後の研究成果を反映した施策の推進  
 今後の技術開発等により、新たにヒートアイランド対策に有効な技術が導入可能となれば、その普及方法を検討します。

- ④ 水環境の保全と創造への連携・参画  
 市民への啓発、上流域などとの広域的な取組の推進
- ⑤ 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。

- ① 下水道中期計画  
 平成22年度(2010年)を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減  
 ・畜糞糞化の原因となる糞尿、糞の削減  
 平成7年度に比べて糞尿30%、糞4.0%の排出負荷の削減を図る。  
 ・その他の項目  
 平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量(BOD)15%、浮遊物質(SS)15%の排出負荷の削減を図る。  
 ・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充「生物学的窒素除去法」「担体利用窒素除去法」の導入を推進する。  
 ・その他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水貯留活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■ 下水道の高度処理計画

排出負荷量	平成22年度		将来計画	
	削減目標	目標水質	削減目標	目標水質
生物化学的酸素要求量(BOD)	⇒15%	7mg/L	⇒10%*	5mg/L
化学的酸素要求量(COD)	⇒15%	5mg/L		11mg/L
浮遊物質(SS)	⇒30%	10mg/L		3mg/L
全窒素	⇒40%	0.5mg/L		6.7mg/L
全磷				0.49mg/L

(注) \* CODについては将来計画値

- ② エコポート事業  
 ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。  
 ・大阪港の西側水線ゾーンに位置する豊洲の西側水線線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創造するために海浜や干潟等の整備を進める。

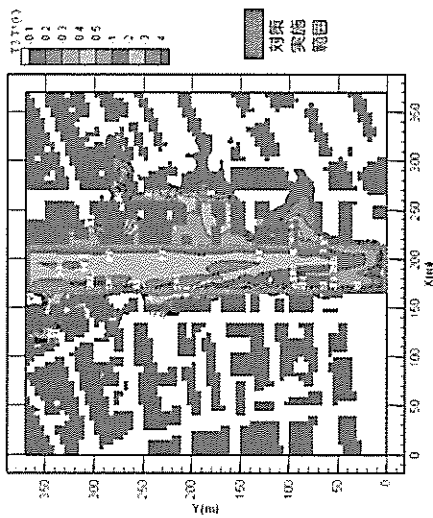
## 2. 区レベルでの対策効果のシミュレーション予測

街区において、緑地化や保水性舗装を行った場合の対策効果の予測を行いました。対策を実施した中央部分の西側に最大約4℃の気温低下が見られ、街区レベルでの対策効果が確認できました。

対策効果の予測結果

対策	気温差(℃) (通常舗装に 比較して)
保水性舗装	最大 約-1℃
緑地+ 通常舗装	最大 約-3℃
緑地+ 保水性舗装	最大 約-4℃

緩和策（緑地+保水性舗装）と通常舗装の場合の気温差



## 5. 大阪市緑の基本計画の概要

### ◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園・道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

### ◎ 大阪市緑の基本計画』の概要

#### (1) 基本方針

#### 緑のまちをつくる

- ① 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）  
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
- ② 大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）  
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
- ③ 活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）  
大阪らしさを創出したにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。
- ④ 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）  
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

#### 緑のまちをほくくむ

- ① 市民の都市緑化への参加促進をはくくむ  
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加促進をはくくむ。
- ② 市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをほくくむ  
市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをほくくむ。

#### (2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）

- ◆ 都市公園等の整備目標
- ① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡
- ◆ 都市緑化の目標
- ① 樹木・樹林率…約15%  
(市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合)
- ② 自然面積…約30%  
(市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合)

## 3. 計画の推進

- (1) 計画の推進体制  
大阪府環境保全推進本部を中心に、情報の共有化、推進状況の把握及び検証、重点的な対策の検討など、より効果的な対策の実施をめざして行きます。  
また、近隣自治体との連携を強化し、市民、事業者等との協働を図って行きます。
- (2) モニタリング  
大気汚染常時監視局に気象計測機器を設置するなど、ヒートアイランド観測網を構築し、計画の目標達成の評価、計画や施策の見直しのためのデータ充実を図ります。
- (3) 調査研究の推進  
ヒートアイランド現象の定量的把握や対策技術等に関する調査・研究を推進します。環境科学研究所や大阪市立大学などの研究機関を含む関係局等と相互に連携、協力して調査研究を進めます。また、民間等による調査も広く積極的に活用していきます。

6. 大阪市景観計画の概要（平成18年2月17日策定、平成18年4月1日施行）

■景観計画の区域

大阪市の行政区（地先公有水面を含む）

■良好な景観形成に関する方針

1 景観形成の基本目標

大阪市の多様な景観特性を引き出し、発展させ、また新しい景観上の資産を創ることにより、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」ことを基本的な目標とする。

2 景観形成の基本方針

建築物等や公共施設のデザインの水準を高め、地域との調和性に配慮して整備することにより、「市域の景観の向上」を図るとともに、大阪市の地形やまちづくりで築いた資産を生かし、「地域の特性を生かした都市景観の形成」を進める。

3 景観形成施策の方向

(1) 景観計画の充実

今後、地域の特性や市民等の主体的な景観形成の取り組みなどを反映していくよう、景観計画の区域を区分してきめ細かな景観形成の基準を定めるなど、景観計画の充実や詳細化を図る。

(2) 建築物等の誘導による良好な景観形成

建築物等について適切に協議・誘導を行うとともに、公共施設の整備に際しては地頭における調和のとれた景観の形成や向上に努める。

(3) 景観上重要な構造物や樹木などの保全と活用

地域の景観上重要な構造物や樹木などについては、地域の特徴的な景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報発信に努める。

(4) 市民・事業者・NPO等との連携・協働

景観法に基づく住民提案制度や景観協議会等の市民等が参画可能な制度も活用しながら、市民・事業者・NPO等との連携・協働による良好な景観形成を図る。

■良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

■景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、次に該当するものうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定する。

1 景観重要建造物

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物

2 景観重要樹木

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木

7. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成18年2月策定）の概要

～“なにわ”ともあれ、ごみ減量は「上方（かみがた）」から～

大阪市では、市民・事業者との連携・協働により、積極的なごみ減量リサイクルの取組を進めることを通じて、限りある天然資源の循環利用や地球環境問題の解消に寄与しうる「持続可能な循環型都市」の構築を目標として「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

基本方針

1. 3R（発生抑制・再使用・再生利用）推進の原則

(1) 「上方（かみがた）」の取組の推進

- 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組の中で、特に優先課題（上流対策）とされている2R（発生抑制・再使用）の取組を「上流＝上方（かみがた）」、「上方（かみがた）＝大阪」からの取組として積極的に推進します。

(2) リサイクル施策の充実

分別収集の推進や資源集団回収活動の活性化などリサイクル施策の充実を図り、リサイクル率を向上します。

2. 連携と協働の原則

(1) 市民・事業者との連携とコミュニケーション

大阪市は、双方向で意見や情報の交換ができる場として「タウンミーティング」を開催するなど、市民・事業者との連携とコミュニケーションに努めます。

(2) 「コーディネーター」としての役割

大阪市は、「コーディネーター」として、資源集団回収の組織づくりや回収システムづくりなど市民の自主的な減量行動を支援するため、地頭住民や関連事業者との連携・調整に積極的な役割を担います。

(3) 「多様な市民」への啓発と連携

市外からの通勤・通学者や法人市民など「多様な市民」への啓発と連携について検討を進めます。

3. 効率化の原則

(1) コスト削減に向けた取組

ごみ処理事業の実施にあたっては、常にコストを意識し効率的な事業運営を行うとともに、より一層の経費削減に努めます。

4. 適正処理の原則

(1) 安全で適正な処理処分体制の確保

最終的に排出されるごみについては、適正な処理処分を行うことが必要であり、安全かつ安定した処理処分体制の維持に努めます。

計画目標

1. 計画期間 平成18年度から平成22年度（5ヵ年計画）

2. ごみ処理量（焼却処理量） 平成12年度実績（※1）から30万トン、平成16年度実績から14万トン減量を目標に「147万トン」とする。

3. 減量化量（3R推進量）※2 平成16年度実績から13.7万トン、約26%増を目標に「65.7万トン」とする。

(1) リサイクル量 平成16年度実績から8.9万トン、約39%増を目標に「31.6万トン」とする。

(2) リサイクル率 平成16年度実績から約5ポイント向上させ、「17.7%」を目標とする。

4. 最終処分量（焼却灰の埋立量） 平成16年度実績から4.3万トン、約13%減を目標に「28.7万トン」とする。

※1 平成12年度実績には、直接埋立量（5.7万トン）を含む。

※2 減量化量（3R推進量）：発生抑制量（粗大ごみの申告制及び有料制による発生抑制量、適正処理ルートへの誘導対策量など）＋再用量（マテリアルフェアなどの展示提供による減量効果など）＋市民等による資源化量（資源回収量など）＋大塚市による資源化量（分別収集や拠点回収の促進による資源化量など）

主要な施策

1. 環境教育と普及啓発の充実
    - ・ 学校や社会人に向けた環境教育の推進
    - ・ 環境関連の教育施設の利用と特定非営利活動法人（NPO）との協働
  2. 経済的インセンティブの導入
    - ・ 粗大ごみの有料化と市民のごみ減量活動への還元策の検討
    - ・ 一般廃棄物収集運搬許可業者の納入料金の改定 等
  3. 市民意識や排出状況の把握
    - ・ 「タウンミーティング」の開催
    - ・ 排出状況の把握とPDCAサイクルに基づく計画の検証
  4. 3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進するためのシステムづくり
    - ・ 関係系ごみ
    - ・ 「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」との連携と協働
    - ・ 「自身の見えるごみ袋」による排出方法の指定 等
- 事業系ごみ
- ・ 排出事業者との連携と協働 等

8. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日	環境庁告示第25号
昭和48年5月16日	環境庁告示第35号
昭和53年7月11日	環境庁告示第38号
昭和56年6月17日	環境庁告示第47号
平成8年10月25日	環境庁告示第73号
	環境庁告示第74号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することができましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期制は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域においては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることをならぬよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大正第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準

準の1時間値の1日平均値に際して評価することという。ただし、1日平均値につき環境基準を  
超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わずに評価することとされている。

1. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間に  
おける二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間9  
8%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.0  
6ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別表

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

- (備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。  
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別表

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2,0kL以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量

$$(10^{-1} \text{m}^3 \sim / \text{h} \cdot \text{乾基} \cdot \text{O}_2 : 0\% \text{換算値})$$

② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C<sub>i</sub>：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V<sub>i</sub>：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10<sup>-1</sup>m<sup>3</sup>N/h・乾基・O<sub>2</sub> : 0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q=2.0 \times W^{0.85}$$

$$Q=2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times (W+W_i)^{0.85} - W_i^{0.85}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/h)

W：原料及び燃料使用量 (kL/h)

W<sub>i</sub>：基準日以前に新設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kL/h)

(注) 基準日

施設	基準日
大気汚染防止法施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満のもの	昭和60年9月10日
大気汚染防止法施行令別表第1の2の9の項に掲げるガスタービン及び300の項に掲げるディーゼル機関	昭和63年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1の3の1の項に掲げるガス燃焼及び32の項に掲げるガソリン機関	平成3年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設	窒素酸化物 昭和57年11月1日 硫黄酸化物 昭和52年10月1日

3. 規制対象となるVOC排出施設及び排出基準

VOC排出施設	規制要件	排出基準
塗装施設 (吹付塗装に限る)	排風機の送風能力が100,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設 (吹付塗装に限る) 既設700ppmC 新設400ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く)	送風機の送風能力が10,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	その他の塗装施設 (吹付塗装に限る) 700ppmC
接着の用に供する乾燥施設 (木材・木製品の製造の製造の用に供する施設及び下欄に掲げる施設を除く)	送風機の送風能力が15,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	木材・木製品 (家具を含む) の製造の用に供するもの 1,000ppmC
印刷用塗料塗布機、合成樹脂ラミネート塗布機、粘着テープ、粘着シート又は製紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	その他のもの 600ppmC
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が27,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400ppmC
オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が7,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	700ppmC
化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	400ppmC
工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供する乾燥施設を含む)	送風機の送風能力が5m <sup>2</sup> 以上のもの	600ppmC
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPa以上を越える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮層構造 (内部浮層構造を含む) のものを除く)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの	400ppmC
	1,000k以上のもの (ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000k以上のものについて排出基準を適用する)	60,000ppmC

(注) 「送風機の送風能力」が現場の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を指標の指標とする。

(注) 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。

(注) 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものである。

(注) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

4. 大阪市アスベスト対策基本方針

平成 17 年 12 月 19 日  
大阪府環境保健推進本部

I 趣 旨

アスベストは、天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという優れた特性を持つことにより、広い用途に利用されてきたが、目に見えないくらい細かい繊維のため、空気中に飛散した繊維を長期間大量に吸い込むと肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こし、健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

特に断熱・防音等を目的として使用されている吹付けアスベストについては、使用建築物の劣化や解体・改修工事による飛散が懸念されている。

本市では平成元年、これらに対処するため「大阪市アスベスト対策検討委員会」を設置し、「基本方針」を策定して対策を推進してきたところであるが、平成 17 年 6 月にアスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺の住民の方が、中皮腫などのアスベストが原因とみられる疾病に罹患し、多くの方が亡くなられたことが報道されるなど、市民のアスベストに対する不安が広がっている。

このため、本市においては本年 7 月 26 日に「大阪市アスベスト対策連絡会議」を設置し、相談窓口の開設など全庁的に当面の緊急対策に取り組みるとともに、8 月 29 日には学識者等からなる「大阪市アスベスト対策専門委員会」を立ち上げ、環境及び健康に関する諸課題について専門的立場から検討を進め、10 月 28 日には同委員会から提言を受け取ったところである。

本市ではこの提言を踏まえ、市民の健康を保護し、不安の解消を図るなどの有効な施策を中長期的な観点から総合的に推進するため新たに「アスベスト対策基本方針」を策定するものである。

II 対策の進め方

本市の関係部局は、市域におけるアスベストに関する諸問題について、各種法令や通知等の趣旨に従い、適切に対策を実施するとともに、さらに具体的な取り組みを進めるため、次の基本的事項について、国等の関係機関とも連携しながら、総合的なアスベスト対策を推進する。

また、市民の不安を解消するため、ホームページの活用やリーフレット等を作成し市民のニーズに密着した分かりやすい情報を提供する。

- 1 市有施設対策
- 2 民間施設対策
- 3 解体工事等に伴う飛散防止対策
- 4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策
- 5 大気環境モニタリング
- 6 アスベスト製品の加工場に対する規制指導
- 7 健康対策
- 8 支援策

III 対策の内容

1 市有施設対策

- (1) 露出した吹付けアスベスト及びアスベストを含有する露出した吹付けロックワールは、原則として除去する。
- (2) 囲い込み、封じ込めを行った場合は、維持管理を確実に行う。
- (3) アスベストを含有する、吹付けひる石、吹付けパワースト、折板裏打ち断熱材は、劣化が進んでいるものや損傷の可能性のあるものは、除去等を行う。
- (4) 既に囲い込み、封じ込めを行っている施設についても、劣化が進んでいるものや損傷の可能性のあるものは、可能な場合は除去を行う。
- (5) 飛散のおそれがあるものや不特定多数の利用場所など、状況により優先順位を設定して対策を行う。
- (6) 解体工事等に係る飛散防止対策を徹底する。

2 民間施設対策

- (1) 飛散防止対策は建物所有者等の責務であり、吹付けアスベスト等の劣化・損傷の状況により除去等の対策を指導し、安定している場合は定期的な点検など適切な維持管理を指導する。
- (2) 国土交通省通知による民間建築物における吹付けアスベストに関する実態調査結果に基づき台帳整備等により継続した指導を行うほか、小規模施設についても、調査方法・体制を検討する。

3 解体工事等に伴う飛散防止対策

- (1) 建築物所有者及び施工者に飛散防止対策の重要性について周知を行うほか、関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、無届解体作業の無いよう監視指導する。(参考図 アスベスト使用建物の解体工事等に係る情報交換の流れ)
- (2) 大気汚染防止法施行令等の改正により、大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等が撤廃されること、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正により、新たに解体工事等に伴う大気中へのアスベスト飛散防止が規定されたことから、これらの法令に基づき飛散防止対策の徹底を図る。

4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策

- (1) 関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、排出事業者に対するアスベスト廃棄物の適正処理についての指導を行う。
- (2) 建設系の産業廃棄物を取り扱う中間処理業者等に対して、立入検査等によりアスベスト廃棄物の適正処理についての監視指導を行う。
- (3) 今後のアスベスト廃棄物の排出や処分場確保の動向をみきわめながら、関係自治体とも連携して、中長期的かつ広域的な観点からの処分場確保に努める。



5 環境モニタリング

一般環境大気について、経年的な濃度変動を把握するとともに、当面、調査地点を増設し、濃度の変動等により柔軟に調査回数等を設定する。  
また、環境濃度が1リットル当たり1本を超えた場合、その原因を調べるため、追加調査を行う。

6 アスベスト製品の加工工場について、経年的な濃度変動を把握するとともに、当面、調査地点を増設し、濃度の変動等により柔軟に調査回数等を設定する。  
また、環境濃度が1リットル当たり1本を超えた場合、その原因を調べるため、追加調査を行う。

7 健康対策  
今日の市民の健康不安を解消するため、各区保健福祉センターにおいて健康相談や「緊急肺がん検診」を実施しているが、今後は国の動向を踏まえて健診のあり方等について検討するほか、リーフレットによる情報提供を行うなど健康対策の充実を図る。

8 支援策  
アスベストの除去等には、多額の費用を要するため、民間建築物や中小の事業者に対する公的融資等の支援策を推進する。

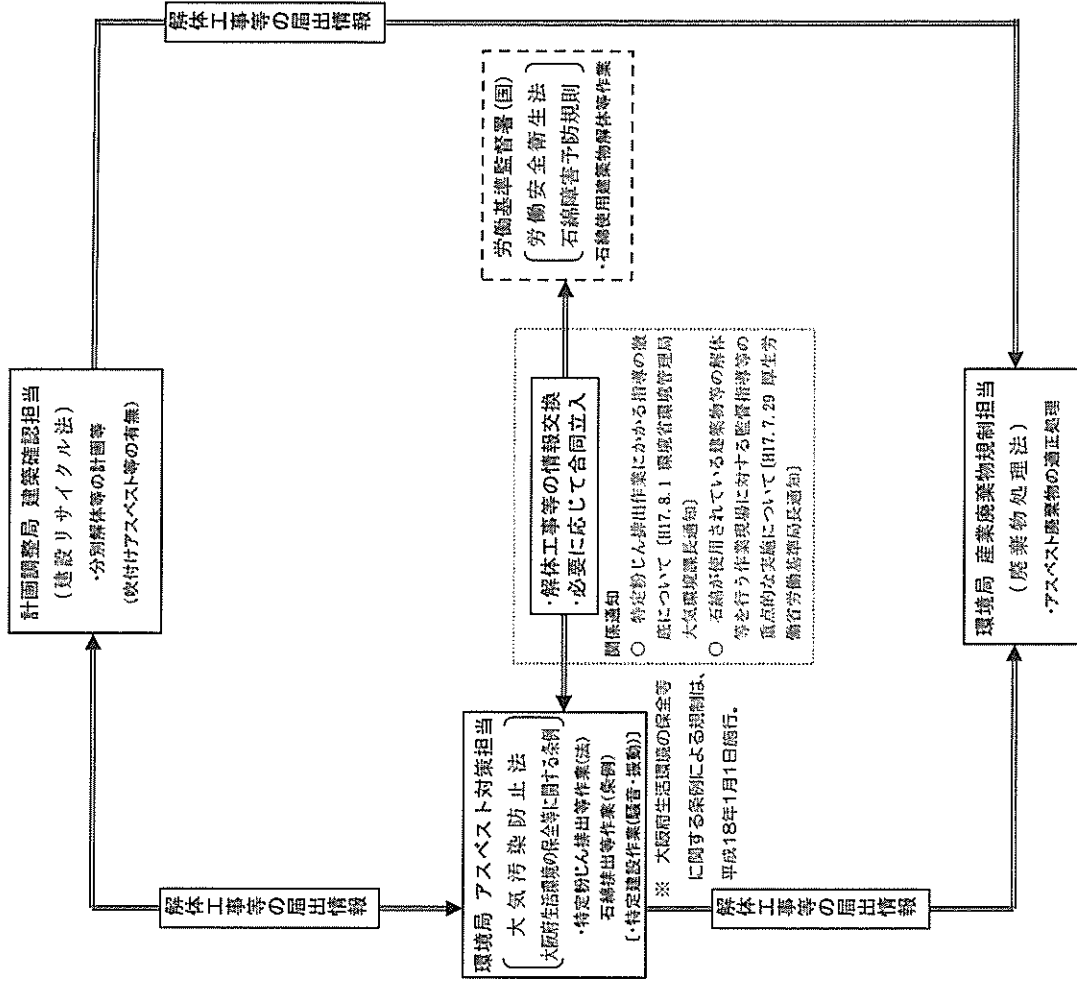
IV 役割分担

対策の内容	関連業務	担当部署
1 市有施設対策 ・市有施設対策の進捗管理 ・市有施設に係る改修・解体に関すること ・学校等に係る改修・解体に関すること		都市整備局 施設管理担当部局 教育委員会事務局
2 民間施設対策 ・民間建築物に係る相談に関すること ・民間建築物に係る実態調査・指導に関すること ・ビル管理法対象施設（大規模建築物）の室内環境に関すること		計画調整局 計画調整局 健康福祉局
3 解体工事等に伴う飛散防止対策		環境局
4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策		環境局
5 環境モニタリング		環境局
6 アスベスト製品の加工工場に対する規制・指導		環境局
7 健康対策 ・ホームページの運用 ・各種の施策に関すること		健康福祉局 環境局
8 情報提供等		関係局
9 支援策 ・環境保全設備資金融資に関すること		環境局
10 アスベストの試料分析・環境濃度の測定に関すること 《アスベスト対策の全庁的な連絡調整》		環境科学研究所 環境局

【参考】労働基準、職場環境等に関する事項については、各労働基準監督署が所管（担当部署は、平成19年4月の組織改変を反映済み）

参考図

アスベスト使用建築物の解体工事等に係る情報交換の流れ



届出解体工事への対応

関係各担当の情報交換によるチェックや、市民からの通報等に基づき、必要に応じて現場調査を実施し、石綿使用の有無を確認したうえで届出及び作業基準の遵守等を指導する。

5. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

〔昭和46年12月28日 環告59号  
最近改正 平成15年 環告第123号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

表1-2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないう
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないう
PCB	検出されないう
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
揮発性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ぼう素	1 mg/L以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和46年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成11年9月22日環告第14号をもって、現行項目は、26項目となった。  
 2. 対象水域は公共用水域、造成水域については、「直ちに達成し、維持するように努める」とする。  
 3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については瞬時値とする。  
 4. 「検出されないう」とは、定置検出装置を用いた、以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。  
 5. 砂土類における詳細としては、同一測定点における年間の検出率の測定値の平均値(定置検出装置)が報告されていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には、測定値が0.0005mg/Lを超えない検体が総検体数の30%未満であるとき、環境基準値とする。(平成9年9月8日、環水第21号環部行水質保全局長通達)  
 6. ふっ素、ぼう素の環境基準は現行には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川

① pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水道1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水2 級・農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水3 級	工業用水2 級	工業用水 3級
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	100mg/L 以下	こみ等の浮 遊物が認めら れないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN /100mL以下	100MPN /100mL以下	500MPN /100mL以下	—	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域経路並びに達成時期は、図1-2のとおりとする。						

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)  
 2. 農薬使用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3. 自然環境保全：自然環境等の環境保全。  
 4. 水道1級：濁度等による極易な浄水操作を行うもの。  
 水道2級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等養殖水性水域の水産生物用及び水産2級及び水産3級の水産生物用。  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等養殖水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中核水性水域の水産生物用。  
 6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。  
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。  
 7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全亜鉛

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	0.03 mg/L以下
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物 A'	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚期の生息場として特に保全が必要ない水域	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物 B'	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚期の生息場として特に保全が必要ない水域	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

4. 海域

① pH, COD, DO, 大腸菌、油分

項目	利用目的の適合性	水産1級浴水自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級浴水工業用水及びCの欄に掲げるもの	環境保全	対象水域等
		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域に達する間は、図1-3のとおりとする。
		2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下	
		7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	
		1,000MPN/100mL以下	-	-	
		検出されないこと	検出されないこと		

- (注) 1. 水産1級の浴水、生食用原料中の農薬の残留点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。  
 2. 自然環境保全：自然環境等の環境保全。  
 3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産2級の水産生物。  
 水産2級：ホタテ、ワカメ等の水産生物。  
 4. 環境保全：国民の日常生活（浴場の減少等を含む）において不快感を生じない程度。

② 全窒素、全磷

項目	利用目的の適合性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水産2種及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下 (0.34mg/L以下)	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水及び生物浄化環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下

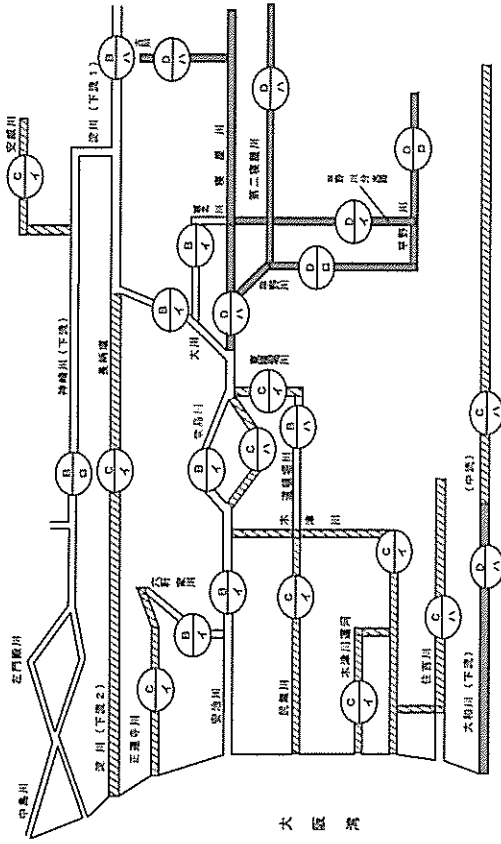
- (備考) 1. 基準値は年間平均値とする。II類地の全窒素の( )内は平成16年度までの暫定目標値。  
 2. 水産1種の海域は、海洋生物プランクトンの増殖を抑制するおそれがある海域について行うものとする。  
 (注) 1. 自然環境保全：自然環境等の環境保全。  
 2. 水産1種：養殖施設を必要とする水産生物がプランクトン、かつ、安定して漁獲される。水産2種：一部の養殖施設を除き、養殖を中心とした水産生物が漁獲される。  
 3. 生物浄化環境保全：早期を通して微生物が生息できる状態。

③ 全油分

類型	水生生物の生態状況の適合性	基準値	
		全油分	基準値
生物A	水生生物の生育する水域	0.02 mg/L以下	
生物時A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼体生育の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。対象水域等(大阪府管内)は平成18年10月現在。

図一1 大阪市河川水質環境基準類型図(平成18年度)



(凡例)

類型  
 B C D

達成期間  
 I II III IV

達成期間 I 適宜に達成  
 II 5年以内で可及的速やかに達成  
 III 5年を超えうる期間で可及的速やかに達成  
 IV 8年以内で可及的速やかに達成

【水質環境基準の類型指定及び見直し状況】

- (類型指定)
- 淀川、大和川：昭和45年9月1日付環境庁指定
  - 東條川：平成15年5月16日付大阪府告示第50号によりC類型、達成期間(I)に改訂された。
  - (類型変更)
  - 神崎川：平成13年3月30日付環境省告示第17号により、E類型からB類型、達成期間(II)に改訂された。
  - 安威川(新築区橋)：平成14年6月18日付大阪府告示第112号により、E類型からC類型、達成期間(I)に改訂された。
  - 淀川(下流2)：平成15年3月27日付環境省告示第36号によりD類型からC類型、達成期間(I)に改訂された。
  - 養田川水城(養田川、古川、第二養田川)：平成15年5月16日付大阪府告示第50号により、E類型からD類型、達成期間(II)に改訂された。
  - 養田川水城(平野川分水路)：平成15年5月16日付大阪府告示第50号により、E類型からD類型、達成期間(I)に改訂された。
  - 養田川水城(平野川)：平成15年5月16日付大阪府告示第50号により、E類型からD類型、達成期間(II)に改訂された。
  - 市内河川水城(大川及び城北川、養田川、六軒新川、安治川)：平成15年5月16日付大阪府告示第50号により、C類型からB類型、達成期間(I)に改訂された。
  - 市内河川水城(遠東川)：平成15年5月16日付大阪府告示第50号により、C類型からB類型、達成期間(II)に改訂された。

【水生生物保全環境基準の類型指定状況】

- 大和川：平成18年6月30日付環境省告示第93号により河川生物B類型、達成期間(直ちに達成する)に指定された。

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

①底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

②底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するかどうかの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採取及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水質を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸部の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C=0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$$

$\Delta H$  = 平均潮差 (m)

J = 溶出率

S = 安全率

(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{\text{平均周期 (分)}}{12 \times 60 \text{ (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に照して、次の区分により定められた数値とする。なお地域の食習慣等の特殊事情に照して安全率を更に見込むことは差し支えない。

- ① 漁業が行われていない水域においては、10とする。
- ② 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類(エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね 1/2以下である水域においては、50とする。
- ③ ②の割合が概ね 1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

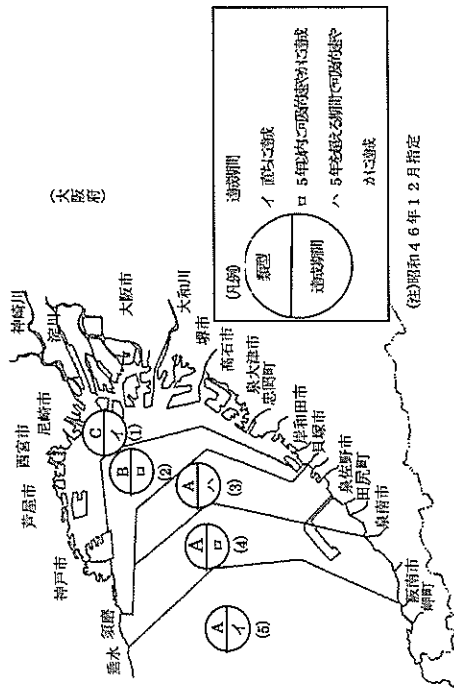
P C B を含む底質の暫定除去基準

P C B を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm 以上とする。

なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に照してより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

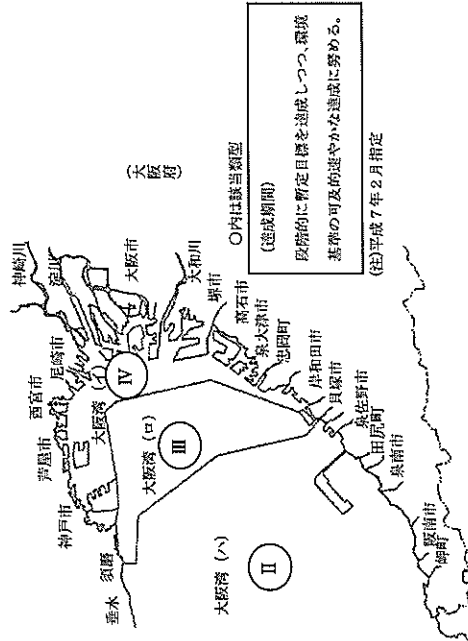
図一2 大阪湾環境基準類型図 (COD 等)

(兵庫県)



図一3 大阪湾環境基準類型図 (全窒素、全燐)

(兵庫県)



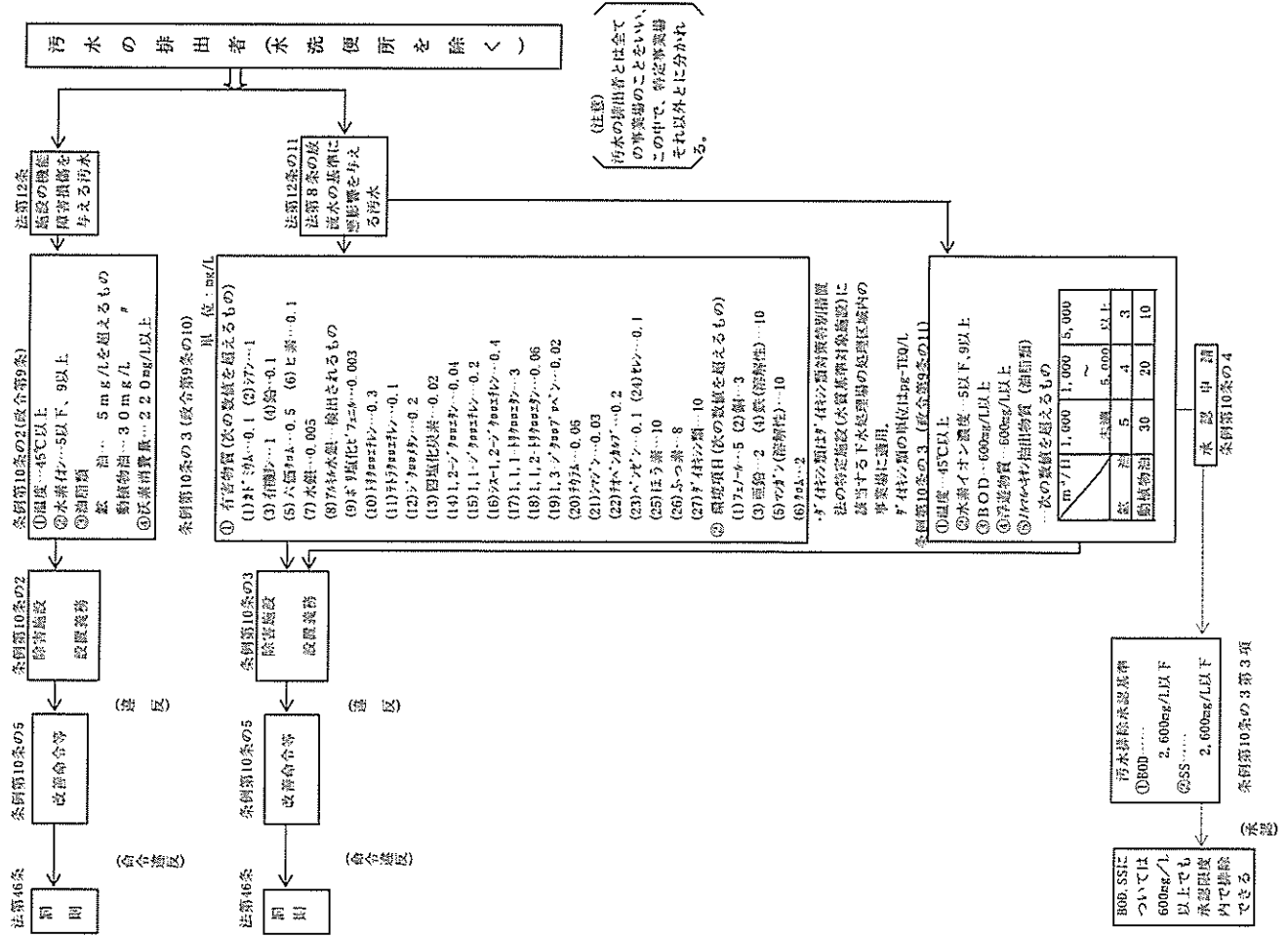
(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

項目	規制法令	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例及び大阪府衛生環境部の排水等に関する条例	ダイオキシン類制限特別措置法	下水道法	※2 大阪市下水道条例
カド	ミワ△	0.1	0.01	-	0.1	0.1
シアン	△	1	排出されないこと	-	1	1
有機リン	△	1	排出されないこと	-	1	1
クロム(6価)	△	0.1	0.05	-	0.1	0.1
鉛	△	0.5	0.05	-	0.5	0.5
銅	△	0.1	0.01	-	0.1	0.1
亜鉛	△	0.005	0.0005	-	0.005	0.005
マンガン	△	0.003	排出されないこと	-	0.003	0.003
トリクロロエチレン	△	0.3	0.03	-	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	△	0.1	0.01	-	0.1	0.1
シクロロエチレン	△	0.2	0.02	-	0.2	0.2
四塩化炭素	△	0.02	0.002	-	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	△	0.04	0.004	-	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	△	0.2	0.02	-	0.2	0.2
1,1,2-ジクロロエタン	△	3	1	-	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	△	0.06	0.006	-	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロパン	△	0.02	0.002	-	0.02	0.02
ジメチルアミン	△	0.06	0.006	-	0.06	0.06
シオキサン	△	0.2	0.02	-	0.2	0.2
ベンゼン	△	0.1	0.01	-	0.1	0.1
トルエン	△	0.1	0.01	-	0.1	0.1
キシレン	△	10 ※3	1	-	10 ※4	10
ニトロベンゼン	△	8 ※5	0.8	-	8 ※6	8
パラ、オルト、メタ位に塩素原子が1個付いた芳香族炭化水素	△	100 ※7	10	-	-	-
ダイオキシン類 ※8	△	5.9 ~ 8.0 ※9	-	10	10	10
BOD	△	160	5.9 ~ 8.6	-	5 ~ 9	5 ~ 9
SS	△	120	-	-	2600	600
油	△	160	-	-	-	(2600) ※10
浮遊物質	△	120	-	-	-	-
有機リン	△	200	異種別、水質等に 定められている	-	2600	600
油	△	150	-	-	-	(2600) ※10
浮遊物質	△	5	-	-	5	水区分毎に 異なる
フェノール類	△	5	限度5 新設1	-	5	5
亜鉛	△	3	3	-	3	3
鉄	△	11	2 ※12	-	2 ※13	2
マンガン	△	10	10	-	10	10
クロム	△	10	10	-	10	10
銅	△	2	2	-	2	2
マンガン	△	120	120	-	-	-
亜鉛	△	60	60	-	-	-
鉄	△	16	16	-	-	-
マンガン	△	8	8	-	-	-
大腸菌群 ※14 (日当たり)	△	3,000	3,000	-	-	-
色	△	-	-	-	-	45C
臭	△	-	-	-	-	220
濁度	△	-	-	-	-	※15

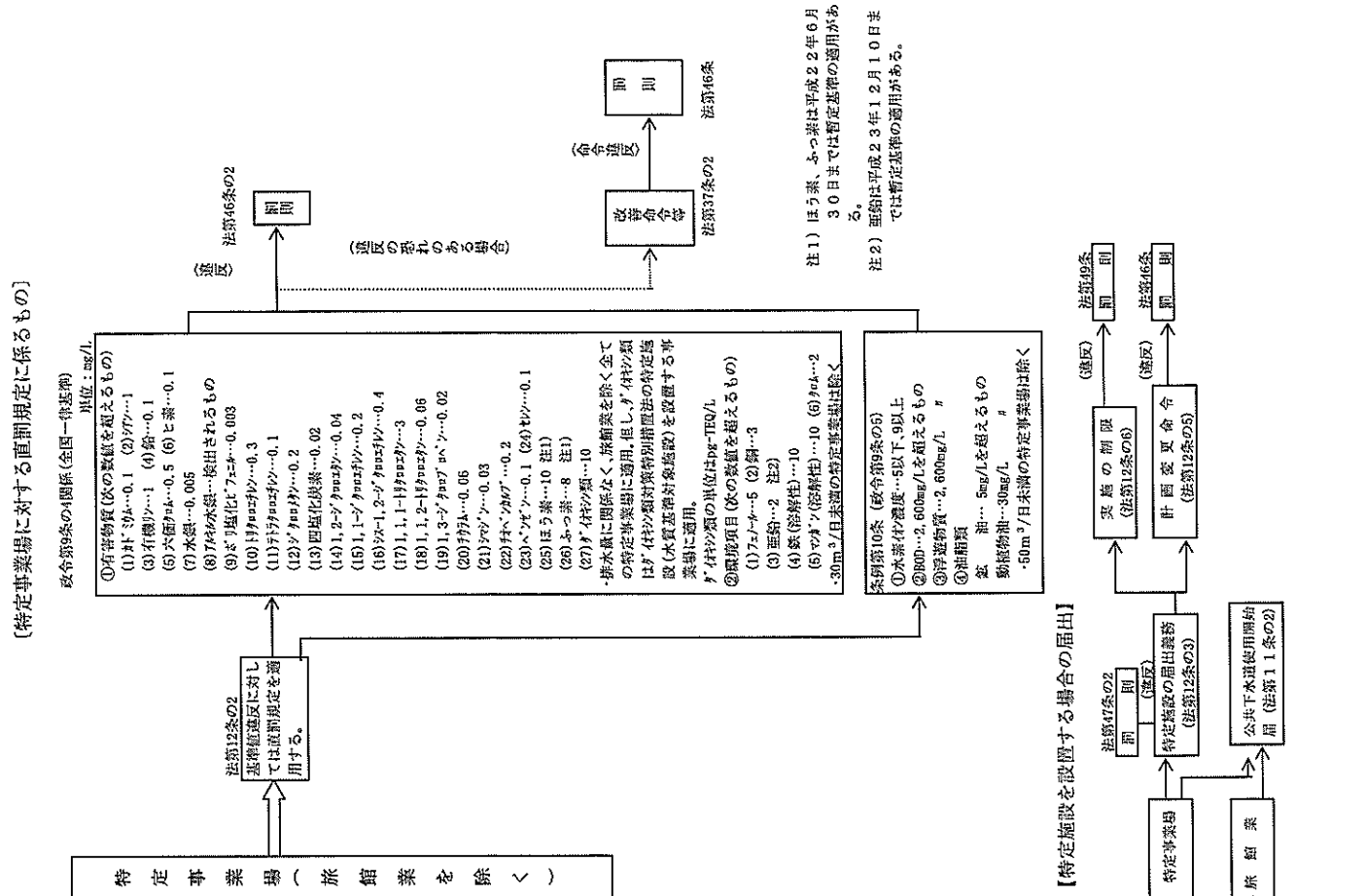
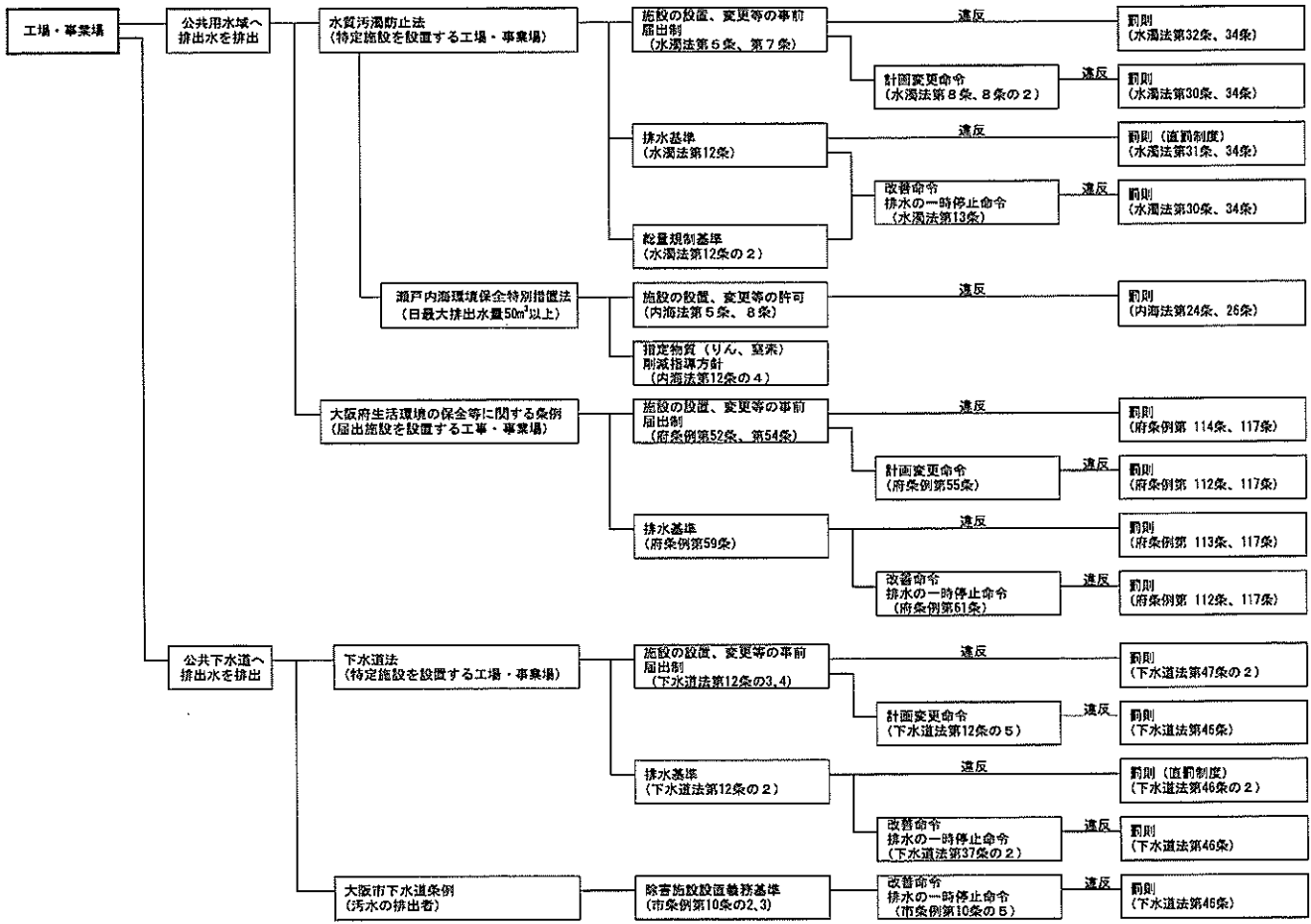
(注) ※1 特定事業場からの下水の排出が禁止される水質。  
 ※2 除菌処理の設備を必要とする水質の基準を指す。  
 ※3 ~ ※6 平成22年6月30日までは、大阪府下水道条例により規定基準が適用される。  
 ※7 排水性汚染に0.4を算じた水質により規定基準が適用される。  
 ※8 排水性汚染の単位はmg-TEQ/L。  
 ※9 海域に排出する場合はpH 5.0~9.0。  
 ※10 BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定に基づき、汚水排出の承認を得たものに限り、2,600mg/Lを限度として基準を適用する。  
 ※11 ~ ※13 平成23年12月10日までは、大阪府下水道条例により規定基準が適用される。  
 ※14 大腸菌群は、1cm<sup>3</sup>中の菌数を示す。  
 ※15 排水性汚染を定めたような色又は臭気基準を指していないこと。

(5) 下水道法等の排水規制

[除菌施設の設置義務規定に係るもの]



(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み



6. 地下水の水質汚濁に係る環境基準  
 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)  
 (改正 平成11年2月 環告第16号)

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ぼう素	1 mg/L以下

- (注) 1. すべての地下水に適用する。連続期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」とする。  
 2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
 3. 「検出されないこと」とは、定算回数未満をいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBIは0.0005mg/L未満である。  
 4. 検出されない場合は、総体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体が総体の0.37%未満である時、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環水官第21号 環水官第21号 環水官第21号(長通達))

7. 騒音に係る環境基準

平成10年9月30日環水官告示第64号  
 平成11年4月1日施行  
 改正平成17年5月26日 環告第45号

環境基準は、地域の類型及び時間帯の区分ごとに下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(等価騒音レベル)

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(等価騒音レベル)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の意を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

8. 自動車騒音の限度（要請限度）

〔平成12年3月2日総理府令第15号  
平成12年4月1日施行  
（等価騒音レベル）〕

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値		基準値
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75デシベル	70デシベル	70デシベル

（等価騒音レベル）

（注）（1）「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道については、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

（2）「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

（平成12年3月24日 大阪府告示第277号）

地域の類型	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（注）（1）「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道については、4車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

（2）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

（平成11年大阪府告示第29号）

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域



9. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 荷重等価平均感覚騒音レベル)は、通過全航空機の騒音を夕方及び夜間の分を加算してたしあわせ、1日あたりの騒音のうらささを評価するR値である。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年7月2日大阪府告示第90号)

10. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以地域

11. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じること未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

(平成7年12月20日環境庁指針)

新線	等価騒音レベル ( $L_{eq}$ ) として、昼間 (7～22時) については60dB (A) 以下、夜間 (22時～翌日7時) については55dB (A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

12. 道路交通振動の限度 (要請限度)

(昭和51年10月22日総理府令第280号)  
(昭和51年4月1日大阪府告示第253号)

80%レンジの上端値 (単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域が指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

13. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

(騒音)

(単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夕方 (午後6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、準住居地域	60	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域、工業専用区域の一部 (知事が告示した地域)	65	70	65	60

(備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。  
2. 工業専用区域の一部とは大阪府生活環境部の保全等に關する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。  
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振 動〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼 間 (午前6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (I)	近隣商業地域 隣接地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (II)	工業地域 工業用地域の一部(何時が告示した地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。  
 2. 工業用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域、  
 3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(注) 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

(2) 特定建設作業に係る規制基準

〔騒 音〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ		作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)								
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業								
4. 空気圧縮機を使用する作業								
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業								
6. パックホウを使用する作業								
7. トラクターショベルを使用する作業								
8. プルトナーを使用する作業								
9. 6、7、8の作業以外のプルトナー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機を使用する作業								
10. コンクリートカッターを使用する作業								
11. 鋼球を使用する散砕作業								

〔振 動〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ		作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)								
2. 鋼球を使用する散砕作業								
3. 鋪設破砕機を使用する作業								
4. プレーカー(手持式を除く)を使用する作業								
5. プルトナー又はショベル系掘削機を使用する作業								

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。  
 2号区域：工業地域及び工業用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔 工業用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地域	市内全域（工業専用地区の一部を除く）
業種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音響機器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2項に規定する地下街に立地している場合。
- 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等に隣接する施設が存在しない場合。
- 飲食店等の営業前の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後1時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（簡店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ パッケージ型録音機営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料駐車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料搬送等での搬入搬出作業（*）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地区、第1種・第2種住宅地区

(備考) (\*）第1・2種中高層住居専用地区及び第1・2種住宅地区において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、側道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地域区分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地区、第1種・第2種住宅地区、準住宅地区	60
近隣商業地区、商業地区、準工業地区	70
工業地区、工業専用地区の一部（知事が告示した地域）	75

(備考) 工業専用地区の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき知事が告示した地域。

- 使用禁止時間  
午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日においては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。
- 使用禁止場所  
・病院、図書館等を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。  
・幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。  
・地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 使用方法  
同一箇所において拡声機を使用する場合には、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

14. 悪臭に係る規制基準

- 規制地域（大阪市の区域）
- 規制基準  
① 敷地境界線における規制基準 臭気指数 10

② 排出口における規制基準

ア 次に掲げる排出口の高さの区分ごとに、次のように定める。ただし、排出ガスの臭気指数を定める場合、その値は、11以上とする。

(ア) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

Aに定める式により算出される臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）

$$A \quad q_1 = 60 \times 10^{0.7745} / F_{max}$$

この式において、 $q_1$ 及び $F_{max}$ はそれぞれ次の値を表すものとする。

$q_1$  排出ガスの臭気排出強度（単位 温度帯度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）  
 $F_{max}$  悪臭防止法施行規則別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （温度帯度、圧力1気圧の状態における臭気排出強度1立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 $x$ （単位メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度帯度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位 温度帯度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を超えるときは、2を排出ガスの流量で除した値とする。

B Aに規定する $F_{max}$ の値は、次に掲げる場合の区分に順じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

- イに定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるものうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の2.5倍以上となる場合  
 排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値
  - イに定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合  
 排出口からの風下距離がただし書きにより定める $R$ 以上となる区間における最大値。ただし、 $R$ は排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値
- (イ) 排出口の実高さが16メートル未満の施設  
 次の式により算出される排出ガスの臭気指数  

$$I = 11 \times \log C$$

$C = K \times H_0^2 \times 1.1$

これらの式において、 $K$ 、 $K$ 及び $H_0$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

$H_0$  周辺建築物の高さ(単位:メートル)。ただし、算出される値が10未満である場合は10以上であって排出口の実高さ(単位:メートル)の値の1.5倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の实高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ(単位:メートル)とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の实高さの1.5倍
10以上であって排出口の实高さ(単位:メートル)の値の1.5倍以上		排出口の实高さの1.5倍

イ 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の实高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の实高さ(単位:メートル)とする。

$H_1 = H_0 + 2(V - 1.5)D$

この式において、 $H_1$ 、 $H_0$ 、 $V$ 及び $D$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_1$  初期排出高さ(単位:メートル)

$H_0$  排出口の实高さ(単位:メートル)

$V$  排出ガスの排出速度(単位:メートル毎秒)

$D$  排出口の口径(単位:メートル)。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

③ 排水水における規制基準 臭気指数 26

④ 排水水中基準

特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル酪酸及びイソ酪酸を除く。)の種類ごとに次の式により、算出された濃度とする。

$C_{Lm} = K \times C_m$

この式において、 $C_{Lm}$ 、 $k$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_{Lm}$  排水水中の濃度(単位:リットルにつきミリグラム)

$C_m$  敷地境界線基準値

$k$  次の表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値(単位:リットルにつきミリグラム)

◆別打ち表◆ $C_m$  敷地境界線基準値

物質名	排水水	量	K
有機物等	0.001立方メートル毎秒以下の場合		16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合		3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合		0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合		5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合		1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合		0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合		32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合		6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合		1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合		63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合		14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合		2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第2項第3号で算出した排水水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(3) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

臭気濃度表	臭気濃度10				
	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
排水口基準	Q < 30	400	600	800	1,000
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600
	300 ≤ Q	150	200	300	400

(注) H…排水口の实高さ、Q…排水ガス量

(備考) 臭気濃度は、臭気のある空気を無臭の空気と臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

16. 土壌汚染対策法の概要

〔1〕 目的

土壌汚染の調査・対策について定めること等により、土壌汚染による健康被害を防止する。  
 (汚染土壌からの有害物質の溶出により汚染された地下水の摂取によるリスク及び汚染土壌の直接摂取によるリスクの防止を目的とする)

〔2〕 対象物質 (特定有害物質)

鉛、砒素、トリクロロエチレン等、土壌に含まれることにより健康被害を生ずるおそれのある25物質。

〔3〕 仕組み

<p>(1) 土壌汚染の調査</p> <p>① 有害物質使用特定施設の使用を廃止した土地</p> <p>② 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地</p> <p>・ ①または②の土地所有者等は、当該土地の土壌汚染の状態について、環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に調査させて、その結果を市長に報告する。</p>	<p>(2) 指定区域の指定</p> <p>・ (1)の調査結果が指定基準に適合しない場合、市長はその土地を指定区域として指定・公示する。また、台帳に記載して閲覧に供する。</p>	<p>(3) 指定区域の管理</p> <p>○汚染の除去等の措置</p> <p>・ 指定区域の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、市長は土地所有者等に汚染の除去等の措置を命ずることができる。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(直接摂取によるリスク防止のための措置)</p> <p>・ 立入禁止 ・ 覆土 ・ 盛土 ・ 土壌入れ換え ・ 土壌汚染の除去</p> <p>(汚染された地下水の摂取によるリスク防止のための措置)</p> <p>・ 地下水のモニタリング ・ 不溶化 ・ 封じ込め ・ 土壌汚染の除去</p> <p>「汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定は解除される」</p> <p>○土地の形質変更の制限</p> <p>・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を市長に届け出る。</p> <p>・ 計画が適切でない場合、市長は計画変更を命ずることができる。</p>
--	--	---

15. 土壌汚染対策法の対象物質と基準

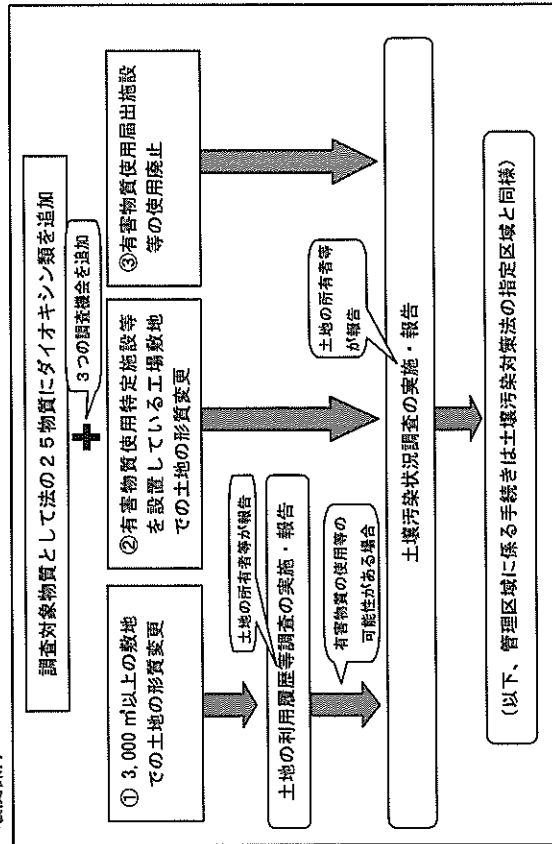
特定有害物質 (法2条)		指定基準 (法5条)					
		<直接摂取によるリスク>		(参考) 土壌環境基準 (銅を除く)			
		土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準				
(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物		四塩化炭素		検液1 Lにつき0.002mg以下であること	検液1 Lにつき0.002mg以下であること		
		1,2-ジクロロエチレン		検液1 Lにつき0.004mg以下であること	検液1 Lにつき0.004mg以下であること		
		1,1-ジクロロエチレン		検液1 Lにつき0.02mg以下であること	検液1 Lにつき0.02mg以下であること		
		トリス-1,2-ジクロロエチレン		検液1 Lにつき0.04mg以下であること	検液1 Lにつき0.04mg以下であること		
		1,3-ジクロロプロペン		検液1 Lにつき0.002mg以下であること	検液1 Lにつき0.002mg以下であること		
		ジクロロメタン		検液1 Lにつき0.02mg以下であること	検液1 Lにつき0.02mg以下であること		
		テトラクロロエチレン		検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること		
		1,1,1-トリクロロエチレン		検液1 Lにつき1 mg以下であること。	検液1 Lにつき1 mg以下であること。		
		1,1,2-トリクロロエチレン		検液1 Lにつき0.006mg以下であること	検液1 Lにつき0.006mg以下であること		
		トリクロロエチレン		検液1 Lにつき0.03mg以下であること	検液1 Lにつき0.03mg以下であること		
		ベンゼン		検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること		
		(第2種特定有害物質) 重金属等		カドミウム及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき1 mg未満であること
				六価クロム化合物	土壌1 kgにつき250mg以下であること	検液1 Lにつき0.05mg以下であること	検液1 Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壌1 kgにつき50mg以下であること			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと		
水銀及びその化合物 うち アルキル水銀	土壌1 kgにつき15mg以下であること			検液1 Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと	検液1 Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと		
セレン及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること			検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること		
鉛及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること			検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること		
砒素及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること			検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1 kgにつき16mg未満であること		
ふっ素及びその化合物	土壌1 kgにつき4000mg以下であること			検液1 Lにつき0.8mg以下であること	検液1 Lにつき0.8mg以下であること		
ぼう素及びその化合物	土壌1 kgにつき4000mg以下であること			検液1 Lにつき1 mg以下であること	検液1 Lにつき1 mg以下であること		
シマジン				検液1 Lにつき0.003mg以下であること	検液1 Lにつき0.003mg以下であること		
(第3種特定有害物質) 農薬等		チウラム		検液1 Lにつき0.006mg以下であること	検液1 Lにつき0.006mg以下であること		
		チオベンカルブ		検液1 Lにつき0.02mg以下であること	検液1 Lにつき0.02mg以下であること		
		P C B		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと		
		有機りん化合物		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと		

土壌汚染対策法施行状況 (平成 18 年度)

法	項目	件数
法第 3 条関係	調査実施	7
(有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査)	ただし書確認 (調査猶予)	20
	経過措置適用 (調査免除)	11
法第 5 条関係	指定区域の指定	2

- ただし書確認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することなどにより、調査が猶予されたものの件数を示す。
- 経過措置適用とは、事業所の敷地面積が 300 m<sup>2</sup>以下であること等の施行規則附則 2 条に定める要件を満たし、調査が免除されたものの件数を示す。
- 法第 4 条 (調査命令)、法第 7 条 (措置命令)、法第 9 条 (改善命令) の適用はなし。
- 指定区域は平成 19 年 3 月末現在、7 件である。

17. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ (大阪府生活環境の保全等に関する条例 (土壌関係))



大阪府条例施行状況 (平成 18 年度)

条例	項目	件数
第 81 条の 4 関係 (3,000 m <sup>2</sup> 以上の敷地での土地の形質変更に伴う調査)	土地の利用履歴等調査	45
第 81 条の 5 関係 (有害物質使用特定施設等を設置している工場敷地での土地の形質変更に伴う調査)	調査実施	8
第 81 条の 6 関係 (有害物質使用届出施設等の使用廃止に伴う調査)	調査実施	1
	調査実施	1

- 管理区域は平成 19 年 3 月末現在、2 件である。

18. ダイオキシシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシシン類の定義

この法律において、「ダイオキシシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
  - ② ポリ塩化ジベンゾキノリン (PCDD)
  - ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)
- (2) 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシシン類の耐容一日摂取量 (ダイオキシシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に被害を及ぼすおそれがない 1 日あたりの摂取量で 2.3.78-四塩化ジベンゾキノリン-パラ-ジオキシシンの量として表したものを、略称：TDI) を、体重 1 キログラムあたり 4 ピコグラムと定める。

(3) 環境基準

媒	体	基準	値	備	考
大	気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下		大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。	年間平均
	水	1 pg-TEQ/L 以下			
底	質	150 pg-TEQ/g 以下		土壌にあっては、250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	
	土	1,000 pg-TEQ/g 以下			

- ・ 大気環境基準は、工業専用地域、草場その他一般公衆が通常生活してはいない地域又は場所については適用しない。
  - ・ 水質環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
  - ・ 土壌環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。
- (4) 汚染状況の監視
- 大気、水質、底質、土壌の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。
- (5) 特定施設並びに排出ガス及び排水に関する規制 (次頁のとおり)
- ① 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
  - ② 毎年 1 回以上のダイオキシシン類の濃度の測定 (排出ガス、排水、ばいじん等)
  - ③ 測定結果の報告。

(6) その他の規制等

- ① ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシシン類の底減処理を義務付け。
- ② 廃棄物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシシン類対策の観点から結核管理基準を策定。
- ③ 対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

(ダイオキシン類に係る特定施設及び排出基準)

大気に係る排出基準

(単位: mg-TEQ/m<sup>3</sup>)

特定施設の種別	新設	既設
鉄鋼業 炭 結 炉 (処理能力: 1t/h以上)	0.1	H14.12.1以降
製 鋼 用 電 炉 (定格容量: 1,000KVA以上)	0.5	2
亜 鉛 回 収 機 設 (処理能力: 0.5t/h以上)	1	40
アルミニウム合金製造施設 (処理能力: 0.5t/h以上)	1	20
廃 棄 物 焼 却 炉 (処理能力: 50t/h以上)	0.1	1
(処理能力: 5t/h以上)	1	5
(処理能力: 50t/h以上)	5	10

(注1) 廃棄物焼却炉については焼却温度1204℃修正、燃焼炉については焼却温度1504℃修正を行う。  
 (注2) 既に大気汚染防止法において新設施設及び特定施設等の特種基準が適用されていた施設については、新設施設の排出基準を適用。

水質に係る排出基準

(単位: mg-TEQ/L)

特定施設の種別	既設	
	H13.1.15	H15.1.15以降
カーバイド・アセチレンの製造に供するアセチレン洗浄施設	10 (注1)	10 (注1)
アルミナ精練の製造に供する施設のうち、脱ガス洗浄施設	10 (注2)	10 (注1)
ジオキシン・ダイオキソールの製造に供する施設のうち、ニトロ化原料精練機及び電子線原料精練機	10 (注1)	10 (注1)
製紙施設、ニトロ化原料精練機及び電子線原料精練機、ジオキシン・ダイオキソール製造施設、乾燥乾燥機	10 (注1)	10 (注1)
亜鉛回収機(熱媒炉排気系に係る蒸気機から蒸気回収機に繋がる施設のうち、精製機設、脱ガス洗浄施設、溜水集じん機設)	10	10
脱色カラムの製造に供する施設のうち、脱ガス洗浄施設	10 (注2)	10 (注2)
ガブラカラムの製造(酸化ニトロシロリを使用したものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮機設、シクロヘキサン分解機設、脱ガス洗浄施設	10	10
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗機設、脱ガス洗浄施設、クマフトリプトン又はアルファリプトンの製造の用に供する揮発性又は揮発性化合物による漂白機設	10	10
塩化ニトロソメートの製造の用に供する二重化エチレン洗浄施設	10	10
7kV未満又はその合金の製造の用に供する燃焼炉、溶解炉又は粗塊炉に係る脱ガス洗浄施設、溜式集じん機設	10	10
腐蝕性溶剤(水床面積0.5㎡以上又は発熱能力50kg/h以上)の脱ガス洗浄施設、溜式集じん機設、汚水等を排出する灰の前留機設	10	10
際PCB等又はPCB処理物の分解機設、PCB汚水等又はPCB処理物の洗浄機設又は分解機設	10	10
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理機設	10	10
上記の施設から排出される下水を処理する下水運送末処理機設	10	10

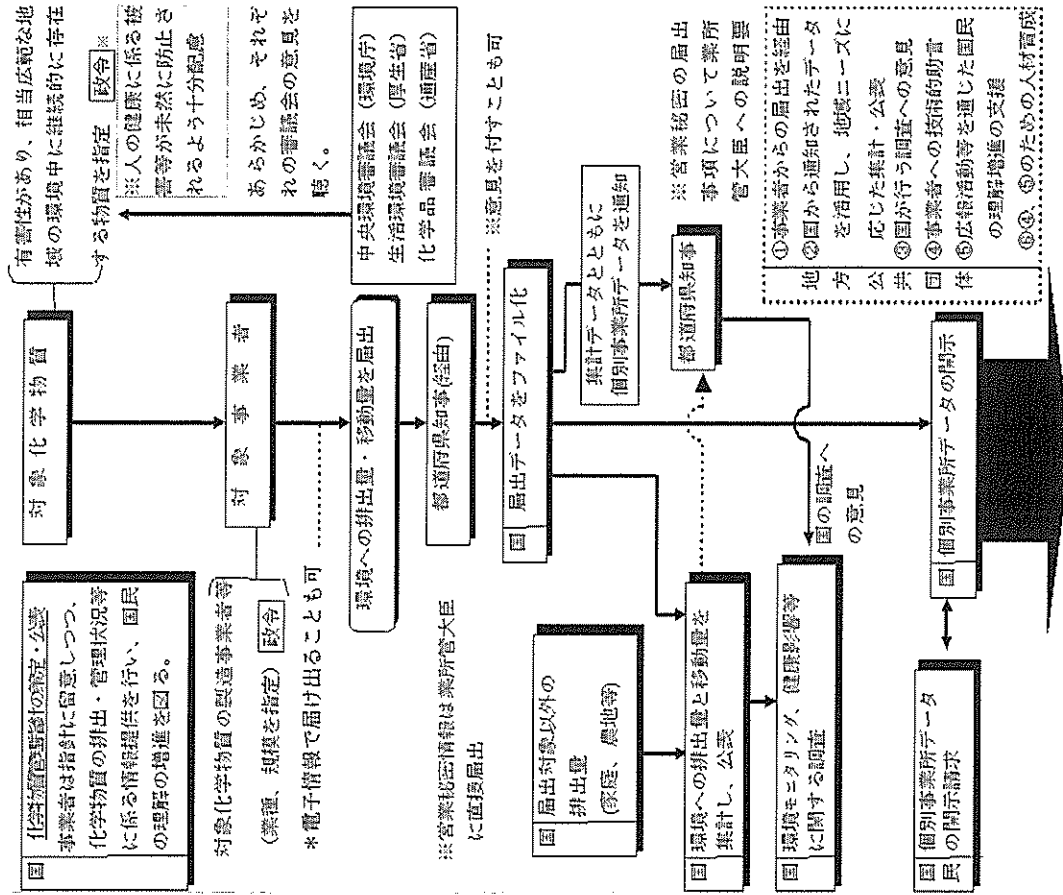
(注1) 平成14年9月16日付環境省令第12号(ダイオキシン類特別措置法第23条第2項)の規定により、平成15年9月14日まで基準の適用は終了。  
 (注2) 平成15年12月1日付環境省令第14号(ダイオキシン類特別措置法第23条第2項)の規定により、平成15年11月31日まで基準の適用は終了。

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の処分の基準

新設	既設
3	H14.11.30以前
3	基準の適用を待たず

(注) 既設の範囲において、セメント製板、炭酸処理又は酸抽出処理を行ったものは、基準を適用しない。

19. 化学物質の排出量の把握等の措置(PTRR)の実施の手順



事業者による管理の改善を促進、環境の保全上の支障を未然に防止

1) Pollutant Release and Transfer Register

表一-1 (居室内における騒音の目標値)

	時 間 帯		評価方法
	昼間(600~2200)	夜間(2200~600)	
第2号 (1)(2)(3)の地域	45デシベル以下	40デシベル以下	等価騒音レベル
第2号 (4)の地域	60デシベル以下		上位半数のパワー平均
第2号 (5)の地域	60WECPNL以下		WECPNL

(備考) 対象地域

	工 業 地 域
第2号(1)の地域	工業地域以外の用途地域内で工業若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
第2号(2)の地域	幹線道路から概ね50メートル以内の地域
第2号(3)の地域	鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
第2号(4)の地域	航空機飛行経路の周辺地域
第2号(5)の地域	

5. 騒音・大気汚染等の発生源への説明

第2号(1)及び(2)の地域において、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅の入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。  
なお、周知方法については、事業者は事前に都市環境局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置

7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

20. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領(抄)

大阪府では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者(以下「事業者」といふ。)と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の相調調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

(適用対象)

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

- 1. 住宅の用途に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
- 2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上高さが10メートル以上のもの。
- 3. 建築物の延床面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28条の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとしている。

21. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準(抄)

要領第28条の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

- 1. 事業者は、第2号に規定する対象地域において、分譲又は賃貸を目的とする住宅(住宅を併設する建築物を含む。)を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭(以下「騒音・大気汚染等」という。)について、周辺の現地調査を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。

2. 対象地域

この基準は、建設計画の区域が次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する工業地域
- (2) 工業地域以外の用途地域内で工場若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
- (3) 幹線道路から概ね50メートル以内の地域
- (4) 鉄管路線から概ね50メートル以内の地域
- (5) 別に定める航空機飛行経路の周辺地域

3. 現況調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

- (1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源(建設が予定されているものを含む。以下同じ。)に関する調査

- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

4. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現況調査の結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への影響を回避に努めること。

- (1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- (2) 緩衝緑地の設置に配慮する。
- (3) 騒音については、居室内における目標値を表一-1に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。

なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。



9. 大阪市環境審議会

大阪市環境審議会規則

制定平6. 8. 1 規則108

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害問題の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定第28. 4. 1 条例35

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づきつくづく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

（委 任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1 条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則を公布する。

（題 旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪府条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任 期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部 会）

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

（会 議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹 事）

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

（庶 務）

第9条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（施行の細目）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大阪市公害対策審議会規則の廃止）

2 大阪市公害対策審議会規則（昭和37年大阪府条例第26号）は、廃止する。

附 則（平成13年4月1日規則第83号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第116号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

審議会答申（意見）の概要

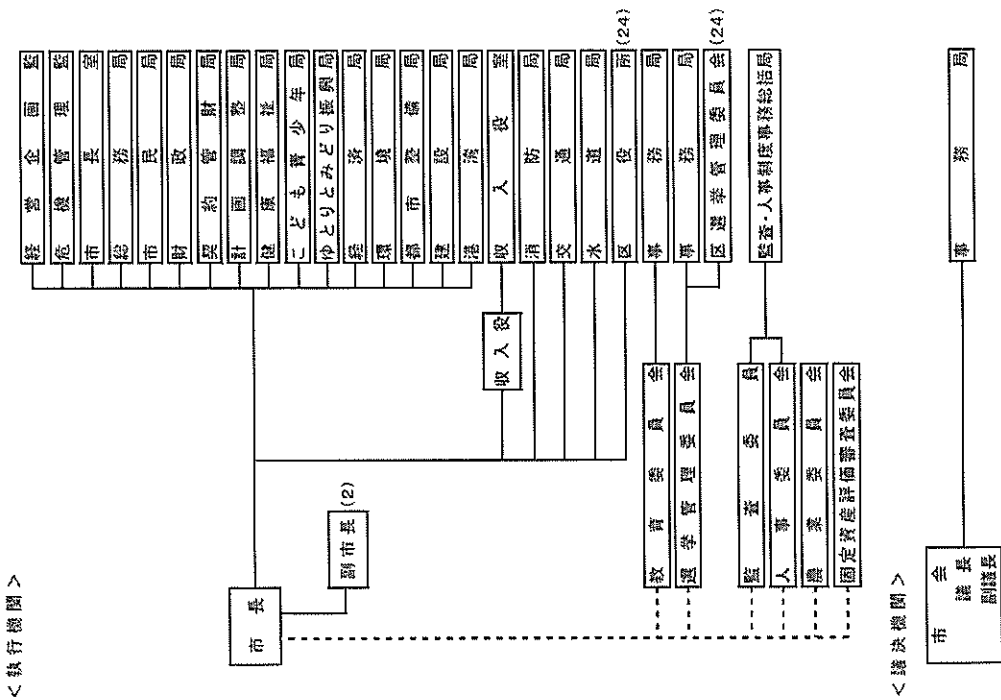
年月日	事 項	答 申（意 見）の 概 要
40. 12. 8	大気汚染の規制基準について（答申）	（大気汚染に係る大気市の環境管理基準を提案） ・亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ・亜酸化窒素：日平均値0.5mg/㎥ ・降下ばいじん：年平均値10t/㎥ <sup>2</sup>
44. 10. 24	ヒル曝露規制について（答申）	【 露心部における汚染濃度低減のため、ビル曝露に対する指 考方針を答申 ・使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ・新設の施設：電気・ガスの使用 【 「公道に係る騒音被害の軽減」に関する特別措置法」による 対象地域について答申 ・法による対象地域：西淀川区全域
44. 12. 18	騒音被害の軽減について（答申）	【 46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する 意見 ・低硫黄燃料の確保 ・自動車排出ガス対策の推進 ・被害者対策の充実 ・調査、研究の充実 ・防音、助成の拡充 ・予算、要員の確保
46. 12. 17	クリーンエアープランの愛称に ついて（答申）	【 46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する 意見 ・規制地域：市全域 ・規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規 制基準について	【 悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけにつ いて（答申）	【 窒素酸化物の削減制度、防止技術等の現状からみて推進す べき事項に関して答申 ・人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ・発生源の新・増設の抑制 ・排出基準の早期設定 ・技術開発の推進 ・自動車排出ガス対策の促進 ・道路計画の再検討 ・測定網の整備・汚染源の把握 ・調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実 施について（意見）	【 48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関 する意見 ・上流部における対策の強化 ・維持用水の確保 ・工場排水の処理、指導強化 ・下水調整池及び下水の高次処理 ・汚染しんじろ対策の強化 ・財政措置の強化
49. 11. 20	公害騒音被害軽減法にもとづく 地域指定について（意見）	（法の施行（49. 9. 1施行）に伴う地域指定に関する意見） ・指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'79にも とづく主要発生源削減計画につ いて（意見）	【 48年11月策定の本市クリーンエアープラン'79の実施に関 する意見 ・クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ・自動車排出ガス規制の促進と交通騒音抑制法の確立 ・中小発生源対策の強化 ・親子林帯対策の強化 ・隣接都市との連携強化

年月日	事 項	答 申（意 見）の 概 要
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋 立処分に係る環境汚染防止対策 について	【 廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対 策等に関する意見 ・廃棄物受入れの基本姿勢 ・受入れ基準 ・環境汚染監視体制 ・調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について （答申）	（廃棄物処理に関する本市の総合計画（案）に対する意見） ・廃棄物処理の基本的考え方 ・現状把握と将来推計 ・処理対策の課題点 ・計画目標・実施計画について ・総合処理システム構築について
52. 4. 19	硫酸酸化物対策について（答申）	【 硫酸酸化物削減規制の実効を確保するために必要な事項に 関して答申 ・許容排出総量 ・リザーブ排出量 ・総量規制基準 ・燃料使用基準 ・局地汚染対策等特別対策 ・監督・指導体制の整備
53. 1. 23	同上（意見）	【 大阪市硫酸酸化物対策指導要領の策定にあたっての措置の 見直し ・燃料中の硫黄含有率 ・新・増設施設に対する措置 ・対策工場の措置 ・局地汚染の解消 ・排煙防雨装置の維持管理 （追加3物質の規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：二酸化メチル等3物質について設定
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規 制基準について	（窒素酸化物削減規制のための技術的基礎について報告） 対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの 排出量の高与の関係を科学的に明らかにするため、大気硫酸化 物に並びに大阪府でそれを適用する場合は諸条件について 検討
54. 1. 29	窒素酸化物対策について（報告）	（窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方につ いて答申） 二酸化窒素に係る目標値を確定することは、現時点で困 難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒 素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ 方について報告
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方（答申）	【 浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本 的考え方及び今後の対策のあり方について答申 環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子 状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全量での選 成を図るよう報告 （附帯意見） 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次につい ても計画に反映されるべきである。
平元. 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方につ いて（答申）	

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
3. 2. 8	追加懸念4物質に係る規制地底および規制基準について (答申)	(追加4物質の規制地底について答申) ・規制地底：市全域 ・規制基準：プロピオン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について (答申)	〔大阪府環境基本計画(EPOC21)に基づき、大阪市における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について〕 ・環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・制度の必要性 ・制度の形式 ・知念委員等 ・住民参加 ・手続き等について ・手続きのしくみ ・手続きの保証 ・今後への課題 ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の取集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について (答申)	〔環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかるとともに、環境の現状 ・大阪府ととりまき環境の現状 ・環境政策の課題 ・環境政策の基本理念 ・環境政策の基本方針 ・環境政策の基本方針〕 (追加懸念10物質に係る規制地底及び規制基準について(答申)) 規制地底：市全域 規制基準：プロピオンアルデヒド等物質について設定
8. 7. 25	大阪府環境基本計画に対する意見について (意見)	〔大阪府環境基本条例に基づき決定する大阪府環境基本計画について〕 ・市民の権利と責務の明記 ・計画内容の明記と内容の具現化 ・計画内容の精選 ・事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価法に関する新たな制度のあり方について (答申)	〔国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪府に於ける環境影響評価法に関する新たな制度のあり方について答申〕 ・基本的考え方 ・制度の目的・形式 ・府民負担からの環境影響評価 ・環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ・他制度との調整 ・今後の課題など
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について (答申)	〔大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪府自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方について答申〕 ・大阪府における自動車排出ガス規制の取組 ・自動車排出ガス対策の経過と現状、評価と見通し ・今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方 ・具体的な施策の方向性 ・自動車排出ガス対策の推進のために
14. 10. 31	第Ⅱ期大阪府環境基本計画に対する意見について (意見)	〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し決定した第Ⅱ期大阪府環境基本計画(案)についての意見〕 ・各種計画の統合 ・計画内容の精選 ・特徴的な日本の気候環境に合ったライフスタイル ・POCAサイクルによる運行管理・環境と教育 ・「安全」と「快適」の位置付け
15. 2. 4	第Ⅱ期大阪府環境基本計画に対する意見について (意見)	〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し決定した第Ⅱ期大阪府環境基本計画(案)についての意見〕 ・環境目標の具現化 ・「安全」と「快適」の位置付け ・計画内容の精選 ・高議会のこれからのあり方(運営)

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
16. 2. 19	企画部会活動報告 大気環境部会活動報告	・環境基本計画の推進状況について ・大阪府自動車公害防止計画の推進について
16. 12. 22	大阪府環境基本計画の推進状況に係る意見について(意見) (17.2.22 提言書提出) ヒートアイランド対策に係る計画策定について(意見) (17.2.22 提言書提出)	〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し決定した第Ⅱ期大阪府環境基本計画(案)についての意見〕 ・環境基本計画の推進状況について ・環境基本計画の推進状況についての意見 ・環境基本計画の推進状況のとりまきの方針について ・環境政策の今後の方向性について 〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し決定した第Ⅱ期大阪府環境基本計画(案)についての意見〕 ・対策の進め方について ・市民との協働について
17. 3. 29	環境防止法に基づく臭気規制の導入について(趣旨)	〔市民からの苦情が多く、解決困難な事例も発生している臭気規制の導入について(趣旨)〕
17. 12. 22	環境防止法に基づく臭気規制の導入について(答申)	環境規制に代えて、臭気規制を導入すべきと答申 臭気規制は、大気改善対策、道路交通騒音、二酸化炭素排出量の削減を目的とするため、今後の自動車排出ガス規制のあり方について答申
18. 12. 26	今後の自動車排出ガス対策のあり方について(答申)	〔環境負荷の少ない都市づくりに向けて今後の自動車排出ガス対策のあり方について(答申)〕 ・大阪府の自動車排出ガス規制の現状と課題 ・今後の自動車排出ガス規制のあり方 ・自動車排出ガス規制の推進

10. 大阪市組織図



(平成19年4月1日現在)

< 執行機関 >

< 議決機関 >

11. 環境関係協議会等一覧表

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び回法名	目的及び事業
1	大阪市環境協議会 (平6. 8. 1)	(事務局) 大阪市環境協議会 保全部環境管理担当	委員20名 和歌山市 加古川市 三條市 千早市 川崎市 堺市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 北九州市 福岡市	環境の保全についての重要事項の調査協議 環境行政の諸問題について意見の交換と相互の連携を図り、環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。 大気、水質、騒音振動、環境管理計画、環境影響評価について、担当者会議を開催している。
2	大都市圏環境保全推進協議会 (昭44. 11. 14)	加盟都市持回り	札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 東京府 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 北九州市 福岡市	大都市圏の環境保全の推進を図り、統一効果的な環境行政の推進を図る。
3	大阪府・市環境行政連絡協議会 (昭44. 10. 1)	大阪府・大阪市交互に担当	大阪府 大阪市	府・市相互の緊密な連絡協議を図り、統一効果的な環境行政の推進を図る。
4	大阪府・市環境行政連絡協議会 (昭46. 10. 1)	大阪府・市相互に担当	大阪府 大阪市	府・市相互の緊密な連絡協議を図り、統一効果的な環境行政の推進を図る。
5	大阪府・市環境行政連絡協議会 (昭52. 4. 1)	大阪府・市相互に担当	大阪府 大阪市	府・市相互の緊密な連絡協議を図り、統一効果的な環境行政の推進を図る。
6	大阪府・市環境行政連絡協議会 (平19. 6. 26)	(事務局) 大阪府環境局環境保全部環境活動担当 (会長) 田中 隆	市内事業者・団体	大阪府及び市内の事業者・団体が相互に連携を図り、環境保全に資する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって自主的な環境保全への取り組みの推進と効果的な都市環境の保全と創造に寄与することを目的とする。
7	全国大気汚染防止連絡協議会 (昭38. 10. 1)	(事務局) 加盟都市持回り (兼任幹事) 東京府 大阪府 名古屋市 北九州市	加盟都市など 153自治体	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討。
8	近畿大気汚染対策監視協議会 (昭50. 9. 9)	加盟都市持回り	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山市、尼崎市のほか、大阪府、和歌山市、奈良市、吹田市、豊中市、枚方市、八尾市、古川市、東大阪市	大気に係る汚染の広域性に鑑み、近畿圏内府県市町村における効果的な対策の進め方について、関係の通報、監視技術及び知識の向上に資するため調査研究を行う。
9	大阪自動車環境対策協議会 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境局環境保全部環境活動担当 (議長) 大阪府知事 副議長 大阪市長 副市長	大阪府 大阪市 和歌山県 奈良県 滋賀県 京都府 兵庫県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	自動車公害防止に関する対策及び自動車に係る環境保護対策を積極的に推進するため、次のことを行う。1. 公害自動車環境対策とその推進方法2. 自動車環境保護に関する情報の交換3. その他自動車環境保護対策について特に必要と認められる事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
14	大阪湾再生推進会議 (平成15. 7. 28)	(事務局) 近畿地方整備局	内閣府 国土交通省 環境省 建設省 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 大分県 宮崎県 鹿児島県 福岡県	(目的) 府民生活本部長が決定された都市再生プロジェクトとしての「海の再生」を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体が大阪湾の水環境の改善等を委託した「海の再生」の「海のかかり」に重点をおき、これを推進することを目的とする。 (所管事務) 下水道、河川等の整備等による大阪湾の領域の汚濁負荷削減策等に関すること ・ 干潟・藻場等の保全・再生及び汚泥の除去等による大阪湾の水質浄化対策に関すること ・ 大阪湾のバリアックセスの確保に関すること ・ 大阪湾の海域環境のモニタリング及び分析に関すること ・ 大阪湾再生に向けた技術開発に関すること
15	淀川水質汚濁防止 連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方整備局 近畿地方整備局長	大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 三重県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 大分県 宮崎県 鹿児島県	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、そのデータを把握するとともに、その汚濁の抑制を明らかにし、流域の水質管理上必要の水質管理の方法並びに汚濁河川について除濁し、相互に連絡調整を図ることによって、淀川の水質改善の実現を図ることを目的とする。
16	大和川水環境協議会 (平成17. 9. 30)	(事務局) 近畿地方整備局 大和川河川事務所 (会長) 近畿地方整備局長 大和川河川事務所長	大阪府 和歌山県 奈良県 三重県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 大分県 宮崎県 鹿児島県	大和川水系の河川及び水路並びに大和川に関する地域の公共用水域を対象として、流域内に存する地方公共団体や住民等による市民団体等と連携し、大和川水系等の水質や水環境の改善等の関係する行動計画の策定、大和川水系等の水質等に関する調査及び大和川水系等における水環境の改善及び水質汚濁防止の取組の促進を図ることを目的とする。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
10	大分県自動車技術者会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 加賀野市和南町	加賀野市 加賀野市和南町	自動車公署に係る対策事業並びに自動車公害防止技術・公害防止対策の研究等に係る調査研究及び情報交換を行う。
11	瀬戸内海環境保全 推進協議会 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県環境生活部 兵庫県環境生活部 兵庫県環境生活部 兵庫県環境生活部	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 大分県 宮崎県 鹿児島県	(目的) 瀬戸内海環境保全推進協議会の目的は、広域的な相互協力により、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間生活に貢献すること。 (事業) 1. 瀬戸内海環境保全推進協議会の設立 2. 瀬戸内海の環境保全及び公害防止に関する調査研究 3. 濠洲の環境保全の推進 4. その他この協議会の目的を達成するための必要な事業
12	瀬戸内海環境保全 協議会 (昭31. 12. 22)	(会長) 兵庫県和南町 井野 彰三	大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 大分県 宮崎県 鹿児島県	(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び関係の協力を図り、相互に連絡調整を図ることを目的とする。 (事業) 1. 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 2. 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 3. 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 4. 濠洲の環境保全の推進 5. その他この協議会の目的を達成するための必要な事業
13	大分県環境保全 協議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 大分県環境生活部 大分県環境生活部	大阪府 兵庫県 和歌山県 奈良県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 大分県 宮崎県 鹿児島県	(目的) 大分県環境保全協議会の目的は、住民との相互協力により、大分県環境の保全を図り、もって人間生活に貢献すること。 (事業) 1. 大分県環境保全協議会の設立 2. 大分県の環境保全及び公害防止に関する調査研究 3. 大分県の環境保全の推進 4. その他この協議会の目的を達成するための必要な事業

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
17	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 大阪府 兵庫県 大塚市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 豊中市 箕面市 能勢町 伊藤市 川西市 宝塚市 柏名川町 神宮地区 (注) 水質改善協議会 支社 (明) 河川情報センター	神崎川及び流入、分派する河川等について水質調査し、その要綱を把握すると共に汚濁の撲滅を明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、水質改善の要綱を定めることを目的とする。
18	大阪地盤沈下総合対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪市環境局環境 保全部工場地水質担当 (会長) 大阪市長 関 淳一	大阪市 大塚市 大塚商工会議所	大阪における高潮防除及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う。
19	近畿圏圏土交通都市 圏圏土交通都市 連絡協議会 (昭48. 10. 31)	(事務局) 加盟都市持回り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 大塚市 堺市 神戸市 和歌山市 奈良市 高槻市	相互振動公害に関する教育交換、情報・資料交換等を促進して、都市における騒音振動防止対策の効果的な推進を図る。
20	四市警察公署連絡会 (昭56. 5. 29)	(事務局) 加盟都市持回り	大塚市 京都市 名古屋 神戸市	悪臭公害に関する悪臭交換、情報・資料交換等を適して、都市における悪臭対策の効果的な推進を図る。
21	大阪国際空港周辺 都市圏圏土交通都市 連絡協議会 (昭38. 10. 16)	(事務局) 伊丹市長 (会長) 伊丹市長	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 当麻町 尼崎市 西宮市 真面目市 吹田市 戸塚市	(目 的) 大阪国際空港における航空騒音・安全対策の促進及び空港と周辺地域との調和を図ること。 (事 業) 1 騒音対策の促進、確保 2 安全対策の充実 3 空港と地域が共存する環境整備の促進 4 その他必要な事項

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
22	大阪国際空港周辺 対策協議会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (会長) 大阪国際空港長	大阪府 大塚市 堺市 吹田市 箕面市 豊中市 伊丹市 川西市 尼崎市 西宮市 宝塚市 戸塚市 大阪国際空港 (明) 空港環境整備協議会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害に關し、その要綱を調査し、資料収集を行い、これに基づき騒音防止に必要な措置について協議する。
23	大阪国際空港調停 促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 周辺環境センター (会長) 大阪航空局長	国土交通省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺環境協議会 伊丹市長 大阪府	大阪国際空港に關する公害等調整委員会より提示された調停案項及び補助案項の具体化を促進する。
24	関西国際空港の飛 行経路問題に關する 協議会 (昭10. 9. 10)	(事務局) 大阪府	大阪航空局 大阪府 堺市 津和野市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 和歌山市 泉南町 田園町 熊取町 田尻町 柳井町 関西国際空港(株)	関西国際空港の飛行経路問題の課題について、協議を遂行することを目的とする。
25	公害補償地域(大 塚系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪府保健所 幹事担当	千塚市 東京部(千代田区) 横浜市 富士市 名古屋 東海市、四日市市 市、(三重県) 吹田市、豊中市 堺市 神戸市 東大塚市 守口市、八尾市 尼崎市 高槻市 徳島市 北九州市 大塚市	(事 業) 1 国に對する要請事項の検討と調整 2 国策予算獲得に對する運動 3 各都市との情報交換 4 その他

番 号	名 称 (設立年月日)	事務協働団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
26	近畿圏環境担当部長会議 (平成11. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境緑水産部環境管理課 大阪府環境管理課	大阪府 兵庫県 和歌山県 奈良県 京都府 滋賀県 徳島県 香川県	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿圏の名産品及び政治的指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
27	近畿アプロック産業振興協議会 (平成11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 大阪府 堺市 富田町 兵庫県 神戸市 姫路市 西宮市 奈良県 京都市 和歌山県 和歌山市	広域的視野にたつた相互協力を密にし、近畿圏における産業振興政策の実務的推進を図ることを目的とする。
28	全国アメニティ推進協議会 (平成13. 6. 30)	名古屋市	名古屋市が加盟 賛助会員として、 35都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快適環境づくり(うるおい)や暮らしに満ちたアメニティタウンづくり(うるおい)に取り組むとともに、相互に連携を密にし、創意を凝らすことにより、個々の特色を生かしたアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。
29	松井式FCV推進協議会 (平成15. 9. 17)	大阪市	大阪府 台産産業局 豊中市産業センター 大阪ガス㈱ 宇治市工業センター 関西電力㈱ 近畿運輸局 近畿経済産業局 大阪本橋工務所 ダイハツ工業㈱ 松下電器産業㈱	燃料電池自動車(FCV)の普及促進を積極的に促進するとともに、水素エネルギー社会の構築を目指す。
30	大阪市環境対策検討会 (平成12. 28)	(事務局) 大阪府環境局環境保全課 (委員長) 本産産業大学客員教授 村岡 浩樹	委員4名	市内の河川等の公共用水域における悪臭や産廃を有効適切に除去すること及び良好な環境の維持を確保することを目指す。河川等の良好な環境を確保することを目指す。河川等の良好な環境を確保することを目指す。河川等の良好な環境を確保することを目指す。
31	大阪市環境影響評価専門委員会 (平成10. 8. 1)	(事務局) 大阪府環境局環境保全課 (委員長) 大阪府立大学客員教授 池田 有光	委員16名	大阪府内開発事業の実施に際して、環境保全上の観点から、開発への影響について検討し、良好な都市環境の確保に資することを目的とする。

番 号	名 称 (設立年月日)	事務協働団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
32	近畿圏環境影響評価協議会 (平成9. 11. 21)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 奈良県 徳島県 香川県	大規模開発事業に係る環境影響評価の高度化に際し、関係府県相互の協力関係の構築を促進するとともに、適切な評価の推進を図ることを目的とする。
33	大阪府道路環境対策協議会 (平成8. 4. 10)	(事務局) 大阪府道路事務所 地域課 大阪府土木部交通建設課 道徳室 大阪府環境緑水産部環境管理課 保全部交通環境担当 (会長) 大阪府道路事務所長	近畿経済産業局 近畿運輸局 近畿地方整備局 大阪府農林部 大阪府 日本道路公団 阪神高速道路公団	大阪府内の良好な治道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 1 道路環境に関する情報収集、分析 2 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整
34	APEC環境技術交流促進事業推進協議会 (平成8. 5. 8)	(会長) 大阪府工業研究所 会 員 田代 和	大阪府 大阪府 神戸市 兵庫県 京都府 奈良県等4都府県 自治体及び関連企業	APEC加盟国の国、地方自治体、企業、環境関係機関等において実施されている環境技術情報交換を促進し、環境技術交流を促進することにより、地域の環境技術の向上と環境保全に資することを目的とする。
35	大阪府プロパン対策協議会 (平成8. 3. 29)	(事務局) 大阪府環境緑水産部環境管理課	大阪府 大阪府 他加盟府県 及び関連業界	多方面で使用されている液化石油ガス(プロパン)の安全利用の促進を図る。プロパンの安全利用の促進を図る。プロパンの安全利用の促進を図る。プロパンの安全利用の促進を図る。
36	財団法人環境エムックスセンター (平成12. 4. 1)	(会長) 東京大学名誉教授 寺 島 敏三 (理事長) 兵庫県立大学 井戸 敏三	兵庫県 大阪府 和歌山県 徳島県 神戸市 大阪府 奈良県 他関連団体、企業等35団体	(目的) センターは、行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、全国的な科学的な手法を推進することにより、環境研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、もって環境技術の普及の促進を図る。多様な自然と人間が共生する持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。 (事業) 1 環境技術の普及に関する情報の収集及び提供 2 関係府県等との連携の推進 3 関係府県等との連携の推進 4 その他センターの目的を達成するために必要な事業

12. 年 表

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長等	加盟都市 及び回益名	目的及び事業
37	京阪神七府県市自治体環境汚染防止対策協議会 (平12. 8. 26)	(事務局長) 大阪府環境緑水産部環境管理課長 大塚 隆 京都府環境緑水産部環境管理課長 大塚 隆 兵庫県環境緑水産部環境管理課長 大塚 隆	京都府 京都市 大阪市 堺市 豊中市 兵庫県 神戸市	自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、京阪神7府県市が共同で環境汚染防止及び浮遊粒子状物質等の削減対策に取り組み、これを目的とする。
38	国際環境自治体協議会 (CIE) (平2. 9. 8)	(日本事務所) 財団法人国際環境フォーラム	東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 等 全世界から 450自治体	地方自治体の国際代表機関として、環境に関する地方自治体の専門知識と能力の強化、情報拠点としての機能、国際レベルでの専門的サービス提供と調整等を行う。
39	(財)海外環境協力センター (OECC) (平2. 3. 29)	(理事長) 年金福祉事業団理事 長 森 仁美	埼玉県 兵庫県 名古屋市 大阪市 北九州市 等 68団体	(目的) 海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動を進めて、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献する。
40	(財)地球環境関西フォーラム (平2. 6)	(事務総長) 柳屋 正	大阪府 大阪市 京都市 兵庫県 神戸市 滋賀県 奈良県 和歌山県 等 83団体	(目的) 地球環境問題に関する調査研究を行い、地球環境保全の方向性を講じるとともに、これらに関する情報交換及び普及することにより、地球環境問題の克服に寄与する。
41	大阪湾圏域広域環境整備事務所 大阪府環境緑水産部環境管理課 環境保全協議会 (平元/76)	(事務局長) 大阪府環境緑水産部環境管理課長 (主任) 大塚 隆 大阪府環境緑水産部環境管理課長	大阪府 大阪市 堺市 豊中市 大津市	(目的) 大阪府域におけるフェニックス事業に係る埋立処分地等に関する調査研究及び環境保全活動の推進に際し、大阪湾広域環境整備事務所を組織することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
明治10年	5			・大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定 ・淀川(木津川)で足尾銅山鉱毒が著しくなる ・大阪府ばい煙取締令(島之内、船場)において織造、銅吹工場の建設を禁止 ・別子銅山(愛媛県)の埋没炉ガス被害が広がる ・大阪府ばい煙養生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を建てた工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定
22年	4	・大阪府制施行(東・西・南・北の4区)	12	・鉄業条例公布(明25. 6. 1施行) ・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
23年	3	・初めて下水道改良事業に着手	2	・大阪府製造所取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとり入れ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定
24年	10	・市営松宮浄水場完成(水道事業開始)	4	・河川法制定
27年	9	・大阪府制特別廃止	8	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
29年	8	・市役所分棟規定制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)	11	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化) ・工務法制定
31年	3	・市立衛生試験所創設	3	・大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命ずる)制定
34年	3	・木津川焼却場開設	12	・神通川(富山県)流域に奇病発生
39年	5	・市庁舎、現在地に落成		
44年	9		9	・第1期都市計画下水道事業認可される ・衛生試験所でばいじん量の測定開始 ・衛生部衛生課を保健課と改称 ・市域大塚(44刀即を編入) ・市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置 ・水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明 ・自動車排出ガス(一酸化炭素)の測定開始
大正3年	10		10	・「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に閣議、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出
9年	6		6	・大阪府ばい煙防止規則(都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止)制定
10年	9		9	・地盤沈下、地下水位変動等を監視し、常時測定を開始



年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和12年	9		・保健所法公布
13年	2	・保健所保健係にばい菌担当職員を置き、感病の指導にあたる	
17年	4	・保健所を創設（扇田野）	
22年	4	・下水処理場を創設	
24年	4	・保健所を保健局と改称	
25年	4	・衛生試験所を生活科学研究所と改称	
26年	4	・保健局を衛生局と改称	
27年	3	・保健所に保健衛生監視員設置	
28年	10	・工業用水道敷設事業に着手	
29年	4	・街頭騒音の定点測定を開始	
30年	4	・工業用水道条例制定	
31年	6	・工業用水道の完工式挙行	
33年	3	・ばい菌に關する世傳講演を実施	
34年	7	・「旬を静かに」の運動始まる	
34年	11	・淀川水質汚濁防止運轉協議会設立	
35年	4	・ばい煙防止月間始まる	
35年	4	・地盤沈下防止条例公布	
36年	4	・大阪市ばい煙防止委員会（現大阪市都市環境協議会連合会）設立	
37年	4	・地下水くみ上げ施設（ワーキングタワー）転換機費と助成措置の実施	
37年	11	・大阪地盤沈下聯合対策協議会設立	
37年	2	・財團廳に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	
38年	4	・大阪市公害対策協議会設置	
38年	1	・市内18ヶ所でスモッグの連続観測実施	
39年	6	・財團廳を綜合公害対策協議会と改称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	
40年	4	・緑化百年運動スタート	
40年	4	・大気汚染常時監視機構の整備に着手	
41年	12	・「大気汚染環境管理推進について」大阪府公害対策協議会から各申	
41年	4	・西淀川地帯における大気汚染対策を策定	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和42年	1	・大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	
2	2	・大阪府公害行政運轉協議会設立	
4	4	・大阪市総合社会基本構想（マスタープラン）発表	
5	4	・大阪湾海水汚濁防止対策協議会設立	
43年	4	・大阪市公害防止施設管理費制度設定	
4	4	・大和川水質汚濁防止運轉協議会設立	
4	4	・大気汚染管理センター設置	
7	7	・大阪自動車排出ガス対策推進協議会設立	
8	8	・大気汚染管理センター発設により、大気汚染モニタリングシステム11ヶ所をテレメーター化	
11	8	・大阪市、尼崎市公害行政運轉協議会設立	
44年	4	・市独自によるスモッグ情報の発令開始	
4	4	・神崎川水質汚濁対策運轉協議会設立	
8	8	・衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	
10	10	・此花区内主要6ヶ所から公害防止計画書を提出	
12	12	・「ビル周囲の規制について」大阪市公害対策協議会から各申	
45年	1	・対策協議会から各申	
2	2	・大気汚染による床病多発地区として、西淀川区が地域指定される	
4	4	・「公害に係る健康被害の救済に関する大阪府の方向づけについて」大阪市公害対策協議会から各申	
4	4	・大阪市公害被害者認定審査会条例制定	
6	6	・公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	
6	6	・衛生局公害被害者指導課と公害環境課に在る。	
7	7	・西淀川区大気汚染防止緊急対策推進協議会設立	
7	7	・西淀川区大気汚染緊急対策に着手	
8	8	・大阪府公害対策緊急対策に着手	
12	12	・大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立	
46年	1	・大阪市公害対策本部設置	
2	2	・東住吉区加美、生野区箕野地区においてカドミウム汚染問題発生	
3	3	・国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に關し大阪府公害委員会に要望書を提出	
5	5	・朝「大阪産業廃棄物処理公社設立	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和46年	4	バス専用、優先レーン対策の実施	悪臭防止法制定
	6	総合計画局公害対策部と衛生局を合併し環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制)	特定工場における公害防止組織の整備に 関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決 (富山地裁)
	8	大阪府、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立	・瀬川内河川環境保全知事市長会議設立
	10	公害規制の権限が全面的に市へ委譲される	・環境庁発足
	11	大阪府・堺市公害行政連絡協議会設立	・光化学スモッグが大坂府下に初めて発生
	12	・「クリーンエアプラン」の実施について 大阪府公害対策協議会から意見	・中央公害対策協議会発足
47年	1	PCBに係るアンケート等の調査実施	・新潟水俣病事件新潟地裁判決
	4	国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し、警察庁から意見	・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定
	6	大阪府・東大阪市、八尾市公害行政連絡協議会設立	・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
	7	国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し、警察庁から意見	・固定汚染物質、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定 (大阪府)
	8	此花区特別対策に着手	・BHC全面使用禁止 (農薬取締法の一部改正による)
	9	市公用車に排出ガス防止装置取付け	・水質汚濁に係る環境基準の告示
	12	此花区公害特別対策協議会設置	・浮遊粒子状物質の環境基準告示 ・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定 ・国連人権環境会議開催「人間環境宣言」を採択
48年	1	大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定
	3	水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)策定	・自然環境保全法制定 ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正 (無過失責任規定)
	4	地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制課を設置、規制部門の一元化を図る	・四日市ぜんそく事件地裁判決 ・イタイイタイ病訴訟審判決 (名古屋高裁)
	6	大阪府公害被害者の救済に関する規制の決定(西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施)	・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針 針(日本版マスキング)告示
	7	「重汚染地」の指定に関する大阪府の防止対策の方向づけについて」大阪府公害対策協議会から意見	・大阪府水質汚濁対策協議会設立
	8	「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪府公害対策協議会から意見	・大阪府公害防止計画策定
	11	北摂地区一部使用開始	・自動車排出ガスの量の許容限度設定(48年度規制)
	12	クリーンエアプラン'73(大気汚染防止基本計画)策定	・自動運送車種法改正 告示(道路運送車両法改正)

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和49年	6	大阪市河川浄化対策本部設置	自動車排出ガスの量の許容限度設定(50年度規制)
	7	河川浄化の一環として水門操作実験開始	大阪府公害対策協議会(大坂地裁)
	8	大阪市公害被害者の救済に関する規制の廃止	大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例(上乗せ条例)制定
	9	共同利用施設完成(北中島、三国、東三国、西三国)	名古屋新幹線公害訴訟判決
	11	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	12	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
50年	1	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	2	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	3	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	4	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	6	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	8	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	12	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
51年	3	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	5	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	6	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	8	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	9	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	11	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足
	12	「公害健康被害補償法に基づき地域指定の区域」について」大阪府公害対策協議会から意見	国立公害研究所発足

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和51年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（酸欠酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策協議会に諮問</li> <li>「大気汚染防止法に基づき酸欠酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策協議会から答申</li> <li>「クローラク」完成（有害産業廃棄物コンクリート固形化施設）</li> <li>大阪府の環境酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事から答申</li> <li>「軽地帯施設を長尾病院に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府）</li> <li>「社団法人海環境保護協会設立</li> <li>「陸揚物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業責任者責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）」</li> <li>大阪国際空港にエアバス就航</li> <li>環境保全長期計画策定（環境庁）</li> <li>大阪府の環境公害防止計画の見直しについて協議決定</li> <li>重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施</li> <li>酸欠酸化物総量削減計画並びに酸欠酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）</li> <li>「振動規制法」に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）</li> <li>「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策協議会から答申</li> <li>自動車排出ガス許容限度長期設定方針について」中央公害対策協議会から答申</li> <li>自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示</li> <li>大阪府公害防止計画再策定</li> <li>「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策協議会から答申</li> <li>「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布</li> <li>西淀川公害訴訟提起</li> <li>「瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定</li> <li>自動車排出ガス昭和53年度規制実施</li> <li>大阪国際空港に国際線エアバス就航</li> <li>「酸欠酸化物対策の費用効果について」環境庁発表</li> <li>「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）</li> <li>二酸化窒素に係る環境基準の改定告示</li> <li>環境庁大気係全周に交通公害対策設置</li> <li>国立水気汚染センター設置</li> <li>大阪府二酸化窒素専門委員会設置</li> <li>「酸欠酸化物及び加加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施</li> <li>「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ</li> <li>「水質の総量規制に係る総量規制基準の決定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的な考え方について」中央公害対策協議会答申</li> <li>「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策協議会答申</li> <li>ディーゼル車のNOx排出規制（54年規制）実施</li> </ul>
53年	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基準達成のための運輸方針について」（酸欠酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策協議会から答申</li> <li>大阪市酸欠酸化物対策協議会を創設</li> <li>悪臭防止法に基づき悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準の告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12</li> <li>3</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>11</li> <li>12</li> <li>1</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>10</li> <li>11</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>
54年	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策協議会から酸欠酸化物対策中四報告</li> <li>大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>4</li> </ul>

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和54年	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECDのセミナー（都市交通と環境）に市長出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表</li> <li>東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸欠酸化物(COD)に係る総量削減基本方針を策定</li> <li>軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示</li> <li>NOx固定発生基準4次規制実施</li> <li>「海陽町建設地の汚染防止に関する条例」公布（滋賀県）</li> <li>大阪府台成洗剤対策推進要綱制定</li> <li>大阪府等20都道府県の化学的酸欠酸化物(COD)に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣）</li> <li>「環境影響評価法」を閣議閣議決定</li> <li>「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門委員会報告</li> <li>化学的酸欠酸化物(COD)に係る総量削減計画を告示（大阪府）</li> <li>堺及びその北合村に係る前橋港等方針を告示（大阪府）</li> <li>「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定</li> <li>大阪府、化学的酸欠酸化物に係る総量規制基準告示</li> <li>酸欠酸化物についての酸欠酸化物の第3次排出基準適用</li> <li>熊本水防第3次訴訟提起</li> <li>中央公害対策協議会・交通公害協会を設議</li> <li>重量ガソリン車、軽貨物車及び軽貨物ディーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する57年規制を告示</li> <li>名寄地帯・新幹線環境問題に関する懇談会設置（環境庁）</li> <li>中央公害対策協議会「公害の防止に関する事業に係る国の府政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見書</li> <li>生活環境協議会「大崎市国庫に於ける酸欠酸化物の広域的処理に関する基本方針案について」答申</li> <li>「陸揚物その他の物の処理による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効</li> <li>中央公害対策協議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告</li> <li>新型の重量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施</li> <li>中央公害対策協議会「瀬田河川確保金のための制度のあり方について」答申</li> <li>「公害の防止に関する事業に係る国の府政上の特別措置に関する法律（いわゆる財団法）」の適用期間10年延長</li> <li>大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置</li> <li>運輸省関西新空港計画3点セット要約提示</li> </ul>
55年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害に係る市政モニター調査結果発表</li> <li>公害ハットロール車に電気自動車2台を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>10</li> <li>1</li> <li>3</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保健課局に悪臭規制係を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4</li> <li>5</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）</li> <li>大阪市台成洗剤対策協議会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6</li> <li>9</li> <li>11</li> </ul>
	10		<ul style="list-style-type: none"> <li>12</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道環境調査検討会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市公害対策協議会総合調査部会を設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>

年	月	大阪府、国、その他	大阪府	月	大阪府、国、その他
昭和56年	6	・大阪府西新空港地帯整備構想とまる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚 染防止法施行令の一部改正 ・広域圏環境整備センター法公布 ・直接排気式ディーゼル車に対する排ガス 直ちに中型車に対する騒音の58年規制を 告示 ・窒素酸化物に係る総量規制基準等につい て定める大気汚染防止法施行規則の一部 を改正する府令公布 ・京都市「京都市飲料管路の放流の防止及 び再資源化の促進に関する条例」公布 ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境 保全特別措置法施行令の一部を改正する 政令 ・大阪空港公害訴訟賠償高裁判決言渡し ・「環境行十年史」発行 ・大阪府環境総合計画概算発表 ・初の帯真公営菜園訴訟で最高裁判決 ・大阪環状線沿線環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起 ・大阪府産業廃棄物処理計画策定 （昭和57～65年度） ・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量 削減計画の告示（大阪府） ・中央公害対策審議会「瀬川の窒素及び磷 に係る環境基準及びその測定について」 告示	・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部改正 （63年3月1日施行） ・大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公布（カスターヒン、ディーゼ ル機関を大気汚染防止法の規制対象施設 に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施 大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する 大阪府計画」策定 ・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害 防止計画を承認 ・環境庁環境教育審議会報告を公表 ・環境法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物削減のための大都市 自動車交通対策計画」発表 ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保 護に関する法律」公布 （63年5月20日施行） ・地球規模の環境問題に関する懇談会報告 公表	1	・「悪臭規制師技術検討会」を設置し、 自然浄化法の導入についての検討を始め る ・ニューグリーンエアプランに基づく 「大阪府窒素酸化物対策指導要領」策定
57年	2	・大阪府公害訴訟賠償高裁判決言渡し ・「環境行十年史」発行 ・大阪府環境総合計画概算発表 ・初の帯真公営菜園訴訟で最高裁判決 ・大阪環状線沿線環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起 ・大阪府産業廃棄物処理計画策定 （昭和57～65年度） ・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量 削減計画の告示（大阪府） ・中央公害対策審議会「瀬川の窒素及び磷 に係る環境基準及びその測定について」 告示	・大阪府公害訴訟賠償高裁判決言渡し ・「環境行十年史」発行 ・大阪府環境総合計画概算発表 ・初の帯真公営菜園訴訟で最高裁判決 ・大阪環状線沿線環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起 ・大阪府産業廃棄物処理計画策定 （昭和57～65年度） ・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量 削減計画の告示（大阪府） ・中央公害対策審議会「瀬川の窒素及び磷 に係る環境基準及びその測定について」 告示	3	・「悪臭規制師技術検討会」を設置し、 自然浄化法の導入についての検討を始め る ・ニューグリーンエアプランに基づく 「大阪府窒素酸化物対策指導要領」策定
58年	6	・大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪 自動車公害対策推進会議に改称 ・産業廃棄物処理計画策定 ・全下水処理場の高級処理化達成	・大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪 自動車公害対策推進会議に改称 ・産業廃棄物処理計画策定 ・全下水処理場の高級処理化達成	7	・「悪臭規制師技術検討会」を設置し、 自然浄化法の導入についての検討を始め る ・ニューグリーンエアプランに基づく 「大阪府窒素酸化物対策指導要領」策定
59年	6	・クリンウォータータワープラント 83 （大阪府水環境保全基本計画）策定 ・第1回府民月間（1～30日） ・大阪府公害対策審議会「窒素酸化物対策 の進め方について」告示 ・産業廃棄物行政に関する事務を環境事業 局に移管	・クリンウォータータワープラント 83 （大阪府水環境保全基本計画）策定 ・第1回府民月間（1～30日） ・大阪府公害対策審議会「窒素酸化物対策 の進め方について」告示 ・産業廃棄物行政に関する事務を環境事業 局に移管	8	・「悪臭規制師技術検討会」を設置し、 自然浄化法の導入についての検討を始め る ・ニューグリーンエアプランに基づく 「大阪府窒素酸化物対策指導要領」策定
59年	1	・ニューグリーンエアプラン（大阪府大気 環境保全基本計画）策定 ・「大阪府環境影響評価師選考等設置要 綱」制定	・ニューグリーンエアプラン（大阪府大気 環境保全基本計画）策定 ・「大阪府環境影響評価師選考等設置要 綱」制定	4	・環境計画推進改革により関係の統合、移 管、名称変更ならびに新設を行う （環境管理課・計画調整課・環境保全課 ・自動車公害対策課・環境汚染監視セ ンター） ・建設作業に係る指導方針 実施 ・「大阪府小児がん発生等医療費助成制度」 策定
昭和60年	1	・「悪臭規制師技術検討会」を設置し、 自然浄化法の導入についての検討を始め る ・ニューグリーンエアプランに基づく 「大阪府窒素酸化物対策指導要領」策定	・「悪臭規制師技術検討会」を設置し、 自然浄化法の導入についての検討を始め る ・ニューグリーンエアプランに基づく 「大阪府窒素酸化物対策指導要領」策定	3	・環境庁「名水百選」発表 ・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・環境平野、筑後・佐賀平野地帯沈下防止 等対策要綱の策定 ・大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公布（小型ボイラーを規制対象 に追加） ・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決 （福岡高裁） ・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示 ・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の窒 素酸化物防止に関する基本的な考え方につ いて」告示 ・環境庁「大都市地域における窒素酸化物 対策の中期展望」公表 ・大阪府「焼及びその他の化合物に係る削減指 導方針」策定 ・瀬戸内海環境13府県知事「焼及びその化 合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決 （東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立 ・国連43号勧告訴訟1審判決 ・中央公害対策審議会「公害健康被害補償 法第1種地域のあり方について」告示 ・環境庁「環境保全長期構想」公表 ・中央公害対策審議会「社会経済条件及び 公害の現状の変化に即した公害防止計 画のあり方について」意見書 ・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁） ・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削 減計画」策定 ・「公害健康被害補償法の一部を改正する 法律」公布（63年3月1日施行） ・大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公布（カスターヒン、ディーゼ ル機関を大気汚染防止法の規制対象施設 に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施 大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する 大阪府計画」策定 ・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害 防止計画を承認 ・環境庁環境教育審議会報告を公表 ・環境法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物削減のための大都市 自動車交通対策計画」発表 ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保 護に関する法律」公布 （63年5月20日施行） ・地球規模の環境問題に関する懇談会報告 公表

年	月	大阪府	月	大阪府、国、その他
昭和60年	1	・「悪臭規制師技術検討会」を設置し、 自然浄化法の導入についての検討を始め る ・ニューグリーンエアプランに基づく 「大阪府窒素酸化物対策指導要領」策定	3	・環境庁「名水百選」発表 ・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・環境平野、筑後・佐賀平野地帯沈下防止 等対策要綱の策定 ・大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公布（小型ボイラーを規制対象 に追加） ・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決 （福岡高裁） ・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示 ・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の窒 素酸化物防止に関する基本的な考え方につ いて」告示 ・環境庁「大都市地域における窒素酸化物 対策の中期展望」公表 ・大阪府「焼及びその他の化合物に係る削減指 導方針」策定 ・瀬戸内海環境13府県知事「焼及びその化 合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決 （東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立 ・国連43号勧告訴訟1審判決 ・中央公害対策審議会「公害健康被害補償 法第1種地域のあり方について」告示 ・環境庁「環境保全長期構想」公表 ・中央公害対策審議会「社会経済条件及び 公害の現状の変化に即した公害防止計 画のあり方について」意見書 ・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁） ・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削 減計画」策定 ・「公害健康被害補償法の一部を改正する 法律」公布（63年3月1日施行） ・大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公布（カスターヒン、ディーゼ ル機関を大気汚染防止法の規制対象施設 に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施 大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する 大阪府計画」策定 ・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害 防止計画を承認 ・環境庁環境教育審議会報告を公表 ・環境法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物削減のための大都市 自動車交通対策計画」発表 ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保 護に関する法律」公布 （63年5月20日施行） ・地球規模の環境問題に関する懇談会報告 公表
	4	・環境計画推進改革により関係の統合、移 管、名称変更ならびに新設を行う （環境管理課・計画調整課・環境保全課 ・自動車公害対策課・環境汚染監視セ ンター） ・建設作業に係る指導方針 実施 ・「大阪府小児がん発生等医療費助成制度」 策定	4	・環境庁「名水百選」発表 ・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・環境平野、筑後・佐賀平野地帯沈下防止 等対策要綱の策定 ・大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公布（小型ボイラーを規制対象 に追加） ・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決 （福岡高裁） ・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示 ・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の窒 素酸化物防止に関する基本的な考え方につ いて」告示 ・環境庁「大都市地域における窒素酸化物 対策の中期展望」公表 ・大阪府「焼及びその他の化合物に係る削減指 導方針」策定 ・瀬戸内海環境13府県知事「焼及びその化 合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決 （東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立 ・国連43号勧告訴訟1審判決 ・中央公害対策審議会「公害健康被害補償 法第1種地域のあり方について」告示 ・環境庁「環境保全長期構想」公表 ・中央公害対策審議会「社会経済条件及び 公害の現状の変化に即した公害防止計 画のあり方について」意見書 ・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁） ・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削 減計画」策定 ・「公害健康被害補償法の一部を改正する 法律」公布（63年3月1日施行） ・大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公布（カスターヒン、ディーゼ ル機関を大気汚染防止法の規制対象施設 に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施 大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する 大阪府計画」策定 ・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害 防止計画を承認 ・環境庁環境教育審議会報告を公表 ・環境法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物削減のための大都市 自動車交通対策計画」発表 ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保 護に関する法律」公布 （63年5月20日施行） ・地球規模の環境問題に関する懇談会報告 公表

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和63年	11	・ 窒素酸化物緊急対策を実施 (11月～1月)	・ 環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示 ・ 千葉県公害訴訟一審判決 ・ 環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素等有害物質」を奨励 ・ 環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・ 福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・ 環境庁「自動車排出ガスの属に関する規制改正」の告示 ・ 「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効 ・ 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
	12	・ 「大気汚染防止推進月間」としてNOxに関するキャンペーンを展開	
64年	1		
平成元年	1	・ 「大阪市国定型内燃機関営業用自動車削減指導要綱」を策定(2月1日施行)	
	2	・ 「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ・ 公道パトロール車に電気自動車10台を導入	・ 環境庁長官、中央公害対策審議会に列し、「石炭製鉄等製造工場から発生する石線による大気汚染の防止のための制度の基本的なあり方について」諮問(3月13日答申) ・ 環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロエチレン及びアトクロロエチレンを追加:10月1日施行) ・ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(第2種特定化学物質としてトリクロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定:4月1日施行) ・ 有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置(水濁法一部改正) ・ 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(石綿等特定粉じん規制に係る規定の廃止:平成元年12月27日施行) ・ 「騒音防止法施行令の一部を改正する政令」公布(悪臭物質に新たに4物質を追加:平成2年4月1日施行) ・ 「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	4	・ 大阪市公害車騒音及促進対策決定	
	6	・ 大阪市公害車騒音及促進対策令を設置	
	7	・ 大阪市公害車騒音及促進対策決定 ・ 大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申	
	8	・ 大阪市大気浄化増進対策決定	
	11	・ 季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)	
	12	・ 国協力事業(JICA)の要請のもと、アジア、中東から研修生を受け入れ、大気汚染対策に関する専門研修実施 ・ 環境問題をテーマにした創作展を企画から募集	・ 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・ 環境庁長官、中央公害対策審議会に列し「生活排水に係る制度のあり方について」諮問(平成2年3月16日答申)

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成2年	3	・ 「大阪市環境保全基金」を設け、市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ・ 水質汚濁監視システムを更新 ・ 桜花と緑の博覧会開催される ・ メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ・ 「ノーモーターデー」実施 ・ 「追加型4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問	・ 大阪府、「地球温暖化防止法」の導入に関する指導要綱」策定 ・ 環境庁「コルプ」で使われる工業による水質汚濁の防止に係る削減指導要綱」策定 ・ 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(生活排水対策の推進を追加)平成2年9月22日施行 ・ 大阪府「大阪府コルプ場環境適正使用等指導要綱」策定 ・ 公害防止計画推進市区町村協議会の設立 ・ 環境庁「地球温暖化」を新たに設置 ・ 国立公害研究所を国立環境研究所へ改組 ・ 環境庁「地方公共団体による地球温暖化への取組」に関する検討会報告書」公表 ・ 地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止法施行令」を決定 ・ 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加) ・ 平成3年2月1日施行 ・ 東京都「自動車交通量対策(中間報告)」を発表 ・ 「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申 ・ 第2回世界気候会議(地球温暖化対策)開催 ・ 環境庁「環境保全のための環境型社会システム検討会報告書」公表 ・ 環境庁「窒素酸化物自動車排出量抑制方策のあり方について(中間とりまとめ)」を発表 ・ 第1回ごみ資源化促進対策全国大会(和歌山)
	4	・ 季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)	・ 大阪府「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申 ・ 大阪府「NOx機器普及促進方針」策定
3年	2	・ 「大阪市地球環境管理計画検討委員会報告書」公表 ・ 大阪市公害対策審議会「追加型4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申	
	3	・ 上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	・ 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布(一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行) ・ 「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布(法律の有効期限10年延長) ・ 環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・ 西宮川大気汚染公害第一次訴訟第一審判決(大阪地裁) ・ 水質汚濁防止法施行令に係る規制地域及び規制基準告示 ・ 「大阪市大気汚染防止法施行令」制定
	4	・ 追加型4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ・ 大阪市公害対策審議会「追加型4物質に係る規制地域及び規制基準について」制定	・ 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成3年	6	・大阪府公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示される。 ・「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定 ・「大阪市環境教育基本方針」策定 ・「UNEP国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	・公益信託地球環境日本基金設定 ・「土壌の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 ・水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる浄水施設等を特定施設として追加） ・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示 ・再生資源の利用の促進に関する法律施行令「公布、同基本方針」公表 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布 ・環境庁「廃棄物自動車排出総量抑制方針のあり方について」発表 ・「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
	7	・カオダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ・「大阪電気自動車コミュニティシステム事業推進協議会」設立	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加） ・「総湯のおよそのある野生動物植物の保護の規制等に関する法律施行令」一部改正
4年	1	・財団法人「地球環境センター」を設立 ・フェニックス事業開始 泉大津地分場一大阪基地の開設	・水俣病東京訴訟判決（東京地裁） ・「自動車から排出される廃棄物の排出総量の削減のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮問及び答申 ・国連43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定」告示 ・新清水俣病第2次訴訟判決（新潟地裁） ・大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定
	3	・「地球温暖化対策検討会」を設置 ・上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施 ・「産業廃棄物管理計画」を策定 ・電気自動車コミュニティシステム事業稼働始める ・「大阪府省NOx機器普及促進方針」を策定 ・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会へ諮問 ・「国定発生源に係る廃棄物処理計画のあり方」策定 ・「産業廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定	・「自動車から排出される廃棄物処理の特定期間における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）公布 ・「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行」 ・「UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結」 ・「環境基本法のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申
	5	・「アンソニクス」を設立 ・「アンソニクス」を設立 ・「アンソニクス」を設立 ・「アンソニクス」を設立 ・「アンソニクス」を設立	・「自動車NOx法」に係る特定地域の指定 ・自動車NOx法施行 ・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示 ・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準項目追加及び基準値の見直し） ・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての水質環境指針」を策定 ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大气中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ ・「海域の養蚕及び養殖に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「騒音防止法」の一部改正（騒音物質として10物質追加；平成6年4月1日施行） ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の養蚕等について基準設定） ・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出廃棄物処理計画」策定 ・環境庁「排水基準」の一部改正（シクロロメタン等13物質について基準設定；平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく環境規制開始
	6	・「地球温暖化対策検討会」を設立 ・「地球温暖化対策検討会」を設立 ・「地球温暖化対策検討会」を設立 ・「地球温暖化対策検討会」を設立 ・「地球温暖化対策検討会」を設立	・「自動車NOx法」に係る特定地域の指定 ・自動車NOx法施行 ・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示 ・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準項目追加及び基準値の見直し） ・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての水質環境指針」を策定 ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大气中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ ・「海域の養蚕及び養殖に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「騒音防止法」の一部改正（騒音物質として10物質追加；平成6年4月1日施行） ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の養蚕等について基準設定） ・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出廃棄物処理計画」策定 ・環境庁「排水基準」の一部改正（シクロロメタン等13物質について基準設定；平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく環境規制開始
	8	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	9	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	11	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	12	・ニューアース93（地球環境技術展）に大阪市参加	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
6年	1	・クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印 ・本市職員をクリチバ市へ派遣	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	1	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	2	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成4年	6		・「自動車から排出される廃棄物処理の特定期間における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）公布 ・「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行」 ・「UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結」 ・「環境基本法のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申
	7		・「自動車NOx法」に係る特定地域の指定 ・自動車NOx法施行 ・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示 ・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準項目追加及び基準値の見直し） ・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての水質環境指針」を策定 ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大气中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ ・「海域の養蚕及び養殖に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「騒音防止法」の一部改正（騒音物質として10物質追加；平成6年4月1日施行） ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の養蚕等について基準設定） ・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出廃棄物処理計画」策定 ・環境庁「排水基準」の一部改正（シクロロメタン等13物質について基準設定；平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく環境規制開始
	8	・産業廃棄物処理調査の実施 ・市民環境学習ルーム開設 ・「大阪府国定発生源環境技術センター開設要領」の改定 ・北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集システム実用開始 ・射地球環境センターの特定公益推進法人化認可	・「自動車NOx法」に係る特定地域の指定 ・自動車NOx法施行 ・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示 ・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準項目追加及び基準値の見直し） ・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての水質環境指針」を策定 ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大气中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ ・「海域の養蚕及び養殖に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「騒音防止法」の一部改正（騒音物質として10物質追加；平成6年4月1日施行） ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の養蚕等について基準設定） ・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出廃棄物処理計画」策定 ・環境庁「排水基準」の一部改正（シクロロメタン等13物質について基準設定；平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく環境規制開始
	10	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	11	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	12	・ニューアース93（地球環境技術展）に大阪市参加	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
5年	3	・大気汚染発熱時監視システムを更新 ・大阪府産業物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ・「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発行 ・地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコピア2000）完了 ・環境部機構改革により関係の統合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ・大阪府産業物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ・大阪府環境保全推進本部の設置	・「自動車NOx法」に係る特定地域の指定 ・自動車NOx法施行 ・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示 ・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準項目追加及び基準値の見直し） ・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての水質環境指針」を策定 ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大气中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ ・「海域の養蚕及び養殖に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「騒音防止法」の一部改正（騒音物質として10物質追加；平成6年4月1日施行） ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の養蚕等について基準設定） ・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出廃棄物処理計画」策定 ・環境庁「排水基準」の一部改正（シクロロメタン等13物質について基準設定；平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく環境規制開始
	4	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	8	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	9	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	11	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	12	・ニューアース93（地球環境技術展）に大阪市参加	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
6年	1	・クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印 ・本市職員をクリチバ市へ派遣	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	1	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設
	2	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設	・「環境影響評価制度のあり方について」大阪府公害対策審議会から答申 ・UNEP国際環境技術センター竣工 ・大和川清流ルネッサンス21設立 ・鶴見リサイクル選別センター開設

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成6年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定</li> <li>大気発生源常時監視システムを更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行）</li> <li>大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定</li> <li>環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出水中に含まれる悪臭物質に係る規制基準設定：平成7年4月1日施行）</li> <li>第1回「環境の日」</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪電気自動車コミュニティシステム」基本計画策定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
8年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> <li>「大阪府環境基本条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成8年	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市くみん施設管理指針」制定</li> <li>「FAPEC環境技術交流促進推進運営協議会」に大阪府参画</li> <li>リサイクルプラザが赤川開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境庁「大気汚染防止法」の一部改正（有害大気汚染物質削減の推進に関する規定の整備、自動車排出ガス規制の強化）の拡大（125cc以下の原動機付自転車等）の追加、建築機械等の作業に伴うアスベストの飛散防止に係る規定の整備（他）</li> <li>環境庁「水質汚濁防止法施行令」の一部を改正する政令（地下水の水質浄化に係る措置等）を公布</li> <li>（平成9年4月1日施行）</li> <li>大阪府「化学的酸素要求量に係る燃費削減計画」策定</li> <li>環境庁「騒音規制法施行令」の一部改正の公布（特定地域に設置される建設作業にバックホウ等を追加：平成9年10月1日施行）</li> <li>環境庁「ハンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準設定」</li> <li>環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定</li> <li>自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市環境基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境エムックスセンター」設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」制定</li> </ul>

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成10年			
	5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「外国性内分泌擾乱化学物質問題への環境庁の対応方針について―環境ホルモンの総論計画SPEED'98―」策定</li> <li>・環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要綱項目」に300物質選定</li> <li>・「地球温暖化対策推進大綱」策定</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正公布</li> <li>・環境庁「ダイオキシン類緊急全国一斉調査（大気、河川水、地下水、土壌、底質、水生生物他）」開始</li> <li>・西淀川公害訴訟和解合意（原告・国・阪神高速道路公社）</li> <li>・カンリオン・LPG自動車の排ガス規制強化（平成12年～14年規制）について</li> <li>・環境庁「騒音に係る環境基準」の改正（平成11年4月1日施行）</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験観察園オープン</li> </ul>	
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ増設開設</li> </ul>	
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定</li> </ul>	
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市都市景観条例」施行</li> </ul>	
11年			
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」策定</li> </ul>	
	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正</li> <li>・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」についての一部を改正する件」が告示（陽酸性産業及び亜陽酸性産業、ふっ素、塩素が健康項目に追加）</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市地球新エネルギービジョン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出口における臭気指数規制基準の算定方法の改正：平成11年9月13日施行）</li> <li>・ダイオキシン対策関係閣議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示す</li> </ul>
	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市水環境計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎公害訴訟和解合意（原告・国・首都高速道路公社）</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市環境影響評価条例」施行</li> <li>・「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」答申</li> <li>・「大阪市廃棄物処理施設設置等検討委員会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境影響評価法」施行</li> <li>・「大阪府環境影響評価条例」施行</li> <li>・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定・公布</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定・公布</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューアース'99(地球環境技術展)・低公害車フェア in おおさか同時開催</li> </ul>	
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市土壌汚染対策専門委員会」設置</li> </ul>	
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎を対象とした国際環境規格(ISO 14001)の認証登録</li> <li>・「大阪市景観形成基本計画」策定</li> <li>・水質常時監視システムを更新</li> </ul>	
12年			
	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行</li> </ul>

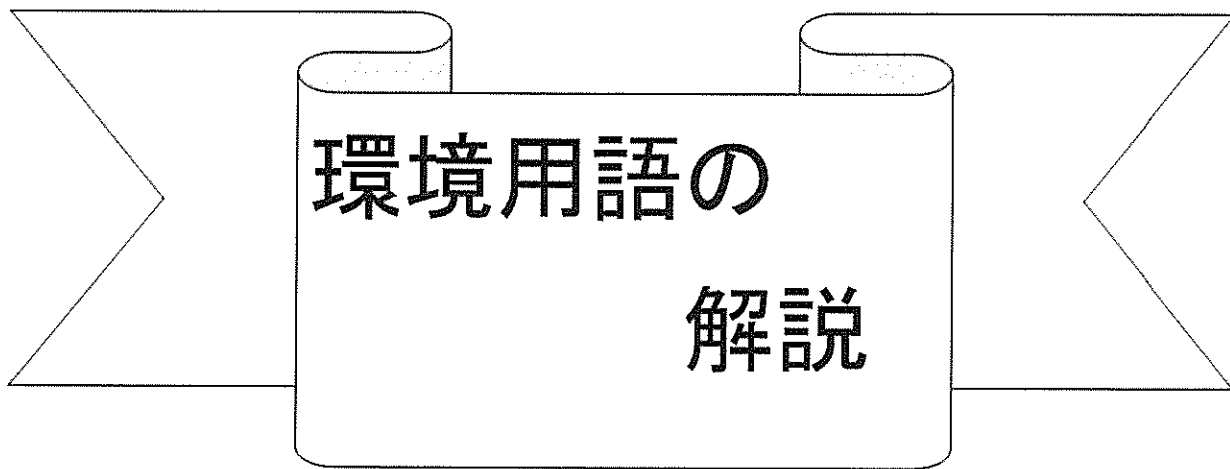
年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成12年			
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動車騒音の制限（要請限度）の改正」による区域の指定」の告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「自動車騒音の制限（要請限度）」の改正（平成12年4月1日施行）</li> <li>・大阪府地球温暖化対策推進計画の策定</li> <li>・大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定</li> <li>・環境庁「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・財団法人エムエックスセンター設立</li> <li>・「容器包装に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行</li> <li>・「国等による廃棄物の再資源化等に関する法律」公布</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正</li> <li>・「産業廃棄物の処理に係る特定施設設備の促進に関する法律」一部改正</li> <li>・「食品廃棄物の再生利用等の促進に関する法律」公布</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」公布</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市緑の基本計画」策定</li> <li>・「大阪市一般廃棄物処理基本計画」策定</li> <li>・「大阪市保健所」開設</li> </ul>	
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市PCB適正処理検討委員会」設置</li> <li>・大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエネコプラザ）開設</li> <li>・「都心中央部」景観形成地域指定</li> </ul>	
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なにわの海の航空館」開設</li> </ul>	
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎公害訴訟和解合意（原告・国・阪神高速道路公社）」</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相大ごみ申告制の全市実施」</li> <li>・「まち美化パートナー」制度開始</li> </ul>	
13年			
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境警察局西淀工場で国際環境規格(ISO14001)認証取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正（ふっ素及び塩素が追加）</li> <li>・環境省「水質環境基準の類型指定」改訂（神崎川）</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道局と環境保健局環境部を合併し都市環境局を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定家庭用機器再商品化法」完全施行</li> <li>・環境省「シクロロメタンに係る大気環境基準の改定」告示</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「花と緑と自然の情報センター」開設</li> <li>・「新洲工庫」開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布</li> <li>・自動車NOx法の改正法（自動車NOx・PM法）公布</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本計画」策定</li> <li>・「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」大阪府環境審議会から答申</li> <li>・「容器包装プラスチック分別収集のテスト実施（市内4区）」</li> <li>・環境警察局西淀工場で国際環境規格(ISO14001)認証取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋南部公害訴訟和解合意（原告・国・企業）</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境警察局八尾工場で国際環境規格(ISO14001)認証取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「第5次水質汚濁対策の削減基本方針」を関係都府県に通知</li> </ul>
14年			
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな「大阪市自動車公害防止計画」策定</li> <li>・「大阪府後所温室効果ガス排出抑制等実行計画」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の土壌環境保全対策のあり方について」中央環境審議会答申</li> <li>・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行</li> <li>・「土壌汚染対策法」公布</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準の騒音評価システム構築</li> <li>・「建設リサイクル実施要領」作成</li> <li>・平成14年度建設工事より適用</li> </ul>	



年	月	大阪府、国、その他	月	大阪府、国、その他	
平成14年	4	・大阪府グリーン調達方針 策定 ・「大阪市ヒートアイランド対策推進協議会」設置 ・「屋上緑化推進ポータルシステム実施 ・「なにわエコライフ認定制度」モジュール実施	6	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正・公布 ・環境省「水質環境基準の類型指定」改訂(安原川) ・大阪府「化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る処理施設設置計画及び処理施設」実施 ・「なにわエコライフ認定制度」モジュール実施 ・環境省「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」において一部改正(水質の厳格化を含む。) ・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」公布	
	5	・放出下水処理場等環境環境規格 (ISO14001) 認証取得	7	・環境省「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」において一部改正(水質の厳格化を含む。) ・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」公布	
	6	・「大阪市地球温暖化対策推進計画」の策定	10	・東京大気汚染公害訴訟の東京地裁判決	
	8	・ニューアース02(地球環境技術院)・省公害車フェアinおさか同時開催			
	10	・グリーンコーポラティブター第一期生認証(23名)	2	・「土壌汚染対策法」施行	
	11	・24区役所・WTCビル等6箇所の廃棄物処理と本庁舎も含めてオフィス系系庁舎として国際環境規格(ISO14001)の認証登録	3	・大阪府「環境型社会形成推進条例」公布 ・「第3回世界水フォーラム」開催 ・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の一部改正 (平成16年1月1日施行) ・「環境型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「自動車排出ガスの量の計量規格」の一部改正 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基本計画」策定	
	12	・環境省「ISO14001」の認証登録 ・環境省「ISO14001」の認証取得	4	・「大阪府グリーン配送」実施	
	15年	2	・「第1期 大阪市環境基本計画」の策定	5	・大阪府「水質環境基準の類型指定」改訂(寝屋川水俣・市内河川水俣)
	3	・水質汚濁常時監視テレメータシステム更新 ・「(第4次) 大阪市産業廃棄物処理計画」策定	6	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 ・「大阪府ヒートアイランド対策検討委員会」設置	
	4	・「大阪府グリーン配送」実施	10	・「環境の保全のための意欲の増進及び環境改善の推進に関する法律」施行 (人材認定等事業の登録等に関する規定は、平成16年10月1日から施行)	
5	・「公共建築物の屋上緑化設計指針」策定	11	・環境省「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正 (生活環境項目に全垂線を追加)		
6	・「大阪市浮遊粉子状物質対策推進計画」策定	1	・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(土壌汚染関連)施行		
8	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得	3	・「自動車排出ガスの量の計量規格」の一部改正 ・「ヒートアイランド対策大綱」の策定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正		
9	・「おさかFCV推進会議」設置 ・「大阪市公害対策自動車リース事業」開始	4			
10	・「大阪府環境審議会」に「大気環境委員会」を設置 ・「大阪府環境審議会」に「大気環境委員会」を設置 ・「大阪府環境審議会」に「大気環境委員会」を設置				
16年	1	・環境省「ISO14001」の認証取得	1	・「大阪府自動車交通環境計画」策定	
2	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得	3	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得		
4	・「大阪府グリーン配送推進運動」募集開始				

年	月	大阪府、国、その他	月	大阪府、国、その他	
平成16年	5	・「大阪市産業物の資源推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正 (平成16年10月18日施行 産業廃棄物の不適正処理防止対策等を追加)	5	・「大阪市産業物の資源推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正 (平成16年10月18日施行 産業廃棄物の不適正処理防止対策等を追加)	
	6	・「なにわエコ会議」設立	6	・「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」策定 ・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」の一部施行 (解体業・解体業の許可制)	
	8	・「大阪市環境審議会」設置	7	・「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」策定 ・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」の一部施行 (解体業・解体業の許可制)	
	10	・「CASBEE大阪(大阪市建築物総合環境評価制度)」実施 ・「まち美化パートナー制度」を全区に拡大 ・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	10	・「環境の保全のための意欲の増進及び環境改善の推進に関する法律」の公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律」の公布 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の一部を改正する法律」の公布	
	17年	3	・「大阪市PCB廃棄物処理計画」策定 ・下水道科学館リニューアールオープン ・「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」策定 ・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	1	・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」の全面施行 ・「(第4次) 大阪市環境基本計画」策定 ・「京都府環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)
	4	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	2	・「大阪府環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	
	6	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	3	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	
	8	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	4	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	
	9	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	6	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	
	12	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	8	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	
18年	2	・「大阪市一般廃棄物処理基本計画」改訂 ・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	2	・「石綿による健康被害の防止に関する法律」の公布 ・「石綿による健康被害の防止に関する法律」の公布 ・「石綿による健康被害の防止に関する法律」の公布	
3	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	3	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)		
4	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	4	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)		
19年	2	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	6	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	
3	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	7	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)		
4	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)	8	・「大阪市環境局環境局環境規格 (ISO14001) の認証取得」(既取得7工場と堺区工場システム統合)		
			5	・「国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」成立	





# 環境用語の 解説

(注) 用語については、本文中に\*印を付けています。



【あ】

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NOx等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アジェンダ21

1992年の地球サミットで採択された21世紀にむけて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。

アスベスト

アスベストは石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐摩耗性にすぐれているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていたが、発がん性などの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じんに指定され、発生施設に対し、規制基準が定められている。アスベストに関連がちなとして確認されている疾患は、アスベスト肺、肺がん等がある。

【い】

一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素 (CO) とは、主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したものである。人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高いと、生命が危険となる。

【え】

エコ・ステーション

電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク

環境保全を支援する商品開発の促進を目的として、(財)日本環境協会が環境保全に役立つと認定した商品につけるシンボルマーク。「私たちの手で、地球を・環境を守ろう」という気持ちを表している。

【お】

大阪湾フェニックス事業

近畿圏の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれた大阪湾埋立て事業。I期計画として、尼崎沖と泉大津沖に埋立処分場がある(管理型区域は平成14年3月末で受け入れ終了)。現在、II期計画として、神戸沖埋立処分場の受け入れを実施しており、大阪中に埋立処分場の建設が進められている。

オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物、酸化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化水素等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。

オゾン層

成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン(O<sub>3</sub>)が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚がんが増加するといった人の健康への悪影響が生じるといわれている。

汚泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理施設において水を浄化した時に発生する泥状物質の総称。有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体を温室効果ガスとよび、二酸化炭素(炭酸ガス)、フロン、メタンなどがあ

【か】

化学的酸素要求量 (COD)

Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚染状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

活性汚泥

多数の好気性(呼吸時に酸素を必要とする)バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘着の薄片(フロック)を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈澱しやすいため下水の生物学的処理に用いられ、この処理法を活性汚泥法という。

化粧箱

紙、プラスチック、金属等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料その他の物を製造するために設けられた施設。

環境影響評価(環境アセスメント)制度

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らからその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

環境健康サーベイランス

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、

長期的かつ予見的観点をもち、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定期的に継続的に観察すること。

乾式測定法(紫外線吸収法)

オゾンは波長254nm付近の紫外線領域をもちとよく吸収する。試料に波長254nm付近の紫外線を照射し、オゾンによって吸収される紫外線の量を測定することでオゾン濃度を測定する方法。

官能試験

一般には人間の感覚を通して、対象物の評価を行うことをいう。においの場合は嗅覚によって評価を行うことで、悪臭や芳香の強さ、快・不快度、においの質等を評価することができる。

区間感測

潮の干満によって河川の流れや水位が影響される河口付近の、勾配が緩やかにゆるやかな区間のこと。

【き】

幾何平均値

幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。数式で表すと次のとおりとなり、比率を問題とする場合などに用いられる。

(幾何平均値) = (X<sub>1</sub> × X<sub>2</sub> × … × X<sub>n</sub>)<sup>1/n</sup>

アスベストの測定値は、測定範囲が著しく広く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。

揮発性有機化合物 (VOC)

Volatile Organic Compoundsの略で揮発性を有し大気中でガス状となる有機化合物の総称。塗料溶剤、接着剤、インキ、洗浄剤等に含まれ、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど約200種類の物質がある。

<p>吸光度法 試験物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試薬を加えて発色させた溶液などの吸光度を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。 窒素酸化物、光化学オキシダント等の測定に用いられている。</p>	<p>【こ】 公 告 事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。</p>	<p>より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。 ストレーナー 工業用水法及び建物用地下水の採取の規制の法 律におけるストレーナーとは、井戸の取水管部と いう意味で用いられている。</p>	<p>【せ】 生物化学的酸素要求量 (BOD) Biochemical Oxygen Demand の略で、 水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使 われている。水中の有機物を微生物が分解するこ と、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。 単位はmg/lで表される。</p>
<p>【し】 時間率騒音レベル (L50) 対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の 占める時間の割合が50%であるようなレベル値 のこと。</p>	<p>【す】 スーパー中核港湾 官民が連携して港湾の重点投資や機能強化を 進め、アジア主要港に対抗できる国際拠点港を言 てるプロジェクト。具体的には港湾コストの三割 引き下げや、現在は三日程度のリードタイムを一 日程度にするのが目標。平成16年7月に国にお いて、阪神港（大阪港・神戸港）、赤浜港（東京 港・横浜港）、伊勢湾（名古屋港・四日市港）の 三港湾を指定した。大阪港では夢洲コンテナター ミナルが対策施設となっている。</p>	<p>【た】 ダイオキシソキソ類 塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジ ベンゾパラベンジオキソシンとポリ塩化ジベンゾパ ラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で あり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意 図的に生成される。</p>	<p>【そ】 総量規制 ある地試で排出される汚染物質を、その地試全 体の総量で規制しようとする規制方式の一つであ る。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全 上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物 質の許容排出量を定めて規制する方法。</p>
<p>【せ】 高度処理 活性汚泥法に代表される高級処理による下水処 理水の水質を、さらに向上させるために行われる 処理法のこと。SS、BODをさらに除去するた めの急速ろ過法や、リン、窒素を除去するための 嫌気好気法、担体利用窒素除去法などがある。</p>	<p>【さ】 コーゼネレーションシステム 一つの燃料源から2つ以上の異なるエネルギー （電気と熱エネルギーなど）を取り出してエネル ギーを効率的に利用するシステムのことで、発電 に伴い発生する排熱を利用して給湯、空調等の工 ネルギーとして利用するシステムなどという。</p>	<p>【た】 サイマルリサイクル ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回 収することにより、リサイクルを図ること。</p>	<p>【そ】 グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格、機能、 品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少な いものを選択的に購入すること。平成13年度か ら、「国等による環境物品等の調達推進等に関 する法律（グリーン購入法）」が実施され、国や 地方公共団体はグリーン調達に努めている。</p>
<p>【せ】 急速ろ過 砂、アンストライクなどからなる過剰に、一 般的にはろ過速度200～300m/日で高級処理水 や凝集沈殿水を通し、その中に含まれる浮遊物を 除去すること。</p>	<p>【さ】 グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格、機能、 品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少な いものを選択的に購入すること。平成13年度か ら、「国等による環境物品等の調達推進等に関 する法律（グリーン購入法）」が実施され、国や 地方公共団体はグリーン調達に努めている。</p>	<p>【た】 嫌気好気法（嫌気好気活性汚泥法） 活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気（酸素が 存在しないか少量しか存在しない状態）部分と好 気（酸素が存在する状態）部分を設け、状態の異 なる部分を活性汚泥に連続して連続させることで 生物学的にリンを除去する方法。</p>	<p>【そ】 グリーン配送 物品等の輸送に、低公害車などの環境負荷の 少ない車を使用すること。</p>
<p>【せ】 急速ろ過 砂、アンストライクなどからなる過剰に、一 般的にはろ過速度200～300m/日で高級処理水 や凝集沈殿水を通し、その中に含まれる浮遊物を 除去すること。</p>	<p>【さ】 グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格、機能、 品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少な いものを選択的に購入すること。平成13年度か ら、「国等による環境物品等の調達推進等に関 する法律（グリーン購入法）」が実施され、国や 地方公共団体はグリーン調達に努めている。</p>	<p>【た】 嫌気好気法（嫌気好気活性汚泥法） 活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気（酸素が 存在しないか少量しか存在しない状態）部分と好 気（酸素が存在する状態）部分を設け、状態の異 なる部分を活性汚泥に連続して連続させることで 生物学的にリンを除去する方法。</p>	<p>【そ】 グリーン配送 物品等の輸送に、低公害車などの環境負荷の 少ない車を使用すること。</p>

【た】  
耐容1日摂取量 (TDI)  
長期にわたり体内に取り込むことにより悪影響  
が懸念される化学物質について、その量までは

【そ】  
総量規制  
ある地試で排出される汚染物質を、その地試全  
体の総量で規制しようとする規制方式の一つであ  
る。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全  
上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物  
質の許容排出量を定めて規制する方法。

【た】  
ダイオキシソキソ類  
塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジ  
ベンゾパラベンジオキソシンとポリ塩化ジベンゾパ  
ラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で  
あり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意  
図的に生成される。

【そ】  
総量規制  
ある地試で排出される汚染物質を、その地試全  
体の総量で規制しようとする規制方式の一つであ  
る。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全  
上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物  
質の許容排出量を定めて規制する方法。

人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重 1kg 当たりの 1 日の摂取量。

#### 脱 硫

大気中の硫黄酸化物を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を少なくしたり、燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。

#### 炭化水素類 (HC)

炭化水素類とは、炭素と水素の化合物の総称。光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素はメタンを除き非メタン炭化水素と呼ぶ。炭化水素はこのメタンも含んだもの。大気中の炭化水素の発生源は自然由来以外では塗料や印刷などの溶剤の使用、貯蔵施設、自動車などである。

#### 担体利用窒素除去法

好気槽に高密度の微生物を生息させた担体 (通常 3~4mm 程度の立方体又は球体をした合成樹脂) を槽容積の数%の割合で投入することにより、微生物による下水中の窒素の酸化 (硝化反応) 速度を高め窒素を除去する方法。

#### 【ち】

##### 直接噴射式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一つで、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や炭化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。

#### 【こ】

##### 低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車を指す。大抵市は、メタノール自動車は低公害車の対象から外し、車両総重量 3.5 t 超の LPG 車は低公害車の対象に含む。

##### ディスプレイ

野菜くずなどの生ごみを貯蔵するための装置。

多くの地方自治体では、下水管の詰まりや悪臭の原因等になることからディスプレイボーズ単体の使用の自粛を要請している。

#### ディーゼル車

ガソリンよりも揮発性の低い軽油等の燃料を使って走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形式の違いにより、直噴式と副室式に分類することができる。NOx 及び PM の排出量はガソリン車に比べ相当大きい。

#### デシベル (dB)

音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として閾小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルで dB と表す。また、振動についても dB が用いられる。

#### 電気自動車

バッテリー (蓄電池) に備えた電気でモータを回転させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車 (ガソリン車やディーゼル車など) と比べ大幅に減少する。

#### 電気伝導度

水溶液の電気伝導度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気泳動速度によって比例するので、水中の電解質や全溶解固形物の量を示す指標にもなる。電気伝導度を連続的に測定することによって、排水場における排水の流入、抗酸状況の把握を推定するのに役立つ。

#### 天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス (CNG)

G) として利用する CNG 自動車世界的に最も普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較して NOx の排出量も大幅に少ない。

#### 【と】

##### 等価騒音レベル (Leq)

一定の測定時間内で変動する騒音レベルをエネルギー平均値として表したものの。単位はデシベル (dB) が用いられる。

##### 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。廃エアコン、廃テレビ等に含まれる PCB 使用部品や感染性一般廃棄物などがあげられる。

##### 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい廃油、香しい腐食性を有する廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物 (廃 PCB やカドミウム等の重金属を含む汚泥など) が特別管理産業廃棄物とされている。

##### トータルダイエツスタディ (一日摂取量調査)

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を 14 群に分け、小売店などから食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとの化学物質等の分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。

#### トップランナー方式

エネルギー消費効率が、現在商品化されている製品のうちで最も優れている製品をトップランナーとし、トップランナーを目標として、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。

#### 【な】

##### 内航フェリー

基幹航路 (北米、欧州) など外国航路が寄港しない国内各港と、主要港を接続する海上輸送サービス。内航フェリー船とは外航コンテナのみを積載してこのサービスを行うもの。

##### 内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)

生物やヒトの体内に摂取された際、体内で蓄まれている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質のこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、生殖作用などの異常を引き起こす可能性があると考えられている。

#### 【に】

##### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分 (S 分) が燃焼により、空気中の酸素 (O<sub>2</sub>) と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

##### 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や酸窒によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

##### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) とは、主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素 (NO) がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼

吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸雨および化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

**【の】**  
 ノーボイモデルゾーン  
 ボイ捨て防止を推進するモデル地区として、市内の繁華街やターミナル等に指定しているゾーンに標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーデーフリーチケット  
 毎月20日のノーマイカーデー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・ニュートラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことで、チケットを見せることにより大坂城などの文化・観光施設の当日入場料が割引になる。

**【は】**  
 ばい煙  
 大気汚染防止法で、次のものをばい煙と定められている。  
 ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 ②燃料その他の燃焼または燃源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ③物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「鉛及びその化合物」及び「窒素酸化物」

ハイブリッド車  
 エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれ利点を組み合わせて駆動することにより、低公害や省エネルギー化を図った自動車。

ハイポリウムエアサンプラー  
 大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、

大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸引して、ろ紙に捕集することができる装置。

パーオキシアセチルナイトレート（PAN）  
 光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「光化学オキシダント」と称され、光化学反応による大気汚染の状態をあらわす指標とされている。

バス優先・専用レーン  
 一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの定時性の確保等の利便性向上を図るものがある。

花と緑の協定  
 地域のグループと大阪市が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざそうと実施している。大阪府は、プランターと土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行ってもらっている。

バラストマット  
 バラストとは、線路に敷く小石や砂利のことで、そのバラストの下にゴム状のマットを敷くことにより、さらに振動を防ぐことができる。

**【ひ】**  
 ヒートアイランド  
 都市活動に伴うクーラー等の排熱や地表面のコンクリート化等により、都市の気温が郊外と比べて高くなる現象。等温度線を描くと、温度の高いところが島のように出現するので、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

非メタン炭化水素  
 光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗

袋や印刷などの溶剤の使用や洗剤施設、自動車などである。

**【ふ】**  
 富栄養化  
 水の流れが少ない閉鎖性水域で、栄養塩類などの窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

副室式  
 ティーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、副燃焼室間の絞りを通過するガスの移動を利用して燃焼室を合する方法で、構造が複雑なため、直接噴射式に比べて耐久性や燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少なく、また騒音も小さい。

浮遊粒子状物質（SPM）  
 大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが10μm（マイクロメータ：1mmの1000分の1）以下のものをいう。工場での物の粉砕時や自動車の走行から発生する塵が、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺洞に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質（懸濁物質）（SS）  
 水中に浮遊懸濁している微細な物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因になる。

プラント排水  
 ごみ処理施設においては、主にごみを焼却した後の燃えかさを冷却するために使用した水のこと。（その他各機器の洗浄水も含まれる。）

フロン  
 フロンは、フッ素と炭素からなる化合物の総称

て、正式名称はフルオロカーボンという。特に塩素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定していて人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロンガスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

粉じん  
 ばいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴って発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生し、また飛散する物質を指す。

**【へ】**  
 ヘドロ  
 本来は、河川により運搬され、河口付近に堆積した微細粒子からなる超軟弱地盤のことであるが、工場排水により発生する産業汚泥が問題となっている。

ベントナイト安定液  
 土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ベントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

**【ほ】**  
 保水性舗装  
 道路の表層に保水性の舗装剤（吸水性ポリマーやマイクロ単位粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことで、そこに蓄えられた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができ

る。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）  
 PCBは不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用



途に使用されていた。カネミ油症事件の原因物質であり、中毒症状として、目やに、爪や口唇粘膜の色紫沈着、皮膚硬化疹（魚鱗二キビ）、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されている。

【ま】

まち美化パートナー制度  
この制度は、繁華街やターミナルなどから大阪市が選んだ公共スペースを、市民の皆さんや事業者の方に引き受けていただき、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪府が必要な支援（ユニフォーム・清掃用具・啓発用品の交付、ボランティア保険の加入、活動を顕彰するまち美化パートナーサインの掲出）をおこなうもの。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）システム

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理（収集・運搬又は処分）を他者に委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・運搬業者名、処分業者名等を記載する伝票（マニフェスト）を使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認するための制度。

モーダルシフト

トラックによる中・長距離の貨物輸送を、鉄道や船舶など、より環境負荷の小さい輸送手段に転換すること。

【よ】

溶存酸素（DO）

水中に溶けている酸素量を%で表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水気の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

溶融スラグ

脱汚泥や焼却灰を汚泥溶融炉で1500℃近い高温で燃やすとドロドロに融けた液状の物質となる。この液状の物質が冷え固まってできる岩

状の混合固形物。

粒子状物質（PM）

Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼んでおり、ばいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロソールも含まれる。なお、粒子の大きさが2.5μm以下の粒子を一般的にPM2.5という。

【ろ】

ローポリウムエアサンプラ

大気中に浮遊する粒径10μm以下の粒子状物質を測定するためにフィルタータンクに捕集する装置のこと。長期観測（一般的には一週間）の平均濃度の測定に用いられる。

BOD

生物化学的酸素要求量の欄を参照

CO

一酸化炭素の欄を参照

CO<sub>2</sub>

二酸化炭素の欄を参照

COD

化学的酸素要求量の欄を参照

COP3（気候変動枠組み条約第3回締約国会議）

1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を減少させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の総排出量を1990年に比べて約5%削減させることなどが決定された。

dB

デシベルの欄を参照

DPF

Diesel Particulate Filterの略称。ディーゼル車の排気管に取り付け、排ガス中の粒子状物質をフィルターでこしとって除去する装置。

ESCO

Energy Service Companyの略称。工場やビル等の施設に対し、省エネルギーに必要な技術、設備などの包括的なサービスを提供し、そこから生じる燃料水費等のメリットの一部を経費の一部として受取る事業。

H<sub>2</sub>C

炭化水素類の欄を参照

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change:気候変動に関する政府間パネル）

国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）により1988年に設立された政府間機関。世界各国の研究者の参加のもと、地球温暖化に関する化学的・技術的・社会経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務としている。

ISO14000シリーズ

International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際標準規格である。

ISO14001

環境マネジメントシステムの国際規格。組織が自らの活動、製品及びサービスが環境に与える影響を把握するよう配慮し、その改善を継続的に進めていくための環境管理のしくみ（環境マネジメントシステム）を構築するための仕様（要求事項）を定めたもの。

JICA（国際協力機構）

1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団等の業務統合により設立された。開発途上国に対して技術・開発協力、人材育成などの支援・協力事業を行っている。

LEV-7

「京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会」が、市販自動車のなかでも、より窒素酸化物等の排出量が少ない自動車をメーカーから募集し、排出ガス値が指定基準以下と認められた自動車を「LEV-7」（京阪神七府県市指定低排出ガス車；レブセブン）として指定している。指定基準は、NOx等の排出量について、国が定める平成17年基準の排出ガス規制値より75%削減したものをLEV、50%削減した

<p>ものを17LEVの2段階で区分。平成12年基準の排出ガス規制値より75%削減したものを1LEV、50%削減したものを2LEV、25%削減したものを3LEVの3段階で区分している。</p>	<p>擬するサンプラーにより、窒素酸化物平均濃度を測定する簡易な方法。</p>	<p>UNEP (国連環境計画) 1972年に設立された環境保護を活動内容とする国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、国連諸機関の環境活動に対して総合的な調整管理を行う。</p>
<p>Leq 等価騒音レベルの欄を参照</p>	<p>PRTR法 PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)は、有害性のある多種多様な化学物質が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出したが、あるいは廃棄物として移動したかというデータを把握し集計、公表するしくみで、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、平成13年4月から施行されている。</p>	<p>WECPNL (うるささ指数) 航空機騒音の評価方法で航空機騒音の特異言や継続時間の違いによる、うるささの差異及び時間帯によるうるささの差異を補正した評価単位である。</p>
<p>LPG車 液化石油ガスを燃料としてエンジンを駆動して走行する自動車。黒煙を排出せず、ディーゼル車と比べてNOxの排出量が大幅に少ない。</p>	<p>RDF (ごみ固形燃料) Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙や木などの可燃物を分別し、粉碎・圧縮・乾燥して固形燃料化したもの。</p>	
<p>Leo 時間率騒音レベルの欄を参照</p>	<p>SO<sub>2</sub> 二酸化硫黄の欄を参照</p>	
<p>NO<sub>2</sub> 二酸化窒素の欄を参照</p>	<p>SPM 浮遊粒子状物質の欄を参照</p>	
<p>Ox オキシダントの欄を参照</p>	<p>SS 浮遊物質(懸濁物質)の欄を参照</p>	
<p>PAN パーオキシアセチルナイトレートの欄を参照</p>	<p>TDI 耐容1日摂取量の欄を参照</p>	
<p>PCB ポリ塩化ビフェニルの欄を参照</p>	<p>TEQ (毒性等量) ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンを基準として換算した量のこと。</p>	
<p>PH 水素イオン濃度の欄を参照</p>		
<p>PM (PM 2.5) 粒子状物質の欄を参照</p>		
<p>PTIO法 PTIO (Phenyl-tetramethylimidazole-oxide-oxyl) を酸化剤として一酸化窒素を選択的に酸化させ、一酸化窒素、二酸化窒素を同時捕</p>		

重さの単位

k g (キログラム)	$10^3$ g
g (グラム)	
mg (ミリグラム)	$10^{-3}$ g (千分の1グラム)
$\mu$ g (マイクログラム)	$10^{-6}$ g (100万分の1グラム)
ng (ナノグラム)	$10^{-9}$ g (10億分の1グラム)
pg (ピコグラム)	$10^{-12}$ g (1兆分の1グラム)

濃度の単位

- ppm (parts per million) 100 万分の1を1 ppmという。  
大気汚染物質の場合は、 $1\text{m}^3$ 中の $1\text{cm}^3$ のガス容量を  
表している。なお、大気中の炭化水素類については炭  
素原子数で換算した値ppmcで表す。
- ppb (parts per billion) 10億分の1を1 ppbと表している。  
1 ppmの1000分の1を表している。
- ppt (parts per trillion) 1兆分の1を1 pptと表している。  
1 ppbの1000分の1を表している。